

## 近世後期大和国御所町に関する研究

著者	中井 陽一
発行年	2012-03-31
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第431号
URL	<a href="http://doi.org/10.32286/00000311">http://doi.org/10.32286/00000311</a>

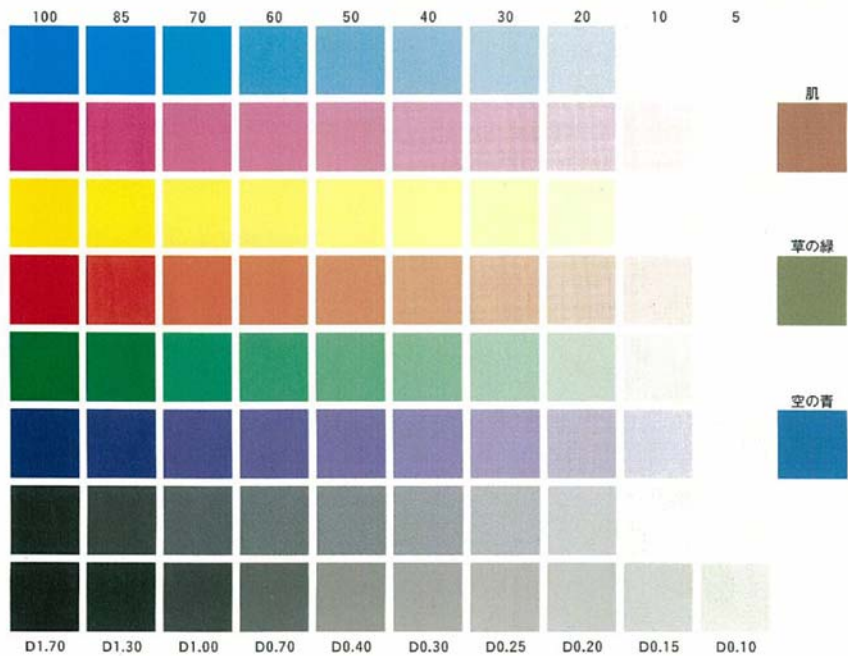
We conduct many of these  
We conduct many of these  
We conduct many of these



We conduct many of these  
We conduct many of these  
We conduct many of these

# 博士論文

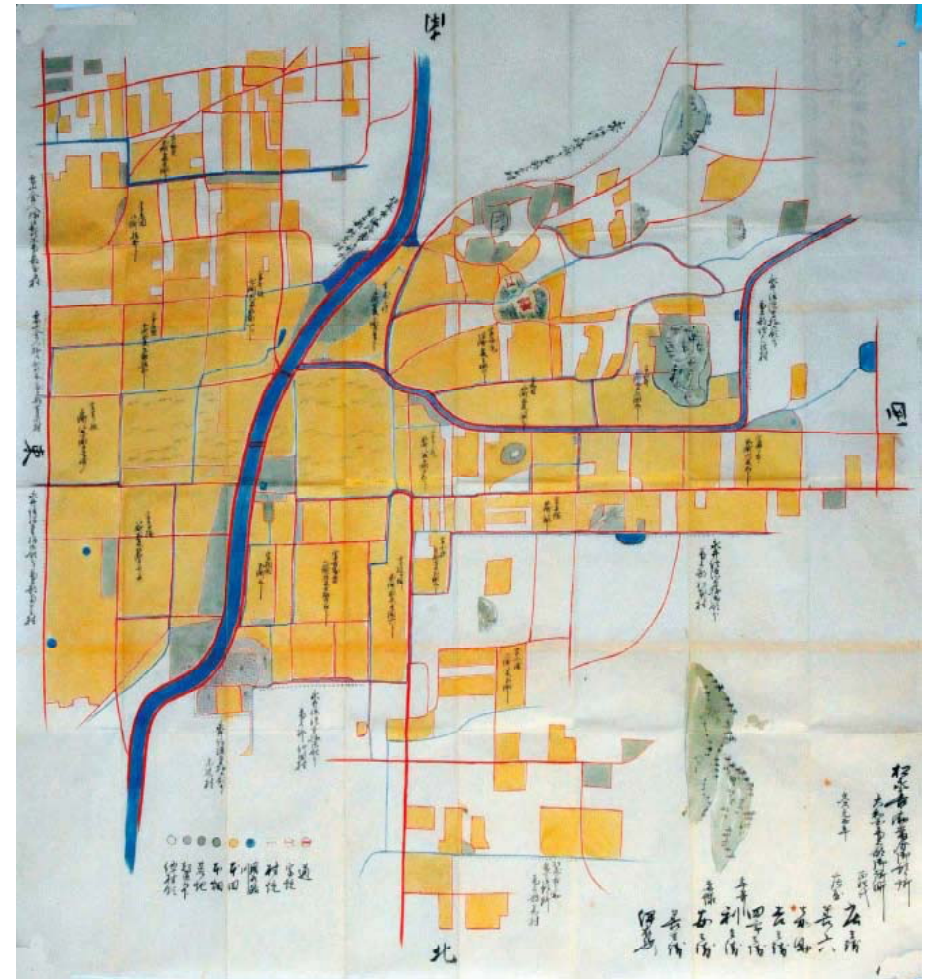
近世後期大和国御所町に関する研究



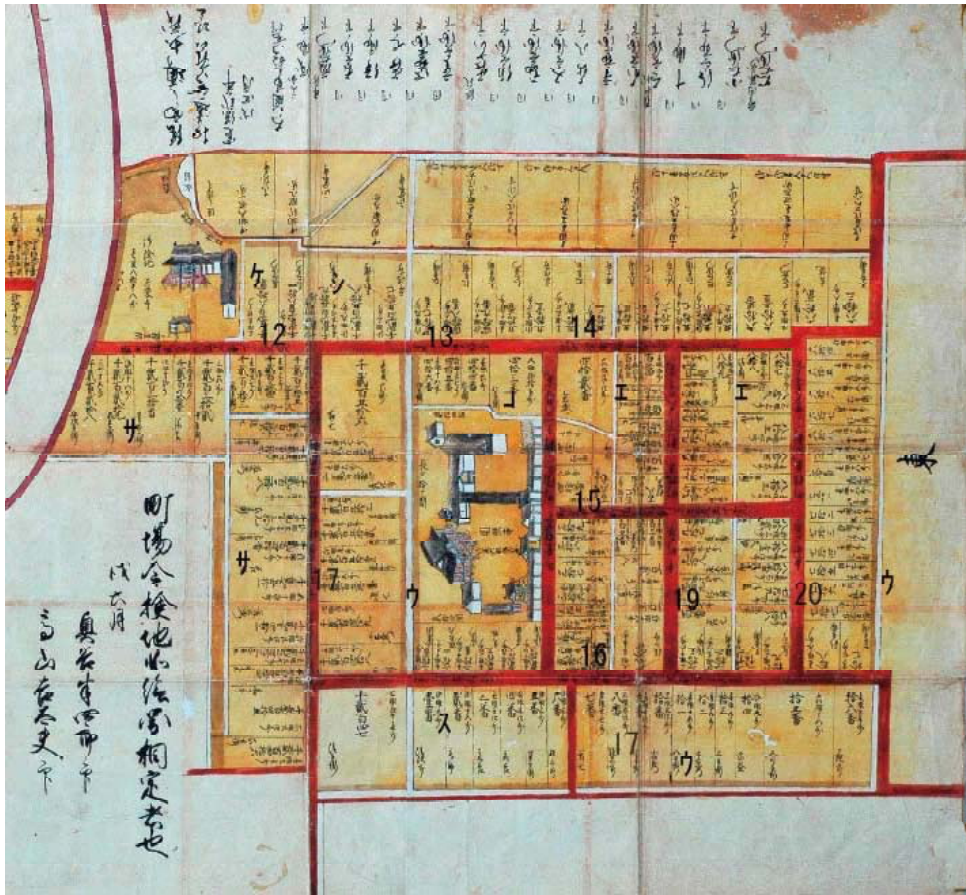
平成24年3月

関西大学大学院文学研究科

中井 陽一



口絵1 大和国葛上郡御所町耕地絵図  
松永善之助當分預り所 文久元年(1861)



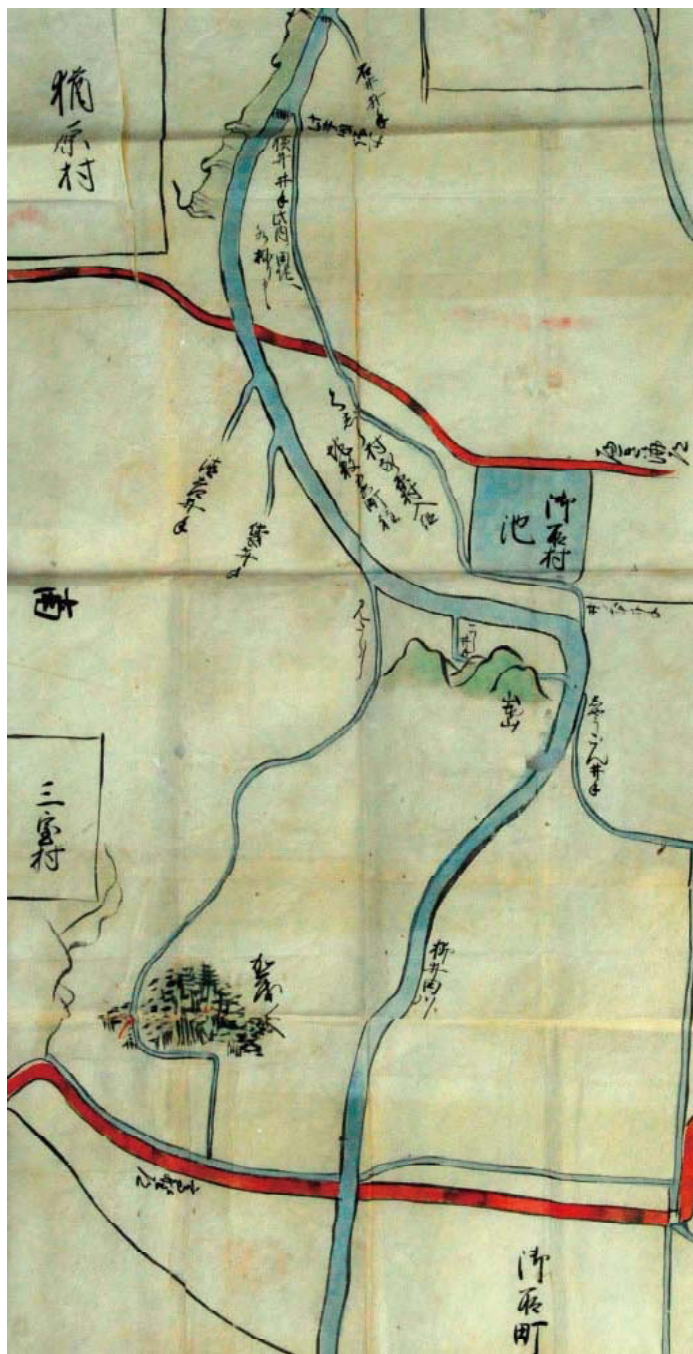
- 12 新町通 町幅貳間五尺 軒下三尺宛、 13 是より寺内
- 14 北町通 町幅貳間三尺 軒下三尺宛、 15 御堂中通 町幅貳間 軒下一尺五寸宛
- 16 南町通 町幅貳間二尺 軒下三尺宛、 17 代官町通 町幅貳間三尺 軒下三尺宛
- 18 御堂町筋 町幅貳間 軒下一尺五寸宛、 19 中町筋 町幅貳間 軒下一尺五寸宛
- 20 東町筋 町幅貳間 軒下一尺五寸宛
- ケ 正栄寺、コ 円照寺、サ 請堤、シ 地番千貳百五九番、ス 地番壹番



- 1 北町通 町幅貳間半 軒下三尺宛、 2 六軒町通 町幅貳間 軒下一尺五寸宛
- 3 本町通 町幅貳間半 軒下三尺宛、 4 久保町通 町幅貳間 軒下一尺五寸宛
- 5 裏町通 町幅八尺 軒下一尺五寸宛、 6 西町 町幅貳間半 軒下三尺宛
- 7 御堂町 町幅貳間 軒下一尺五寸宛、 8 魚町 町幅貳間 軒下一尺五寸宛
- 9 中町 町幅貳間 軒下一尺五寸宛、 10 北本町 町幅貳間半 軒下三尺宛
- 11 東町 町幅貳間半 軒下三尺宛、
- ア 遠見遮断、イ 地番九百四番、ウ 環濠、エ 浄宗寺、オ 正福寺、カ 春日社
- キ 観音寺

口絵2 御所村町場検地絵図 寛保二年(1742)

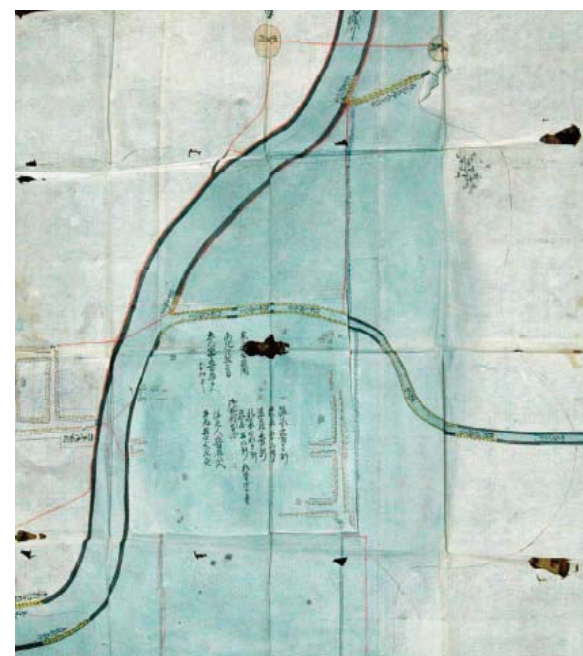
口絵3 水利絵図(寛延三年(一七五〇)のものゝ推定)



黄色：早稲  
緑色：木綿

(北が上)

口絵4 早稲御検見付絵図 万延元年八月(1860)



請堤

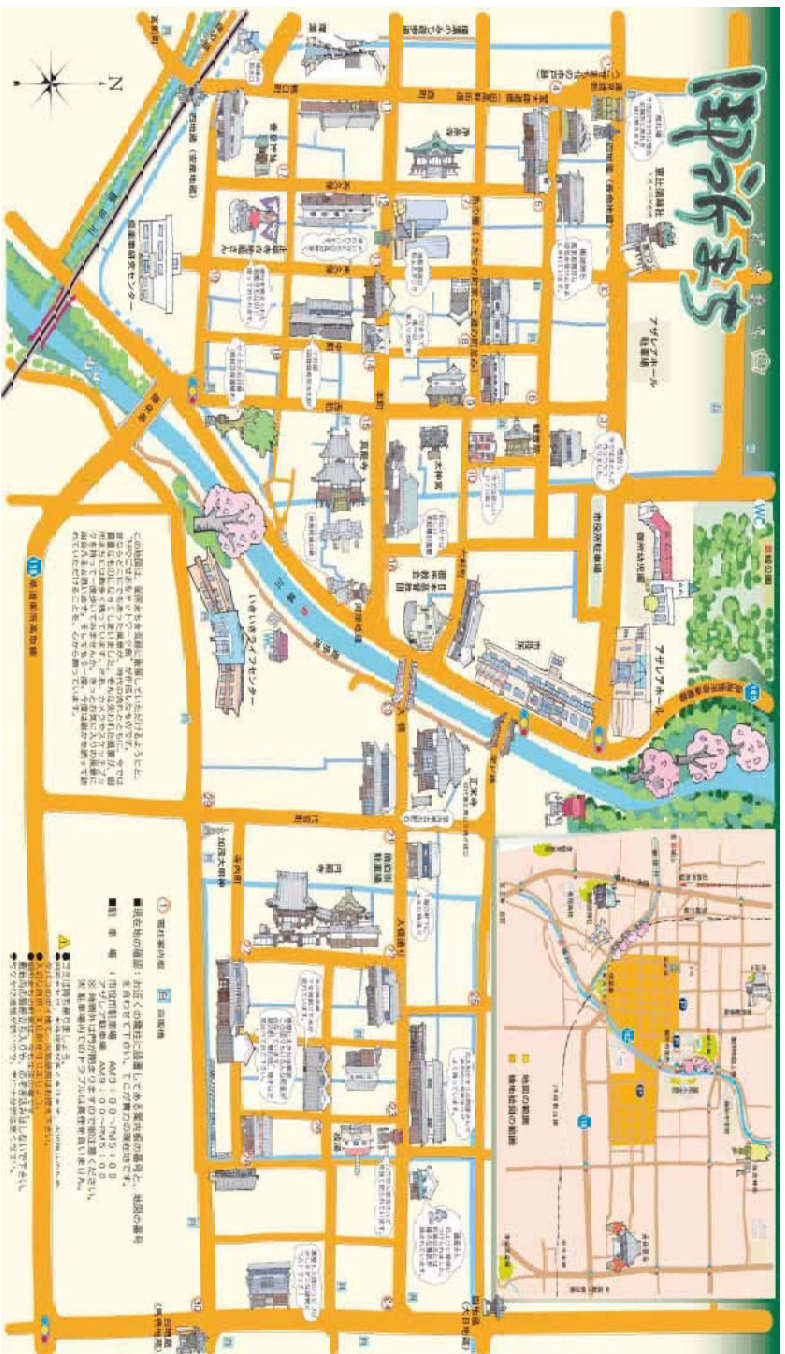
柳田川

(南が上)

口絵5 御所流れ絵図(赤塚家文書) (黒色は紙の破れ)

# 目次

緒言	一	5. 柳田川の井出	二七、
第一章 御所町の概要		6. 元禄四年の水論	二八、
はじめに	七	7. 加茂下りの番水	二九
第一節 支配の変遷	八	第五節 御所村・御所町	
1. 概要	八、	1. 概要	三〇、
2. 御所藩およびその後	八、	2. 文献等の記述	三〇、
3. 郡山藩領	一〇、	3. 史料による検討	三〇
4. 今井代官所支配	一一、	第六節 御所流れ	
5. 戒重藩・芝村藩預り	一一、	1. 概要	三一、
6. 高取藩預り	一二、	2. 諸文献の記述	三一、
7. 幕末	一二	3. 御所流れの実際	三一、
第二節 近世御所町の成立についての考察	一三	4. 大洪水とされた理由	三三
1. 概要	一三、	おわりに	三六
2. 検地絵図	一三、	史料	三九
3. 地番と名請人	一四、		
4. 一六世紀の御所	一五、		
5. 御所町の町場の成立	一五		
第三節 石高と人口	一六	第二章 年貢および町入用	
1. 概要	一六、	はじめに	四六
2. 石高	一六、	第一節 年貢および町入用関係文書の概要	
3. 人口	一八、	1. 概要	四七、
4. 石高と人口の関係	一八	2. 年貢免定	四七、
第四節 耕地および水利慣行	二〇	3. 皆済目録	四九、
1. 概要	二〇、	4. 掛札	五〇、
2. 御所町の耕地	二一、	5. 免割目録	五一、
3. 葛城川堤防の外の湧水	二二、	第二節 毛付高、免および石代銀納の値段	
4. 俱戸羅の溜池	二六、	1. 概要	五二、
		2. 石代銀納値段の決定	五四、
		3. 毛付高、免、石代銀納値段等の推移	五五



口絵6 御所まちガイドマップ

註 . . . . . 一一一

### 第四章 近世後期の人々の動向 その二

―御所町の宗門改帳に基づいて―

はじめに . . . . . 一一三

第一節 現存する宗門改帳の概要 . . . . . 一一四

1. 概要 一一四、

2. 宗門改帳の形式および記述内容 一一四、

3. 期間中の移動 一一六、4. 奉公人の取扱 一一六、

5. 同家人の取扱 一一七、

6. 宗門改帳前書および後書 一一七

第二節 人口の変動および人口増減の要因 . . . . . 一一八

1. 概要 一一八、2. 各年の人口および戸数 一一八、

3. 出生および死亡 一二〇、4. 婚姻および養子 一二一、

5. 引越し 一二一、6. 家出 一二三

第三節 家族、夫婦等の様子 . . . . . 一二四

1. 概要 一二四、2. 家族の人数 一二四、

3. 配偶者の有無 一二六、4. 夫婦の年齢差 一二七、

5. 子供の数 一二九、

6. 父母と第一子との年齢差 一二九

第四節 他の村々との交流 . . . . . 一三二

1. 概要 一三二、2. 婚姻 一三三、

3. 奉公 一三三、4. 旦那寺 一三四

第三節 付加税等の内容および各年の推移 . . . . . 五七

1. 概要 五七、2. 付加税の内容 五七、

3. 井料米納 五九、4. 付加税額等の推移 六〇

第四節 石代銀納の米価、年貢徴収の米価および米相場 六〇

1. 概要 六〇、2. 石代銀納の米価 六一、

3. 年貢徴収時の米価 六一、4. 米価の推移 六一

第五節 年貢の徴収および納入 . . . . . 六四

1. 概要 六四、2. 年貢の徴収および納入の時期 六四、

3. 年貢の納入額と徴収額の調整 六五

第六節 町入用 . . . . . 六八

1. 概要 六八、2. 町入用の内訳 六八、

3. 町入用の割当 七二

おわりに . . . . . 七三

註 . . . . . 七四

史料 . . . . . 七六

添付資料 . . . . . 八四

### 第三章 近世後期の人々の動向 その一

―御所町の高名寄帳等に基づいて―

はじめに . . . . . 八六

第一節 現存する高名寄帳の概要 . . . . . 八七

1. 概要 八七、2. 寛保三年の高名寄帳 八八、

3. 文化から天保期 八八、4. 安政五年以降 八九、

おわりに . . . . . 一一一

註 . . . . . 一一二

史料 . . . . . 一一三

添付資料 . . . . . 一一四

### 第五章 五人組の機能に関する再検討

―御所町の五人組を例に―

はじめに . . . . . 一五〇

第一節 先行研究の概要 . . . . . 一五〇

1. 概要 一五〇、2. 戦前の研究 一五〇、

3. 戦後の研究 一五一

第二節 五人組帳前書 . . . . . 一五二

1. 概要 一五二、2. 御所町の五人組帳 一五二、

3. 五人組帳前書による五人組の義務 一五三

第三節 五人組による家出人の借財処理 . . . . . 一五四

1. 概要 一五四、

2. 武左衛門の家族、所持屋敷等の来歴 一五五、

3. 家出後の処理 一五七

第四節 五人組制度の実態 . . . . . 一五九

1. 概要 一五九、

2. 五人組帳前書と五人組の義務 一五九、

3. 債務・土地売買の連帯責任 一五九、

4. 年貢の連帯責任 一六〇、

5. 年寄の担当区分 八九

第二節 持高の分布 . . . . . 九〇

1. 概要 九〇、2. 持高の分布の概要 九一、

3. 持高の分布の特徴 九一

第三節 寺内の土地および町内の高持以外の土地 . . . . . 九三

1. 概要 九三、2. 町有地 九三、

3. 寺内の土地 九三、4. 講の持高 九四、

5. 他村の名請人 九五、6. 町内の除地 九五

第四節 大きい高の持主の動向 . . . . . 九六

1. 概要 九六、2. 各高持の動向 九八、

3. 一〇〇石以上の高持の動向 九八、

4. 町役人 九九

第五節 一〇石未満の高持 . . . . . 一〇〇

1. 概要 一〇〇、

2. 自宅のみまたは自宅と借家を所持 一〇〇、

3. 田畑のみまたは自宅と田畑を所持 一〇〇、

4. 屋敷、借家と田畑を所持 一〇二

第六節 持高の変化 . . . . . 一〇三

1. 概要 一〇三、2. 表の作成 一〇三、

3. 期間中の持高の変化 一〇三、

4. 無高から高持、高持から無高へ 一〇五

第七節 天保二年以降の変化 . . . . . 一〇六

1. 概要 一〇六、2. 変化の概要 一〇六、

3. 諸文献の記述 一〇七、4. 変化の要因 一〇八

おわりに . . . . . 一一〇

3. 立山	二〇七、4. その他の行事	二〇九
おわりに		二〇九
註		二〇九
史料		二一一
添付資料		二一五

註		二一三
結言		二一六

第八章 文政十三年おかげ参りの再検討

はじめに	波及範囲、施行の実態、参宮者等	二一九
第一節 波及範囲等		二一九
1. 概要	二一九、2. 各種記録のまとめ	二一九、二二九
3. 波及範囲の推定	二一九、	
4. 御所町で施行を受けた人々	二二一	
第二節 施行および施行宿の実態		二二三
1. 概要	二二三、2. 史料にみる施行の実態	二二三、二三四、
3. 御所町での施行	二三四、	
4. 施行のみでの参宮および施行関係者の参宮	二三五	
第三節 参宮者数		二二六
1. 概要	二二六、2. 宮川の渡し	二二六、二二七、
3. 史料に記された参宮者数	二二七、	
4. 先行研究等の参宮者数	二二九、	
5. 参宮者数の推算	二二九	
おわりに		二三一

口絵1	大和国葛上郡御所町耕地絵図 文久元年(一八六一)
口絵2	御所村町場検地絵図 寛保二年(一七四二)
口絵3	水利絵図(寛延三年(一七五〇)のもの)と推定)
口絵4	早稲御検見ニ付絵図 万延元年(一八六〇)
口絵5	御所流れ絵図(赤塚家文書、年号不詳)
口絵6	御所まちガイドマップ

註		一六三
史料		一六四
5. 犯罪の連帯責任および相互監視	一六一、	
6. 五人組の組合せ	一六二、	
7. 五人組帳前書の読み聞かせ	一六二	
おわりに		一六三
註		一六四
史料		一六六

註		一八二
史料		一八三
添付資料		一八七

第六章 頼母子講および金銭貸借

はじめに		一六八
第一節 先行研究等		一七〇
第二節 文政九年の仕法書		一七一
1. 概要	一七一、2. 講の概要	一七一、一七三
3. 講の特徴	一七三、4. 江戸時代の物価	一七三
1. 概要	一七三、2. 講の概要	一七五、
3. 講の特徴	一七五	
第四節 慶応元年の仕法書		一七七
1. 概要	一七七、2. 講の概要	一七七、
3. 講の特徴	一七九	
第五節 金銭貸借等の利足		一七九
1. 概要	一七九、2. 屋敷田畑の質入れの利足	一七九、
3. 金銭貸借の利足	一八〇	
おわりに		一八一

第七章 文政十三年おかげ参りに関する考察

はじめに	御所町の施行記録に基づいて	一九一
第一節 当時の記録および先行研究		一九二
1. 概要	一九二、2. 当時の記録	一九二、
3. 先行研究	一九三	
第二節 伊勢への街道		一九三
1. 概要	一九三、2. 阿波から御所への街道	一九三、
3. 御所から伊勢へ街道	一九四、	
4. 西国三十三所と高野街道	一九五	
第三節 御所町における施行		一九五
1. 概要	一九五、2. 国別・月別の宿泊者	一九六、
3. その他の施行等	二〇〇	
第四節 施行に対する寄進		二〇一
1. 概要	二〇一、2. 寄進を受けた金品	二〇二、
3. 町内からの寄進	二〇三	
4. 近隣の村等からの寄進	二〇六	
第五節 施行終了後の行事		二〇六
1. 概要	二〇六、2. 太々神楽	二〇七、



## 緒言

本研究は、大和国葛上郡御所町ごせうに関し、残っている近世後期の地方文書等に基づいて、当時の町の実態、社会情勢等について考察するものである。御所町は、現在、奈良県御所市の一部で、大和盆地の南西部に位置している。なお、御所市は、江戸時代の葛上郡の全部と忍海郡の一部が合併して昭和三十三年（一九五八）に成立した。

「御所町」と書かれた史料と「御所村」と書かれたものがあり、この件については、第一章で検討することにするが、本書では「御所町」または「御所」と表記することにする。また、現在の町については、近世と区別するために「御所まち」とす。なお、御所まちは、近世の御所町の町場の範囲であり、町おこしのグループがこのように呼んでいるのである。

御所町に関する先行研究は、昭和二十八年（一九五三）に刊行された『大和御所町誌』があるのみである。これは、まわりの村々と合併して、御所市になることが決まったため、急きよ作成されたもので、十分な検討が行われたものではない。昭和四十年（一九六五）に刊行された『御所市史』の旧御所町に関する部分は、ほとんどが『大和御所町誌』の引用である。そして、地理辞典類や『奈良県史』は、『御所市史』を参照して書かれているようである。参考のため、『角川日本地名大辞典』および『奈良県の地名』の近世御所町に関する部分を史料1と史料2として本項末に添付する。

本研究は、八章で構成する。各章の概要、本研究の目的等は、左記の通りである。

第一章では、御所町の概要として、支配の変遷、近世御所町の成立、耕地と水利慣行、石高と人口、村か町か、御所流れ等について検討する。支配の変遷は、桑山氏領、本多氏領、幕府領であったということがわかっているだけである。また、石高については、地目ごとの内訳は不明であるし、人口は、江戸時代を通じて二年分しかわかっていない。これらわかかっていないことについて、残っている史料等によって明らかにする。御所町では、寛保二年（一七四二）に検地が行われ、その検地絵図が残っている。その絵図と現在の町並みと比較するとともに、絵図等に基づいて、近世の御所町の成立について考えてみる。また、この検地に関連した新しい史料を発見した。この新発見の史料等によって、御所町か御所村かの問題について検討する。

耕地については、現在の行政区が、江戸時代からの町の範囲であると考えていたが、近世の耕地絵図を見ると疑問がある。また、これらの耕地への灌漑の水源として、川からの取水、川の堤防外にある湧水および溜池が利用されていた。これらの水源は、近隣の村々と共同で利用されていたため、利用等の取り決めの史料が残っている。それらの史料によって、近世の水利慣行について検証する。御所まちな住民にとって、元文五年（一七四〇）に起こった洪水は、「御所流れ」といわれ大事件とされている。この洪水の実際の被害、大洪水とされた理由、この洪水にまつわる伝説の由来等を明らかにする。

年貢に関し支配者が発行する史料として、免定、皆済目録、

る。なぜ意見が分かれるかを考えてみる。

最大の疑問は、文政十三年のおかげ参りに、四〇〇万人から五〇〇万人の人たちが参宮したとされていることである。これが通説になっているが、五〇〇万人といえば、当時の全人口の約六分の一ということになる。この参宮者数には疑問があるの

で、先行研究等とは異なった観点から検証する。  
以上が本研究の概要であるが、本研究には二つの目的がある。その一つは、ほとんどわかっていない御所町の歴史を明らかにすることであり、もう一つは、先行研究等で常識になっている事柄等を再検討することである。

#### 【付記1】

本研究において、解析に用いるまたは参照する文書類は、左記の通りである。

##### (1) 中井家文書

本研究は、主に筆者が所蔵している「中井家文書」についての検証である。文化から天保期の地方文書が主なものであるが、幕末から明治初期を含めて約七五〇点のものがある。

これらの他に、年貢の請取、小作帳、土地等の取引の証文等、私的なものが約三五〇点あるが、今回は、これらのなかで年貢の請取等を参照する。なお、これらの文書を用いた場合は、註記を省略する。

##### (2) 円照寺文書

円照寺は、寺内町の中心となっていて浄土真宗西本願寺派の寺院である。二〇〇点ほどの地方文書が残っている。宗門

改帳や五人組帳は、寺内分をまとめた後、町のものに転記されている。年貢は、寺内独自で処理されていたので、今後、検証する必要がある。本研究では、文久二年（一八六二）に作成された「円照寺由来」を参照する。

##### (3) 赤塚家文書

赤塚家は、長年にわたって年寄を務めていた家である。『大和御所町誌』は、赤塚家文書を参照して編纂されたと考えられるが、それらの史料は、現在、検地絵図、「御所流れ」の絵図等を除いて行方不明である。最近、寛保二年（一七四二）に行われた検地に関連した「御検地用集帳」等を発見したので本研究で参照する。

##### (4) 清村家文書

清村家は、御所町の氏神である鴨都波神社の世話役をしていた家である。また、境内を流れている川の番水に関する井出頭を務めていた。本研究では、神社の補修に関する寛永十五年（一六三八）の「議定」および番水関係の史料を参照する。

##### (5) 神宮町文書

神宮町は、現在、御所町の太神宮の社がある近辺の町名である。文政十三年のおかげ参りおよび太神宮の社の建設に関する史料が保管されていた。現在、これらの史料は、御所市の文化財になり、市教育委員会にて保管されている。

##### (6) 檜原村鏡

御所市檜原に住んでいた人が、他地域に引っ越すに当り、御所市教育委員会に寄贈したもので、現在、教育委員会にて保管されている。

掛札があり、年貢・町入用について、町方で作成するものとして免割目録、小入用帳等がある。第二章では、これらの史料等によって、記載内容、年貢の仕組み、付加税の内容や徴収方法、年貢率や米価等の推移、年貢の納入および徴収方法について検証する。また、町入用については、費用の項目とその額および徴収方法を明らかにする。

第三章は、近世後期の人々の動向について、高名寄帳に基づいての考察である。高名寄帳は、屋敷・田畑を各名請人ごとにまとめたもので、寛保三年（一七四三）から明治三年（一八七〇）までの間で、八年分が残っている。これらによって、高持の持高の分布、高い高持や低い高持の動向等について、各年の推移を調べるとともに考察を加える。また、高持の持高の変化等から、田畑売買禁止令の有効性や一般的に云われている幕末における富の二極化について検証する。

第四章では、同じく近世後期の人々の動向について、宗門改帳によって検証する。宝暦二年（一七五二）から明治三年（一八七〇）の間の宗門改帳や関連史料等によって、宗門改帳の形式、前書および後書の記述内容、人口と戸数の変化、人口変動の要因等を調べる。また、家族の人数、子供の数、夫婦の年齢差、父母と第一子との年齢差等、当時の家族の様子について、経年の変化を交えて明らかにする。それらの結果をもとに、近世後期において、総人口が横ばい状態であった要因等について考察する。また、宗門改帳に書かれている配偶者や奉公人の出身地および旦那寺の所在を調べることによって、御所町の人々と近隣の村々との交流・移動等について検証する。

二〇年分の五人組帳および家出人の借財を五人組が処理した記録が残っている。第五章では、これらの史料と諸文献によって、近世の五人組について考察する。五人組帳前書の内容を調べ、実際に五人組に何が義務付けられていたかを明らかにする。また、家出人の借財処理に五人組が果たした役割を検証する。これらによって、五人組の概念とされている年貢の納入等の連帯責任、犯罪防止の相互監視等の実効性について考察するとともに、五人組の実態について再検討する。

第六章は、頼母子講についての考察である。まず頼母子講はどのようなものなのか、辞典類、先行研究等によって調べる。そして、残っている三冊の仕法書に基づいて、頼母子講のシステムや資金の動きを解析する。頼母子講の掛銀が、今の貨幣価値でどの程度のものか、また、掛銀の運用に関連して、当時の利子について調べる。

おかげ参りは、江戸時代に繰り返し起こった伊勢神宮への群参現象である。文政十三年（一八三〇）のおかげ参りの時に、御所町において一万人弱の参詣人に対する宿泊の施行等が行われ、その記録が残っている。第七章では、これらの記録に基づいて、宿泊者の動向、宿泊の世話以外の施行、施行のための寄進、施行が終わった後の行事等について調べ、おかげ参りの実態について考察する。

第八章も文政十三年のおかげ参りに関する検討である。おかげ参りについて調べているうちに、先行研究等に疑問を持った。その疑問の一つは、波及範囲がどうか、施行のみを頼りにして参宮できたかどうか等の問題に意見が分かれていることであ

【史料1】

『角川日本地名大辞典』二九巻、奈良県（角川書店、一九九〇）、四六三頁

近世御所町

江戸期く明治二十二年の町名。葛上郡のうち。はじめ御所村と称した。慶長五年御所藩領、寛永六年幕府領、同十六年郡山領、延宝七年からは幕府領。村高は、「慶長郷帳」では、「御所三室共二」と見え一四一九石余、「寛文郷帳」では御所村と見え一二四二石余、「元禄郷帳」二四八六石、「天保郷帳」一四九二石余。慶長年間く寛文年間までに三室村と松本村を分村。慶長五年から寛永六年に御所藩の陣屋が置かれ、円照寺と正栄寺付近、および葛城川の西に町場が形成された。寛保三年の高一四九二石余・反別九六町五反余。寛文十一年以降御所町と呼ばれることが多くなった。宝暦五年の家数八七三・人数三二四〇（男一六四八・女一五九二）。元文五年閏七月十七日葛城川の洪水により西御所の被害（御所流）が起きた。記録によれば、「未の刻より西の上刻迄大雨車軸篠をみたすごとく、しかれども此大雨大国をしなべて降りしにあらず。葛城川の河上金剛山より麓の里にては、森脇村より佐味村迄の間の大雨」とある。葛城川・柳田川の堤防の決壊により、「水勢さかたつ山の如くまくれ来り、西御所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃る者魚の鰻に迫るる如し」という有様であった（観音寺文書）。被害は流死人五六というが一説に流家六〇一・潰家五八・流蔵三〇〇・残家四一・残蔵一八・流死二一八・流牛馬一四という（赤塚家文書）。平坦部と吉野山間部の中継地としての役割を果たし、

【付記2】

今までに、学会等で発表、または学会誌等に投稿した実績は、左記の通りである。

- (1) 平成十六年十二月 関西大学大学院祭で発表  
 論題 御所町の成立に関する一考察  
 ー寛保二年の検地絵図に基づいてー
- (2) 平成十七年十二月 関西大学歴史地理学会で発表  
 論題 文政十三年おかげ参りに関する考察  
 ー大和国御所町の施行記録等に基づいてー
- (3) 平成十八年一月 関西大学大学院 修士論文  
 主題 文政十三年おかげ参りに関する考察  
 ー大和国御所町の施行記録等に基づいてー
- (4) 平成十九年一月 『史泉』、一〇五号  
 主題 文政十三年おかげ参りに関する考察  
 ー大和国御所町の施行記録等に基づいてー
- (5) 平成十九年七月 大阪歴史学会 近世部会で発表  
 論題 文政十三年おかげ参りに関する考察  
 ー参宮者の数、波及範囲等についてー
- (6) 平成十九年九月 奈良歴史学会で発表  
 論題 文政十三年おかげ参りに関する考察  
 ー参宮者の数、波及範囲、おかげ灯籠等についてー
- (7) 平成二十年三月 『関西大学博物館紀要』、一四号  
 主題 河内国丹北郡松原村・別所村文書について  
 ー津田秀夫文庫目録七ー

木綿や菜種の栽培を背景に木綿織業や絞油業が発達した。元禄十四年に起きた水越峠をめぐる大和側と河内側との水論には、大和側の吐田郷八か村の訴訟を応援し、大和側を勝訴に導いた。宝暦年間頃から大和緋が盛んに生産されるようになる。嘉永六年「西国三十三所名所図会」には、「五所・新庄・高田の辺りは、惣て木綿の紺かすりをはじめ種々の異なる縞の類ひ、或は絹の糸を交へてめずらしき縞を織出すを家毎の手業とせり、是を世に大和縞と号して名産とすされば、村中に藍染の紺掻多く数の総糸を染て軒端に干す、表の傍には機織処女小歌を謡ひ、裏には糸繰老婆詠歌をあぐる爪の長き仕入の商人あれば、気の短き織屋の親仁ありて、恰もいさかひの如く算盤の音機音に混じて甚静かならざるは正しく土地の榮というべし」と見える。浅田松堂による大和緋の発明は宝暦五年頃で、「御所流」後の惨害から立ち直るよりどころとなった。

【史料2】

『奈良県の地名』、日本歴史地名大系三〇巻、（平凡社、一九八一）、一九一頁

慶長五年（一六〇〇）から寛永六年にかけて御所藩の陣屋が置かれた。陣屋跡は現在不明であるが、葛城川から東に残る外堀川・内屋敷・東外屋敷・西外屋敷・および的場・馬場・代官町の地名からほぼ推定できる。このなかに円照寺を中心とする寺内町と代官町および正栄寺南側に町並みがあり、これが御所藩の城下町として組織されたもので、葛城川西方には、中世以降発達しつつあった市場町があり、環濠集落として城下町の一部

- (8) 平成二十年十一月 大阪歴史学会 近世部会 読書会で発表  
 論題 速水融著 『歴史人口学で見た日本』について
- (9) 平成二十一年三月 大阪歴史学会 近世部会で発表  
 主題 五人組の機能に関する考察  
 ー五人組帳前書、家出入の借財処理等に基づいてー
- (10) 平成二十一年三月 吹田市教育委員会編『旧西尾家住宅調査報告書』、報告書の「西尾家文書について」を担当、  
 『西尾家文書目録』を作成。
- (11) 平成二十二年一月 『史泉』、一一一号  
 主題 近世五人組に関する再検討  
 ー大和国御所町の五人組を例にー
- (12) 平成二十二年四月 『交通史学会』、七一号  
 主題 文政十三年おかげ参りに関する再検討  
 ー波及範囲、施行の実態、参宮者数等ー
- (13) 平成二十三年九月 『月刊大和路ならら』一五六号  
 主題 「御所流」はなかった  
 ー元文五年の真実と誇張された数字のワケー  
 （史料の提供および論旨の説明）
- (14) 平成十五年十月から平成二十二年七月まで  
 NPO法人「御所まちネットワーク・創」主催「御所まち講座」で近世の御所町に関する講演、十八回

## 第一章 御所町の概要

はじめに

近世の御所町の概要として、支配の変遷、近世御所町の成立、耕地と水利慣行、石高と人口、御所町か御所村か、御所流れ等について検討する。

御所町の支配の変遷について、『大和御所町誌』および『御所市史』の記述をまとめると左記のようになる。

① 両書とも、慶長五年（一六〇〇）から寛永六年（一六二九）まで二九年間は、桑山氏が支配していたとしている。

② 『大和御所町誌』には、承応二年（一六五三）から延宝七年（一六七九）までの二六六年間は、本多氏が支配。「五所村の内」とあるので一部が本多政長の領地で、残りが本多肥前守の領土であった。『御所市史』では、本多氏領になったのは寛永十六年（一六三九）からとなっている。

③ 『大和御所町誌』は、直轄地になったのは、延宝七年から元禄十三年（一七〇〇）の間としている。『御所市史』には、「詳細はあきらかにしがない」と書かれている。

このように非常にあいまいな御所町の支配について、諸史料に基づいて検討する。なお、慶長五年以前については全くわかっていないが、推定する史料がないので、今後の課題とする。また、明治以降の行政については、『御所市史』に記載されているので割愛する。

に組入れられたらしい。

寛保三年（一七四二）の検地により村高は一四九二・三四八石、段別は九六町五段一畝二七歩、ほかに荒地二カ所、湧州三カ所、個人溜池、除地に・・（略、本書九六頁、表2の寛保三年、明治二年の反別を記載）。なお、寛文十一年（一六七二）以降、御所町と公称されることもあった。宝暦五年の戸数は、・・（略、本書一九頁、表3の宝暦五年の戸数と人口を記載）。

元文五年（一七四〇）閏七月一七日葛城川・柳田川の堤防が決壊し、西御所を濁流が襲い「水勢さかたつ山の如くまくれ来り、西御所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃る者魚の鰯に迫るる如し」（観音堂所蔵「御所流」とい、荒蒔村年代記）（天理市荒蒔区有文書）には「五所町千式百軒之所家数七百軒流れ、其外諸道具ハ不及申三百人程ながれ死申候（中略）洪水当国にては前代未聞之事にて候」とある。

宝暦頃、大和緋の生産が盛んとなり、地方産業の発展に資した。「西国名所図会に・・（略、史料1と同じ）」。当地の名産として御所柿がある。「日本山海名産図会」にも「和州御所村より出柿の極品なり。余国にもこの種ひろまりて多し。御所より出る物名物なる故に御所柿といふ」と書いている。さらに、産業としては近世以来大和売菓が盛んであった。売菓は「御免菓」として畿内はもちろん、全国的に行商販売されるようになった。

寛保二年（一七四二）に御所町および近隣の村々の検地が行われ、その時に作成された町場の検地絵図が残っている。その絵図の特徴、現状との比較等について述べるとともに、絵図に基づいて御所町の町場の成立について考察する。

寛保二年の検地以降の石高は幕末まで変化がなく、一四九二石余りである。この高の内訳、すなわち屋敷、田畑の地目ごとの石盛、高、反別等を調べる。寛保二年の検地以前の石高について、『南葛城郡誌』には、元禄期に二四八六石となっていて、『御所市史』には、慶長五年後、一四一八石余りとなっている。これらの記載事項を整理するとともに、「御検地用集帳」等によって検地以前の石高について検討する。

近世の人口については、『大和御所町誌』および『御所市史』に宝暦五年（一七五五）と嘉永六年（一八五三）のデータがあるのみである。宝暦二年（一七五二）から明治三年（一八七〇）まで、二二年分の宗門改帳等が残っている。これらに基づいて各年の人口を調べるとともに、石高との関係について考察する。なお、本章では人口の集計のみとし、宗門改帳の詳細については第四章で検討する。

御所町の場合、反別で約九〇パーセントが耕地である。その耕地の所在等について、反別帳、耕地絵図等で調べる。これらの耕地に対する水源は、御所町の中心を流れる葛城川の堤防外の湧水、葛城川の支流の柳田川からの取水、隣の俱羅村にある溜池の三つである。これらの水源は、近隣の村々と関係をもっていたため、それらの村々との間で交わされた史料が残っている。それらの史料によって、水利慣行について検証する。

表1 御所町の支配の変遷

	支配の始まり	支配の終り	期間	所領	支配	領主または代官
1	慶長5年 1600	元和6年 1620	20	御所藩	桑山氏領	桑山元晴
2	元和6年 1620	寛永6年 1629	9	御所藩	桑山氏領	桑山貞晴
3	寛永6年 1629			幕府領	御所代官所?	
4		寛永16年 1639	10	幕府領	京都代官所	伊丹理右衛門
5	寛永16年 1639	寛文11年 1671	32	郡山藩	本多氏領	本多内記政勝
6	寛文11年 1671	延宝7年 1679	8	郡山藩	本多氏領	
7	延宝7年 1679	延宝8年 1680	1	幕府領	今井代官所	国領半兵衛
8	延宝8年 1680	元禄8年 1695	15	幕府領	今井代官所	平岡三郎兵衛
9	元禄8年 1695	元禄15年 1702	7	幕府領	今井代官所	杉半右衛門
10	元禄15年 1702	元禄15年 1702	0	幕府領	今井代官所	義村壱右衛門
11	元禄15年 1702	享保元年 1716	14	幕府領	今井代官所	桜井孫兵衛
12	享保元年 1716	享保5年 1720	4	幕府領	今井代官所	遠山半十郎
13	享保5年 1720	享保7年 1722	2	幕府領	今井代官所	間宮三郎左衛門
14	享保7年 1722	享保12年 1727	5	幕府領	今井代官所	合田伊右衛門
15	享保12年 1727	享保17年 1732	5	幕府領	今井代官所	幸田善大夫
16	享保17年 1732	享保19年 1734	2	幕府領	今井代官所	近山清右衛門
17	享保19年 1734	元文元年 1736	2	幕府領	今井代官所	石原清右衛門
18	元文元年 1736	寛保元年 1741	5	幕府領	今井代官所	花井庄九郎
19	寛保元年 1741	延享2年 1745	4	幕府領	芝村藩預り	織田丹後守輔宜
20	延享2年 1745	安永7年 1778	33	幕府領	戒重藩預り	織田丹後守輔宜
21	安永7年 1778	寛政6年 1794	16	幕府領	戒重藩預り	織田豊前守長教
22	寛政6年 1794	寛政6年 1794	0	幕府領	京都代官所	内藤重三郎
23	寛政6年 1794	文政11年 1828	34	幕府領	高取藩預り	植村駿河守家長
24	文政11年 1828	嘉永元年 1848	20	幕府領	高取藩預り	植村出羽守家教
25	嘉永元年 1848	嘉永6年 1853	5	幕府領	高取藩預り	植村出羽守家貴
26	嘉永6年 1853	嘉永6年 1853	0	幕府領	高取藩預り	植村出羽守家興
27	嘉永6年 1853	安政3年 1856	3	幕府領	高取藩預り	植村駿河守家保
28	安政3年 1856	安政5年 1858	2	幕府領	五條代官所	内藤壱左衛門
29	安政5年 1858	文久2年 1862	4	幕府領	五條代官所	松永善之助
30	文久2年 1862	慶応2年 1866	4	幕府領	大津代官所	石原清一郎
31	慶応2年 1866	慶応3年 1867	1	幕府領	京都二条代官所	小堀教馬

「御所町」と書かれた史料と「御所村」と書かれた史料がある。このことに関し、「御検地用集帳」に興味ある記述を見つけた。その記述内容を紹介するとともに、他の史料も参考にし、時代を通じて町か村かの問題について検討する。

「御所流れ」は、元文五年（一七四〇）に御所町を襲ったとされる大洪水である。『大和御所町誌』、『御所市史』や緒言に史料1、史料2として添付した地理辞典類にも記載されている。しかし、その被害状況について、二つの説があつてはつきりしない。御所流れの翌年の高名寄帳によつて、被害状況を明らかにするとともに、この洪水にまつわる伝説について検証する。

第一節 支配の変遷

1. 概要

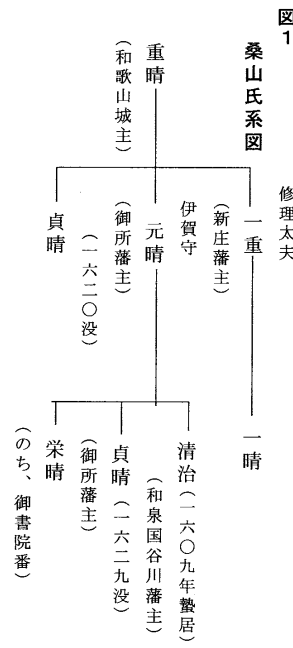
御所町の支配の変遷は、本章の「はじめに」で述べたようにはつきりしない。この詳細については、「御検地用集帳」、「中井家文書」、各自自治体史等によつて検討する。御所町の支配は、同じ葛上郡の檜原村と同じ経緯であつたと考えられるので、「檜原村鏡」を参考にする。本検討によつて得られた結果を表1にまとめ、各時代ごとの検討の経緯、問題点等について述べることにする。

2. 御所藩およびその後

関ヶ原の戦の後、慶長五年（一六〇〇）に和歌山城主桑山修理大夫重晴の次男桑山伊賀守元晴が領有したことは、前述の『大

和御所町誌』、『御所市史』および『南葛城郡誌』の記述が一致している。桑山氏の石高の変遷等については、それぞれの記述が異なっているので割愛するが、最終的な石高は二万六千石余りである。

『寛政重修諸家譜』によると元和六年（一六二〇）に桑山元晴が没し、次男の加賀守貞晴が遺領を継いだ。貞晴は寛永六年（一六二九）に二十六歳で没し、子供がなかったため、弟の采晴を跡継にすることを申し出たが、末期養子が許されず改易になつた。『寛政重修諸家譜』に記載されている桑山氏の系図のうち、御所町に関係のある部分を図1に示す。



『南葛城郡誌』には、改易の後について「収公せらる」とあり、幕府領になつたと考えられる。「檜原村鏡」には「寛永十酉年御代官伊丹理右衛門殿御支配之時御改被成候」とあり、また、「御検地用集帳」には、「寛永拾三年子伊丹理右衛門様御検地」とある。この伊丹理右衛門について、『幕領陣屋と代官

あったとはいえない。

「舗腹附願ニ付覚書」にでてくる肥後守は、政利の弟の政貞である。後に政長の弟の監物政信の養子になって名前を忠英とし、寛文二年(一六六二)に部屋住料一万石を領する。しかし、肥前守から肥後守になるのは、延宝六年(一六七八)で「舗腹附願ニ付覚書」にある延宝二年(一六七四)とは合わない。また、本章の「はじめに」に示したように『大和御所町誌』には、政長と肥前守が二分していたとあるが、このことについても確認できない。このように政勝の後については特定できないので、表の領主欄は空白にした。延宝七年(一六七九)に政長の養子の中務大舗忠国が奥州福島に、肥後守忠英が播州山崎に転封になり本多氏の支配は終わる。したがって、本多氏の支配は、寛永十六年(一六三九)から延宝七年まで約四〇年間である。

#### 4. 今井代官所支配

「檜原村鏡」に「延宝七未ノ十月方御領分ニ罷成、御代官國領半兵衛様御支配に罷成候」と記載されているが、前述の『大和郡山市史』の記述と一致する。『幕領陣屋と代官支配』によると、国領半兵衛は今井代官所の代官である。第五節で引用する「御検地用集帳」のなかの史料7には、近山清右衛門・幸田善太夫・会田伊右衛門という代官の名前がでてくる。『今井町史』には、歴代の今井代官所の代官の名前が記載されているが、右記の三名の代官の名前があり、延宝七年から今井代官所支配であったことがわかる。表1では、『今井町史』に記載されている歴代の代官の名前を採用した。

「檜原村鏡」に「元文六西三月三日年号御改元有之寛保二相改、其年六月ニ花井庄九郎様備中国笹岡御陣屋へ御移り被遊候、其跡当国芝村織田幸次郎様御預り所と相成」とあり、寛保元年(一七四一)に織田氏預りになったことがわかる。なお、元文六年から寛保への改元は、二月二十七日である。また、「御検地用集帳」には寛保元年十一月九日付で戒重役所へ提出した「覚」があり、これによって御所町も同様であることが確認ができる。「芝村」と「戒重」が出てくるが、織田氏は、御所町を預かっている期間中に陣屋を戒重(現、桜井市戒重)から芝村(現、桜井市芝)に移した。このように、延宝七年(一六七九)から寛保元年まで約六二年間は、今井代官所支配であった。

#### 5. 戒重藩・芝村藩預り

前述のように、寛保元年(一七四一)に御所町は織田氏預りとなった。『桜井市史』による織田氏預りの期間中の御所町に係のある出来事は、左記の通りである。

- ① 織田氏預りになった時、陣屋は戒重村にあり、藩主は織田丹後守輔宜であった。前述の「檜原村鏡」には「芝村幸次郎様預り」となっているが、芝村は間違いであり、幸次郎は輔宜の幼名である。
- ② 延享二年(一七四五)に陣屋が戒重村から芝村に移された。「これ曾祖父長清がときゆるされしところなり」とある。
- ③ 安永七年(一七七八)に輔宜は隠居し、弟の豊前守長教が藩主になる。
- ④ 寛政六年(一七九四)に年貢の換金に関する不正が発覚し、

支配』によると寛永十九年(一六四二)まで京都代官であったとされているが、就任の時期についてのデータはない。

『御所市史』には、本多氏領になったのは寛永十六年(一六三九)からとなっており、『大和郡山市史』によると、本多内記政勝が姫路から郡山に入府したのは同じ年である。したがって、桑山氏が改易になった寛永六年から本多氏領になる寛永十六年の間は、幕府領であったと考えられる。寛永十年および寛永十三年には京都代官伊丹理右衛門が支配していたことがわかるが、幕府領であった十年間全てが京都代官所支配であったかどうかは確認できない。『大和御所町誌』が御所藩の陣屋があったと推定している場所に通じる道路は、寛保二年の検地絵図では「代官町」となっている。陣屋跡に代官所が置かれていたことが考えられる。

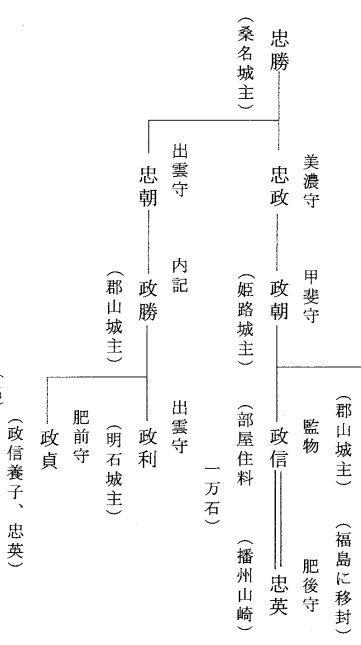
#### 3. 郡山藩領

郡山藩領であったことがわかる史料として、延享五年(一七四八)に作成された「舗腹附願ニ付覚書」がある。これは洪水の記録で、「延宝二寅年乱水、郡山城主本多肥後守様御領知成候節」と書かれている。「檜原村鏡」に「四十一年卯年方本多内記様御下ニ罷成候、廿六年午年方本多中務大輔様御下ニ罷成候、八年子年方本多出雲守様御下ニ罷成候」とある。

前述のように本多内記政勝が郡山城主になったのは寛永十六年(一六三九)であると考えられるが、この年は卯年であり、「檜原村鏡」の記述と一致する。したがって、「四十一年」という表現は四十一年以前ということであり、基準年は延宝八年(一

六八〇)になる。このことから、「廿六年年」は承応三年(一六五四)で本多中務大輔(政長)領、「八年子年」は寛文十二年(一六七二)で本多出雲守(政利)領ということになる。『大和郡山市史』に記載の本多氏の系図を要約して図2とする。

図2 本多氏系図



本多氏については、『大和郡山市史』を参考にする。本多内記政勝が姫路から郡山に転封になった時の石高は一万石である。寛文十一年(一六七二)に政勝が死去すると、九六騒動という藩を二分したお家騒動が起こる。その結果、政勝の子の出雲守政利は六万石を領して明石城主となり、郡山は本家筋の中務大輔政長が嗣いで九万石を領することになる。政長は部屋住料として承応二年(一六五三)に三万石を受けていたので、「檜原村鏡」はこのことを表していると考えられるが御所町も同じで

宛になつてゐる。これは支配が変更になつたため、寺院の由来を報告したものであり、この年に支配が大津代官所になつたと考えられる。文久二年十一月付の「戊午免定之事」の発行者は、石原清一郎である。『新修大津市史』によると、石原清一郎は安政二年（一八五五）二月から慶応四年（一八六八）三月まで大津代官所の代官であつた。

慶応元年（一八六五）九月付の「当丑稲綿内見小前帳」は「大津御役所」宛になつていて、慶応二年（一八六六）三月付の「宗門御改帳」の宛先は「小堀数馬様御役所」になつてゐる。この間に支配が変更になつたことがわかるが、年が断定できないので、表1では、慶応二年は大津代官所、慶応三年は小堀数馬役所とした。なお、『幕領陣屋と代官支配』によると、小堀数馬は天保十四年（一八四三）から慶応三年まで京都二條代官所の代官であつた。

幕末は、短期間で支配が変わつてゐる。五條代官所が八年間、大津代官所が四年間、京都二条代官所が一年間である。

慶応四年（一八六八）は、一月：南都参謀御役所、二月：大和国鎮撫総督府、六月：奈良知縣事御役所、八月：奈良府、明治二年七月：奈良県である。短期間で変更されてゐる。

## 第二節 近世御所町の成立についての考察

### ―寛保二年の検地絵図に基づいて―

#### 1. 概要

寛保二年（一七四二）に御所町および近辺の村々の検地が行わ

れた。その時に作成された「町場合検地如絵図相定者也 戌六月」と書かれた絵図（以後、「検地絵図」または「絵図」という）が残つてゐる。その絵図を見ると、道路は基盤の目状になつており、道路と道路の間、すなわち各宅地の裏側には背割下水が配置されている。これらのことから、計画的に造られた町であることが明らかである。このような町並みが、いつ、誰によつて造られたかについて考察する、また、検地絵図と現在の町並みとの比較等を行う。

#### 2. 検地絵図

検地絵図の写真を口絵2に示す。通り名の文字は写真では読めないので、1・2等の番号を付けて註記し、その他の事項をA・I等として註記する。この検地絵図は、三点が現存している。その一点は、『大和御所町誌』に写真が掲載されているもので、『赤塚家文書』のなかに現存している。二点目は、『御所市史』に写真が掲載されているもので、新庄町歴史民俗博物館の企画展の図録および土平博氏の報告にも掲載されている。三点目は、『中井家文書』のもので、本書では他の章も含め、これに基づくものとする。これらは、絵図としては少し異なるところがあるが、検地のデータは同じである。

御所町は、葛城川を挟んで西御所と東御所に分かれてゐる。検地絵図の記載事項、町並み等の特徴、現状との比較等は、左記の通りである。

①東御所の葛城川から少し東に「是より寺内」（13）と書かれてゐる。その所に比較的幅の広い水路があり、口絵1に

長い間預かつてゐた天領を召しあげられた。

以上のように、織田氏預りは寛保元年（一七四一）から寛政六年までの約五三年間である。

#### 6. 高取藩預り

高取藩預りであつたことを示す史料は「中井家文書」に多いが、いつ変更になつたかがわかる史料はない。『今井町史』によると、今井町は寛政六年（一七九四）に芝村藩預りから、一旦京都代官内藤重三郎支配になり、同年に高取藩預りになつたとされている。芝村藩預りであつた御所町も同様の経緯であつたと考えられる。前述のように、『桜井市史』の「天領を召しあげられた」という記述もこのことを裏付けてゐる。『幕領陣屋と代官支配』によると、内藤重三郎は寛政元年（一七八九）から寛政七年（一七九五）まで京都代官所の代官であつた。

『高取町史』等による寛政六年以降の藩主の変遷は左記の通りである。なお、受領は最後のものを示す。

①寛政六年における藩主は植村出羽守家長であり、当時の石高は二万五千石である。「六年七月十八日大和国のうち一万二千石余を増預らる」と記載されている。なお当時、すでに一〇万石余預けられていた。

②文政十一年（一八二八）に家長が没し、長男の出羽守家教が家領を嗣ぐ。

③嘉永元年（一八四八）に家教は病により退隠し、弟の出羽守家貴が家領を嗣ぐ。

④嘉永六年（一八五三）に家貴が没し、出羽守家興が家領を嗣

ぐ。同年、家興の病氣危篤に際し、本多隠岐守康融の弟熊之助を養子にする。家興は同年に没す。

⑤熊之助は嘉永六年に家領を嗣ぎ、駿河守家保と改名した。その後、慶応四年（一八六八）まで藩主であつた。

宛先が「高取御役所」となつてゐる最後のものは、安政二年（一八五五）八月の「早稲作反別小前帳」である。安政三年三月の「宗門改五冊分寄帳」は「内藤左衛門様御役所」宛になつてゐる。『幕領陣屋と代官支配』によると内藤左衛門は嘉永二年（一八四九）から安政五年（一八五八）まで五條代官所の代官を勤めていた。史料1として添付した「円照寺由来」に「安政三辰年正月ニ当国五條御役所へ御届ケ申上置候」とある。支配の変更に伴つて届け出たと考えられ、安政三年（一八五六）正月に高取藩預りから五條代官所に変更になつたと考えられる。この「円照寺由来」は、御所町寺内にある西本願寺派の寺院の由来で、次節等でも引用する。寛政六年（一七九四）から安政三年まで、高取藩預りの期間は約六二年間である。

#### 7. 幕末

前述のように安政三年（一八五六）、御所町は五條代官所支配になり、その時の代官は内藤左衛門であつた。万延元年（一八六〇）三月の「家数人別増減差引帳」は、「松永善之助様御役所」宛になつてゐる。『幕領陣屋と代官支配』によると、松永善之助は安政五年（一八五八）から文久二年（一八六二）まで五條代官所の代官を勤めていた。

前述の「円照寺由来」は、文久二年五月付で「大津御役所」

ば地番が変わる。この地番の取り方は、明治時代も引き継がれた。明治二十二年(一八八九)の土地台帳規則に基づいて、明治二十三年に作成された土地台帳附属地図(「御所町実測全図」)、以後、「実測全図」という)の地番が、現在の番地になっている。ただし、寺内の番地は、新町の最後の次から始まっている。この番地は固定化され、分筆には子番号で対応している。

検地絵図には、その時の名請人の名前が記載されているが、西御所および川東の場合、その名前がその後の土地の特定に用いられている。反別帳、屋敷の売買証文や質入れ証文等には、「ケンチ〇〇」としてその名前が書かれている。これは、田畑についても同じである。

寺内の土地に書かれている名前が、名請人か円照寺の借地人かを区別をすることができない。高名寄帳等では、「円照寺請地 三十五石九斗七升式合」として一括処理されている。また、前述の「円照寺由来」には、「御請地御年貢之儀ハ当取立、町役人迄相納」と書かれている。この問題については、再度、第三章で考察する。

#### 4. 一六世紀の御所

一六世紀の御所については、ほとんどわかっていない。史料1に示した「円照寺由来」によると、「天文年間(一五三二〜一五五五)に河内横小路の桑山治太夫の弟笑雲が一寺を建立し、本願寺十世の証如(一一六一〜一五五四)から浄徳寺という寺号を与えられた」とある。なお、現在の寺号の円照寺は、十二世の准如(一五七七〜一六三〇)から与えられたと書かれている。

示した絵図では、涌水から水が供給されている。この水路は環濠であり、環濠で囲まれた内側は寺内町である。

② 西御所の絵図にウとして示す水路は、幅が広く外部から水が供給されているので、これも環濠であると考えられる。

③ 町内の道路は、ほぼ碁盤の目状になっている。検地絵図には道路の幅が記載されているが、現在の道路の幅とほぼ一致している。なお、口絵6として現在の町並みがわかる「御所まちガイドマップ」を示しているが、道路は所々外へ抜けるようになっていて、ほとんど絵図と同じである。

④ 2で示す六軒町と10で示す北本町の交点は、道路が少しずれている。絵図ではわからないが、辻で少しずれている所が多く、道路の途中でずれたり、幅が少し変わっている所等がある。これらは、成立を考える上で重要なことである。

⑤ 道路と道路の間、すなわち各敷地の裏側には背割下水が設置されている。寺内の背割下水は真直で道路と道路の真中に設置されているが、西御所は複雑である。

⑥ 東御所の入口部は新町で、その東の南北の通りは代官町である。北町通、中町、東町等、西御所と寺内と同じ町名がある。東御所は東西が「通」で、南北が「筋」である。これは大坂城に対する通と筋の原則と同様、円照寺に対して原則が合致している。西御所では、東西は「通」であるが、南北には「通」も「筋」も付いていない。

⑦ 西御所には、真龍寺(浄土宗)、正福寺(浄土宗)、浄宗寺(浄土真宗大谷派)、観音寺(真言宗、現在は観音院)および春日社があり、東御所には円照寺(浄土真宗西本願

『多聞院日記』の永禄十二年(一五六九)七月十八日条に左記の記述がある。

一 檜原御所庄ニ一向宗道場始立之間、曲事旨被申届、則先年奠名、今度種々令懇望彼堂社舍破却(以下略)

この記述の「御所庄一向宗道場」は東御所の円照寺であるという考えがあるが、円照寺はすでに寺号を持っており、「一向宗道場」という表現は不自然である。

『南葛城郡誌』に檜原氏の麾下の一人として「御所刑部秀全」という名前が出てくる。御所氏の他に、中世の郷土として、俱戸羅氏(現、榑羅)、佐味氏、名柄氏、松本氏、本馬氏、柳原氏、十楚氏(現、十三)、戸氣氏(現、戸毛)等の名前が出てくるが、これらの姓は、今も御所市内の大字名として残っている。「御検地用集帳」に「天正年中三御所久保刑部秀全此地ニ一宇建立」と、現在西御所の西久保町(江戸時代は久保町)にある正福寺の説明のなかに記載されている。これらのことから、御所庄は西御所であり、「一向宗道場」は西御所にある浄土真宗大谷派の浄宗寺の可能性が考えられる。

一 検地絵図によると、西御所と寺内にそれぞれ環濠がある。したがって、西御所の環濠内は、御所庄という環濠集落で、寺内は、環濠をもった寺内町として存在していたと考えられる。

#### 5. 御所の町場の成立

御所町の町並みは、前述したように、道路はほぼ碁盤の目状で、道路の幅は統一され、道路と道路の間には背割下水が設置されている。このような状況から、計画的につくられた町並み

寺派)、正栄寺(浄土宗)がある。これらの寺社は、絵図と同じ場所に現存している。

⑧ 西御所の西に二ヶ所、寺内の東に一ヶ所に遠見遮断がある。西御所の北のものは現在も残っている。

⑨ 東御所の南西部に請堤(葛城川の堤防が切れても住宅地への浸水を防止する堤)がある。

#### 3. 地番と名請人

検地絵図の各敷地には、地番・面積・名請人の名前が記載されている。葛城川の東にある東御所は、新町・代官町・寺内に分かれている。近世後期の文書をみると、新町と代官町は、「川東」として、寺内とは別扱いになっている。西御所および川東の地番は、町の北西の隅から始まり、最初は九〇四番である。なお、一番から九〇三番は、周りの田畑であるが、これら田畑の地番については、本章第四節で検証する。

町なかの地番の順番は、南北の通りの西側の家並みを南に進み、向かい側の家並みを南から北に引き返す。途中に東西の通りがあると、背割下水までを往復する。次に一つ東の通りへ進んで繰り返す。西御所が終わると川東に進む。川東では、新町から代官町を往復し新町で終わっている。

寺内の地番は南西の隅から一番で始まり、東に進んでいる。複雑な順番の取り方になっているので説明は割愛するが、西御所とは異なったルールである。このように地番の取り方が異なるということも注目しなければならない。

なお、この地番は今の番地と異なり、分筆または合筆があれ



御所町の石盛・反別・石高

表2

	石盛		反 別					石 高		
	石	町	反	畝	歩	個別割合	全体割合	石	個別割合	全体割合
上田	1.7	43	1	8	27	54.2 %	44.7 %	734.213	58.6 %	49.2 %
中田	1.5	23	8	4	18	29.9 %	24.7 %	357.690	28.5 %	24.0 %
下田	1.3	10	9	7	0	13.8 %	11.4 %	142.610	11.4 %	9.6 %
下々田	1.2	0	8	2	9	1.0 %	0.9 %	9.876	0.8 %	0.7 %
砂田	1.0	0	8	8	18	1.1 %	0.9 %	8.860	0.7 %	0.6 %
田方計		79	7	1	12	100.0 %	82.6 %	1253.249	100.0 %	84.0 %
上畑	1.4	1	1	8	0	16.4 %	1.2 %	16.520	21.8 %	1.1 %
中畑	1.2	1	9	2	0	26.7 %	2.0 %	23.040	30.4 %	1.5 %
下畑	1.0	2	0	1	9	28.0 %	2.1 %	20.130	26.5 %	1.3 %
下々畑	0.9	1	2	0	24	16.8 %	1.3 %	10.872	14.3 %	0.7 %
山畑	0.8	0	8	8	3	12.2 %	0.9 %	5.286	7.0 %	0.4 %
畑方計		7	2	0	6	100.0 %	7.5 %	75.848	100.0 %	5.1 %
屋敷	1.7	9	6	0	9	100.0 %	9.9 %	163.251	100.0 %	10.9 %
合計		96	5	1	27		100.0 %	1492.348		100.0 %

・下々と二つ劣り」としている。谷山正道氏の調査による近隣の村々の上田は、一石五斗か一石六斗であり、拙稿で以前に述べているように、御所町の田畑の石盛は、他地域に比べても高いようである。また、屋敷の石盛について、『地方凡例録』は、「上畑並みまたはそれより上げて中田の位に付けている処がある」としているが、御所町は、上田と同じである。反別では、上田が約四五パーセント、屋敷が約一〇パーセントで、石盛の高い土地が多い。

御所町の石高に関し、文禄検地の検地帳は残っていない。また、当時の石高がわかる史料もない。『御所市史』には、慶長五年（一六〇〇）後として「一四一九石一斗六升」（三室共に）と記載されている。『御所市史』に記載の「三室共に」という意味がわからないが、出典が書かれていないので検証することができない。なお、『南葛城郡誌』に記載されている元禄十三年（一七〇〇）の「大和国郷帳」では、御所町は幕府領で二四八六石、三室村は新庄藩永井氏領で七三六石余りである。御所町の石高について、「御検地用集帳」には左記の記述がある。

寛永拾三年伊丹理右衛門様御検地

一高式千四百八拾六石

内

千式百四拾三石式斗式升四合 無地高拾割四毛内

千式百四拾石七斗七升六合 元高

此反別八拾七町三反式拾九歩

この石高は、前述の「大和国郷帳」と一致している。元禄期以降、寛保二年（一七四二）の検地までは、この二四八六石であ

であることが明らかである。このような事業を行うためには、強力な指導力が必要であるが、前節の表1に示したように、御所町を直接支配したのは桑山氏だけである。したがって、桑山氏が支配した慶長五年（一六〇〇）から寛永六年（一六二九）までの二九年の間に町づくりが行われたと考えられる。

一六世紀には、別々に存在していた二つの環濠集落を、慶長五年に桑山氏が両方を支配し、二つの集落の間に町並みができて一つの町になるとともに、環濠内の区画整理が行われたと考えられる。このことは、左記の事項によって補完することができる。

① 寛保二年の検地絵図によると、東御所の入口は「新町」である。新しくできた町であることがわかる。

② 西御所と寺内に同じ通り名がある。一つの集落であれば、このようなことはないものと思われる。

③ 検地絵図で寺内と寺内以外では、別の地番の取り方になっている。このことは、寛保二年当時も、寺内は別の行政組織であったと考えられる。

④ 「円照寺由来」には、寺内の請地の年貢は別に処理したと書かれている。このことは「高名寄帳」でも確認でき、「高名寄帳」には、寺内分は合計のみが書かれている。なお、宗門改帳・五人組帳は、円照寺文書のなかに寺内分のみものがあり、それを町全体のものに書き写している。

前述のように、西御所の道路は、辻や道路の途中で少しずれたり、道幅が少し変わったりにしている。絵図ではわからないが実際には背割下水も真直に通っていない所が多い。区画整理の

時に、地権者の関係でこのようになったものと考えられる。寺内の方は、背割下水・道路とも真直で間隔もほぼ等しい。また、屋敷地の面積がほぼ同じのものが多く、寺内という性格から、区画整理が容易であったと考えられる。

### 第三節 石高と人口

#### 1. 概要

寛保二年（一七四二）の検地以降、幕末までの石高は、一四九二石三斗四升八合である。その石高について、地目ごとに石盛・反別・石高の内訳等を調べる。また、検地以前の石高について諸史料に基づいて推察する。

残存している宗門改帳等によって、人口と戸数を調べ、石高と人口の関係について考察する。なお、宗門改帳に関しては、ここでは、人口と戸数の各年の変化を示すのみとし、詳しくは第四章で考察することにする。

#### 2. 石 高

文久元年（一八六一）の「大和国葛上郡御所町高反別帳」に記載されている地目ごとの石盛・反別・高の内訳を表2にまとめた。表には、それぞれの割合を計算している。なお、御所町の石高は、寛保二年以降、幕末まで変わらないので、これらの数値も変わらないものと考えられる。

御所町の上田と屋敷の石盛は、一石七斗である。石盛について『地方凡例録』には、「上田が一石五斗で、それから中・下

表3 御所町の家数および人数

年号	西暦	家数			人数			1軒の人数	史料
		家持	借家	計	男	女	計		
宝暦2年	1752	329	553	882	1,539	1,631	3,170	3.59	宗門御改帳
宝暦5年	1755	335	543	878	1,648	1,592	3,240	3.69	大和御所町誌
文化6年	1809	303	419	722	1,291	1,384	2,675	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化7年	1810	293	425	718	1,291	1,371	2,662	3.71	宗門御改五冊寄帳
文化8年	1811	292	421	713	1,293	1,375	2,668	3.74	宗門御改五冊寄帳
文化9年	1812	290	421	711	1,284	1,365	2,649	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化10年	1813	290	420	710	1,279	1,345	2,624	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化13年	1816	258	431	689	1,262	1,308	2,570	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化15年	1818	253	452	705	1,301	1,322	2,623	3.72	宗門御改五冊寄帳
文政2年	1819	247	465	712	1,300	1,336	2,636	3.70	宗門御改五冊寄帳
文政4年	1821	250	457	707	1,336	1,360	2,696	3.81	宗門御改五冊寄帳
文政5年	1822	248	478	726	1,371	1,372	2,743	3.78	宗門御改五冊寄帳
文政7年	1824	237	476	713	1,403	1,396	2,799	3.93	宗門御改五冊寄帳
天保7年	1838	214	513	727	1,245	1,284	2,529	3.48	宗門御改
嘉永6年	1853	154	533	687	1,184	1,233	2,417	3.52	大和御所町誌
安政2年	1855	156	532	688	1,199	1,246	2,445	3.55	宗門御改五冊寄帳
安政3年	1856	160	546	706	1,229	1,244	2,473	3.50	宗門御改五冊寄帳
安政5年	1858			715	1,245	1,233	2,478	3.47	宗門御改五冊寄帳
万延元年	1860			873	1,412	1,355	2,767	3.17	家数人別増減差引帳
慶応2年	1866			840	1,386	1,397	2,783	3.31	宗門御改
慶応3年	1867	153	695	848	1,381	1,392	2,773	3.27	宗門御改
慶応4年	1868	161	685	846	1,383	1,395	2,778	3.28	宗門御改
明治2年	1869	163	663	873	1,360	1,355	2,715	3.11	家数人別増減帳
明治3年	1870	172	662	834	1,391	1,367	2,758	3.31	宗門御改

- 注) 1) 宝暦2年は、下男下女:280人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,890人  
 2) 宝暦5年は、下男下女:260人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,980人  
 3) 安政5年は、真言宗・日蓮宗・禅宗で家持・借家の区別がない。  
 4) 万延元年は、合計しかわからない。  
 5) 慶応2年は、全ての宗派で家持・借家の区別がない。

つたことがわかる。「無地高拾割四毛内」とあるが、「内」は切り上げを意味し、二四八六石を決めた後、増し高を計算したと考えられる。元高の一四二石七斗七升六合と前述の「三室共」の一四一九石一斗六升との差は、一七六石三斗八升四合である。この差が御所町の石高に含まれていた三室村の高とすると、辻褄が合うが確証はない。

この大和の無地増高については、谷山正道氏の報告がある。その報告によると、無地増高で約二倍になったのは、御所町のみで最も高く、寛保二年の検地での減額率は、約六〇パーセントで最も大きい。なぜ、このように御所町の増高が大きかったかが疑問である。御所藩および代官伊丹理右衛門が無地増高を行い、郡山藩も二割半無地増高を実施したということであるが、それらの全部の適用を受けた可能性はある。

前述のように、町高の二四八六石を先に決めた可能性があるが、この場合、各高持への高の割り当てをどうしたのか。谷山正道氏は、無地増高に対し「永荒・池床・災害引などと共に、毛付高から控除される」ところとなり、以降それが慣例となった」と述べているが、実際の石高はどうであったのか等の疑問がある。なお、検地前年の寛保元年に作成された「御年貢掛り高名寄帳」と「立家雑穀高名寄帳」という二冊の高名寄帳がある。「立家雑穀」は、屋敷と畑で、「御年貢掛り」は、田であると考えられ、幕末の免定でこのように分けられている例がある。これらの合計は、一一八五石余りで、半分以下である。前年の元文五年に「御所流れ」といわれる洪水があり、「立家雑穀」には「砂入り」が書かれた立家等があるが、「御年貢掛り」に

は砂入りと書かれた田地はない。砂入り田が除外されていた可能性があるが、それでも元禄郷帳の二四〇〇石余りとは違いが大き過ぎる。このように、寛保二年の検地以前の石高については、わからないことが多いので、今後の課題としたい。

### 3. 人口

宝暦二年(一七五二)から明治三年(一八七〇)までの間で、一二年分の宗門改帳等が残っている。この他に「五冊分寄帳」、「増減帳」等が残っている年があり、二二年分の人口・戸数を調べる事ができる。これらによって調べた各年の人口と戸数の集計を表3に示す。表には『御所市史』に記載されている二年分を加えた。

宝暦二年と宝暦五年は、下男・下女が含まれているが、他の年は含まれていない。使用人等の人数については、次項で考察する。江戸時代中期以降の人口は、二五〇〇人から三〇〇〇人で、嘉永・安政期に少し減少し、幕末には少し増加して文化・文政期とほぼ同じになっている。このように総人口には大きな変化はないが、各年の転入・転出はかなり多い。これらについては、第四章で検討することにする。

### 4. 石高と人口の関係

近世中期以降の日本の人口は、約三〇〇〇万人とされており、全国の石高は、約三〇〇万石で、一人について約一石とされている。御所町の場合、石高は約一五〇〇石で、人口は約二七〇〇人であり、一石当りの人口は、平均の約一・八倍になる。

御所町の中心部を南から北へ、大和川の支流の葛城川が流れている。その葛城川の堤の外の所々に涌水があり、これらが葛城川流域の灌漑の水源になっていた。御所町では三ヶ所の涌水を水源として利用していた。

御所町の西には葛城山があり、この山を水源として、葛城川へ支流の柳田川が流れている。町場の南で葛城川と合流しているが、この柳田川から取水して水源としていた。その取水口のことを「井手」という。井手で取水した水は、近隣の村々と共同で利用していたため、種々の水利慣行があった。

これらの他に、水源としては溜池がある。大和の国中（奈良盆地）では、溜池が主要な水源とされているが、御所町には溜池は一ヶ所のみで、御所町の水源は、これら三種類である。

水源の場所、御所町の町場、耕作地の範囲および近隣の村を**図3**に示す。この図は、前述の「条里復原図」を基にしているが、原図に書かれている小字名を大きな文字で書き加えた。

水利慣行として、「番水」が重要である。番水について、『国史大辞典』の説明は左記の通りである。

用水の配分に関する方法の一つ。同一の用水源に依存して稲作を行う荘園・村落・用水組合間で、一定の日時を一定の順番で引水する慣行が存在した。すでに中世の大和地方で行われており、近世を経て近代に至っても慣習として残り、近代的な用水施設が完備するまで存続した。

番水には、日照り続き等の渇水期間のみに行われるものと、田植え時期等に定期的に行われるものがある。御所町に残っている史料は、前者のものである。近隣の村における後者の例と

して、葛下郡の村々および葛上郡檜原村の例がある。なお、番水が行われなくなり、自由に水を取ることができるようになることを「番破れ」という。

史料として「清村家文書」と「中井家文書」を参考にする。清村家は代々柳田川からの流れの一つである加茂下り神水の井頭を務めていた。また、「御検地用集帳」に水利のことが書かれているので、適宜参照する。

奈良盆地の南部では、昭和四十九年（一九七四）に吉野川分水が完成して、豊富に水が供給されるようになり、水利慣行はほとんどなくなっている。

## 2. 御所町の耕地

御所町の田畑は、八七町歩弱である。『大和御所町誌』には、寛保二年の検地時の小字名が記載されているが、その数は七八である。町誌の編纂時には、検地帳が残っていたようである。反別帳は、延享四年（一七四七）、文久元年（一八六一）、明治八年（一八七五）の三年分が残っている。延享四年と文久元年のものは、各田畑の反別、小字名ともほとんど変わりが無い。また、ほとんどの小字名は、『大和御所町誌』に記載のものと同じである。

文久元年のものには、「〇〇名請、当時××」と書かれている。〇〇は、寛保二年の検地時の名請人で、××は、文久元年の名請人である。高持の家は、世襲名が多いが、これらが一致しているものは少ない。土地取引が活発に行われていたと考えられる。明治八年のものは、反別が異なり、小字の数が五五になって大幅に減少している。明治六年の地租改正にもなっており、検地と区画整理が行わ

宗門改帳に関し、宝暦年間のもの以外には、下男・下女等の使用人が入っていない。宗門改帳に入っていない人口について、「御廻米ニ付去西出来取米人別差引書上帳」という史料がある。その翻刻を史料2として添付する。年号がなく戌七月と書かれているが、町役人の名前から、天保九年（一八三八）であると考えられる。これは本城正徳氏が「石代納直段仕法の願書」としている史料の付属書類で、『斑鳩町史』にも同様の記述がある。この史料の内容、問題点、疑問点等は、左記の通りである。

① 天保七年の御所町の人口は、二五二九人であるが、二年後のこの年の人口が二三三四人で、二〇〇人ほど少なくなっている。一方、宗門改帳に記載のない店借人が一〇六八人もいる。正確さが疑われる。

② 宝暦時代の下男・下女は、三〇〇人弱であるが、ここでは、奉公人の数を八八五人としている。多すぎるように思える。

③ 総人数が四二八七人で、飯料米の合計が七七一六石六斗であり、一人当りの消費量が一石八斗になる。老人・子供を含む平均とすれば多過ぎるようであるが、『斑鳩町史』も一人一年に一石八斗または一人一日五合としている。

④ 一反当りの出来立を一石八斗としているが、実際と比べて少ない。『斑鳩町史』は一石六斗から一石九斗で、村によって異なっている。『近世の日本農業』および『日本屎尿問題源流考』に記載されている反当り収量は、二石から二石七斗である。なお、上田の石盛は、一石七斗であり年貢には余裕があることになる。

⑤ 田方綿作が約二四パーセントというのは妥当である。万延

元年（一八六〇）の「早稲御検見ニ付絵図」を口絵4に示したが、緑色が綿作の田地である。「稲木綿内見小前帳」によると、万延元年の綿作率は、二六・八パーセントである。

宗門改帳に記載されていない人たちについての史料は、ここで参照した史料一点のみである。この史料は、意図的に米の不足を強調するために作成されたような気がする。しかし、全く根拠なしに作成することはできないので、宗門改帳に記載されている人数以外に、大勢の人たちが居住していたと考えられる。前述の一石当りの人口が約一・八倍であることと合わせて、多数の農業に従事しない人たちが居住している、商業等が中心の町であったことは、確かなように思える。

## 第四節 耕地および水利慣行

### 1. 概要

御所町の耕地がどうなっていたかについて検証する。前節の表2に御所町の反別を示したが、約九〇パーセントが田畑である。これらがどこにあるかを反別帳等で調べることにする。反別帳には、小字名が書かれているが、それと昭和五十六年（一九八一）に奈良県立橿原考古学研究所が作成した「大和国条里復原図」（以下、「条里復原図」という）と照合する。

水利は、稲作にとって最も重要な問題であり、それぞれの地域に、その地域に応じた水利構造および長年にわたって培われた水利慣行がある。御所町の水利慣行について、残っている史料等に基づいて考察する。

れたためである。

文久元年の「松永善之助代官所 大和国葛上郡御所町高反別帳」の小字と地番を表4にまとめた。また、同じ年でこの反別帳とともに作成された「大和国葛上郡御所町耕地絵図」(以下、「耕地絵図」という)の写真を口絵1に示す。反別帳では、いくつかの小字を集めてその小計が記載されており、絵図にもその記入がある。表ではその代表となっている小字名をゴシックで記入している。北浦は、忍海郡で御所の田畑がないのに代表になっているが、その理由はわからない。表には、「条里復原図」に記載されている小字名には「○」を付け、反別帳で小字名が二度出てくるものには二度目に「△」を付け、反別帳で小字名が二度出てくるものには二度目に「△」を付けた。

一般的に、村の境はきつちりと線引きされていると思われるが、口絵1をみると、周辺部ではかなり入り組んでいて、小字内で他村と持ち合いになっている。また、田畑の筆数が一桁の小字が多いが、これらも他村との入り組み地である。備考欄に「忍海」と書き入れたが、この小字は「条里復原図」では忍海郡になっている。また、「98」は、図3の南で「条里復原図」のNo.98である。このように入り組んだ状況には疑問がある。一つの考えとして、寛保二年の検地の時、他村にある田畑であっても、名請人が御所に住んでいれば、御所の管轄にしたということがある。村高はご破算にするので、幕府領であれば、どこかの村が管轄しても同じであると考えられる。

地番の取り方は、西御所は相田(現、市役所の場所)から反時計回りに取っていき、東御所は相田の対岸の高橋から、時計回りである。屋敷は、田畑の後の続き番号である。

寛保二年には、田畑の地番は九〇三番までであるが、五年後の延享四年には、九八四番までに増加しており、延享四年の一〇〇年以上後の文久元年には、九七八番まででありほとんど変わっていない。第二節で述べたように、分筆または合筆があった場合は、地番が変わるが、寛保二年と延享四年の間の変化には疑問がある。これについては、検地のときに隣同士の同じ名請人の田畑は、一筆とした可能性がある。

### 3. 葛城川堤防の外の湧水

葛城川の堤防の外には所々に湧水があり、御所町では三ヶ所の湧水が水源として利用されていた。葛城川は、天井川で河床が堤の下より高いため、このような湧水ができたものと考えられる。延享四年(一七四七)の「舖腹附願三付覚書」に書かれている葛城川の各寸法を図案化すると図4のようになる。現在は、河床が掘り下げられて、天井川ではない状態になり、湧水がなくなるとともに、所々の井戸が枯れてしまった。

御所町が利用していた湧水は、左岸には「花掛の湧水」があり、右岸には下流から「今井の湧水」、「蛇穴の湧水」がある。なお、これらの湧水は、現在全てなくなっており、当時の名前がわからないので、現在の小字名等から仮に名前を付けた。

文久元年の「耕地絵図」には、花掛の湧水が描かれていて、後述の「みたらい井出」と合流し、西御所の環濠の水源になっている。また、「耕地絵図」には、この水源から三室村への流れが描かれている。現在はこの湧水はなく、柳田川の一つ南にある葛城川の支流の鎌田川の井手と繋がっている。湧水が枯れ、

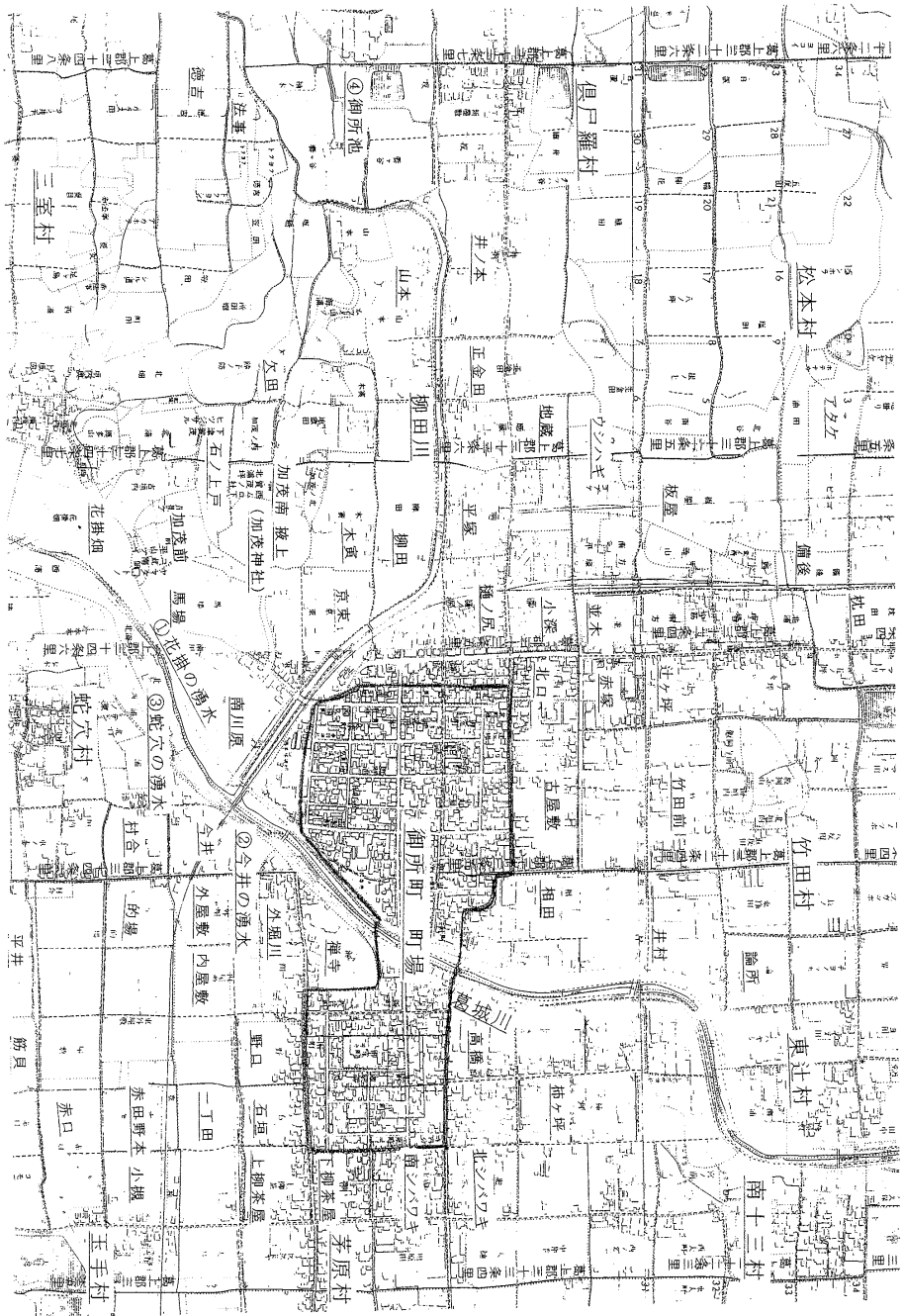


図3 御所町の耕地および水源

註

- ①原図は奈良県立橿原考古学研究所編「大和国条里復原図」
- ②原図に書き加えた文字にはアンダーライン

表4 御所町の耕地

	小字	地番		筆数	備考
		始	終		
1	○相田	1	22	22	5町9歩
2	○井村	23	36	14	
3	角田	37		1	
4	○論所	38	42	5	
5	△角田	43	44	2	
6	○竹田前	45	62	18	
7	竹田ノ山後	63		1	
8	○古屋敷	64	102	39	6町9反7畝24歩
9	○北口	103	107	5	
10	○赤塚	108	118	11	
11	○辻ヶ坪	119	132	14	2町2反1畝6歩
12	茶屋前	133	134	2	(北浦)
13	松本北	135	138	4	6町8反5畝
14	○熊取	139	147	9	熊鳥(忍海)
15	○大領	148	157	10	(忍海)
16	北大領	158	162	5	
17	○金焼	163	182	20	カナヤケ(忍海)
18	○あざけ	183	184	2	アタケ(忍海)
19	○備後	185	189	5	(忍海)
20	○枕田	190	194	5	(忍海)
21	○板屋	195	200	6	
22	○並木	201	206	6	
23	○小深	207	215	9	1町7反5畝9歩
24	○平塚	216	219	4	2町8畝
25	○牛剥	220	231	12	ウシハギ
26	○地藏	232	241	10	
27	○正金田	242	269	28	
28	ふき道	270	275	6	
29	○井ノ本	276	314	39	5町6反5歩
30	△平塚	315	334	20	
31	○樋ノ尻	335	359	25	2町8反3畝15歩
32	○柳田	360	395	36	2町9反8畝9歩
33	○山本	396	424	29	2町9反9畝9歩
34	○北ほうじ	425		1	法事
35	○徳吉	426	429	4	
36	畑田	430	434	5	
37	○石上戸	435	438	4	石ノ上戸
38	○加茂南	439	445	7	
39	五ノ坪	446	448	3	
40	○欠田	449	452	4	
41	天王畑	453	461	9	

	小字	地番		数	備考
		始	終		
42	○木寅	462	477	16	4町3反1畝4歩
43	○京東	478	496	19	
44	○加茂前	497	503	7	
45	○花掛	504	522	19	3町7反3畝1歩
46	○馬場	523	532	10	
47	○南河原	533	574	42	
48	○高橋	575	599	25	8町5反2畝27歩
49	○柿ヶ坪	600	631	32	
50	道より北	632	658	27	
51	東柿ヶ坪	659	680	22	
52	○北芝ノ脇	681	691	11	3町8反7畝27歩
53	○南芝ノ脇	692	699	8	南シバワキ
54	○下柳茶屋	700	707	8	
55	○上柳茶屋	708	714	7	
56	○石垣	715	720	6	5町2反9畝12歩
57	○野口	721	726	6	
58	○老丁田	727	743	17	一丁田
59	○小槻	744	752	9	
60	○赤田	753	780	28	8町15歩、赤口
61	○赤田野本	781	790	10	
62	△赤田	791	801	11	
63	○内屋敷	802	829	28	
64	○筋貝	830	846	17	5町3反1畝
65	○ひねりめ	847	854	8	ヒネリメ(98)
66	蓬原	855	864	10	
67	△筋貝	861	869	9	
68	○平井	870	875	6	
69	○一ノ坪	876		1	市ノ坪(98)
70	○六道	877		1	(98)
71	○佃	878	879	2	(98)
72	△一ノ坪	880	882	3	
73	△佃	883	889	7	
74	○新し	890		1	新子(98)
75	○南口	891		1	(98)
76	○万田	892		1	
77	△新し	893	895	3	
78	○西浦	896	897	2	
79	○村合	898	914	17	
80	○的場	915	929	15	
81	○外屋敷	930	941	12	
82	○外堀川	942	949	8	7町6反2畝8歩
83	○禅寺	950	963	14	
84	○今井角田	964		1	
85	○今井	965	978	14	

註 (1) ○は条里復原図にあり、備考欄に復原図の小字名  
 (2) △は同じ小字名二回目  
 (3) (忍海)は忍海郡、図3の北  
 (4) (98)は復原図No.98、図3の南

(5) 備考欄に各ブロックの反別の小計を記入

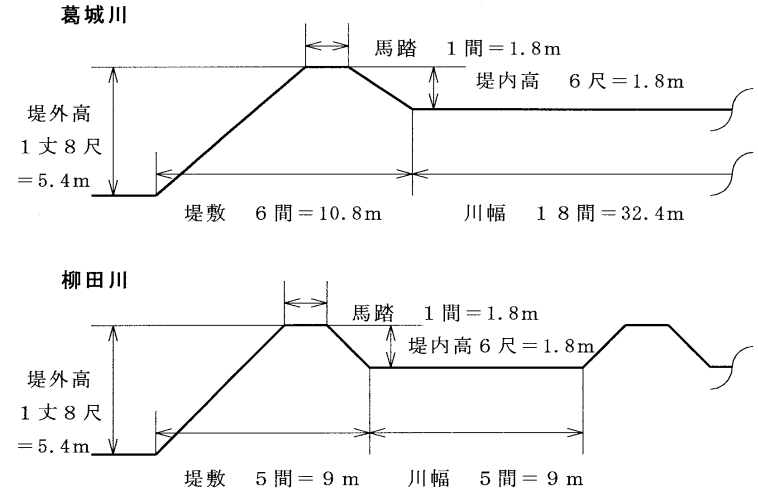


図4 葛城川・柳田川の堤の高さ

(延享四年(1747)の舗腹附願ニ付覚書より)

涌水から三室村への水路を利用してこのように変更されたものと考えられる。明治二十三年(一八九〇)の「実測全図」にはこの涌水が描かれているが、いつ頃このように変更されたかは不明である。

「実測全図」に描かれた水路から、町場の南の字南河原・字馬場(現、宮前町)および西御所の環濠を經由して町場の北の字古屋敷(現、戎町)等の水源になっていたと考えられる。

「耕地絵図」によると、今井の涌水は寺内の環濠に繋がるとともに東御所の町場周辺の耕作地の水源になっている。現在も水路は残っているが、水は流れていない。環濠は次に述べる蛇穴の涌水の水路に繋がっていて、吉野川分水の水が供給されている。現在の地主からの聞き取りによると、最近の経緯は左記の通りである。

① 昭和十七・八年頃に涌水量が少なくなったので、井戸を掘った。井戸を掘った後、溜め池の部分埋めた。

② その後、水の出が悪くなりポンプを設置した。茅原にも供給し、年貢を貰っていた。

③ 道路工事の時に井戸を埋めた。現在は井戸枠の跡が残っているのみである。

「土地台帳」によると昭和四十六年に一部が道路に地目変更されているので、この年に埋められたものと考えられる。

蛇穴の湧水に関し、町入用の支払いの記録である「小入用帳」に、蛇穴村に対して年貢が支払われていたことが書かれている。この年貢については、次章で検討する。吉野川分水の完成までこの涌水が利用されていたが、現在は墓地になっていて、水路

ると考えられる。

①横井井手から取水し、池までの途中の田地に給水する。絵図には、「くじら村・なら原村入組、地数五・六町」と書かれている。

②水が豊富にあるときは、池に貯水するか、またはパイパスを通して井ノ本の田地に給水する。

③渇水期には、池から井ノ本に給水するとともに、柳田川に水を戻す。

④「御検地用集帳」には、「御所村西字地蔵井手筋水懸り地面多ク御座候干損場ニ御座候故俱戸羅村領之内ニ而三拾間四方之溜池御所村江水預り仕」とある。地蔵井手は、ここより下流の井出であり、柳田川を経由して、池の水を地蔵井手に供給していたことがわかる。

「土地台帳」によると、明治三十八年（一九〇五）に御所町の仲川範十郎および奥野四郎平から売買によって所有権が御所町に移転している。仲川範十郎は明治八年（一八七五）から戸長を勤めており、奥野四郎平は明治十七年（一八八四）に大区の代議員になっていた。俱戸羅村の村有地がどのような経緯でこの人たちの所有になったかは不明である。昭和五十九年（一九八四）に地目が変更され雑種地になっているので、この時に埋め立てられてグラウンドになったものと考えられる。

#### 5. 柳田川の井手

柳田川は葛城川の支流で、源流は葛城山である。流域の村々で共同利用されていたので、水論等やいろいろな水利慣行があ

は吉野川分水に接続されている。「土地台帳」によると、この土地の現在の所有権者は御所市蛇穴自治会である。

この涌水に関し、明治十二年（一八七九）に蛇穴村と御所町・茅原村との間で締結された「涌水床水預り証書」、および運用に関して御所町と茅原村で交わされた「為取替証書」が、御所市茅原の自治会に残っている。これらによって、この湧水の運用等について検証する。

これらの翻刻を史料3および史料4に示す。史料3の「涌水床水預り証書」の概要は左記の通りである。

①涌水床は蛇穴村の共有地で、往古から御所町と茅原村に預り米五石四斗八升五合で預けてきた。（前記、「小入用帳」に書かれた御所町の年貢はこの半分である）

②地租改正にもなつて税の有無がわからないので、明治八年から滞納になっている。

③明治十二年に改めて契約を改定し、預り米は三石五斗とし、御所町一石七斗五升、茅原村一石七斗五升とする。

④毎年十二月三十日まで納める。

この涌水は、前述した今井の涌水の南にある田地、すなわち内屋敷、一丁田等の水源になっていたと考えられる。

史料4に示した「為取替証書」のなかの御所町と茅原村の用水の扱いについて、その記述内容を要約する。なお、二町村の位置関係は、御所町が湧水からの水路の上流である。

①茅原村で用水が必要になった時は御所町に申し入れ、申し入れた日から三日目の午前六時から二昼夜は茅原村へ供給する。

った。川の名前について、後述の元禄四年（一六九一）の水論および享保四年（一七一九）の出入には「ほらし川」となっている。口絵3に示した絵図では、上流が「ほらし川」になっている。下流が柳井田川になっている。柳田川と書かれた文書もあるが、口絵4の絵図では、カタカナで「ヤナイダ」と書かれている。これらから、上流がほらし川で、下流は漢字がどちらであっても、読みはヤナイダ川であったと考えられる。現在は上下流の区別なく、柳田川である。

この川の堤の両側に井出すなわち取水口があり、農業用水に利用されていた。井出の名前および数について、史料によって違いがある。それらを左記に示す。

①絵図（年号不明、寛延三年（一七五〇）「加茂下水帳」の付図と考えられる）、（口絵3）

六反井手、米なみ井手、石井井手、横井井手、徳吉井手、袋井手、みたらし井手、こし井手、しやうこん井手

②絵図（年号不明、嘉永六年（一八五三）「加茂下り神水歩割」の付図と考えられる）

かじ屋井手、横井井手、時吉井手、袋井井手、越井手、みたらし井手、正金田井手、地蔵井手、からす井手、柳田井手、樋尻井手

③「文政十一年 加茂下り神水人附控」・「天保十五年 加茂下り神水人附控」（清村家文書）

一番源重良井出、二番かじや井出、三番横居井出、四番時よせ井出（文政十一年は徳吉井手）、五番袋井出、六番越し井出、七番みたらせ井出

②その後の四昼夜は御所の用水とする。

③早魃で茅原村が浚えている間は、御所町の取水期間であっても茅原村へ供給する。

④普請は茅原村で行い、費用は二分して負担する。

⑤茅原村へ供給している間に、御所町で水の窃盗があった場合は、その時の役員が始末する。

番水の開始は、下流の茅原村からの申し出によって始まることとわかる。御所町と茅原村で年貢は同じであり、補修費用も二分しているが、取水期間は茅原村が二昼夜で、御所町は四昼夜なので不公平である。しかし、早魃の時に茅原村に優先権を与えることにより、バランスを取っていたものと考えられる。

#### 4. 俱戸羅の溜池

前述の蛇穴の涌水と同様、「小入用帳」に「池床年貢、同郡俱戸羅村へ相納申候」という記述がある。図3に示した「条里復原図」に「御所池」があり、現在は御所市立大正小学校のグラウンドになっている。また、寛延三年（一七五〇）のものと思われる水利の絵図に「御所村池」とある。この絵図は、口絵3に示しているが、絵図は西が上である。絵図によると、水は柳田川の横井井出から供給されていて、池の水は、柳田川にもどされている。そして、供給口と排出口を結ぶパイパスが設けられている。このことは、明治二十二年の櫛羅村の地積図でも確認できる。絵図には池の出口に「井ノ本井手」と書かれており、右への線がある。井ノ本は、この北側の小字名で、地積図にも北への水路が描かれている。この池の目的は、左記の通りであ

自由に水を取られると、水が来なくなる可能性があるもので、番破れは遅い方よい。これらの思惑から水論になったものと考えられる。これらの論争に対し、得られた結論は左記の通りである。

①横井井手の端の地蔵に四尺四面の板屋根の辻堂があり、この屋根から雨の雫が落ちれば番破れとする。

②他の地域に雨が降っても降らなくても、この辻堂からの雫で決める。破損した場合は、井郷（俱戸羅村）で修理する。聞き取りによると、このルールは吉野川分水で水が豊富にできるようにするまで、約二八〇年間続いていたことである。ただし、屋根はブリキ製となり、屋根から雫が落ちて三尺（九〇センチメートル）流れた時が番破れになると変更になっていたということであるが、変更の時期については不明である。なお、この地蔵は現存していて、「番地蔵」と呼ばれている。

## 7. 加茂下りの番水

多くの井出のなかで水利慣行の史料が残っているのは「加茂下り」に関するものである。みたらし井手・みたらせ井手とでてくるが、鴨都波神社境内の橋に御手洗川と書かれている。この井手は本来「みたらし」井手であったものが訛つたと考えられる。みたらし井手から鴨都波神社境内を流れる用水が「加茂下り」である。

前述のように番水には毎年田植え時期に定期的に行われるものと、早魃の時のみに行われるものがある。柳田川の井手の場合は、早魃の時のみに行われていたようである。柳田川の番

このように史料によって異なっている要因として、井手には固定した呼び名がなく、時代によって場所も変わっている可能性がある。また、その時々で、上流または下流が含まれていないことも考えられる。なお、これらのなかで、徳吉・小ぶけ・辻ヶ坪・正金田・地蔵・柳田・樋尻は小字名である。

これらの井出からの取水に関し、元禄四年（一六九一）の水論と享保四年（一七一九）の出入の史料が残っている。享保四年の出入は、井出の替戸から水が漏れているとして、その井出を利用して三室村と川の下流の御所町・松本村・竹田村との間で出入になったというものである。水がムダになっているということであるが、補修するとともに、今後は注意するということが合意している。この出入で注目すべきことは、たかが水漏れと思われることに、当事者ではない近隣の四ヶ村の人たちが扱人として記名・捺印していることである。これによって、水利というものが、非常に重要であったことがわかる。なお、元禄の水論については、次項で詳しく検証することにする。

また、井手の一つである「みたらし井手」からの水は、「鴨下り神水」とされており、多くの番水の史料が残っているのですが、これを改めて検討することにする。他の柳田川からの取水に関しても、種々の水利慣行があったものと考えられるが、史料がなく言及することができない。

## 6. 元禄四年の水論

ほらし川（現、柳田川）に関し、元禄四年（一六九一）六月付けの「ほらし川横井七ツ之井手俱戸羅村方と御所町松本村と水

水には二つの段階がある。すなわち、各井手の取水の順番と取水の時間、および井手からの水を各田地に取り入れる順番と時間である。本節5項の②で引用した絵図に左記の記述がある。これには、小字名で書かれているが、各井出の取水順番である。

初日板屋、二日辻ヶ坪・竹田、三日小ぶけ、四日正金田、五日板屋戻ル、六日平塚、七日地蔵、八日加茂下り、但し三日三夜

加茂下りは、みたらし井手からの水を各田地に配分する番水であるが、割り当てについて寛延三年（一七五〇）から明治九年（一八七六）までの間で八年分のものが清村家文書および中井家文書に残っている。

これらには、人の名前と取水時間の一步または二歩とが書かれている。一步は一刻で約二時間である。いずれも合計は三六歩すなわち三日三夜になっている。前述の絵図の記述に、他の七つの井手は各一日で、加茂下りには三日三夜となっているが、このことがこれらの史料から確認できる。

史料によって、書かれている人の名前が異なっているものがある。杉浦末希子氏は番水の権利について、各田地に属するか、人に属するか二種類のものがあり、人に属する場合は、単独で売買される例があるとしている。土地取引の証文が数多く残っており、土地取引の町の記録である「加判帳」も残っているが、番水の権利を取引したという史料はない。土地取引に伴って番水の権利が移動していたものと考えられる。

嘉永六年（一八五三）の番水に関し、清村家文書と中井家文書に同じ史料が残っている。写しに関係者に配布されたものと考

論出入喫申覚」という史料が残っている。この翻刻を史料5に示す。また、取扱人を入れての確認書である「一札之事」を史料6とする。

これは俱戸羅村と御所町・松本村の間で番破れ等についての水論であり、北十三村・南十三村・山口村・宮戸村・楡原村・蛇穴村が取扱人になって合意している。取扱人の楡原村・蛇穴村・南十三村は図3に示す通りで、宮戸村は三室村の南である。北十三村・山口村は忍海郡の村で北十三村は南十三村の北であるが、山口村は少し離れたところにある。

各村の主張および合意内容は左記の通りである。なお、この水論には取水の順番および時間の論議が含まれているが、これらについては、その後度々変更になっていると考えられるので割愛し、番破れの問題のみを取り上げる。

①半夏生（夏至から一日目に当たる日。梅雨が明け田植えの終期とされる）の三日過ぎから番水になった。番水は横井井手、上下七ツ井手および加茂下りで行われた。

②番破れの条件に関し、論争になった。

③俱戸羅村の言い分は、笠（人のかぶる笠と思われる）から雫が落ちるほど雨が降れば番破れのする。

④御所町と松本村の言い分は、俱戸羅村明神社（現、御所市楡羅 鴨山口神社）および加茂明神社（現、御所市宮前町 鴨都波神社）の両方の屋根から雫が落ちた時を番破れとする。

俱戸羅村は最も上流であり、早く番破れになった方が有利である。御所町と松本村は下流であり、番破れになり俱戸羅村で

二年間以外は、町であったことになる。しかし、桑山氏が御所を支配した慶長五年（一六〇〇）から享保十七年の約一三〇年間についても町であったかどうか、『大和御所町誌』の記述をどう考えるかという問題がある。

現存する史料で、御所町と書かれた最も古いものは、寛永十五年（一六三八）の「清村家文書」で幕府領の時代のものである。これは御所町と近隣の蛇穴村・松本村・竹田村・十三村の氏神である鴨都波神社の費用分担等について書かれたもので、『南葛城郡誌』に翻刻が掲載されている。

同じく「清村家文書」に明和六年（一七六九）四月付で「加茂大明神事」と題し、鴨都波神社についての諸出来事が書かれた史料がある。そのなかに、寛文八年（一六六八）八月付で南都梅村庄三郎他と御所町・蛇穴村・松本村の庄屋との往復書簡がある。なお、この時代は本多氏領である。それらでは御所からの「一札之事」は御所村となっているが、先方からのものは御所町となっている。これらはいずれも私的な史料であるが、村か町かはあまり気にせずに使用されていた可能性が高い。

享保十七年までには支配者の変遷がある。各支配者がどのようになしていたかについて興味があるが、残念ながら史料が残っていない。

## 第六節 御所流れ

### 1. 概要

御所町では、元文五年（一七四〇）閏七月十七日に「御所流れ」

という大洪水があったとされている。これは御所町の歴史にとつて大事件であったと考えられていて、『大和御所町誌』では、多くのページを割いている。この内容は、『御所市史』に転記され、地理辞典類にも記載されている。また、六軒町という町名について、御所流れによって家が流され、六軒だけ残ったので、このような町名になったという伝説がある。御所まちで生まれ育ったほとんどの人々は、この六軒町伝説を信じているように思える。この他に、長持に入って隣の竹田村まで流されたという話がある。

幸いにして、御所流れの翌年の高名寄帳が残っている。この高名寄帳等によって、御所流れは、実際にはどうであったか、また、大洪水として言い伝えられた理由等について考察する。

### 2. 諸文献の記述

今まで、御所流れに関し参照されているのは、真言宗寺院の観音寺（現、観音院）が所蔵する「御所流」という文書（以下、「観音寺文書」という）と赤塚家文書である。『大和御所町誌』には「明治十年に御所流れで流死した人々の百十回忌を行うについて、過去帳やその頃の記録が虫食のために非常に読みにくくなっているので、新しく書きかえて後の世の記録としたものです」とある。なお、この全文は、『大和御所町誌』および『御所市史』に掲載されており、明治十年（一八七七）に作成されたものは、観音院に現存している。

赤塚家文書の洪水の絵図は、赤塚家に現存している。その写真を口絵5に示し、文字部分の拡大を写真1とする。ここに書

えられる。後年は番水の管理は町役場が行っていて、明治四十四年（一九一）に御所町役場が発行した「鴨下り水 式歩」等と書かれた取水許可証が残っている。

## 第五節 御所村・御所町

### 1. 概要

「御所村」と表記された文書と「御所町」と表記されたものがある。この件について、文献類にどのように書かれているかを調べた。また、「御検地用集帳」に興味ある記述があるので、その記述を紹介するとともに、他の史料がどうなっているかについて検証する。

### 2. 文献等の記述

『大和御所町誌』には左記の記述がある。

江戸時代の初めは御所村（寛永十七年の大和国惣高并知行帳、寛文四年の印知集等）と呼ばれましたが、元禄十三年の国郷帳やそれより少し古い寛文十一年（西暦一六七一年）の大和郷村高附帳等に御所町とありますから、今から二百七十八年位前から町を名乗っていたという事になります。

緒言に史料1および史料2として添付した『角川地名大辞典』および『奈良県の地名』には、共に「寛文十一年以降御所町と呼ばれることが多くなった」と記載されているが、右記を引用したものと考えられる。この記述において、元禄十三年（一七〇〇）の大和国郷帳の内容は『南葛城郡誌』に記載されていて

「御所町」となっているが、他の三つの史料は、存在が確認できない。

谷山正道氏は、御所市鴨神の竹村家文書を引用して「寛保三年八月、幕府は地方役所を通じて『御所村古来之通自今御所町と可唱』旨通達している」と述べている。

### 3. 史料による検討

谷山正道氏の報告を確認できる内容が「御検地用集帳」に記載されている。その翻刻を史料7および史料8に示す。寛保二年（一七四二）の検地の時、検地を行った村々に同じ内容の触が出されたものと考えられる。

史料7には、寛保二年の十一年前の子年、すなわち享保十七年（一七三二）に三組に分かれての出入があり、当時の代官の近山清右衛門から村とされた。しかし、酉年（寛保元年）に村が一本になったので、町にしてほしいというものである。これに対し、これを認めたのが史料8であり、谷山氏の引用と同じ内容になっている。出入となった三組がどうであったかについての記述はないが、環濠で囲まれた西御所・環濠で囲まれた寺内、およびこの二つの間の地域すなわち桑山氏の入府以降にできた町並みと考えるのが妥当であるような気がする。

史料として残っているものでは、寛保元年（一七四一）の「立家雑穀名寄帳」および寛保二年の検地絵図は御所村となっているが、寛保三年の「新検御所町々高名寄帳」は御所町となっている。これらによって、「御検地用集帳」の内容を確認することができる。これらの史料では、享保十七年から寛保三年の十



かかっているが、雑穀以外の田地については、「御年貢掛り高名寄帳」として別の冊子になっている。屋敷砂入を抜き出して表5にまとめた。この高名寄帳に記載されているのは、分米のみであり、一人の名請人が複数の屋敷を被災した場合でも、合計のみの記載である。「御検地用集帳」によると、寛保二年の検地以前は、屋敷の石盛は一石五斗七升五合である。これによって、砂入の各反別を計算して表5に加えた。

寛保三年の高名寄帳によって、砂入と書かれている屋敷の名請人とその高を調べるとともに、寛保二年の検地絵図によって、その屋敷の場所を特定することにする。検地の前後であり、寛保元年と寛保二年で反別が違っている。検地絵図には屋敷がなく、同じ名前の土地が複数あるものがある。したがって、簡単に特定することができないが、左記の要領によって特定した。

① 検地絵図に同じ名前が一人の場合、または、同じ年寄の組に一人の場合は、間違いないとした。最初の列に「○」を入れるとともに、検地絵図の地番と反別を記入した。

② 同じ組で同じ名前の複数の屋敷がある場合は、反別がほぼ同じものを選んだ。

③ 特定できない場合は、それらしいものを選び、最初の列に「？」をいれ、その名前の数を最後の列に書き入れている。

④ 一六番目の油屋六兵衛は、三石以上の被災である。しかし、検地絵図に六兵衛という名前の屋敷が一〇筆あるが、その合計でも二石余りである。「田地砂入」と書くべきところを間違って「屋敷砂入」と書いたと考へ除外した。

⑤ 細井戸屋藤右衛門は、全部で一三筆の屋敷を持っている。

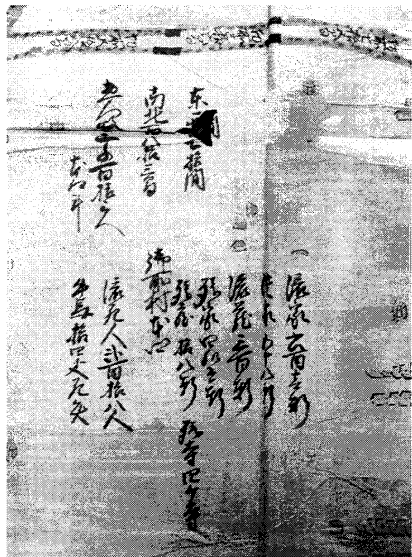


写真1 赤塚家文書の文字部分

かかっている文字を見ると、流家六〇一軒等、後述の『大和御所町誌』と同じである。『大和御所町誌』の記述の要約と六軒町伝説の記述は左記の通りである。

① 『大和御所町誌』：御所流れは、元文五年閏七月十七日であり、新暦になおすと九月八日になる。観音寺文書によると「未の刻より西の上刻迄大雨車軸襪をみたすごとく、しかれども此大雨此国をしなべて降りしにあらず。葛城川の河上金剛山より麓の里にては、森脇村より佐味村迄の間の大雨」とある。(中略) 葛城川・柳田川の堤防の決壊により、「水勢さかたつ山の如くまくれ来り、西御所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃る者魚の鵜に迫るる如し。我一と

赤塚家文書の「潰家」は、五八軒である。これを正として、全部で五八軒になるように九筆を砂入とした。

⑥ 差右衛門は、検地絵図に見あたらない。水害後、引越したものと考えられる。

御所流れの実際の家屋に関する被害は、高名寄帳と赤塚家文書の潰れ家を合わせて考えると、五八軒程度とするのが妥当である。そして、赤塚家文書の流家六〇一軒は、浸水した家が六〇一軒と考えるべきであると思う。

流死人については、『大和御所町誌』に真龍寺と正福寺の過去帳の調査結果が記載されているが、一四人と二人である。真龍寺は、西御所で最も檀家が多い寺院であり、流死人は、観音院文書に記載されている五六人程度であると考えられる。

砂入とされている屋敷が、全て倒壊したと断定できないように思える。倒壊するとすれば、普請が粗末な借家であるが、借家は、一筆の土地に複数戸の家が建てられている例が多い。したがって、五八軒が正しいとすれば、今回の検証のように、五八筆の土地に建てられた家が全て倒壊したとするのは間違いかもしれない。砂入とされている、被害が大きかっただけで倒壊していない可能性がある。しかし、検証できないので、被害は伝えられているほど大きくないと指摘するに留める。

#### 4. 大洪水とされた理由

第四節に葛城川と柳田川の延享四年(一七四七)年当時の断面図を示したが、典型的な天井川である。天井川の場合、堤防が決壊したことによる洪水が起こる可能性が高い。堤防が決壊す

逃るるほどに足弱は石に躓きたほれば、其の上を踏みつけ、松本村をさして逃るも有り。又西の岡を眼がけて逃るも有り。後は白川と成りければ財宝泥に埋れぬる事其の数を知らず。かゝる時に宝をおしむ人は水に溺れ死すも有り。(以下略) という有様であった。被害は流死人五六というが一説に流家六〇一・潰家五八・流蔵三〇〇・残家四一・残蔵一八、流死二一八・流牛馬一四という。葛城川が決壊して現在の西御所へうちよせ、その付近で六軒だけ辛うじて残ったと解される。

右記の六軒だけ残ったという説は、『奈良県気象災害史』や『奈良文化叢書』にも書かれており、学術的にも認められたものになっているように思える。

流死人について、観音寺文書は五六人、赤塚家文書は二一人人ということである。口絵5に示した赤塚家文書の絵図には、三室付近で葛城川の堤防と請堤とされるものが切れたように描かれている。『大和御所町誌』には、これについての説明があり、『御所市史』に転記されている。しかし、この場所で堤防が切れたとしても御所町の被害とは関係がないし、ここに請堤が設けられている意味がわからない。

#### 3. 御所流れの実際

御所流れの翌年、寛保元年(一七四一)の「立家雑穀高名寄帳」には、「屋敷砂入」として前年の洪水によって被災した屋敷が記載されている。ここには「田地砂入」として雑穀の被災も書

表5 元文5年の屋敷砂入と寛保2年の検地地番

砂入	年寄	寛保元年 立家雑穀高名寄帳				寛保3年 新検高名寄帳					
		屋号	名前	合	畝	合	地番	畝	歩		
○	1	藤右衛門	魚や	八郎兵衛	191.5	1	7	221	1068	1	9
○	2	藤右衛門	大坂	半右衛門	360.0	2	9	459	1060	2	21
?	3	藤右衛門	こん屋	佐兵衛	371.0	2	11	833	1070	2	21
○	4	藤右衛門	十三屋	平兵衛	410.0	2	18	3,419	1057	3	15
○	5	藤右衛門	中町	九右衛門	63.0	12		119	1104	0	21
○	6	藤右衛門		源六	157.0	1	0	170	1185	1	0
○	7	藤右衛門		久次郎	409.5	2	18	2,907	1113	1	21
○	8	藤右衛門	東町	宗次郎	190.0	1	6	255	1186	1	15
?	9	藤右衛門	古金屋	八之助	223.5	1	13	12,665	1114	1	21
○	10	藤右衛門	古手屋	徳兵衛	393.7	2	15	425	1227	2	15
○	11	藤右衛門	飛脚	源兵衛	195.0	1	7	204	1181	1	6
○	12	藤右衛門	大工	吉兵衛	168.0	1	2	204	1180	1	6
?	13	藤右衛門	細井戸屋	藤右衛門	1,200.0	7	19	203,410			13
○	14	伊右衛門	布屋	伊右衛門	170.5	1	2	39,796	1079	2	6
?	15	伊右衛門		善五郎	289.0	1	25	48,485	924	1	27
?	16	伊右衛門	油屋	六兵衛	3,585.0	22	23	5,153			4
○	17	伊右衛門	油屋	兵助	71.0	14		3,264	988	0	18
○	18	伊右衛門	くぼ丁	宗右衛門	67.0	13		102	990	0	18
○	19	伊右衛門	くぼ丁	作兵衛	14.0	3		102	1038	0	18
○	20	伊右衛門	くぼ丁	源次郎	24.0	5		68	1039	0	12
?	21	伊右衛門	いかきや	源十郎	243.6	1	16	799	1029	1	21
○	22	伊右衛門		重助	267.0	1	21	289	970	1	21
○	23	伊右衛門	北口	喜右衛門	163.0	1	1	170	1001	1	0
○	24	伊右衛門	道具屋	源兵衛	378.0	2	12	10,134	1055	2	15
○	25	吉兵衛		長右衛門	11.0	2		1,193	1203	0	12
○	26	吉兵衛	大坂屋	長四郎	666.6	4	7	408	1124	2	12
○	27	吉兵衛	戸や	次郎兵衛	205.0	1	9	170	1155	1	0
?	28	吉兵衛		藤四郎	134.0	26		23,058	1209	1	9
○	29	吉兵衛		浄安	300.0	1	27	14,723	1148	2	18
○	30	吉兵衛	忍海屋	喜八	451.0	2	26	19,866	1147	5	12
?	31	吉兵衛	古手屋	四郎兵衛	461.8	2	28	9,321	1117	2	21
?	32	吉兵衛	玉手屋	弥兵衛	295.0	1	26	5,287	1093	1	27
?	33	吉兵衛	新口屋	七郎兵衛	101.0	19		7,714	1206	1	3
?	34	吉兵衛	新庄村	六兵衛	399.0	2	16	476	1126	1	15
?	35	吉兵衛	糶屋	善六	293.0	1	26	9,041	1139	1	12
○	36	吉兵衛	今井や	勘兵衛	127.0	24		153	1128	0	27
○	37	吉兵衛	才かし	九兵衛	130.3	25		136	1132	0	24
○	38	吉兵衛	才かし	佐兵衛	130.3	25		119	1133	0	21
?	39	吉兵衛		弥兵衛	175.0	1	3	5,287	1093	1	27
○	40	吉兵衛	車屋	伝兵衛	187.0	1	6	205	1036	1	3
?	41	吉兵衛	糶屋	差左衛門	144.5	28					
○	42	吉兵衛	中町	太郎兵衛	257.0	1	19	272	1096	1	18
○	43	吉兵衛	きね屋	重五郎	315.0	2	0	391	1088	2	9
○	44	吉兵衛	飛脚	九郎兵衛	144.5	28		1,881	1089	2	6
○	45	吉兵衛		七兵衛	199.2	1	8	204	1083	1	6
○	46	吉兵衛		留十郎	168.0	1	2	2,403	1101	3	3
?	47	吉兵衛	萩本屋	八郎兵衛	252.0	1	18	727	1123	1	6
○	48	吉兵衛	ぬし屋	小右衛門	246.5	1	17	391	1116	1	18
○	49	吉兵衛	きも入	六兵衛改	105.0	20		136	1085	0	24
?	50	吉兵衛	花内屋	四郎兵衛	362.0	2	9	1158	1158	2	9
○	51	吉兵衛	中町	弥助	51.0	10		119	1042	0	21

註 寛保元年(1741)の立家雑穀高名寄帳による元文5年(1740)の洪水による屋敷砂入りおよび  
寛保3年の新検高名寄帳による高・寛保2年の検地の地番

る可能性の高い場所は、柳田川との合流点の東側で、洪水の実績をみると、ほとんどが東御所である。寛保二年の検地絵図によると、東御所の南側に請堤が設けられていることがわかる。請堤は、堤防が決壊した場合に、住宅地への浸水を防止するための堤である。ところが、御所流れは柳田川の堤防が決壊して、西御所が浸水した。請堤のない所であり、いわゆる想定外であった。これが大水とされた第一の理由である。なお、大和の請堤については、梅崎秀治氏の報告がある。  
延享四年(一七四七)に作成された「舗腹附願ニ付覚書」の控に左記のように書かれている。これは葛城川の補修の申請書で、別に目論見書が残っている。  
一百廿年以前元和七酉年六月廿三日乱水  
桑山伊賀守様御領知成候節流死百人余流家式百軒余  
一七拾四年以前延享二寅年六月十四日乱水  
郡山城主本多肥後守様御領知成候節流死三百五拾三人流家式百七十五軒(六百三軒を消して)  
一八年前元文五申年閏七月十七日乱水  
花井庄九郎様御代官所之節流死式百拾壹人流家六百三軒  
一右断之節田畑屋敷砂入荒  
分米四百六拾七石三斗六升九合  
御所流れについては、流死人・流家とも赤塚家文書に近い数値であるが、少し違っている。他の二件の洪水についても流死人の数が非常に多いように思える。これは、補修の申請書であり誇張して書かれた可能性が高く、赤塚家文書も同じ目的の文書の可能性が疑われる。流死人が二一人と二一人、流家が

六〇一軒と六〇三軒という微妙な違いに作為が感じられる。なお、この洪水の後、「幕府から過分の補助金を受けて大規模な工事が行われた」と『大和御所町誌』に書かれているが、工事の時期、史料の出典等は書かれていない。前述の延享四年の「願」が実現したと考えられるが、確認ができない。  
個人のものであるが、天保四年(一八三三)に作成された「家屋舖田畑山林書抜帳」という文書がある。これは屋敷・田畑等の来歴を書いたもので、そこに「屋舖証文ノ義ハ元文元申年流レの節流失致候」と書かれている。御所流れ以前の年貢の請取が残っているため、この記述は疑わしい。御所まちは、御所流れのときに流れてきたという地蔵が二体ある。このように、わからないことを御所流れに関連付ける例は多く、御所流れが都合よく利用されてきたように思える。  
寛保二年の検地絵図では、六軒町は今の六軒町のずつと西に書かれている。このことは、『大和御所町誌』も指摘していて、六軒町伝説に対する疑問が述べられている。明治八年(一八七五)の反別帳では、六軒町通りとして、長さが一七五間(三一五メートル)となっている。当時は、通りが町名になっていた、六軒町は、西御所の東西の端から端までである。明治二十三年(一八九〇)の「実測全図」では、六軒町は今の場所になって、町名はブロックで決められている。これらのことから、六軒町伝説は、町名がブロックで決められるようになった明治二十三年以降にできたものであると考えられる。なお、六軒町という町名は、全国的にみて珍しくないようである。

る。年貢の納入等、機能的には「村」であるが、「御検地用集帳」から寛保三年（一七四三）年以降は、公的にも御所町と称していたことがわかった。それ以前については、明解な結論をだすことができなかった。

御所流れは、元文五年（一七四〇）に起こった大洪水とされている洪水である。しかし、実際の被害は、史料の数値を採用したとして流失家屋が五八軒程度、流死人は五六人程度とした。江戸時代には、堤防が切れることを想定して、住宅地等を浸水から守るため請堤が設けられていた。いわゆる防災ではなく、減災という考えである。御所流れは、想定外のところで堤防が切れ、直接住宅地が浸水したのが大洪水とされた理由の一つである。そして、大洪水という印象が固定化し、堤防の改修の申請に用いられた数値が、真実の数値として伝えられたと考えられる。六軒だけ残って町名になったという伝説も、明治二十三年以降にできたものであると考えた。

#### 【註】

- (1) 『大和御所町誌』（一九五三）三八頁
- (2) 『御所市史』（一九六五）一二七頁
- (3) 前掲 (2) 二二二頁
- (4) 『奈良県南葛城郡誌』（一九二五）一六六頁。本書では『南葛城郡誌』と記述する。
- (5) 前掲 (2) 一三二頁
- (6) 前掲 (1) 七七頁
- (7) 前掲 (2) 一七〇頁

#### おわりに

近世の御所町の概要として、支配の変遷、寛保二年の検地絵図による御所町の成立、石高と人口、耕地と水利慣行、御所町か御所村か、御所流れ等について検討した。今までわかっていたなかった御所町の支配の変遷について、ある程度明らかにすることができた。しかし、慶長五年以前については史料がなく、郡山藩領時代の詳細についても不明である。また、幕末には高取藩預り、五條代官所支配、大津代官所支配、京都二條代官所支配と短期で変わっているが、その理由がわからない。御所町で新しい史料がでてくることは期待できないが、同じ支配であった他地域で、史料が発見されることを期待したい。

寛保二年の検地絵図に基づいて、御所町の町並みの成立について考察した。現在の道路、背割下水等の町並みは、寛保二年の検地絵図とほとんど同じである。町並みの成立は、慶長五年（一六〇〇）から寛永六年（一六二九）の桑山氏支配の時代であるという結論を得た。したがって、町並みは、約四〇〇年間ほとんど変わっていないことになる。これは、全国的に見て非常に珍しいことであると思われる。

石高に関し、寛保二年の検地以降の石高は幕末まで変化がない。しかし、その詳細については、『御所市史』等に示されていないかった。本稿では、石盛、地目ごとの反別等を表にまとめるとともに、石盛が他地域より高いことを指摘した。検地以前の石高について、『南葛城郡誌』、『御所市史』に記載があるが、石高の時代による変化、無地増高の詳細等、まだわからないこ

- (8) 前掲 (1) 八四頁
- (9) 前掲 (2) 一七五頁
- (10) 前掲 (4) 一八〇頁
- (11) 『寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会、一九六四）第一五巻、三七四頁
- (12) 前掲 (4) 一八四頁
- (13) 西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書院、一九九八）付録「幕僚代官・陣屋データベース」で検索。以後、本データベースで検索した場合は、註記を省略する。
- (14) 前掲 (2) 一三一頁
- (15) 『大和郡山市史』（一九六六）二一八頁
- (16) 前掲 (1) 六三頁
- (17) 前掲 (15) 二二四頁
- (18) 前掲 (15) 二二七頁から二三六頁
- (19) 『今井町史』（一九七八）一〇七頁
- (20) 『桜井市史』（一九七九）二五一頁から二五六頁
- (21) 前掲 (19) 一〇八頁
- (22) 『高取町史』（一九五三）一六七頁から一八三頁
- (23) 『新修大津市史』（一九八一）四一頁
- (24) 慶応四年正月付「太政官触達」巻、同年五月付「太政官布令」式および明治二年正月付「行政官国触」による。
- (25) 前掲 (1) 口絵
- (26) 前掲 (2) 一六五頁
- (27) 新庄町歴史民俗博物館（現、葛城市歴史博物館）企画展

図録「描かれた町と村」（二〇〇二）七頁

とが多いので、今後の課題としたい。

人口と戸数について、残っている宗門改帳等を調べ、宝暦二年から明治二年までの変化をまとめた。石高と人口の関係や宗門改帳に記載のない使用人等、農業に従事していない人たちが多く、商業等が中心の町であったと推論した。

御所町の耕地について、反別帳と耕地絵図で調べた。周辺部で他村の田畑と入り組んでいること、寛保二年と延享四年で田畑の筆数が大きく異なること等の疑問がある。これらを明らかにするためには、行方不明になっている寛保二年の検地帳が必要であるが、見つかる可能性は少ない。

御所町の江戸時代から明治初期の水利慣行について、残っている史料等に基づいて考察した。御所町には涌水が三ヶ所、柳田川からの取水、俱戸羅村にある溜池の三種類の水源があった。

そのなかで最も興味があるのは、元禄四年に取り決められた「番破れ」に関する取り決めである。その取り決めが、吉野川分水で水が豊富に供給されるようになるまで、約二八〇年間にわたって続いていた。このことから、水利慣行がいかに重要であったかがわかる。水利に関する図3は、昭和五十六年（一九八一）の地図を基にしている。この地図で見ると、江戸時代の耕地面積の約半分は宅地化されている。その後、図の西の字井ノ本にスーパーマーケットができてまわりに住宅が建ち、国道二四号線沿いの柳田・木寅等が宅地化されている。また、東御所の奥道御所高取線沿いにも住宅が建っている。耕地面積は江戸時代の三割ぐらいになっているようである。

「御所町」と書かれた文書と「御所村」と書かれた文書があ

- (54) 堀内義隆「奈良県大正村檜原における水利慣行と農村構造について」(『地理学評論』一九五六)二九(六)、一二頁。これらの他、最近の研究として、高橋清吾「近世葛城山麓における多水源の灌漑と水利慣行」(『歴史地理学』二〇〇七)二三五号、一八頁等がある。
- (55) 『吉野川分水史』(一九七八)五四一頁
- (56) 前掲(1) 七四頁
- (57) 「檜羅村地積図」(一八八九)、御所市役所蔵
- (58) 杉浦未希子「番水株売買にみる「水」取引の要因」(『水資源・環境研究』、二〇〇五)一八(一)一四頁
- (59) 前掲(1) 三七頁
- (60) 前掲(4) 一六六頁
- (61) 前掲(34) 一三頁、註(40)
- (62) 前掲(4) 五三〇頁
- (63) 御所おはなしの会編『御所のむかしむかし』(二〇〇一)一二頁

- (64) 前掲(1) 八五頁
- (65) 前掲(2) 一七五頁
- (66) 閏七月十七日が新暦で九月八日というのは、『大和御所町誌』の八六頁に書かれていてよく引用される。しかし、加唐興三郎編『日本陰陽暦日対照表』(ニットー、一九九三)下巻、一二八一頁によると九月九日である。
- (67) 堀井甚一郎『奈良県地誌』(大和史蹟研究会、一九六二)六一頁

- (68) 青木滋一『奈良県気象災害史』(養徳社、一九五六)二二二頁
- (69) 青木滋一「気象災害の変遷」(『奈良文化論叢』堀井先生定年退官記念会編、一九六七)五二頁
- (70) 前掲(1) 八八頁、具体的な戒名等を九一頁に註記
- (71) 梅崎秀治「奈良盆地における請堤の機能と分布」(『地理学評論』三一—一〇、一九五八)
- (72) 前掲(1) 八八頁
- (73) 元文元年となっているが、申年は合っているので元年は間違いと考えられる。
- (74) 前掲(1) 六八頁

【史料1】(縦帳)

大津御役所江出候  
当坊由来書控

乍憚口上覽

一 当円照寺之義者、往古天文年中ニ、河内横小路ニ桑山治太夫之弟ニ笑雲と申出家有之、其節右出家当国達磨寺住職致し候折柄、当浄土真宗深婦依候て、当所江一寺建立致し、本願寺十世 証如御門主方浄徳寺と寺号を被下置候、其後慶長十九年ニ 本願寺十二世之門主当国江御下向之節、則円照寺と被下置、其時当御所町者領主 桑山伊賀守殿御領分ニ罷在、右本願寺御門主方領主 伊賀守殿江被 仰入候ニ付、当寺者

- (28) 土平博「御所町絵図による近世御所町の町割と屋敷知割」(奈良大学総合研究所編『総合研究所報』一三三号、二〇〇五)四七頁
- (29) 「御所町実測全図」(一八九〇) 御所市役所蔵
- (30) 生没の年は、『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八六)七卷、五八九頁による。准如は、同四二五頁
- (31) 英俊著、竹内理三編『多聞院日記』(『増補続史料大成』三教書房、一九三五)三九卷、一三九頁
- (32) 前掲(4) 一二八頁
- (33) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社、一九六九)下巻、一四八頁
- (34) 谷山正道「大和幕領における寛保検地」(『ビブリア』、六六、一九七七)二頁および表3
- (35) 拙稿「河内国丹北郡松原村・別所村文書について」(『関西大学博物館紀要』第一四号、二〇〇八)六六頁
- (36) 前掲(33) 下巻、九一頁
- (37) 前掲(2) 一三二頁
- (38) 前掲(4) 一六六頁
- (39) 前掲(34) 表1
- (40) 前掲(34) 四頁。蛇穴村「西京家文書」に「慶長拾五年ニ桑山伊賀守様御知行之時御増高、又寛永八年ニ伊丹理右衛門様御代官所の時御増高御座候」とあると書かれている。ただし「後年の史料故、誤記が多い」としている。
- (41) 前掲(34) 三頁。『川西町史』(二〇〇四)一七九頁等。郡山藩の二割半無地増高について書かれている市町村史は

- 多い。
- (42) 前掲(34) 五頁
- (43) 本書、第二章、史料2に免定の翻刻を掲載
- (44) 前掲(2) 一七〇頁
- (45) 速見融『歴史人口学で見た日本』(文春新書、二〇〇一)六七頁
- (46) 本城正徳「近世大和国幕領における皆石代納制の展開過程」(『高円史学』二一号、二〇〇五)二二頁。史料は『斑鳩町史』(一九七九)史料編、五六一頁。『改訂大和高田市史』(一九八二)史料編、八一三頁。『斑鳩町史』に「御所町年寄伊右衛門」名前が書かれている。
- (47) 『斑鳩町史』(一九七九)本編、四九六頁
- (48) 岡光夫他『近世の日本農業』(農山漁村文化協会、一九八一)一六〇頁
- (49) 小林茂『日本屎尿問題源流考』(明石書店、一九八三)八九頁
- (50) 文政十二年(一八二九)から明治元年(一八六八)の間の田方編作の割合は、最高が四九・一パーセント、最低が一八・四パーセントである。
- (51) 奈良県立橿原考古学研究所編「大和国条里復原図」(吉川弘文館、一九八一)No.91、No.92(掲載許可、平成二十三年十一月十一日付、特別利用第一二四号)
- (52) 前掲(30) 一一巻、七八三頁
- (53) 野崎清孝「水利集団の形成と水利構造―大和国忍海郡もど川筋の場合―」(『人文地理』、一九七四)二六(四)、

人数合八百八拾五人 他所方召し抱え候奉公人  
人数合千六拾八人 他所方参居候店借人  
惣人数合四千式百八拾七人

此飯料米七千七百拾六石六斗  
残米六千六百七拾式石三斗老升式合 食不足也

此分他所方買入米を以、飯料取続仕候

右之通当町取調仕候処、相違無御座候ニ付、御預所平均被為成  
下、乍恐 江戸表江被為 仰立被下度奉願上候、以上

戊七月

御所町 百姓代 弥右衛門  
庄屋 善六

年寄 伊右衛門(他二名)

高取 御役所様

【史料3】 (縦帳)

浦水床永預り証券

大和国葛上郡蛇穴村之内、宇西浦六百三十六番地

一浦水床式反六畝拾五歩 西南東通限り、北ハ堤坊限り

此預り米三石五斗

此訳ケ

米 老石七斗五升 御所町

同 老石七斗五升 茅原村

右浦水床從來該村共有地ニ罷在、往昔方御所町茅原村両所江預  
り米五石四斗八升五合ニテ預り来候処、去ル明治八年地租改正  
之際、有無税不判然ニ付、預り米米延滞相成候ニ付、今般出訴  
ニ相成候中配立入糞ニ定約米改正シテ、前記之通り取扱行届、

今後毎年十二月三十日限り、分米之通両町村ヨリ相納可申候、  
然ル上者右浦水不用等ト申立差戻シ候節者、該村江迷惑相成不申  
様可致候、為後日御所町茅原村へ浦水床永預り連署証券如件  
但水災ニテ土砂入又者品替り等出来候節ハ、雙方協議之  
上取斗可申約定ニ御座候也

明治十二年卯五月十六日

大和国第四大区四小区 葛上郡御所町

今村行重印

赤塚安重郎印

吉川小平印

同区同郡茅原村

總代

岸田藤七郎印

同組頭 岸田善九郎印

取扱人 玉手村 東三次郎印

御所町 木村理平印

森井政次郎印

同区同郡蛇穴村

總代

組頭 中

前書之通中配人立入漸々整候ニ付而者、今後に至り老ケ年にて

も定約貢租及延滞候ハ、当村に勝手取斗候而も御苦情不受候、

依而奥書致置候也

明治十二年卯五月廿八日

蛇穴村 組頭 野口小平印  
總代 西河源治

本願寺門跡掛所と御取立被成下、境内表口南北三十三間、

裏行東西式拾四間者除地ニ被仰付、此外ニ御所町村高之内、  
三十六石五斗四升式合御請地と被成下、御掛所此為繁栄人家  
立、聊其余米を以堂舎修復仕罷在候、依寺内御請地之分者則  
境内ニ於て往古方会所相建立、寺内役人と申者御年貢取立宗  
旨人別帳五人組改之儀者不及申

御公儀御触面之趣、都而右会所ニ取縮り仕候ニ付、寺内家  
持并借家人方連印を以て、寺内役江請書差出し候、書類只今  
ニ所持仕罷在候、然処右御請地之分寺内分ニて支配仕候、役  
人中ニ無之ニ付、享保十八丑年ニ本郷分役人江宗旨五人組帳  
之始末相頼候ニ付、同年五月十六日ニ町役人方当寺江規定一  
札差入候、依之宗旨人別帳五人組改之儀者本郷分、町役人方  
支配仕候得とも、御請地御年貢之儀ハ当方取立、町役人迄相  
納、家壳買之節譲り渡証文奥印之儀者、当寺納所寺内年寄方  
仕、其規定者今少も違変無御座候、尤寛保二年ニ神尾若狭守  
殿御檢地之節、增高被 仰付、当時御請地高四十三石四斗五  
升式合ニ相成申候、右御請地御年貢取立支配人、当時小七郎  
と申者へ申付、猶寺内年寄之儀者善兵衛と申者相勤、万事町  
役人江及示談、懸障無之様仕罷在候、依而安政三辰年正月ニ、  
当国五條 御役所へ御届ケ申上置候、前書之訳柄を以て南都  
御奉行所諸願御届ケ之節者、町役人付添加判無之、猶又宗旨  
証文も拙寺一判ニて五條 御役所江年々差上候、右之趣前々  
方仕来り候段、毛頭相違無御座候ニ付御届ケ申上候間、御開  
届被成下度、乍憚以口上書御届ケ奉申上候、以上

文久二戊年五月日

本願寺御門跡掛所

和州葛上郡御所町

円照寺印

大津御役所

【史料2】 (縦帳)

御廻米ニ付去西出来取米人別差引書上帳  
和州葛上郡 御所町

一高千四百九拾式石三斗四章八合 和州葛上郡御所町

此反別九拾六町五反老畝廿七歩

内

高拾六石四斗式升式合 連々荒引

此反別老町老反八畝式拾四歩

高七拾五石六斗五升九合 畑方引

此反別九町六反九歩

残高千式百三拾七石老升六合

此反別七拾八町五反四畝式拾老歩

高三百三拾老石老升八合 木綿作

此反別式拾町五反三畝三歩

高九百五石九斗九升八合 稲作

此反別五拾八町老畝拾八歩

此出来立米千四拾四石式斗八升八合

但老反ニ付老石八斗出来立

当戊宗旨御改之面 人数合式千三百三拾四人

破来申候と被申候

一 御所町・松本村之申分、俱戸羅村明神之社・加茂明神之社双方之屋祓方雨落、地江流レ申程雨降候得者、番破り申候、少し降申分ニ而者、破り不申と被申候

一 俱戸羅村之申分、番水明六ツ方昼手前迄松本村江入来、昼手前方暮六ツ迄横井上下七井手江入来、暮六方夜半前迄御所町江入来、夜半前明六ツ迄横井上下七井手江入来候と被申候  
一 御所町・松本村之申分、番水明六ツ方七ツ迄松本村江入来、七ツ方暮六ツ迄あいの水横井上下七井手江入来、暮六ツ方夜七ツマデ御所町へ入来、七ツ方明六ツ迄あいの水横井上下七井手へ入来候と被申候

如此双論御座候ニ付、我々扱了簡之覚

一 番水破り申儀者、横井井手端之地蔵ニ、四尺四面ニ板屋祓之辻堂有之候、近辺雨降辻堂之屋祓之雨零落申候ハ、番破り申答、或ハ他所者雨降候共、又ハ降不申候共、夫者用不申、右辻堂之雨落証抛ニ定申候、辻堂破損之時節、井郷方修理仕り以来右の通用可申候

一 番水之儀者、明六ツ方昼之九ツ半迄、松本村へ入可被申候、昼之九ツ半時方暮六ツ迄、横井上下七井手へ入可被申候、暮六ツ方夜之九ツ半時迄、御所町江入可被申候、夜之九ツ半時方明六ツ迄、横井上下七井手江入可被申候、尤四日目横井番又者、加茂下り番破れ分ケ入之儀者前々通り

右之通り了簡仕扱申候間、御承引候而、出入御済シ可被成候、以上

元禄四未年六月五日

同区同郡茅原村

総代組頭御中

【史料4】(縦帳)

為取替証券

大和国葛上郡蛇穴村之内、字西浦六百三拾六番地

一 涌水床式反六畝拾五歩 西南東通限り、北ハ堤防限り

此預り米三石五斗

此取 米老石七斗五升 御所町

同老石七斗五升 茅原村

右涌水床從來蛇穴村共有地ニ罷在往昔ヨリ当町該村兩所江預り米五石四斗八升五合ニテ預り来候処、去ル明治八年地租改正之際ヨリ預り米延滞相成候ニ付、今般蛇穴村ヨリ出訴ニ相成候末、中配立入糞ニ約定米改正ニシテ、前記之通取扱行届候、兩所へ従前之通預り候ニ付而ハ約定左ニ

一 水引方之義者、該村養水入用之砌ハ当町へ掛ケ合有立候節ヨリ三日目之午前第六時ヨリ式屋夜間茅原村下り、夫ヨリ四昼夜当町之養水、条ハ右ニ準シ引水可致答

一 早魃之節ハ茅原村方瀬堀トリテ右湧水凌之間者、御所町養水之間ニテ(モ)該村江水下シ可申答

一 右涌水普請等致候節ハ、茅原村方營繕被下入費金之義ハ当町ト式ツ割ニ相掛リ可申答

一 水該村下り之節、当町領内ニ而水窃盜致候者有之ハ、其時之役前ヨリ始末可致候事

前記定約為左書候上ハ相互違約致間敷候若定約相肖候節御届候

北十三村庄屋 治郎兵衛  
南十三村庄屋 弥九郎  
山口村庄屋 新九郎  
宮戸村庄屋 藤重郎  
榎原村庄屋 喜右衛門  
蛇穴村庄屋 七右衛門

俱戸羅村 庄屋年寄中  
三室村 庄屋年寄中  
榎原村 年寄中  
右御扱之通承届ケ得、其意奉存出入相済申候、右番水破り番水取渡し之刻限りニ付、申分ニ仕間敷候、為後日奥書済証文依而如件

元禄四未年六月五日

葛上郡俱戸羅村庄屋 金兵衛印  
同断 市郎兵衛印  
同断 又 助印  
同断 忠兵衛印  
同断 源治郎印  
同断 宇兵衛印  
同断 小左衛門印  
同断 忠治郎印  
同断 善九郎印

御扱衆中

右者俱戸羅村・三室村・榎原村方、拙者共へ取置候水論済証文ニ而御座候得共、為証抛之各々へ相渡し申候、為其判形如此候、

依テ定約書如件

明治十二年卯五月十六日

大和国第四大区四小区、葛上郡御所町

総代 今村行重  
赤塚安重  
同断 吉川小平  
同断 東三次郎  
御所町 木村理平  
同町 森井政次郎  
代筆人 茅原村 岸田奈良三

同区同郡茅原村 総代・組頭 中

【史料5】(一紙)

ほらし川横井上下七ツ之井手、俱戸羅村方と御所町・松本村と水論出入扱申、覚

右之井川分ケ入ニ仕、半夏生三日過番水ニ成申候而、三日三夜上下番水、四日目一日横井井手之番水、又三日三夜上下番水、天氣相統雨降不申候得共、八日目加茂下り三日三夜有之候而、又右之通番水ニ廻り申候、何時ニ而茂雨降候得共、番破り御所町方三室村江断、松本村方俱戸羅村江断有之、三日三夜分ケ入ニ而、四日目番水ニ成申候、右之番水分ケ入之儀者、先年之通相對ニ而埒明論ニ成不申、以後も先年之通り

一番水破り申争論

一 昼夜番水取渡し申刻限争論

一 俱戸羅村之申分、笠之零落ち申程雨降候得者、何時ニ而も番

蛇穴村 七右衛門殿 同村庄屋 清次郎印  
 北十三村 治郎兵衛殿 同村庄屋 庄次郎印  
 南十三村庄屋 弥九郎殿 同 市右衛門印  
 山口村庄屋 新九郎殿 竹田村庄屋 善五郎印  
 宮戸村庄屋 藤重郎殿 同村庄屋 弥助印  
 右之通相認メ曖中江申候控如此ニ候

【史料7】

御檢地用集帳（下巻 六六丁）  
 乍恐以書付御願奉申上候

一当村之儀、御覽被遊候通町場ニ而、往古方御所町と謂來り候得共、拾壹年以前子年近山清右衛門様御代官所之節、村方出入故三組ニ別候ニ付、御所村と唱申候様ニ被 仰付其以來御所村唱申候、然処去西年大小之百姓一統ニ得心仕村老本ニ罷成、此度御檢地奉請候可被成儀御座候ハ、古來之通御所町と御檢地帳ニ御記シ被遊被下候様ニ、村中大小百姓奉願上候、右之通ニ而少シ茂相障義無御座候、町屋ヰリ之為にも罷成候間、願之通り被仰付被下候ハ、難有可奉存候、則拾貳年以前亥年迄御所町ニ御座候迄、翌年子年方御所村と申儀、証抛免定指上申候、以上  
 寛保貳年戌六月

葛上郡御所村  
 庄屋老入 年寄六人 組頭七人

御檢地 御奉行様 覚  
 一亥年御所町御免定 近山清右衛門様 本紙老本  
 一子年御所村御免定 近山清右衛門様 本紙老本  
 一前年御所町御免定 幸田善大夫様 本紙老本  
 一前年御所町御免定 会田伊右衛門様 本紙老本  
 右四本共本紙御免定  
 右者御檢地御奉行與谷半四郎様江差上申候

【史料8】

御檢地用集帳（下巻 一一五丁）  
 申渡し覚

（前略）  
 一御所村古來之通自今御所町と可唱旨被仰出、尤御檢地帳にも御記被下候間、御所町之者共ハ勿論、近郷可承知候  
 右被仰渡候趣申渡候条、此旨村々写取村々持前之條々尤可相心得候  
 亥八月七日 葛上郡新檢地村々

芝村役所印  
 庄屋 年寄 百姓共

以上  
 元禄四未年六月五日

榎原村庄屋 喜右衛門印  
 蛇穴村庄屋 七右衛門印  
 北十三村庄屋 治郎兵衛印  
 南十三村庄屋 弥九郎印  
 山口村庄屋 新九郎印  
 宮戸村庄屋 藤重郎印

御所町庄屋 善九郎殿  
 同所 年寄中  
 松本村庄屋 小右衛門殿  
 同村庄屋 清治郎殿  
 同村 年寄中  
 竹田村庄屋 善五郎  
 同村 年寄中  
 右之通今度扱ニ而相濟候ニ付、証文此方相認メ、何れも判形致し扱中へ相渡候を、後日之証抛ニ俱戸羅村江被相渡候由ニ候、俱戸羅村方此文言之通相認扱中へ被申候ヲ此方江被相渡御所町庄屋年寄所持仕候、何時ニ而も入用之時分者、本紙出し可申候、為後日写し致し其方へ相渡し申候、右井手番水ニ罷成候刻者、前書之通り直ニ相守り申答ニ候、自今以後も此井手ニ罷成候刻者、入用遣銀半分宛之答ニ御座候、為其前々方相談相極置申候、為永々如此候、已上  
 元禄四未年六月

御所町庄屋 善九郎

同所年寄 善右衛門  
 同 庄左衛門  
 同 伊右衛門  
 同 平右衛門  
 同 七兵衛  
 松本村 庄屋年寄中  
 竹田村 庄屋年寄中

【史料6】（一紙）

一札之事  
 一ほらし川横井井手俱戸羅村方と此方御所町・松本村・竹田村と水論出来仕候処ニ、各御出被遊曖被成覚書証文双方仕渡し候、俱戸羅村・三室村・榎原村方被致候済証文此方江渡り之証抛として各被相加判形御渡し被成罷ニ受取申候、各所持可被成済証文此方江御渡し被成候ニ付、右水論之儀ニ付以來申分無御座候、為証抛三ヶ村庄屋年寄判形仕相渡し申候、依而如件  
 元禄四年未六月五日

御所町庄屋 善九郎印  
 同所年寄 善右衛門印  
 同 庄左衛門印  
 同 伊右衛門印  
 同 平右衛門印  
 同 七兵衛印  
 榎原村 喜右衛門殿 松本村庄屋 小左衛門印

各年の推移を調べる。皆済目録には、「井料米納」または「井料米渡」という項目がでてくる。これは水源となっている池床、湧水等の年貢の幕府負担分である。幕府がこれらの年貢の半分を負担していた。これの経緯、処理方法を明らかにする。

米価には、支配者が決めた九分米納の石代納の値段、町方で年貢を徴収する時の値段、大坂等の米相場の値段がある。第四節では、これらの値段の推移を調べ、それらを比較するとともに、変化の社会的背景等について検討する。なお、徴収の米価については、年貢の請取を参照する。個人のものであるが、元文元年（一七三六）以降で、八三年分の年貢の請取が残っている。第五節では、年貢の徴収および納入について、免割目録、年貢の請取および文献等によって調べる。これらの史料によって、年貢の徴収および納入の時期、徴収方法、徴収額と納入額の調整方法等について検証する。

小入用帳には、町入用の費用項目とその額が書かれている。また、免割目録には、町入用の総額、持高一石当りに課せられる打銀および屋敷に対して課せられる棟役の総額が書かれている。さらに、免割目録には項目は少ないが、町入用に関する収入が書かれている。第六節では、これらの史料によって、町入用の内訳について調べ、町入用の割当方法を検証する。また、打銀と棟役の年による推移をまとめる。

## 第一節 年貢および町入用関係文書の概要

### 1. 概要

## 第二章 年貢および町入用はじめに

御所町の年貢および町入用について、残っている文政期以降の史料等に基づいて考察する。第一章の表<sup>1</sup>に示したように、これらの時期の御所町は幕府領である。また、寛保二年（一七四二）の検地以降の御所町の石高は、一四九二石三斗四升八合で、各地目の内訳および石盛は、第一章の表<sup>2</sup>に示した。上田が約七三四石で全体の約四九パーセント、屋敷が約一六三石で約一パーセントである。

年貢に関連して役所から発行される文書として、年貢免定、皆済目録および掛札がある。免定は役所から村宛に出された年貢の請求書である。先行研究や市町村史には、「免状」と書いているものがあるが、御所町に残っているものは「免定」となっているもので、こちらを用いることにする。皆済目録は年貢の領収書で、掛札は年貢の納入が済んだことを高持に知らせるための掲示である。詳細の検証には、主に文政十年（一八二七）と安政三年（一八五六）の史料を用いる。文政十年は、全ての史料が残っていると、平均的な年と考えられる。安政三年は、支配が高取藩預りから五條代官所へ変わった最初の年である。

町方で年貢、町入用等に関連して作成される文書として、免割目録、小入用帳等がある。免割目録は、年貢や町入用を高持にどのように割り付けるかが記載されており、小入用帳は、町

年貢に関連して役所が発行した文書として、年貢免定、皆済目録および掛札がある。また、年貢の割付や町入用に関連して、町が作成した文書として、免割目録および小入用帳がある。御所町に残存しているこれらの文書を表<sup>1</sup>にまとめた。表からわかる通り、全て文政期（一八一八）以降のものである。町入用に関連して免割小日記という文書がある。これは個々の人に対する支払い等の記録である。町入用のなかで大きな比重を占める会所での費用の明細、屋号と実際の商売の関係等がわかるが、これについての検証は、今後の課題にする。

### 2. 年貢免定

免定が残っているのは、文政十三年（一八三〇）から天保八年（一八三七）と文久二年（一八六二）の九年分である。しかし、免割目録の始めに写りが付けられている年が、前記以外に七年分あり、内容がわかる年は全部で一六年分である。免定の表題は、時代によって異なる。安政二年（一八五五）以前の高取藩預りの時代は、「〇年御成箇免定」、安政三年以降の五條代官所支配の時代は、「〇御年貢可納割付之事」（〇は干支）、文久二年の大津代官所の場合は、「戌年免定之事」となっている。

年貢の額の決定方法には、検見法と定免法があるとされているが、各年の免定をみると、年ごとに免が異なっている。検見法であったと考えられる。また、文政十一年の免割目録には、「御検見御泊ニ付余内銀」という項目を町入用の収入にしている。これは、検見役人の宿泊費の余りを町入用に繰り入れ入用の項目、その額等について書かれたものである。第一節では、これら年貢関係および町入用関係文書の形式、記載内容等について述べる。

第二節では、免定、皆済目録および掛札に記載されている内容のうち、毛付高、免および石代銀納について解析を行う。收穫があり年貢の課税対象となる毛付高は、町の高から洪水等による石砂入、早損・水腐れ等の皆無の高を引いたものである。まず、これら石砂入等について検証する。免は、毛付高に対する年貢率で、年によって変化している。その推移を調べる。大和の幕府領は、年貢の全額を銀で納入する皆銀納であったとされている。その石代納の額は、十分の一は大和、九分は米の値段の推移について調べる。大和の幕府領の石代納については、左記の先行研究がある。

- ① 森杉夫氏「畿内幕領における石代納」（一九五六）
- ② 同氏「石代納をめぐる幕府と農民」（一九六〇）
- ③ 酒井一氏「幕末期畿内における石代納」（一九七〇）
- ④ 本城正徳氏「近世大和国における一國幕領皆石代納制の成立と奈良町渡米制」（二〇〇二）
- ⑤ 同氏「近世大和国幕領における皆石代納制の展開過程」（二〇〇五）
- ⑥ 同氏「近世大和国における幕領皆石代納制の論理」（二〇〇六）

第三節では、免定および皆済目録に記載されている真加銀、口米、高掛三役等の付加税について、それぞれの内容を検証し、



表1 残存する年貢・町入用関係史料

	年号	西暦	干支	免定	免定 (写)	皆済	皆済 (写)	免割 目録	掛札	小入 用	免割 日記	備 考
1	文政元年	1818	寅						○			以下、高取藩預り
2	文政2年	1819	卯						○			
3	文政3年	1820	辰						○			
4	文政4年	1821	巳						○		○	
5	文政5年	1822	午						○			
6	文政6年	1823	未		○		○	○	○			
7	文政7年	1824	申		○		○	○	○		○	免定等写なし
8	文政8年	1825	酉		○		○	○	○		○	
9	文政9年	1826	戌		○		○	○	○	○		
10	文政10年	1827	亥		○		○	○	○	○		表題部欠落
11	文政11年	1829	子						○	○		
12	文政12年	1831	丑						○	○		
13	天保元年	1830	寅	○	○	○	○	○	○		○	免割は案
14	天保2年	1831	卯	○	○	○	○	○	○		○	
15	天保3年	1832	辰	○	○	○	○	○	○		○	
16	天保4年	1833	巳	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	天保5年	1834	午	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	天保6年	1835	未	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	天保7年	1836	申	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	天保8年	1837	酉	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	嘉永2年	1849	酉		○		○	○				
22	嘉永5年	1852	子							○		
23	安政3年	1856	辰		○		○	○				以下、五條代官所
24	安政4年	1857	巳		○		○	○				
25	安政6年	1859	未							○		
26	万延元年	1860	申			○						
27	文久元年	1861	酉							○		
28	文久2年	1862	戌	○		○						大津代官所

註 1) 皆済:皆済目録、小入用:町小入用帳、免割日記:免割小日記帳  
 2) 免割目録の前に免定と皆済目録の「写」が付いている。  
 3) 年号は免定を基準にしている。したがって、他のものには翌年の年号が書かれている。

たということ、検見を実施していたことが裏付けられる。  
 納入方法は、一〇分の一大豆銀納、九分米銀納の皆銀納である。本城正徳氏は、大和の幕府領が九分米銀納になったのは、元文五年(一七四〇)からとしている。  
 文政十年(一八二七)と安政三年(一八五六)の免定の翻刻を史料1と史料2として添付する。記載内容、特徴、検討課題等は、左記の通りである。

- ① 町の高を示し、その高から石砂入、早損等の皆無を引いて「毛付高」としている。石砂入等については、第二節2項で検討する。
- ② 毛付高に免を掛けて、「取米」を算出している。砂入から復旧したところは、「取下」として免を低く設定している場合もある。免等の推移は、第二節4項で述べる。
- ③ 高取藩預りの時代は、地目による免の差違はないが、五條代官所支配の安政三年以降は、地目によって免が異なっている。田高と畑高に分けて、屋敷は畑高に入れていて、屋敷の免を「十」、すなわち一〇〇パーセントにしている。
- ④ 「内訳」として、十分の一の大豆値段で納入する高、および九分の米の値段で納入する高が書かれている。
- ⑤ 「外」として、冥加銀、高掛三役等の付加税が書かれている。これらについては、第三節で検討する。
- ⑥ 日付は、高取藩預り時代は十二月、五條代官所時代は十月、大津代官所時代は十一月である。
- ⑦ 高取藩預り時代の大きさは、縦三三センチメートルの巻紙で、差出人として、五人の役人の記名・捺印がある。

⑦ 代官所の場合は、代官一名の記名・捺印である。五條代官所のもので残っているのは全て写である。大津代官所のもの大きさは、縦二七・五センチメートルの巻紙で、高取藩のものより幅が狭く、紙質が悪い。

3. 皆済目録

- 皆済目録が残っている年は、免定と同じである。表題は、前述の免定と同じ区分で、「〇歳御年貢銀皆済目録之事」、「〇御年貢皆済目録」および「戌御物成皆済目録」となっている。文政十年と安政三年の皆済目録で、文政十一年と安政四年に作成されたものの翻刻を史料3と史料4に示す。皆済目録に書かれている内容をまとめると左記のようになる。
- ① 最初に取米が書かれている。
  - ② 十分の一の大豆の一石当りの値段および九分米の一石当りの値段にそれぞれの石高を掛けて、納入すべき銀の額が計算されている。ただし、米の石高からは、五石五斗二升一合が引かれている。これは、池床と湧水床の年貢の幕府負担分であるが、第三節3項で説明する。
  - ③ 「外」として付加税が書かれている。米の分は、合計して九分米と同じ値段で銀に換算されている。
  - ④ 最後に「納合」として、全ての銀の合計と「米五石五斗式升壹合」となっているが、この米は、実際には納入されていない。これについては後述する。
  - ⑤ 高取藩預り時代の皆済目録の大きさは、縦三〇センチメートル

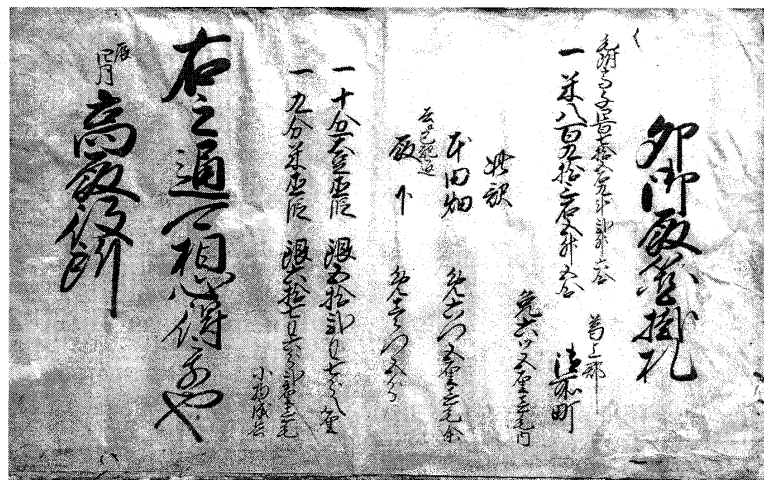


写真3 天保二年の掛札

トルの巻紙で免定より少し小さく、役人の記名・捺印は一名である。大津代官所のもは、免定と同じ二七・五センチメートルである。

文政十三年（一八三〇）の免定と、この免定に対応する天保二年（一八三一）の皆済目録の写真を写真1および写真2に示す。

#### 4. 掛札

掛札について、『地方凡例録』の説明は左記の通りである。掛札と云は享保の初比より起り、本百姓入作・越石等に至る迄、年々の取箇を能く知て免割に虚妄なからしめんが為に、年貢高・厘付・反取を委細に書分て、其村の高札場か、又は名主・庄屋の門、或は戸口の上などの諸人見安き処へ板に書て掛置、之を掛札と云、此掛札の下書も役所にて仕立、村々へ渡す、是は年貢納方等に付、役人共も姦邪の筋ならざる為なり、

右の説明では、役所で下書きを仕立、板に書くことになっているが、残っているものは、紙に書かれている。糊の跡があり変色しているので、掲示されていたことがわかる。役所の下書きをそのまま掲示していたと考えられる。大きさは、縦三×横四七センチメートルである。

文化十五年（一八一八）から天保七年（一八三六）まで、連続して一九年分が残っている。文政十年（一八二七）の請取として、翌十一年四月に発行されたものの翻刻を史料5に示す。書かれている内容は、毛付高、取米高、免、大豆直段および米直段のみである。天保二年の掛札を写真3に示す。

#### 5. 免割目録

免割目録は、町方で作成された文書である。表題は、嘉永二年（一八四九）以前は、「免割目録」となっていて、その後のものは、「免割目録之事」となっている。免割目録は、二つの部分から成り立っている。前半は、年貢を高持にどのように割り当てるかで、後半は、町入用の割当である。なお、町入用の諸経費であり、費用の項目、支出先、割当方法等については、第六節で検証する。文政十一年と安政四年に作成されたものの翻刻を史料6と史料7として添付する。

免割目録の大きさは、天保期以前は幅二九センチメートルの巻紙で、嘉永以降は、幅が二五センチメートルになっている。主な形式の違いは、次の二項目である。その一つは、高持の記名・捺印があるかどうかで、嘉永二年（一八四九）以降にはこれがない。ただし、記名・捺印のないものは、写の可能性がある。文政十一年二月付の免割目録に記名されている名前を、文政九年の高名寄帳で持高を調べると一石以上の高持である。町内の高持が一五四人、その他が四〇人で、全部で一九四人の記名がある。もう一つの違いは、免定と皆済目録の写が免割目録の前に付いているかどうかである。文政八年と文政十一年は写が付いていない。表1に示した免定と皆済目録の「写」は、全て免割目録の前に付けられているものである。

#### 6. 小入用帳

小入用帳は、町入用すなわち町の諸経費をまとめたもので、表紙に「葛上郡御所町小入用帳」と書かれている。横帳で大き

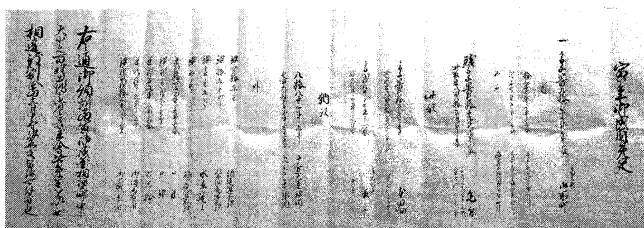


写真1 文政十三年の免定

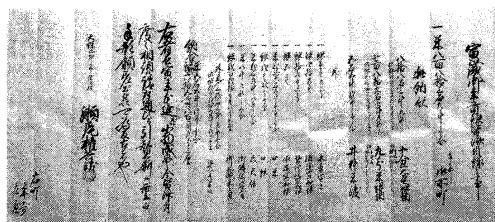


写真2 天保二年の皆済目録

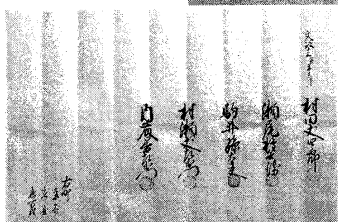


表2 石砂入および皆無引

文政六年	一八二二	免定の記載事項	石	免割目録の記載事項	石	免
		去未午堤切石砂入引	13.649	去亥堤切石砂入	8.069	
		去亥土砂入未立婦一作引	2.773	当未早損皆無引	84.487	
		当未稲作早損皆無引	52.252	当未毛替雑毛作早損皆無引	29.971	
		当未木綿早損皆無引	16.990	本作毛替雑毛	290.496	0.1
		当未毛替雑毛作早損皆無引	356.490	入作毛替雑毛	24.006	0.15
		計	442.154	計	437.029	
註		免は全て同じ		屋敷の免は、0.8		

文政九年	一八二六	免定の記載事項	石	免割目録の記載事項	石	免
		去未午堤切石砂入引	13.649	去亥堤切石砂入	8.069	
		去亥土砂入未立婦一作引	2.773	同断未立婦当戌一作引	2.772	
		当戌稲作早損皆無引	109.042	去未堤切石砂入引	5.580	
		当戌木綿作早損皆無引	59.325	当戌早損皆無引	90.348	
		当戌毛替雑毛作早損皆無引	6.221	計	106.769	
		計	191.010	屋敷の免は、0.7		
註		免は全て同じ				

文政十年	一八二七	免定の記載事項	石	免割目録の記載事項	石	免
		去未堤切石砂入引	13.649	去亥堤切石砂入引	8.069	
		去亥土砂入未立婦一作引	2.773	同断未立婦当亥一作引	2.772	
		当亥稲作早損皆無引	5.845	去未堤切石砂入引	5.580	
		当亥木綿作早損皆無引	10.451	当亥稲作早損皆無引	5.855	
		計	32.718	計	22.276	

天保七年	一八三六	免定の記載事項	石	免割目録の記載事項	石	免
		去未午堤切石砂入引	13.649	去未午堤切石砂入引	13.649	
		去亥土砂入未立婦当申一作引	2.773	去亥土砂入未立婦当申一作引	2.779	
		当申木綿水腐皆無引	348.314	木綿作皆無引	348.314	
		計	364.736	計	364.742	

安政三年	一八五二	免定の記載事項	石	免割目録の記載事項	石	免
		去未午堤切石砂入引	11.680	去未午堤切石砂入引	11.680	
		去卯ヨリ続早損皆無引	9.703	無仕付仕付荒早損立枯皆無引	62.309	
		当辰無仕付仕付荒早損立枯皆無引	105.021	計	73.989	
		計	126.404	免定と同じく屋敷の免は、1.0		
註		屋敷の免は、1.0				

さは、横一五×縦四七センチメートルである。文政十一年二月付けのもの、翻刻を史料Bとして添付する。

町として支出した諸費用が書かれているが、費用としては、毎年、支出が決められたものと臨時の支出がある。決められた支出には、米で決められているものと、銀で決められているものがある。米で決められているものは、支払時の相場で換算して銀で支払われている。

高持の記名・捺印があるが、高名寄帳で調べると、一〇石以上の高持である。その人数は、三〇人弱から四〇人強であり、年によって異なっている。最後に、町役人の記名・捺印があり、役所宛になっている。万延元年（一八六〇）と文久二年（一八六二）の五條御役所宛のもの、最後に、「前書見置者也 五條御役所」と書かれ、役所の印が押されている。なお、他の年のものも役所宛になっているが、役所の書き入れがない。

第二節 毛付高、免および石代銀納の値段

1. 概要

免定、皆済目録および掛札に記載されている項目について検証する。毛付高は、収穫があつて年貢の納入の対象となる石高である。町の高の一四九二石三斗四升八合から減額される要因として、洪水等による石砂入、日照り続きによる早損、長雨による水腐れ等があるが、まず、これらについて考察する。免すなわち年貢率には、役所が毛付高に対して課する場合のもの、町が各高持の持高に対して課する場合のものがある。

前者は免定および皆済目録に書かれており、後者は免割目録に書かれている。免定等に記載されている毛付高、免等の推移をまとめる。なお、後者については、第五節で検証する。

皆済目録および掛札には、一石当りの十分の一大豆値段と九分米値段が書かれている。この九分米値段は、免と同様、免割目録に記載されている町が徴収するときの米価と異なっている。これらの米価と相場等の比較は、第四節で行うことにする。他に免定および皆済目録に記載されている事項として付加税がある。付加税については、第三節で検証する。

2. 石砂入、皆無引等

文政十年（一八二七）、安政三年（一八五二）および免定が残っている年で、毛付高が町の高の九〇パーセント以下になっている年の石砂入、皆無引等を表2にまとめた。毛付高が少ないのは、文政六年（一八二二）、文政九年（一八二六）、天保七年（一八三六）の三年であるが、表は年の順になっている。表2には、免定に書かれている内容と免割目録の内容を記載している。

注目すべきことは、ほとんどの年で引かれている石高が、免割目録の方が小さいこと、すなわち、納税者に有利になっていることである。天保七年は、少し免定の方が大きい。免割目録の書き間違いで、両方は同じであると考えられる。このように皆無引が同じになっているのは、この年だけである。文政六年のように、免定では皆無としているが、免割目録では本作の免を「一つ」、入作を「一つ五分」としている。また、表にはないが天保四年（一八三三）は、免定には「三十五石四斗九升四

の措置で増値段は三匁に減額されたものの、十月一日から十四日までの古米相場が加わることになり、大和の幕府領の石代銀納値段は上昇した。

なお、享保十九年の元史料は『徳川禁令考』<sup>11)</sup>に記載されている。このことについて、本城正徳氏は、「こうした所相場平均が増銀つきという石代直段仕法は、以降幕末期に至るまで継承されている」と述べている。

また、同氏が引用している天保九年(一八三八)の「御廻米被仰出候付御歎訴書」のうち、米の値段に関係する部分を要約すると左記のようになる。なお、これの差出人のなかに、御所町年寄伊右衛門の名前がある。

① 元来は、上米・中米・下米の平均であったが、寛政年中に御勘定勝手八郎様によって改訂された。

② 撰河泉は、上米の六匁増しであるが、大和は上米三匁増しになった。しかし、今までは十月十五日から晦日までの平均であったが、十月一日から晦日までの平均になったので、古米の値段が加わることになり、かえって高くなった。

③ 上米三匁増しを赦免してほしい。

歎訴の結果が、どうなったか、実際にどうしていたかは不明である。また、御所町の石代銀納値段が、どのようにして町に伝えられたかにも疑問がある。十月晦日に決まることになっているが、十二月に発行の免定に書かれていない。特に、幕末期は、米価の変動が大きいので、問題が大きいように思える。

#### 4. 毛付高、免、石代銀納値段等の推移

合五夕当巴木綿作根腐皆無引」となっているが、免割目録には、この項目が書かれていない。このように、免定には書かれていないが、免割目録に書かれていない皆無等が多い。

表2において、文政六年から天保六年まで、免定には一三石余りの石砂入が書かれているが、免割目録と一致しているのは天保七年だけである。免割目録の文政九年と文政十年について、一項目と三項目を加えると免定の石高と一致するが、免定とは千支が違っている。

天保十四年(一八四三)に作成された二種類の「田畑荒所取調書抜小前帳」という史料がある。八月付には全部で一三筆の田地が書かれていて、最初の田地に免定と同じ「去ル未午堤切石砂入荒」と書かれ、後の田地には全部「同断」となっている。その高の合計は、免定と同じ一三石六斗四升九合である。

もう一冊は、閏九月廿三日改となっていて、田地は同じであるが、各々に「年号相分り不申」、「文化十二亥年石砂入」、「文政五年石砂入」と理由が書かれている。末尾に「右之通閏九月廿三日御役所方御召ニ付相改書上候荒地之分」と書かれている。六筆には付箋が付いていて、部分的な起返の面積が書かれているが、付箋が付けられた時期は不明である。亥年の文化十二年(一八一五)には大きな洪水があり、多くの洪水に関する文書が残っているが、被害を受けたとされる場所は、前記の史料と異なっているようである。

文政十年の二項目の石砂入は、各年の免定に、「当巴一作引」の千支のところを変えて書かれている。「一作引」はその年限りという意味であると思われるが、毎年引かれている。このよ

うに免定には、文政六年(一八二二)から嘉永二年(一八四九)まで三〇年近くの間、同じことが書かれている。

安政三年の石砂入は、免定と皆済目録とで石高は同じであるが、千支が異なっている。翌安政四年については、皆済目録は、前年と同じ一三石余りであるが、免定は、五石二斗八升八合が、当巴起返取下となって、六石二斗九升二合に減っている。

これらのことから、高取藩預りの時代は、実態を調査せず、同じ事が書かれていた可能性が高い。五條代官所支配になって、調査するようになったとも考えられるが、起返が皆済目録に反映されていないことに疑問がある。いずれにしても、実態が正確に反映されていなかったことは事実である。これらの皆無引等が、高持からの徴収時にはどうであったかという問題がある。こちらの方は、不公平がないように、実態に即して処理されていたように思える。

④ 毛付高が低いときは、免も低いことが多い。したがって、納入銀の起伏が大きくなる傾向がある。このことは、文政六年、文政九年等の町高一石当り銀でみることができ、前後の年と比べるとかなり低くなっている。なお、これらの年は、徴収するときの屋敷の免を「八つ」あるいは「七つ」にして、不作の影響がない土地との間で平等感を持たせるようにしている。

⑤ 文政七年と文政八年を比べると、毛付高には大きな違いはない。しかし、石代銀納の米価は、二五パーセント余り、

うに免定には、文政六年(一八二二)から嘉永二年(一八四九)まで三〇年近くの間、同じことが書かれている。

安政三年の石砂入は、免定と皆済目録とで石高は同じであるが、千支が異なっている。翌安政四年については、皆済目録は、前年と同じ一三石余りであるが、免定は、五石二斗八升八合が、当巴起返取下となって、六石二斗九升二合に減っている。

これらのことから、高取藩預りの時代は、実態を調査せず、同じ事が書かれていた可能性が高い。五條代官所支配になって、調査するようになったとも考えられるが、起返が皆済目録に反映されていないことに疑問がある。いずれにしても、実態が正確に反映されていなかったことは事実である。これらの皆無引等が、高持からの徴収時にはどうであったかという問題がある。こちらの方は、不公平がないように、実態に即して処理されていたように思える。

#### 3. 石代銀納値段の決定

石代銀納値段の決定に関し、『田原本町史』<sup>12)</sup>に左記のように書かれている。『改訂大和高田市史』<sup>13)</sup>および『安堵町史』<sup>14)</sup>にも同じ内容の記述がある。

大和の幕府領の石代銀納値段は、享保十九年(一七三四)に奈良・今井・高取・五條・郡山の十月十五日から晦日までの上新米・大豆の平均値段にそれぞれ六匁増と定められた。(中略)さらに、寛政九年(一七九七)には石代銀納仕法の改正があり、米方銀納値段については、右五ヶ所の十月一日から晦日までの上米値段に三匁増と改訂された。こ

大豆は、六〇パーセント余り高くなっている。米等の値段は、他地域の作柄によって決められていたことがわかる。  
 ⑥ 文久二年は、納入銀が平均の約二倍になっている。また、この年は、米の値段と大豆の値段が逆転している。

### 第三節 付加税等の内容および各年の推移

#### 1. 概要

付加税としては、冥加銀、運上銀、高掛三役、口米等がある。これらの付加税について、文政十年（一八二七）と安政三年（一八五六）の内容を検証する。また、免定等によって額がわかる年について、その推移を調べる。これらの他に、免定、皆済目録には、「井料米納」または「井料米渡」という項目があり、「米五石五斗二升一合」と書かれている。これについて、経緯、処理方法等を明らかにする。

#### 2. 付加税の内容

冥加銀は、酒造、酢造、醤油造および薬種造に対して課せられていて、運上銀は水車運上のみである。高掛三役として、六尺米、御伝馬宿入用、御蔵前入用があり、これらの他に口米、口銀がある。

冥加銀、運上銀、口銀および御蔵前入用は、銀で課せられており、六尺米、御伝馬宿入用と口米は、米で課せられている。米の場合、年貢の九分米納の石当り銀と同じ値段で銀に換算し、銀で納入されている。これらの付加税の各年の推移を表4に示す。

表3 各年の年貢および一石当たり銀

年号	西暦	干支	毛付高 石	年貢高 石	高免	毛付免	米石銀 匁	大豆石銀 匁	納入銀 匁	町高石当り 銀匁	史料	
1	文政6年	1823	未	1,050.194	413.878	0.2774	0.3941	68,869	47.161	28,646.02	19.195	免定、皆済
2	文政7年	1824	申	1,475.926	894.368	0.5993	0.6060	59,107	45.929	53,468.86	35.829	免定、皆済
3	文政8年	1825	酉	1,474.425	950.387	0.6369	0.6446	74,249	76.301	68,304.26	45.770	免割、掛札
4	文政9年	1826	戌	1,291.338	573.819	0.3845	0.4444	65,598	54.754	38,342.37	25.693	免定、皆済
5	文政10年	1827	亥	1,459.620	899.020	0.6025	0.6159	58,331	57.166	54,115.52	36.262	免定、皆済
6	文政11年	1828	子	1,475.926	874.617	0.5861	0.5926	76.077	55.625	67,932.55	45.521	掛札、免割
7	文政13年	1830	寅	1,470.926	883.091	0.5918	0.6090	74.161	52.705	65,809.93	44.098	免定、皆済
8	天保2年	1831	卯	1,475.926	893.055	0.5985	0.6051	67.614	52.780	61,059.53	40.915	免定、皆済
9	天保3年	1832	辰	1,384.511	755.136	0.5060	0.5454	71.123	65.036	55,030.63	36.875	免定、皆済
10	天保4年	1833	巳	1,440.432	809.728	0.5426	0.5621	98.607	63.708	79,540.76	53.299	免定、皆済
11	天保5年	1834	午	1,435.600	857.434	0.5746	0.5973	75.781	60.452	65,776.64	44.076	免定、皆済
12	天保6年	1835	未	1,475.926	861.841	0.5775	0.5839	79.343	60.878	69,004.35	46.239	免定、皆済
13	天保7年	1836	申	1,127.612	579.290	0.3882	0.5137	73.565	57.638	43,141.12	28.908	免定、皆済
14	天保8年	1837	酉	1,418.532	828.520	0.5552	0.5841	93.897	73.072	78,543.34	52.631	免定、皆済
15	嘉永2年	1849	酉	1,476.268	904.807	0.6063	0.6129	99.295	83.453	91,226.70	61.130	免定、皆済
16	安政3年	1856	辰	1,364.405	664.842	0.4455	0.4873	85.991	77.650	59,163.17	39.644	免定、皆済
17	安政4年	1857	巳	1,485.956	862.586	0.5780	0.5805	101.538	78.406	89,027.22	59.656	免定、皆済
18	安政7年	1860	甲	1,417.374	818.348	0.5484	0.5774	105.629	100.441	96,641.50	64.758	免割
19	文久2年	1862	戊	1,400.050	799.536	0.5358	0.5642	149.724	170.650	128,676.44	86.224	免定、皆済
	平均							83.079	70.200	68,076.36	45.617	

文政十年と安政三年の口銀、口米および高掛三役について、『国史大辞典』の説明を要約して引用するとともに、示されている計算方法で計算してみる。なお、六尺給、御伝馬宿入用および御蔵前入用は、「高掛三役」として説明されている。

① 「口米は、江戸時代の雑税の一種で、米納の正租に付加して米で納めさせたものである。代官所に諸経費として支給されていたが、享保十年（一七二五）以降幕府に納めることとなった。関西では一石に付三升である」とある。文政十年は、年貢高が八九石二升で、口米は二六石九斗七升一合であり、安政三年は、年貢高が六六四石八斗四升二合で、口米は一九石九斗四升五合である。

$$\text{文政十年} \quad 899.020 \times 0.03 = 26.9706$$

$$\text{安政三年} \quad 664.842 \times 0.03 = 19.9453$$

② 「口銀は、江戸時代、口米のかわりに貨幣で年貢を納めた場合に、それにかかる付加税。銭で納める場合には口銭、銀で納める場合は口銀と称する。享保五年（一七二〇）以降、一貫文につき三〇文である」とある。

文政十年は、酒造冥加銀：銀四九匁、醤油造冥加銀：銀一九匁六分、酢造冥加銀：銀五匁、水車運上銀一匁九分で、口銀は銀二匁二分七厘である。

$$(49+19.6+5+1.9) \times 30 / 1000 = 2.265$$

安政三年は、酒造冥加銀：銀二八匁一分、醤油造冥加銀：銀一九匁六分、酢造冥加銀：銀十匁、水車運上銀：銀一匁九分で、口銀は銀一匁七分九厘である。

$$(28.1+19.6+10+1.9) \times 30 / 1000 = 1.788$$

③ 「六尺給は、幕府の雑役夫の給米にあてられるため、直轄領諸村に対し、石高を基準に賦課された租税で、享保六年以降、高百石につき米二斗であった」とある。文政十年、安政三年とも二石九斗八升五合である。表4には、その年の九分米銀納の値段を掛けて銀で示している。

$$1492.348 \times 0.01 \times 0.2 = 2.9846$$

④ 「御伝馬宿入用は、五街道の間屋や本陣の給米・宿場入用にあてられるため、村高に応じて幕府が直接に徴収した付加税で、高百石につき米六升である」とある。文政十年、安政三年とも八斗九升五合で、表は銀に換算して示す。

$$1492.348 \times 0.01 \times 0.06 = 0.8954$$

⑤ 「御蔵前入用は、江戸浅草蔵前にある幕府米蔵の諸入用にあてられるため徴収した年貢付加税で、上方では高百石について銀一五匁である」とある。文政十年、安政三年とも銀二三匁八分五厘である。

$$1492.348 \times 0.01 \times 15 = 223.85$$

以上のように口銀、口米および高掛三役は、計算通りであることが確認できた。しかし、冥加銀については、課税方法を解明することができなかった。免割目録の「万入用」の明細のなかに、「酒造醬油造水車冥加銀入」として、合計の額を収入として計上している。年貢と一括で納入しているが、集めたものは町入用の収入としてしているのである。課税方法については、先行研究にもないようである。『大阪商業資料』の「運上金冥加金御用金」のなかに種々の冥加金が書かれているが、個々の合計のみで、計算方法の記述はない。

### 3. 井料米納

井料米納、または年によつては井料米渡として、皆済目録に五石五斗二升一合が計上されている。町入用の明細を記載した小入用帳に左記の記述がある。

一米七石五斗、池床年貢同郡俱戸羅村江相納申候  
一米式石七斗四升式合、涌洲年貢同郡蛇穴村江相納申候  
一米八斗、柳田川堤敷年貢当町七兵衛江相渡申候  
ノ拾壹石四升式合

内

五石五斗式升壹合、從 御上様年々被 下置候  
殘而、五石五斗式升壹合、

五石五斗二升一合は、俱戸羅村にある池、蛇穴村の湧水等に支払う年貢の二分の一相当額である。寛保二年(一七四二)の検地の後、これらの年貢の半額を幕府の負担にすることで了解を得たものと考えられる。実際の処理方法は、左記の通りであり、文政十年の例で説明する。

① 免定の九分米銀納の米の高は、八百九石一斗一升八合であるが、皆済目録には、八百三石五斗九升七合と記載されている。これらの差の五石五斗二升一合が、皆済目録に計上されている井料米納である。

② 池床、湧水等の年貢の幕府負担分は、年貢と相殺する形をとる。すなわち、この井料米納は納入されることなく、年貢をこの分だけ少なく納入することになる。

③ 免割目録では、「銀三百廿式匁五厘 井料米代銀被 下候

表4 各年の付加税

年号	西暦	冥加銀				運上	口銀	口米		高掛三役			返納	計	九分米 値段
		酒	醬油	酢	薬種			石	匁	御伝馬	六尺給	御蔵前			
1	文政6年	1823	42.00	23.60	5.00	1.90	2.19	12.416	838.07	61.64	205.57	223.85	1,403.819	68.869	
2	文政7年	1824	42.00	19.60	5.00	1.90	2.07	26.831	1,585.90	52.90	176.43	223.85	2,109.655	59.107	
3	文政8年	1825	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	17.214	1,278.12	66.45	221.63	223.85	1,867.828	74.249	
4	文政9年	1826	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	17.215	1,129.27	58.71	195.81	223.85	1,685.410	65.598	
5	文政10年	1827	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	26.971	1,541.82	51.16	170.64	223.85	2,065.248	57.166	
6	文政13年	1830	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	26.517	1,966.53	66.37	221.37	223.85	2,555.892	74.161	
7	天保2年	1831	42.00	19.60	5.00	1.90	2.07	26.792	1,811.70	60.52	201.85	223.85	2,368.491	67.621	
8	天保3年	1832	36.00	19.60	5.00	1.90	1.88	22.654	1,611.22	63.66	212.30	223.85	2,175.408	71.123	
9	天保4年	1833	36.00	19.60	5.00	1.90	1.88	24.292	2,395.36	88.25	294.34	223.85	3,066.186	98.607	
10	天保5年	1834	36.00	19.60	5.00	1.90	1.88	25.723	1,949.31	67.82	226.21	223.85	2,531.575	75.781	
11	天保6年	1835	41.10	19.60	5.00	1.90	2.03	25.855	2,051.41	71.01	236.84	223.85	2,652.744	79.343	
12	天保7年	1836	41.10	19.60	5.00	1.90	2.03	17.379	1,278.49	65.84	219.59	223.85	1,857.398	73.565	
13	天保8年	1837	41.10	19.60	5.00	1.90	2.03	24.856	2,427.80	84.04	280.28	223.85	3,085.601	93.897	
14	嘉永2年	1849	28.10	19.60	10.00	1.90	1.79	27.144	2,695.26	88.87	296.40	223.85	3,365.768	99.295	
15	安政3年	1856	28.10	19.60	10.00	1.90	1.79	19.945	1,715.09	76.96	256.68	223.85	3,021.975	85.991	
16	安政4年	1857	28.10	19.60	10.00	1.90	1.88	25.878	2,627.60	70.22	234.20	223.85	3,908.355	78.460	
17	安政7年	1860	53.50	19.60	10.10	4.90	3.54	26.992	2,834.13	94.54	315.30	223.85	4,277.462	105.629	
18	文久2年	1862	28.10	19.60	10.10	5.10	2.79	24.550	3,675.78	134.00	446.93	223.85	5,264.253	149.724	

他に米相場による価格がある。これらを比較するとともに、米価変動の背景について考察する。

## 2. 石代銀納の米価

石代銀納の大豆および米の値段は、皆済目録および掛札に記載されている。しかし、御所町に残っているものは、文政元年以降であり、幕末では欠けた年が多い。『三郷町史』に、宝永七年（一七一〇）から慶応元年（一八六五）まで（欠あり）の南畑村（現、生駒郡三郷町南畑）における米および大豆の石代納の値段が掲載されている。同書の「年貢高変遷表」に記載の領主欄によると、南畑村は、文政期には高取藩預り、天保期には大津代官所支配で、その後は、五條代官所支配である。支配について、御所町と一致する時期とそうでない時期があるが、値段は表2と一致している。第二節3項で述べたことと合わせて、大和の幕府領は、同じ値段であったことが確認できる。

## 3. 年貢徴収時の米価

免割目録に年貢徴収時の米価が記載されていて、この米価によって高持から年貢の徴収が行われていた。免割目録が残っていない年は、年貢の請取に記載されている米価を採用したが、これらは同じである。元文元年（一七三六）から慶応元年（一八六五）までの間で、八三年分の請取が残っている。

徴収する年貢は、各高持の毛付高にこの米価と徴収の免を掛けたものである。米価を低く設定しても、免を大きくすればバランスがとれる。例えば、安政七年は、免を「十」とし、米価

は前後の年より低く設定している。文久三年（一八六三）から慶応元年（一八六五）までも同じである。慶応二年から四年までの間は、米価の変動が大きい。この間に、この米価がどうなっていたかについて興味があるが、請取等が残っていない。

## 4. 米価の推移

石代銀納の米価（以下、九分米価という）、石代銀納の大豆の価格（一分大豆）、年貢徴収時の米価（徴収米価）に加えて、大坂の米相場（大坂相場）、河内の米相場（河内相場）を比較する。石代納の九分米価は、前述の『三郷町史』のものを採用し、徴収米価は年貢の請取に記載のものである。大坂相場は、『江戸物価事典』に記載されている「肥後米」の十月一日と十一月一日の値段の平均とした。河内相場は、『三郷町史』に記載されているものを用いる。

データが得られた全ての年のものは、添付資料1に示すこととし、文政元年（一八一八）以降で、河内相場以外のデータが揃っている年のものを表5にまとめた。この表には、徴収の免も加えている。なお、慶応二年と三年は、大坂の変動が大きいのでデータが揃っていないが付け加えた。この二年の九分米価は、『三郷町史』に記載されている西勢野村のもので、九分米と十分の一大豆の加重平均である。参考のため同村の徴収の米価をカッコを付けて記入した。表には、九分米価を「一」として、他の米価との比率を記入している。

添付資料1には、元文元年（一七三六）以降の河内相場、九分米価、徴収の米価と免、徴収額、打銀をまとめているが、徴収の米価

引」として、町入用に収入として計上している。

④この年の九分米銀納の米価は、一石に付、銀五八匁三分三厘一毛であり、五五斗二升一合を銀に換算すると三二二匁五厘になるので一致する。

⑤俱戸羅村等には、支払い時の相場に基づいて銀で支払われている。したがって、支払い額は、必ずしも収入として計上した銀の額の二倍とはならない。

このように、実際に米や銀が移動することなく処理されている。町方では年貢と町入用が、いわゆる井勘定になっている。

## 4. 付加税額等の推移

付加税は、銀で課せられるものと、米で課せられるものがある。米で納入するものは、その年の九分米銀納の米価で換算して、銀で納入される。各付加税の各年の推移を表4に示したが、表を作成するにあたって補足すること、この表からわかること等は、左記の通りである。

①付加税のなかで最も高いのは、口米である。口米は、年貢米の三パーセントで、九分米と同じ値段で銀に換算する。表には、米と銀の両方を記入している。

②口銀は、冥加銀と運上銀の合計によって増減する。

③酒造冥加銀は、安政七年（一八六〇）には増加しているが、翌文久元年付の皆済目録には、「内銀式拾五匁四分当申請」と書かれている。また、文久三年（一八六三）の皆済目録には、「外銀式拾五匁四分譲渡ニ付減」とあり、権利が他村との間で売買されていたことがわかる。

④菓種製法稼冥加銀は、安政七年（申年）から課されている。翌文久元年付の皆済目録には「新規」と書かれ、「当申方子迄五ヶ年季」となっている。『奈良県菓業史』によると、安政七年二月に菓種屋合菓屋仲間の仲間規約が定められた。しかし、この連印帳のなかに、御所町の菓屋の名前がない。したがって、冥加銀が、どのように定められていたかがわからない。

⑤高掛三役のうち、御蔵前入用は銀で課せられているので、変化がない。六尺給と御伝馬宿入用は米で課されているので、幕末には高くなっている。

⑥付加税ではないが、「困窮相統拝借返納」として、安政三年以降は、銀六八八匁を計上している。「寅方亥迄拾ヶ年賦」とあるが、寅は嘉永七年（一八五四）である。前年の嘉永六年について、『天理市史』には、「稀成大不作年ニ御座候」とあり、米相場もこの年の八月頃から上昇している。この不作によって借銀をしたものと考えられる。

## 第四節 石代銀納の米価、年貢徴収の米価および米相場

### 1. 概要

石代銀納の米価は、皆済目録および掛札に書かれている。大和の幕府領における石代銀納の米価を記載している市町村史がある。年貢の徴収時には、石代銀納の米価と免とは別に、町で米価と免を決めていたことが、免割目録等からわかる。この米価は、年貢の請取にも記載されている。米価としては、これらの

表5 米価の比較

年号	西暦	大坂相場		肥後米		河内相場		九分米	一分大豆	徴収米価		
		匁	比率	匁	比率	匁	匁	匁	匁	匁	比率	免
文政元年	1818	53.85	0.97	60.430	1.09	55.565	49.125	52.0	0.94	0.660		
2年	1819	44.75	0.99	49.007	1.09	45.049	42.939	43.0	0.95	0.680		
3年	1820	49.45	1.07	52.237	1.13	46.431	41.144	44.0	0.95	0.660		
4年	1821	58.30	0.98	63.494	1.07	59.497	52.611	58.5	0.98	0.590		
5年	1822	56.35	0.91	63.223	1.02	61.856	50.970	62.0	1.00	0.620		
6年	1823	57.00	0.83	65.385	0.95	68.869	47.161	70.0	1.02	0.290		
7年	1824	61.70	1.04	65.036	1.10	59.170	45.929	57.0	0.96	0.670		
8年	1825	73.80	0.99	80.150	1.08	74.249	76.301	73.3	0.99	0.640		
9年	1826	66.25	1.01	68.548	1.04	65.598	54.754	61.0	0.93	0.500		
10年	1827	56.80	0.97	62.538	1.07	58.331	57.166	56.0	0.96	0.670		
11年	1828	79.65	1.05	82.117	1.08	76.077	55.625	77.0	1.01	0.598		
天保元年	1830	78.95	1.06	82.482	1.11	74.161	52.705	74.0	1.00	0.610		
2年	1831	74.50	1.10	75.309	1.11	67.614	52.780	68.0	1.01	0.620		
4年	1833	111.80	1.57	104.400	1.47	71.123	65.036	102.0	1.43	0.540		
5年	1834	78.45	0.80	83.307	0.84	98.607	63.708	65.0	0.66	0.710		
6年	1835	83.55	1.10	87.139	1.15	75.781	60.452	74.0	0.98	0.640		
7年	1836	139.75	1.76	171.990	2.17	79.343	60.878	74.0	0.93	0.540		
8年	1837	105.25	1.43	99.619	1.35	73.565	57.635	96.0	1.30	0.580		
9年	1838	121.75	1.16	138.940	1.32	104.929	75.172	122.0	1.16	0.475		
11年	1840	61.30	0.91	67.316	1.00	67.488	61.783	65.0	0.96	0.657		
12年	1841	74.25	1.02	79.719	1.10	72.769	77.718	73.0	1.00	0.645		
13年	1842	69.30	1.00	72.126	1.04	69.383	69.668	68.0	0.98	0.652		
弘化元年	1844	77.20	0.97	85.678	1.08	79.244	62.598	72.0	0.91	0.650		
2年	1845	96.15	1.09	98.566	1.11	88.434	66.820	84.0	0.95	0.622		
3年	1846	80.30	1.03	82.579	1.06	78.259	91.007	77.0	0.98	0.625		
4年	1847	79.30	0.99	83.296	1.04	79.938	67.091	84.0	1.05	0.566		
嘉永元年	1848	88.90	1.01	92.409	1.05	88.114	85.361	87.0	0.99	0.566		
2年	1849	100.05	1.01			99.295	83.453	98.0	0.99	0.635		
3年	1850	143.35	1.22	139.481	1.19	117.308	100.599	137.0	1.17	0.528		
4年	1851	81.95	1.04	83.226	1.05	78.947	71.643	75.0	0.95	0.712		
5年	1852	83.55	0.82	97.022	0.96	101.389	101.906	93.0	0.92	0.456		
6年	1853	94.75	0.86	105.284	0.96	109.967	100.455	120.0	1.09	0.335		
安政元年	1854	85.90	1.01	88.273	1.04	84.915	75.360	78.0	0.92	0.586		
2年	1855	75.75	1.04			72.494	75.053	68.0	0.94	0.649		
3年	1856	77.25	0.90			85.991	77.650	88.0	1.02	0.483		
4年	1857	98.50	0.97			101.538	78.406	105.0	1.03	0.581		
5年	1858	126.15	0.98			128.474	85.737	127.0	0.99	0.597		
6年	1859	113.35	0.94			121.125	103.534	125.0	1.03	0.553		
万延元年	1860	171.05	1.62			105.629	100.441	65.0	0.62	1.000		
文久元年	1861	123.60	1.03	124.231	1.04	119.882	115.427	125.0	1.04	0.574		
2年	1862	149.20	1.00	143.813	0.96	149.724	170.650	180.0	1.20	0.481		
3年	1863	168.70	0.95			177.226	162.787	90.0	0.51	1.000		
元治元年	1864	281.70	0.97	301.791	1.04	289.656	308.483	125.0	0.43	1.000		
慶応元年	1865	456.75	1.00	-	-	457.212	374.749	145.8	0.32	1.000		
2年	1866	1,391.55		-	-	833.291		(1250)				
3年	1867	695.60		-	-	490.727		(500)				

と免は第五節で、打銀は第六節で参照する。

鈴木直二氏の『大阪に於ける幕末米価変動史』(以下、『変動史』という)には、天保期以降について、大坂米価の変動に関するコメントがある。適宜、このコメントを書き加える。この表からわかることは、左記の通りである。

- ① 文政元年(一八一八)から五年(一八二二)までは、河内相場が高い。御所町においては、徴収米価は低いが、免を高くしてバランスを取っている。
  - ② 文政六年(一八一三)は、御所町は早損で不作であったが、大坂相場には影響がない。
  - ③ 文政七年頃から、全ての米価が上昇傾向になっている。
  - ④ 天保四年(一八三三)に大坂相場が高くなっているが、表2ではこの年の毛付高は低くなっていない。天保三年の御所町の毛付高は少し低いが、この年は全国的に不作でその影響がでた可能性がある。『変動史』には、この年の米価高を表した刷り物の写真が掲載されている。なお、天保三年は、徴収米価のデータがないので、表に記入していない。
  - ⑤ 天保七年(一八三六)には、大坂相場および河内相場が高騰しており、特に河内の値上がり大きい。この年は御所町でも、木綿の水腐れによって毛付高が低くなっている、全国的に冷害であった。『変動史』には、「冷気甚だしく、六月に綿入を着る始末」としている。しかし、御所町の九分米価は、前年より下がっている。この件に関し、『斑鳩町史』には左記の記述がある。
- 高取藩預所村々一畝から安石代の要求も出された。前十
- ⑥ 天保七年は、安石代で米価に影響がなかったが、天保八年と九年は、御所町でも米価が値上がりしている。天保九年のデータはないが、天保八年は、御所町の毛付高は少し低いだけで、木綿の早損が五三石余りである。前年の他地域における値上がりの影響がでたものと考えられる。『変動史』には、天保八年に入っても米価は下落せず、世情一層暗澹とし」とある。また、「天保九年は前年の豊作をうけ、米価は次第に下落し」とある。
  - ⑦ 天保十一年(一八四〇)には、全ての米価が天保九年の半分近くになっている。『変動史』には、諸国豊作で米価は低迷したが、諸物価は、買い占め等で高騰したままであると記述している。その後、嘉永元年まで大きな変動はない。凸凹があるが、上昇傾向である。
  - ⑧ 嘉永三年(一八五〇)には、全ての米価が高くなっている。『変動史』は、天候不順をその理由にしている。
  - ⑨ 嘉永六年(一八五三)には、河内相場と九分米価が高くなっているが、大坂相場は少し高くなっているだけである。しかし、『変動史』は、この年の世情不安をあげている。付加税の項目で述べたが、この年は大和は不作であったようである。徴収米価は高くなっているが、免を低くしている。



候也、辰八月

同書は、「辰八月」を安永元年（一七七二）としている。なお、御所町が高取藩預りになったのは、寛政六年（一七九四）からである。免定には十二月中に納入するようになっていて、最終が三月になっている。

文政十年に個人が町へ納入した年貢の請取は、左記のようになっている。持高・免・取米・納入銀・町入用等が記載されているが割愛する。なお、「一」の下には銀の額が書かれているが、カッコ内は、その時に納入した全体に対する割合を示す。

亥御年貢請取通、文政十一年子三月、

内納

七月十二日	一（五三・三％）	小入用
十月六日	一（一一・七％）	上
同廿七日	一（一五・六％）	上
十一月六日	一（一五・六％）	上
同廿四日	一（二七・九％）	上
十二月十六日	一（一三・三％）	上
同廿八日	一（四六・七％）	棟役、小入用
子三月六日	一（一五・九％）	上

安政三年（辰年）の請取は、左記の通りである。

辰歳御年貢皆済通、安政五年午六月

内納

七月十日	一（三七・二％）	小入用
九月十三日	一（二四・九％）	上
十月十三日	一（一九・八％）	上

⑩安政二年（一八五五）には一旦下がるが、その後上昇が続いている。万延元年（一八六〇）には、大坂相場が高くなっているが、九分米価は下がっている。『変動史』には、雨天続きで凶作の見込が明らかになり、十月になって暴騰したとしている。この年、御所町は徴収の免を「十」として米価を低くしている。文久三年（一八六三）以降は、この方法が定常化しているが、米価の変動に対応するため、単純化したものと考えられる。

⑪その後、大坂相場は反動で一旦下がるが、他は上がり続ける。慶応二年（一八六六）には、大坂相場は最高値を付け、前年の三倍近くになっていて、文政期の約二〇倍である。『変動史』は長州征討による買い占めと、輸送困難によるものとしている。

## 第五節 年貢の徴収および納入

### 1. 概要

年貢を高持からどのように徴収していたかについて、免割目録、年貢の請取および文献等によって明らかにする。免割目録が残っているのは、文政六年（一八二二）から安政七年（一八六〇）までの間で、一四年分である。欠けている年は、年貢の請取で補完する。これらの史料によって、年貢の徴収および納入の時期、徴収方法、徴収額と納入額の調整等について検証する。皆済目録には、町入用についても書かれているが、町入用については、第六節で検証することとし、ここでは免割目録に記載

十一月十三日	一（三五・九％）	上
十二月十五日	一（二九・四％）	上
同廿五日	一（六二・八％）	棟役、小入用

文政十年は、最終の納入が翌年の三月であるが、安政三年は、十二月である。各年の請取を見ると、安政元年以前は、二月と三月が多く、なかには、五月、六月のものもある。ところが、安政三年以降は、十二月までに完納している。安政三年から五條代官所支配になったが、このために、納期が厳しくなったものと考えられる。高取藩預り以前で請取が残っている期間は、今井代官所支配、芝村藩預りであるが、高取藩預り時代と大きな違いはない。各回の納入額については、特に決まりないようであり、割合は一定していない。

### 3. 年貢の納入額と徴収額の調整

前述したように、年貢の納入と徴収で、免と米価がともに異なっている。したがって、年貢の納入額と徴収の総額は、違うことになる。それらの関係がどうなっているかについて、調べることにする。

第二章では、免定と皆済目録によって、毛付高、毛付免、納入銀等を表3にまとめた。これに掛札の残っている年を加えて表6を作成した。米・大豆の値段がわからない年は、前節で述べた『三郷町史』のものを採用している。この表は、納入する年貢の額と徴収額の過不足が各々どの程度かを調べるために作成したものであり、過不足の値等には誤差が含まれている。納入額について、表6への記入要領は左記の通りである。

されている万入用の総額を表にまとめるのみとする。

### 2. 年貢の徴収および納入の時期

文政十年の免定には、「当十二月十五日限急度皆済可仕者也」と書かれていて、安政三年の免定には、「極月十日限急度可令皆済もの也」とある。実際にどのように納入されていたかを示す史料は残っていない。皆済目録には、「度々相納候請取通ひと引替如斯候、重而手形類差出候共可為反古者也」と書かれているので、分割で納入されていたことは確かである。

高取藩が管下の幕府領村々へ出した触書として、左記のことが『安堵町史』に掲載されている。

覚

一先達而も申聞候通、元御預所之節者御年貢銀大坂御藏納候処、当御預所之儀者江戸御藏ニ付、冬分并春ニ至り候而も日限取縮取立無之而者江戸表御藏納日限相延、是迄春上納之分大坂為替屋方ニ而為取替相納候得共、年々左様も難相成、依之自今者左之通日限ニ冬納春納相触可申候条、其趣可得其意候

初納	十月廿五日より同廿七日限
二納	十一月八日より同十日限
三納	十一月廿二日より同廿四日限
春納	十二月十日より同十二日限
同断	三月五日より同七日限
同断	三月廿五日より同廿七日限

右之通日限相定候之間、其旨相心得、村々百姓共江も可申聞

① 年号は、年貢の年が基準である。したがって、免割目録の年号は、表の年号の翌年になっている。

② 皆済目録で納入銀のわかっている年は、表3の数値をそのまま記入した。この納入銀には、付加税が含まれている。

③ 掛札のある年は、年貢高を毛付免で割って毛付高を計算した。それらの年は、納入銀の欄に「\*」を付けている。

④ 「\*」を付けている年は、年貢高の九割に米の石代銀を掛け、同じく年貢高の一割に大豆の石代銀を掛ける。付加税がわからない年は、文政十年のものを採用する。これら三つの額を加えて、納入銀の近似値とする。

徴収銀と過不足の計算方法は、左記の通りである。免割目録のない年は、年貢の請取に書かれている徴収の米価と本作免を採用する。請取と免割目録の両方が残っている年で確認すると、これらは一致している。

- ① 請取の数値を採用した年は、徴収米価の欄に「\*」を付けている。
  - ② 毛付高に徴収米値段と本作免を掛けて、徴収銀とする。毛付高のない年は、町の高を採用する。
  - ③ 文久三年以降は納入銀がわからないが、徴収銀が異常に高くなっているので付け加えた。
  - ④ 徴収銀から納入銀を引いて過不足を計算した。
- 年貢の納入および徴収に関して特記することおよび表6について付記することとして、左記のことがある。
- ① 本免の他に付加税がある。口米、高掛三役等は、特に徴収せず、集めた年貢で一括処理されている。貢加銀と運上銀

も年貢として一括納入されるが、徴収したものは、町入用の収入にしている。

② 各人への割当は、持高に徴収の免を掛けて取来とし、それに一石当りの徴収米価を掛けて各人の年貢としている。

③ 免は、本作と入作で異なり、免定の免が極端に低い年を除き、入作免の方が「一つ」すなわち一〇パーセント高くなっている。なお、入作の石高の割合は、文政十年が四・八パーセント、安政三年が五・七パーセントであり、全体に与える影響は少ないので無視する。

④ 徴収銀の方が多い場合、免割目録には、「右過銀万入用方江出シ此表皆済也」と記載されていて、徴収した年貢の余分は、町入用の収入にしている。

⑤ 天保四年（一八三三）と文政六年（一八二二）とは、納入銀の方が多く、表ではマイナスとなっている。

天保四年は、第二節2項で述べたように、三五石余りの木綿水腐皆無引が、免割目録にない等のことがあるので、実際には、銀九九二匁余りのプラスである。

文政六年は、前述のように早損等で四〇〇石余りが皆無である。このような年は全体が不作で、免を高くすることは困難であると考えられる。徴収免を毛付免より約「一つ」低く設定しているためにマイナスになっている。しかし、免割目録によると、普段は田畑と屋敷の免は同じであるが、この年は屋敷の免を「八つ」にして徴収している。また、前述のように、免定では皆無となっている三一四石余りを免「一〇」等としているので、実際には、銀二〇四匁余りのプラスである。文政九年も早

表6 年貢の納入銀と徴収銀および過不足

	年号	西暦	干支	毛付高 石	年貢高 石	毛付免	米石銀 匁	大豆石銀 匁	付加税 匁	納入銀 匁	徴収米価 匁	徴収免	徴収銀 匁	過不足 匁
1	文政元年	1818	寅	1,467,783	879,055	0.5989	55,565	49,125	2,065	* 50,344	* 52.0	0.660	50,374	31
2	文政2年	1819	卯	1,467,851	900,086	0.6132	45,509	42,939	2,065	* 42,796	* 43.0	0.680	42,920	124
3	文政3年	1820	辰	1,467,845	880,357	0.5998	46,431	41,144	2,065	* 42,475	* 44.0	0.660	42,626	151
4	文政4年	1821	巳	1,464,713	823,970	0.5625	59,497	52,611	2,065	* 50,521	* 58.5	0.590	50,555	33
5	文政5年	1822	午	1,475,926	887,464	0.6013	61,856	50,970	2,065	* 55,994	* 62.0	0.620	56,735	741
6	文政6年	1823	未	1,050,194	413,878	0.3941	68,869	47,161	1,404	28,646	70.0	0.290	27,147	-1,499
7	文政7年	1824	申	1,475,926	894,368	0.6060	59,170	45,929	2,110	53,469	57.0	0.670	56,366	2,897
8	文政8年	1825	酉	1,474,425	950,387	0.6446	74,249	76,301	1,868	68,304	73.3	0.640	69,168	864
9	文政9年	1826	戌	1,291,338	573,819	0.4444	65,598	54,754	1,685	38,342	61.0	0.500	39,386	1,043
10	文政10年	1827	亥	1,459,620	899,200	0.6051	58,331	57,166	2,065	54,116	56.0	0.670	54,765	649
11	文政11年	1828	子	1,475,926	874,617	0.5926	76,077	55,625	2,065	67,933	77.0	0.598	67,960	28
12	文政12年	1829	丑	1,470,926	883,091	0.6090	74,161	52,705	2,556	65,810	74.0	0.610	66,398	588
13	文政13年	1830	寅	1,470,926	893,055	0.6051	67,614	52,780	2,368	61,060	68.0	0.620	62,225	1,166
14	天保2年	1831	卯	1,440,432	809,728	0.5621	98,607	63,708	3,066	79,541	102.0	0.540	79,339	-202
15	天保3年	1832	辰	1,435,600	857,434	0.5973	75,781	60,452	2,531	65,777	65.0	0.710	66,253	476
16	天保4年	1833	巳	1,475,926	861,841	0.5839	79,343	60,878	2,653	69,004	* 74.0	0.640	69,900	896
17	天保5年	1834	午	1,127,612	579,290	0.5137	73,565	57,638	1,857	43,141	74.0	0.540	45,059	1,918
18	天保6年	1835	未	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
19	天保7年	1836	申	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
20	天保8年	1837	酉	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
21	天保9年	1838	戌	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
22	天保10年	1839	亥	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
23	天保11年	1840	子	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
24	天保12年	1841	丑	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
25	天保13年	1842	寅	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
26	天保14年	1843	卯	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
27	天保15年	1844	辰	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441
28	天保16年	1845	巳	1,475,926	894,368	0.6060	99,295	83,453	3,086	78,543	* 96.0	0.580	78,984	441

表7 文政10(1827)年 町入用

	米(石)	銀(匁)	通用(匁)	通用(匁)	割合(%)	備考
俱尸羅村池床年貢	7.500	490.79		516.62	4.01	1石米値段:65匁4分
蛇穴村湧水年貢	2.742	153.47		161.55	1.25	1石米値段:56匁
柳田川堤敷年貢	0.800	44.10		46.42	0.36	1石米値段:65匁1分
池床年貢		28.00		29.47	0.23	
井手筋世話料、池守賃			35.00	35.00	0.27	
非人番小屋年貢		33.60		35.37	0.27	
伊勢灯明料	120.00			126.32	0.98	文久2年まで変化なし
春日灯明料	120.00			126.32	0.98	文久2年まで変化なし
春日祭礼入用	103.66			109.12	0.85	
愛宕灯明料	35.00			36.84	0.29	文久2年まで変化なし
神主御供米			41.32	41.32	0.32	
氏神御供料			62.12	62.12	0.48	
庄屋給米	10.000	630.00		663.16	5.14	1石米値段:63匁
年番年寄給米	5.000	280.00		294.74	2.29	1石米値段:56匁
歩行二人給米	8.000	504.00		530.53	4.12	1石米値段:63匁
川東役人代理世話役		100.00		105.26	0.82	
非人番夜回り賃			90.00	90.00	0.70	
宗門帳・五人組帳等筆料			75.00	75.00	0.58	
上記取調中諸費用人足賃			368.60	368.60	2.86	
諸書物筆料、諸方江使人足賃			2,175.37	2,175.37	16.88	
年貢封代		486.50		512.11	3.97	
御検見休泊入用并人馬賃		169.31		178.22	1.38	
江戸役人休泊入用		53.63		56.45	0.44	
紵夫食料代銀年賦返納		181.33		190.87	1.48	
国別懸り銀		119.71		126.01	0.98	
南都役人江祝儀			60.00	60.00	0.47	
江戸役人中飯入用			71.55	71.55	0.56	
会所夜具道具損料			60.00	60.00	0.47	
会所で遣う紙墨・酒油・薪・荒物等			3,259.26	3,259.26	25.28	
土佐町郷宿町方要用役人飯代		163.23		163.23	1.27	
南都郷宿			250.00	250.00	1.94	
酉年大川入用(文政8年)		326.11		343.27	2.66	
戌年大川入用(文政9年)		170.00		178.95	1.39	
葛城川破損繕い			132.50	132.50	1.03	
浪人病死二付諸費用			408.52	408.52	3.17	
上記二付南都他人足賃			93.60	93.60	0.73	
御糺中町方養いの飯代			321.15	321.15	2.49	
難波之旅人江合力			214.50	214.50	1.66	
諸武家山伏通行人足賃			189.30	189.30	1.47	
名目銀借用人出奔町方ヨリ余落			375.10	375.10	2.91	
組合出銀		72.62		76.44	0.59	
計	34.042	4,221.83	8,446.12	12,890.15	100.00	

損が多い。この年は、石代納の米の値段より徴収の米の値段を低くして、屋敷の免を「七つ」にしている。合理的な処置であると考えられる。

安政三年以降は、免定も免割目録も屋敷の免を「十」として、表6の毛付免欄の数値は、それぞれ逆算したものである。徴収額は免割目録に記載のものであり、本作免は請取の数値である。文久二年は免割目録がないので空欄にしている。

安政七年と文久三年以降は、徴収の免を「十」すなわち一〇パーセントとして、米の値段で調整している。米価の変動が大きいため、計算を単純化するためであると考えられる。

支配者からの毛付免と石代納の米価とは、異なった免と米価で徴収していた要因として、次の二つの理由が考えられる。その一つは、付加税の存在である。支配者からの免と米価で徴収すると、別途付加税を徴収しなければならぬ。もう一つの理由は、計算を簡素化するためであると考えられる。納人の免は四桁、米価は五桁であるが、徴収の方は、桁数を少なく設定して、計算を容易にしている。

第六節 町入用

1. 概要

本節では、町の諸経費である町入用の各費用項目とその額、および費用の徴収方法等について検証する。町入用の合計額は、免割目録に記載されているが、その内容がわかる史料として、「小入用帳」があり、ここには、費用項

目とその額が書かれている。文政十一年(一八二八)二月付のもの、の翻刻を史料8に示す。なお、これは前年文政十年の一年分の費用明細である。文政十一年四月付の免割目録に書かれている万入用の銀は、一二貫九四七匁六分五厘となっており、この小入用帳の「合」と一致する。

表1に示したように、九年分の小入用帳があるが、主に翻刻を添付した文政十一年二月付のものについて検証する。項目によつては、最も物価の高い文久二年(一八六二)三月付の文久元年の費用と比較する。他の年については、特別な項目、費用が他の年と大きく異なる項目等を調べることにする。

町入用は、高持から徴収されるが、持高に比例する「打銀」と屋敷に課せられる「棟役」がある。これらの推移、必要額と徴収額の差等について検証する。

2. 町入用の内訳

文政十一年二月付の小入用帳の各費用項目とその額およびその割合を表7にまとめた。費用は米、銀または通用で計上されている。米で決められているものは、銀に換算して銀で支払われている。通用は、銭で支払われた費用を銀に換算したものであると考えられる。この通用については、文献等でこれに関する説明を見つけることができなかつたが、左記のようなものであると推定した。

①小入用帳には「銭九匁五分替」と書かれているので、銭一貫文が通用銀九匁五分に相当すると考えられる。なお、「通用銀」という単語は用いられていないが、通常の「銀」と

いので推定であるが、社の建設以降、支出されるようになったものと考えられる。

#### (4) 対外諸経費

年貢封代という費用を毎年計上して、文政十年は銀四八六匁余りであるが、この費用の詳細はわからない。毎年計上している費用として、南都の郷宿への支払い（文政十年：二五〇目）がある。高取藩預りの時代は土佐の郷宿への支払いがあり、五條代官所に変更になった後は、五條の郷宿への支払いがある。「役人共飯代」とあり、町役人の出張経費等と考えられる。

南都役人への祝儀として六〇目の支出があるが、これは支出のない年もあり、支出のある年は、幕末まで六〇目で変化がない。文政十年には、江戸役人や検見役人の宿泊や食事に対する支出があるが、支出のない年もある。また、南都役人に年始八朔の祝儀を支出している年がある。

諸武家・山伏衆に対する人馬賃については、免割目録に収入が計上されており、一部を回収している。「難波之旅人江合力」という費用は、額に変動があるが毎年計上されている。

#### (5) 町内諸経費

会所での諸経費が最大であり、文政十年は三貫二五九匁余りで、全体の費用の約二五パーセントである。「右者町方会所ニ而遣ひ候墨筆代并年分之米味噌醤油油其外柴薪野菜之者魚代諸雑物荒物代共」と書かれている。他の年も内容はほぼ同じで、費用の割合に大小があるが、どの年も大きな割

合を占めている。なお、文久元年には銀四貫二四五匁である。

#### (6) 修繕費

毎年、葛城川の補修費が支払われている。最低は文政九年の一三九匁余りで、最高が文久元年の銀二貫三八〇匁余りである。経年で増加傾向というのではなく、年による凸凹が大きい。文政十年には、前々年分と前年分の「大川入用懸り銀」という支出があるが、補修費とは別である。文政十一年には一年分の支出があるが他の年にはない。臨時の補修費として、「御所池普請」（文政十一年：三三〇目）、「御手洗川井出普請」（安政六年：銀五〇目）、「神護寺庫裏普請」（安政六年：銀五〇〇目余）、「会所堀普請」（文久元年：銀一三五匁）等の支出がある。

#### (7) 臨時経費

文政十年には、行き倒れ人のための諸経費として四〇八匁余りを計上している。また、御糺中に町預けになり、町方で養った飯代として三二一匁余り、出奔人に関する経費が三七五匁余りの支出がある。行き倒れ人、出奔人のための経費を支出している年は多い。

その他の臨時経費として、「女御御殿御修復」（文政九年：銀六八匁余）、「京都二条御城普請入用」（天保五年：銀三二八匁余）、「淀川入用」（天保六年：銀一八八匁余）、「捨子一件入用」（嘉永五年：銀五九六匁）、「雨乞い諸入用」（文久元年：銀二六四匁）、等がある。

区別するためこのように表記することにする。

② 通常の銀は、「銀××匁」と頭に銀と書かれているが、通用銀の場合は、「銀」が書かれていない。

③ 通用銀で合計している。銀を通用銀に換算する場合は、銀を〇・九五で割って、増える分を「此歩」として、まとめて加えている。表7では、比率を計算するため、全部を通用銀に換算している。なお、嘉永五年以降は全て銀であるが、銀札が使用されていた可能性がある。

費用項目を左記のように、(1) から (7) の区分にまとめることにする。各費用項目の概要は、左記の通りである。なお、額は小入用帳の通りとし、通用銀は頭に銀を付けていない。

#### (1) 水利のための費用

翻刻を史料8に示しているが、小入用帳には、最初に水利関係の年貢が書かれている。この件については、第三節、3項「井料米納」で述べた通りである。免割目録では、水源等の年貢の半分である幕府負担分を、石代納の米価で換算して収入にしている。小入用帳では、全額を町入用の支出としていて、俱戸羅村、蛇穴村等には、支払時の米の相場で換算して銀で支払っている。

#### (2) 人件費等

給米が決められているものとして、庄屋に一〇石、当番年寄に五石、歩行二人に対して八石がある。西御所の年寄は三人であるが、その中から当番を決めていたようである。これらは、銀で支払われているが、石代納の値段でも徴収の米価でもない。また、文政十年は、庄家と年寄とで米価が違って

いる。支払う時点での米価であると考えられる。

給米の他に毎年支払われているものには、非人番夜回り賃（文政十年：九〇匁、文久元年：銀四七七匁）、宗門帳・五人組帳筆料（文政十年：七五匁、文久元年：銀一六〇匁）がある。最も多いものは、諸書物筆料、諸方江使人足賃（文政十年：二貫一七五匁余、文久元年：銀二貫三七一匁余）で、文政十年は、全体の一七パーセント弱である。文政十年は二番目に大きな比率であるが、年によるバラツキが大きく、最高は嘉永五年の銀四貫一三一匁である。天保六年（一八三五）以前は毎年、川東の年寄の代行として、庄屋に銀一〇〇目が支払われている。

#### (3) 灯明料等

灯明料として、左記のものがあり、銀で支払われている。文政十年から文久元年まで同じ額である。この間に諸物価の値上がりがあったが、この灯明料は変わっていない。

伊勢灯明料：銀一二〇匁、春日灯明料：銀一二〇匁、

愛宕灯明料：銀三五匁、

毎年支出されているものとして、氏神への御供米（文政十年：四一匁余、文久元年：銀八八匁余）や神主への御供米（文政十年：六二匁余、文久元年：銀一二七匁余）がある。南都春日祭礼入用（文政十年：銀一〇三匁余）は支出している年となない年がある。伊勢月参り代一年分は、定額の銀二四〇目であるが、嘉永五年（一八五二）以降は、毎年支出されている。おかげ参りに関連して嘉永元年（一八四八）に太神宮の社が建設された。嘉永元年から四年間の小入用帳が残っていない

総額を年貢と比べると、その割合が大きいように思える。不作で年貢が低い年には、三〇パーセント程度になつてゐる。

全ての年で、計算上は徴収額より万入用が大きい。年貢の余剰額、人馬賃等の戻り、井料米納等があるので、全体としては、ほぼバランスがとれている。余つた分は、「右過銀小前江割戻シ此表皆済也」としているが、額としては銀二〇〇目から四〇〇目であり、戻すとなると人数が多いので大変な作業になる。繰り越して、適当に処理していたものと考えられる。なお、翻刻を添付した安政三年のように、不足を年寄からの借銀で処理している年がある。

### おわりに

御所町に残っている史料等に基づいて、年貢および町入用について検証した。年貢の免定、皆済目録および掛札は、支配者の役所によって発行されるものである。免定と皆済目録は、支配者によって表題が異なるが、形式はほぼ同じである。ただし、幕末には、紙質が悪くなり、小さくなつてゐる。役所の違いによるものか、経済的理由かは不明である。掛札は、高取藩預りのものしか残っていないので、比較することができない。

免割目録と小入用帳は、町方で作成されたもので、免割目録には、年貢の割当と町入用の割当について書かれていて、小入用帳には、町入用の費用項目とその額が書かれている。免割目録には一石以上、小入用帳には一〇石以上の高持の記名・捺印がある。高名寄帳を調べた結果によると、天保期から幕末にか

けて高持の数が大幅に減少しているが、文政期の免割目録には二〇〇人弱の記名・捺印がある。村役人の不正が云々されることがあるが、不正が行い難いシステムになつてゐる。年貢の対象となる毛付高は、町の高から洪水等による石砂入の高および早損や水腐れ等による皆無の高を引いたものである。皆無引について、免定と免割目録を比べると、免割目録の方が少なく、納税者が有利になつてゐる。また、石砂入は、三〇年近くの間、同じことが書かれていて、事実を反映しているとは思えない。ただし、確認できないが、高持からの徴収時には、実態に即し不公平がないようにしていた可能性が高い。町入用の内訳が書かれている小入用帳は、役所に提出されているが、免割目録は提出されていない。このことが、石砂入や皆無引が実態を反映せず、納税者が有利になつていた一因と考えられる。

毛付高、免、石代銀納等の推移をまとめた。不作で米が値上がりした年には免を低くし、納税者の負担を軽減するようにしている。支配者は無慈悲に年貢を徴収していたとされているが、預り地であるということが関係している可能性があるが、ある程度納税者のことを考慮していたように思える。

石代銀納の値段について、市町村史等に記載があり、大和の幕府領は同じであったことが確認できた。しかし、実際にどのようにしていたかが疑問である。特に幕末には、米価の変動が大きく、支配者が短期間で変わつてゐる。五ヶ所相場平均に増銀ということであるが、五條、高取等でのように市場が形成されていたのか。また、前述の「御廻米被仰出付御敷訴書」は、

### 3. 町入用の割当

町入用の割当は、高に対して課す「打銀」と屋敷に対して課す「棟役」とがあることが年貢の請取で確認することができる。打銀は、免割目録に持高一石に対する銀の匁が書かれていて、入作の方を一匁高くしている。幕末になつて、米価が高くなつても差の一匁は同じである。元文元年（一七三六）以降の打銀の推移を添付資料1に示している。

棟役は、米で割り当てられていて、免割目録には、棟役の総額のみが書かれている。嘉永五年（一八五二）と万延元年（一八六〇）の「年々棟役改帳」という史料が残つてゐる。万延元年のものと、文久二年（一八六二）の高名寄帳と比べると、屋敷地が約一・五畝で米一斗程度である。一斗以上は、五升単位でまゐめられている。しかし、この計算で合わないものもあり、棟役の決定方法は、はっきりしないところがある。請取に棟役の米の価格が書かれているが、慶応元年以外は一石当り銀七〇目で、慶応元年は銀四〇〇目である。慶応二年以降の価格はわからない。この米の価格に、棟役の石高を掛けて銀で徴収している。

表8に免割目録に記載されている棟役の総額を記入した。また、本作一石当りの打銀および免割目録に記載されている町入用の総額である万入用を記入している。参考のため、それぞれの年に納入した年貢の総額を付け加えた。棟役は、幕末に諸物価が上昇してもあまり変化していないが、打銀は年々高くなつてゐる。年貢の負担については先行研究が多いが、町入用の負担は、あまり論議されていないようである。しかし、町入用の

表8 町入用徴収

年号	干支	西暦	棟役合計	打銀本作	打銀×高	町入用徴収計	万入用	年貢納入銀
文政6年	未	1823	2,727	5.4	8,059	10,785	11,865	28,646
7年	申	1824	2,724	5.3	7,909	10,633	11,994	53,469
8年	酉	1825	2,766	5.2	7,760	10,527	12,764	68,304
9年	戌	1826	2,882	5.9	8,805	11,686	13,991	38,342
10年	亥	1827	2,862	6.0	8,954	11,816	12,948	54,116
11年	子	1828	2,865	6.2	9,253	12,118	13,061	67,933
天保元年	寅	1830	2,996	5.2	7,760	10,756	12,820	65,810
2年	卯	1831	2,917	5.5	8,208	11,125	11,909	61,060
4年	巳	1833	2,889	7.0	10,446	13,336	15,175	79,541
5年	午	1834		5.6	8,357			65,777
6年	未	1835		7.4	11,043			69,004
7年	申	1836		10.5	15,670		21,092	43,141
嘉永元年	申	1848		11.0	16,416			78,543
2年	酉	1849	2,846	15.0	22,385	25,231	26,416	91,227
3年	辰	1856	2,989	15.0	22,385	25,375	26,537	59,163
4年	巳	1857	3,051	15.5	23,131	26,183	27,679	89,027
7年	申	1860		18.5	27,608			96,642
文久2年	戊	1862		20.0	29,847			128,671

註 1) 単位は全て銀・匁。 2) 入作の打銀は1匁増し。

要 人文・社会科学』第四卷、一九五六）一八三頁

(4) 森杉夫「石代納めをめぐる幕府と農民」（『日本歴史』一四〇号、一九六〇）五一頁

(5) 酒井一「幕末期畿内畿内における石代納」（『国史論集 小葉田淳教授退官記念』一九七〇）八七三頁

(6) 本城正徳「近世大和国における一國幕領皆石代納制の成立と奈良町渡米制」（『高田史学』一八号、二〇〇二）一頁

(7) 本城正徳「近世大和国幕領における皆石代納制の展開過程」（『高田史学』二一号、二〇〇五）一頁

(8) 本城正徳「近世大和国における幕領皆石代納制の論理」（『高田史学』二二号、二〇〇六）一頁

(9) 前掲(7) 二一頁

(10) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』（近藤出版社、一九六九）下巻、七六頁（原著、大石久経原、寛政六年（二七九四））

(11) 『田原本町史』（一九八六）本文編、三一八頁

(12) 『改訂大和高田市史』（一九八七）後編、六二頁

(13) 『安堵町史』（一九九三）本編、二五七頁

(14) 法政史学会編『徳川禁令考』二二四六「石代金銀納定」（石井良助校訂、創文社、一九五九）前集第四巻、一七三頁

(15) 前掲(7) 二二頁

(16) 『斑鳩町史』（一九七九）史料編、五六一頁および前掲(12) 史料編、八一三頁。御所町の年寄の名前が記載されているのは『斑鳩町史』である。なお、第一章に【史料2】として翻刻を添付した「御廻米ニ付去西出来取米人別差引

高取御役所宛になっているが、高取藩で決めていたとは思えない。具体的にどこで決定し、それをどのように町に伝えられたか等の問題がある。この点についての先行研究はないようであるが、御所町で新しい史料が見つかる可能性は少ないので、地域での研究に期待したい。

付加税等の推移をまとめたが、口米、高掛三役は、文献等に示されている計算方法の通りである。冥加金、運上については、計算方法がわからなかった。御所町の場合、「井料米納」という項目がある。これは、水源等の年貢の半分を幕府の負担にするというものであるが、納めるべき年貢から米で引くという方法で処理されている。したがって、皆銀納であるが、この分だけ米で納入するという形をとっているが、物は動いていない。米の値段について、大坂の相場、河内の相場、石代納の米と大豆の値段、年貢徴収の米価の比較表を作成した。年によってかなりの変動があるが、トレンドとしては、幕末に向かって上昇傾向である。慶応二年は、極端に高くなっている、文政期の約二〇倍になっている。

年貢の請取によると、四回から六回の分割で徴収されており、文献によると、役所への納入も分割で行われることになっている。年貢の免定では、十二月中に完納するようになっていたが、実際には守られていなかったようである。

年貢の徴収をどうしていたのかについては、先行研究がないようである。調べた結果では、役所からの免や石代銀納と異なる免と米の値段を設定し、付加税を含めて、合計額で徴収額と納入額が、ほぼ等しくなればよいという考えで処理されている。

書上帳」は、この歎訴書の付属書類である考えられる。

(17) 『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八四）九巻、八頁

(18) 前掲(17) 四巻、八一二頁

(19) 前掲(17) 四巻、八一〇頁（「口永」として説明）

(20) 「運上金冥加金御用金」（大阪商工会議所編『大阪商業史資料』一九六三）第三巻、五六丁

(21) 「御検地用集帳」に御所町から寛保二年八月付で、検地奉行宛に他村等に支払っている年貢の実情を訴えた記述がある。それに対し、芝村役所から寛保三年八月付で「此事有之村々書付可指出」という指示があつて終わっている。その後、二分の一の幕府負担が決定した考えられる。

(22) 奈良県農業史編纂審議会編『奈良県農業史』（一九九一）通史編、五一頁。連印帳は、資料編、一九八頁。

(23) 『改訂天理市史』（一九七六）上巻、三一頁

(24) 『三郷町史』（一九七六）上巻、二〇八頁

(25) 前掲(24) 上巻、一九〇頁

(26) 小野武雄著『江戸物価事典』（展望社、一九九五）四五四頁

(27) 前掲(24) 上巻、二〇九頁

(28) 鈴木直二『大阪に於ける幕末米価変動史』（国書刊行会、一九七七）、第二章、六頁から第七章、三〇三頁まで。

(29) 『斑鳩町史』（一九七九）本編、四九五頁

(30) 前掲(13) 本編、二六〇頁

不作の年は、屋敷の免を高くし、平等感を持たせるようにしていることも注目される。そして、徴収額と納入額の差違は、町入用で調整していて、いわゆる井勘定である。また、徴収の免と米価は、桁数を少なくし、計算を容易にしている。町役人の数と事務処理の量を考慮すると、合理的な処理方法であると考えられる。

町入用について、文政十年の各費用項目をまとめた。費用には、毎年支払う額が決められているものと額が決められていないものがある。額が決められている費用には、米で決められているものと銀で決められているものがある。米で決められているものは、その時の相場で換算し銀で支払われている。

最も大きな支出は、会所で使う諸物品であり、次いで諸書物筆料・人足賃でこれらが四〇パーセント以上になっている。庄屋・年寄等の給米が全部で一二パーセント弱であり、その他は、費用の項目は多いが、五パーセントを超えるものはない。

町入用の割当は、持高に対して課せられる打銀と屋敷に対して課せられる棟役がある。打銀と棟役の割合は、文政期は打銀が七五パーセントくらいである。棟役は年による変化が少ないのに対し、打銀は物価の値上がりによって高くなるので、幕末には、打銀の割合が九〇パーセント弱になっている。

### 【註】

- (1) 本書、第一章、九頁
- (2) 本書、第一章、一七頁
- (3) 森杉夫「畿内幕領における石代納」（『大阪府立大学紀

此取米五拾七石七斗五升五合  
取高百貳拾六石四斗四合  
残高千百三拾石貳合

此取米四百七拾壹石四斗八升八合  
外米百八拾五石九斗三合  
米五拾七石七斗五升五合  
内米百貳拾八石壹斗四升八合

烟高貳百三拾五石九斗四升貳合  
内高壹石五斗三升九合  
此取米百九拾三石三斗五升四合  
去卯内  
内訳  
高六拾貳石五斗八合  
此取米貳拾五石三合  
高百六拾三石貳斗五升三合  
此取米百六拾三石貳斗五升三合  
高貳斗壹升六合  
高八石四斗貳升八合  
取米合六百六拾四石八斗四升貳合  
外米百八拾五石九斗三合

去卯減  
皆無減  
檢見減  
未亥年堤切石砂入引  
雜毛  
屋敷  
文政四巳年起返  
天保十四卯年  
屋敷成  
去卯減  
醬油造冥加銀  
酒造冥加銀

【史料1】

亥年御成箇免定(写)

一高千四百九拾貳石三斗四升八合

内

拾三石六斗四升九合  
貳石七斗七升三合  
五石八斗五升五合  
拾石四斗五升壹合  
残高千四百五拾九石六斗貳升  
此取米八百九拾九石貳升

去ル未年堤切石砂入引  
去ル亥土砂入未立掃當亥一作引  
当亥稲作早損皆無引  
当亥木綿作早損皆無引  
毛付  
高六つ式厘四毛余  
毛付六つ壹分五厘九毛余

此取

高千四百五拾九石四斗四合  
此取米八百九拾八石九斗八升八合  
高貳斗壹升六合  
此取米四升三合

納訳

八拾九石九斗貳合  
八百九石壹斗壹升八合  
外  
銀四拾九匁  
銀拾九匁六分  
銀壹匁九分  
銀五匁  
銀貳匁貳分七厘  
本田畑  
免六つ壹分六厘内  
取下  
免壹つ五分  
十分一大豆銀納  
九分米銀納  
酒造冥加銀  
醬油造冥加銀  
水車運上  
酢造冥加銀  
口銀

一銀拾匁壹分  
一銀五匁  
一銀五匁  
一銀壹匁九分  
一米八斗九升五合  
一米貳石九斗八升五合  
一銀貳百貳拾三匁八分五厘  
納合米六百六拾八石七斗貳升貳合  
寅方亥迄拾ヶ年季  
卯方子迄拾ヶ年季  
卯方未迄五ヶ年季  
卯方酉迄七ヶ年季  
右同断  
酢造冥加銀  
水車運上  
御伝馬宿入用  
六尺給  
御藏前入用

右者当辰檢見取御取箇書面之通相極候、村中大小之百姓入作之者迄不殘立合無高不割合之来ル極月十日限急度可令皆済もの也  
安政三辰年三月 内藤左衛門印  
(註) 口銀・口米が書かれていないが、町方での写し間違いである。皆済目録には、記載されている)

【史料3】

亥歲御年貢銀皆済目録之事(写)

一米八百九拾九石貳斗

此納訳

八拾九石九斗貳合  
此銀五貫百三拾九匁三分四厘 但壹石二付  
八百三石五斗九升七合  
此銀四拾六貫八百七拾四匁六分貳厘 但壹石二付  
葛上郡 御所町  
十分一大豆銀納  
銀五拾七匁壹分六厘六毛  
銀五拾八匁三分三厘壹毛

米貳拾六石九斗七升壹合  
米貳石九斗八升五合  
米八斗九升五合  
銀貳百貳拾三匁八分五厘  
口米  
六尺給  
御傳馬宿入用  
御藏前入用

右之通当御領所当亥御成箇相極候、町中大小之百姓出作之者迄茂立合、此免定を以無相違致割合、当十二月十五日限急度皆済可仕者也  
文政十亥年十二月

村田丈四郎  
瀬尾権兵衛  
駒井孫太夫  
村瀬丈左右衛門  
内藤善左衛門

右町、庄家  
年寄  
惣百姓

【史料2】

辰御年貢可納割付之事(写)

檢見取  
一高千四百九拾貳石三斗四升八合

此取

田高千貳百五拾六石四斗六合  
高拾壹石六斗八升  
内高九石七斗三合  
高百五石貳升三合  
未亥年堤切石砂入引  
去卯方続早損皆無引  
当辰無仕付仕付荒早損立枯皆無引  
大和国葛上郡御所町

右者去辰御年貢本途小もの成其外合皆済ニ付小手形引上一紙目録相渡上者重而小手形差出而茂可為反古もの也  
安政四巳年三月 内 柰左衛門

右村  
庄家  
年寄

【史料5】

辰年御取箇懸札

毛附高千四百五拾九石六斗式升 葛上郡御所町  
一米八百九拾九石式升 免六つ壹分五厘九毛

此訳

本田畑

去已起返 取下

一十分一大豆直段

一九分米直段

免六つ壹分六厘  
免壹つ五分  
銀五拾七匁壹分六厘六毛  
銀五拾八匁三分三厘壹毛  
小物成無

右之通可相心得もの也

子四月 高取役所

【史料6】

免割目録

一高千四百九拾式石三斗四升八合

内

七斗八升式合

会所屋敷

此内 式斗式升式合

四升

残テ 五斗壹升八合

七斗六升八合

八石六升九合

式石七斗七升式合

五石五斗八升

残高千四百七十四石六斗四升壹合

内

式斗壹升六合

此取米三升式合

五石八斗五升五合

壹石七斗三升四合

残テ千四百六拾七石五升式合

内

千三百九拾六石四斗四升八合

此取米九百三拾五石六斗式升式夕

七拾石六斗四合

取米合九百九拾石壹升七合三夕

此銀五拾五貫四百四拾目五分七厘

銀五拾四貫百五匁

四百八拾六匁九分五厘

三百式拾式匁五厘

合五拾四貫九百拾四匁

油屋吉兵衛江預  
今北屋平七江預

町弁エ

柳田堤敷町弁エ

去ル亥堤切石砂入引

同断未立婦当亥一作引

去ル未年堤切石砂入引

去已起帰 取下

当亥稲作早損皆無引

松本村久四郎地惣作地ニ成引

毛付

本作

免六つ七分

免七つ七分

但壹石ニ付銀五拾六匁

御上納

納入用

井料米代銀納

但米一石ニ付

五石五斗式升壹合

外

一銀壹匁九分

一銀四拾九匁

(以下、「御藏米入用」まで免定と同じなので省略する)

一銀式百式拾三匁八分五厘

外米ノ三拾石八斗五升壹合

此銀壹貫七百九拾九匁五分七厘

納合 米五石五斗式升壹合

銀五拾四貫百拾五匁壹分五厘

右者去亥年本途井小物成品々令皆済ニ付、度々相納候請取通ひと引替如斯候、重而手形類差出候共可為反古者也

文政十一子年四月

村田丈四郎

右町 年寄

庄家

井料米渡

水車運上

酒造冥加銀

此銀五拾貫九百七拾八匁六分五厘

一銀拾八匁

一銀拾匁壹分

一銀五匁

一銀五匁

一銀壹匁九分

一米拾九石九斗四升五合

此銀壹貫七百拾五匁九厘

一銀壹匁七分九厘

一米八斗九升五合

此銀七拾六匁九分六厘

一米式石九斗八升五合

此銀式百五拾六匁六分八厘

一銀式百八拾三匁八分五厘

一米六八八拾八匁

合米五石五斗式升壹合

銀五拾九貫百六拾三匁壹分七厘

此渡方

米五石五斗式升壹合

納合銀五拾九貫百六拾三匁壹分七厘

井料米渡

米五百九拾式石八斗三升七合

【史料4】

辰御年貢皆済目録(写)

高千四百九拾式石三斗四升八合

一米六百六拾四石八斗四升式合

内

米六拾六石四斗八升四合

此銀五貫百六拾式匁五分五厘

米五百九拾式石八斗三升七合

九分米銀納



殘高千四百八石九斗九升貳合

内

貳斗壹升六合

此取米四升三合貳夕

百六拾三石貳斗五升壹合

此取米百六拾三石貳斗五升壹合

九百九十五石壹斗三升三合五夕

此取米四百八拾石六斗四升九合五夕

八拾石三升七合五夕

此取米四拾六石六升三合

百五拾壹石三斗五升四合九夕

此取米拾五石壹斗三升五合五夕

拾八石九斗九升七合

取米合七百八石貳升壹合壹夕

此銀六拾貳貳貳三百五五八分

一米五石五斗貳升壹合

一銀五拾九貫百六拾三匁分七厘

納合五拾九貫七百拾九匁三分

此処方六拾壹貫六百七拾七匁貳分

差引殘壹貫九百五拾七匁九分

去已起帰 取下

免貳つ

屋敷

免十

但老石二付八十八匁かへ

本田畑

免四つ八分三厘

但老石二付八十八匁かへ

入作

免五つ八分三厘

但老石二付八十八匁かへ

本作 毛替 雜毛

免壹つ 但同斷

入作 毛替 雜毛

免壹つ貳分 但同斷

井料米渡ス

御上納

納入用

小前方集メ高

右過銀小前江割戻此表皆濟也

一貳拾六貫五百三拾六匁九分九厘 万小入用

内

貳百八拾七匁

此利拾四匁三分五厘

貳貫九百八拾九匁三分

四百貳拾三匁

五拾九匁六分

貳百貳匁四分

此利貳匁貳分

六拾三匁七分五厘

四貫四拾壹匁四分貳厘

殘而貳拾貳貫四百九拾五匁五分七厘

此訊

一高千四百九拾貳石三斗四升八合

内

五斗壹升八合

七斗六升八合

貳石五斗六升

殘高千四百八拾八石五斗貳合

千三百九拾三石三斗壹升壹合五夕

此打銀貳拾貳貫八百九拾九匁六分七厘

九拾九石三升六合五夕

宗旨判賃小前方請取候分引

二月方七月迄戻利足

棟役米銀小前方請取候分

同打銀小前方請取候分

酒造醬油酢水車冥加銀入

町分地田地年貢入

諸武家様山伏衆通行

人馬賃錢受取候分引

会所屋敷町弁エ

柳田川堤敷町弁エ

町分地田作方引

本作

石二付拾五匁打

入作

引殘テ 五百廿六匁五分七厘  
右過銀万小入用方江出ス此表皆濟也

過

一拾貳貫九百四拾七匁六分五厘

内 五百貳拾六匁九分七厘

此通用五百五拾四匁七分壹厘

殘而拾貳貫三百九拾貳匁九分四厘

内

銀三百廿貳匁五厘

銀四拾目

銀三拾目

銀百貳拾目

五百貳匁五厘

貳百六拾三匁四分

貳貫八百六拾貳匁

七拾三匁六分五厘

三貫七百三拾八匁五厘引

殘テ八貫六百五拾四匁八分九厘

内

高千四百拾八石七斗五升八合

此銀八貫五百拾貳匁五分五厘

高七拾貳石三斗四合

此銀五百六匁叁分三厘

銀合九貫拾八匁六分八厘

引殘テ三百六拾三匁三分九厘

万入用銀

御上納方過銀引

但錢九匁五分替

井料米代銀被 下候引

綿方御見分御泊ニ奉余内銀

同斷雨天ニ付御逗留余内

御檢見御泊ニ付余内銀

此通用五百三拾九匁 但九匁五分替

宗旨并五人組判賃元利出ス

棟役米代銀出ス

人馬賃錢請取分出ス

本作

高石二六匁打

入作

高石二七匁打

過

右過銀小前江割戻シ此表皆濟也

文政十一子年四月

百姓代 源七

取立人 伊右衛門

年寄 小右衛門

庄家 善六

年寄 長兵衛

同 吉兵衛

七兵衛

清三郎

(他、一九二名の記名・捺印)

【史料7】

免割目録之事

一高千四百九拾貳石三斗四升八合

内

七斗八升貳五合

此内 貳斗貳升貳合

四升

殘高 五斗壹升八合

七斗六升八合

拾壹石六斗八升

貳石五斗六升

五石五斗貳升壹合

六拾貳石三斗壹合

会所屋敷

油屋吉兵衛江預ケ

今北屋平七江預ケ

町弁エ

柳田堤敷町弁エ

去ル午未堤切砂入引

町受田地弁エ引

井料米相渡

無仕付仕付荒早損立枯皆無引

死ニ付諸入用

- 一九拾三匁六分、右一件ニ付南都其外諸方江人足賃
- 一三百式拾壹匁五分、右者当町平兵衛御亂中町御預被 仰付候
- 一 処、居宅無御座候ニ付町方方養ひ申候、去亥年分飯代ノ高
- 一六拾目、右者会所ニ而年分遣申候夜具道具損料ニ渡ス
- 一七拾五匁、右者宗門帳并五人組帳筆料ニ渡ス
- 一三百六拾八匁六分、右同断取調中入用并紙筆墨人足賃等
- 一八拾九匁三分、右者諸武家様方御通行并ニ大峰山登山之山
- 伏先達衆往還人馬賃錢余内
- 一貳百拾四匁五分、右者年分諸勸化初穂并浪人順礼盲人其外難
- 渡之旅人江合力ニ遣ス
- 一三百三拾式匁五分、右者葛城川筋破損繕ひ并右川筋ニ付諸入用
- 人足賃共
- 一三百七拾五匁五分、右者町方出奔人飛脚賃并諸方方出訴ニ相
- 成候分無抛筋町方江 引受濟方致候、濟口銀出所無之分町弁
- エニ相成申候
- 一貳百五拾目、右者出奔人飯代滞南都河内屋源之助并土佐町郷
- 宿甚蔵方共年賦濟ニ仕候分年々相渡ス
- 一一百六拾三匁三分三厘、右者土佐町郷宿甚蔵方町用ニ付役人共
- 飯代
- 一貳百七拾五匁三分七厘、右者町用諸書物筆料并町用ニ付南
- 都御番所兩御役所様江罷出候夫代其外諸方江使候人足賃ノ高
- 一三貳式百五拾九匁三分六厘、右者町方会所ニ而遣ひ候紙墨筆
- 代并年分之米味噌醬油酒油其外柴薪野菜之者魚代諸雜物荒物
- 代共

銀ノ 四貫三百三拾目七分

此歩 貳百廿七匁九分三厘 錢九匁五分替  
 通用ノ 八貫四百廿九匁分式厘  
 合 拾貳貫九百八拾七匁七分五厘

内

七拾三匁六分四厘、諸武家様并山伏先達方人馬賃錢請取候分  
 引  
 貳百六拾三匁四分、宗旨并五人組判賃小前方請取候分引  
 〃三百三拾七匁四厘引  
 殘テ貳貫六百五拾目七分壹厘、高石ニ 八匁四分八厘内打  
 右之通去亥年分諸入用銀書面之通相違無御座候、以上  
 文政十一年子二月

百姓代 源七〇  
 七兵衛〇  
 清三郎〇  
 (他高持四三名の記名・捺印)

川東当番 小左衛門〇  
 庄家 善六〇  
 年寄 長兵衛〇  
 同 吉兵衛〇  
 同 伊右衛門〇

高取 御役所様

此打銀老費五百八拾四匁五分八厘 石ニ付拾六匁打  
 合式拾貳貫四百八拾四匁分五厘 不足  
 差引殘拾壹匁三分式厘 右不足銀者年寄利兵衛殿方ニ而借用此表相濟

【史料〇】(紙面の關係で、複數行を一行にまとめている)

葛上郡御所町小入用帳

- 一米七石五斗、池床年貢、同郡俱戸羅村江相納申候
- 一米式石七斗四升式合、涌淵年貢、同郡蛇穴村江相納申候
- 一米八斗、柳田川堤敷年貢、当町七兵衛江相渡申候
- 〃拾壹石四斗式合

内

五石五斗式升壹合、從 御上様年々被 下置候  
 殘而 五石五斗式升壹合

右代銀者奥ニ而渡シ口江書上候ニ付此所へ印不申候

- 一銀四百八拾六匁九分、右者御年貢封代
- 一銀百貳拾目、伊勢御灯明料、御師杉木宗太夫江相渡ス
- 一銀百貳拾目、春日様御灯明料、神主拝殿五郎左衛門江相渡
- 一銀百三匁六分六厘、右同断御祭礼ニ付入用懸り銀
- 一銀百六拾九匁三分壹厘、御檢見御休泊入用并人馬賃錢割合懸
- り銀
- 一銀五拾三匁六分三厘、江戸御役人様、御休泊入用懸り銀
- 一銀百八拾壹匁三分三厘、右者紵夫食糧代銀年譜返納銀
- 一銀四百九拾目七分九厘、右者池床年貢并津出し銀共俱戸羅村
- 江相渡申候

- 一銀百五拾三匁四分七厘、右者湧淵年貢米代蛇穴村江相渡申候
- 一銀四拾四匁壹分、右者柳田川筋堤敷年貢当町七兵衛江相渡申
- 候
- 一銀式拾八匁、右者池床年貢之内当町庄兵衛江相渡申候
- 一銀三拾三匁六分、右者非人番小家鋪地年貢当町長助江渡申候
- 一米拾石 庄家給米、代銀六百三拾目
- 一米五石 年番給米、代銀貳百八拾目
- 一米八石 歩行式人給米、代銀五百四匁
- 一銀百目、右者川東方役人無之ニ付西方庄家方世話仕候与納ニ
- 遣ス
- 一銀三百式拾六匁壹分壹厘、右者去之酉年大川入用懸り銀
- 一銀百七拾目、右同断戌年分入用懸り銀
- 一銀百壹拾九匁七分壹厘、右者国割懸り銀
- 一銀七拾式匁六分式厘、河州山田村三左衛門方寄貸年預組合江
- 出銀致候
- 一銀三拾五匁、右者愛宕様灯明料当町觀音寺江相渡ス
- 一三拾五匁、右者御所池井手筋セ話料并池水込返シ池守賃ニ渡
- ス
- 一四拾壹匁三分式厘、右者蛇穴村神主出雲御湯散料御供米等ニ
- 渡ス
- 一六拾式匁壹分式厘、右者氏神別当坊神護寺江御供料渡ス
- 一六拾目、南都御役人中江年礼祝儀物代同夫代共
- 一九拾目、冬春非人番夜廻り賃錢ニ渡ス
- 一七拾壹匁五分五厘、右者江戸御役人様当町御中飯ニ付入用
- 一四百八匁五分式厘、右者去亥年正月当町旅宿屋ニ而浪人者病

年号	西暦	干支	河内相場 匁	九分米銀 匁	徴 収		徴収額 匁	打銀 匁
					石銀	免		
文政5年	1822	午	63.223	61.856	62.0	0.620	57,366	4.8
6年	1823	未	65.385	68.868	70.0	0.290	30,295	5.4
7年	1824	申	65.036	59.107	57.0	0.670	56,993	5.3
8年	1825	酉	80.150	74.249	73.3	0.640	70,009	5.2
9年	1826	戌	68.548	65.598	61.0	0.500	45,517	5.9
10年	1827	亥	62.538	58.331	56.0	0.670	55,993	6.0
11年	1828	子	82.117	76.077	77.0	0.598	68,717	6.2
13年	1830	寅	82.482	74.161	74.0	0.610	67,365	5.2
天保2年	1831	卯	75.309	67.614	68.0	0.620	62,917	5.5
4年	1833	巳	104.400	98.607	102.0	0.540	82,199	7.0
5年	1834	午	83.307	75.781	65.0	0.710	68,872	5.6
6年	1835	未	87.139	79.343	74.0	0.640	70,678	7.4
7年	1836	申	171.990	73.565	74.0	0.540	59,634	10.5
8年	1837	酉	99.619	93.897	96.0	0.580	83,094	11.5
9年	1838	戌	138.940	104.929	122.0	0.475	86,482	9.5
10年	1839	亥	74.033		60.0	0.570	51,038	10.0
11年	1840	子	67.316	67.488	65.0	0.657	63,731	10.0
12年	1841	丑	79.719	72.769	73.0	0.645	70,267	10.0
13年	1842	寅	72.126	69.383	68.0	0.652	66,165	10.5
15年	1844	辰	85.678	79.244	72.0	0.650	69,842	
弘化2年	1845	巳	98.566	88.434	84.0	0.622	77,972	5.2
3年	1846	午	82.579	78.259	77.0	0.625	71,819	6.5
4年	1847	未	83.296	79.938	84.0	0.566	70,952	11.5
5年	1848	申	92.409	88.114	87.0	0.566	73,486	11.0
嘉永2年	1849	酉		99.295	98.0	0.635	92,869	15.0
3年	1850	戌	139.481	117.308	137.0	0.528	107,950	15.0
4年	1851	亥	83.226	78.947	75.0	0.712	79,691	15.0
5年	1852	子	97.022	101.389	93.0	0.456	63,287	16.5
6年	1853	丑	105.284	109.967	120.0	0.335	59,992	11.0
7年	1854	寅	88.273	84.915	78.0	0.586	68,212	15.4
安政2年	1855	卯		72.494	68.0	0.649	65,860	14.5
3年	1856	辰		85.991	88.0	0.483	63,431	15.0
4年	1857	巳		101.538	105.0	0.581	91,041	15.5
5年	1858	午		128.474	127.0	0.597	113,148	16.0
6年	1859	未		121.125	125.0	0.553	103,159	18.0
7年	1860	申		105.629	65.0	1.000	97,003	18.5
万延2年	1861	酉	124.231	119.882	125.0	0.574	107,076	19.5
文久2年	1862	戌	143.813	149.724	180.0	0.481	129,207	20.0
3年	1863	亥		177.226	90.0	1.000	134,311	22.5
4年	1864	子	301.791	289.656	125.0	1.000	186,544	25.0
元治2年	1865	丑		457.212	145.8	1.000	217,584	17.0

年号	西暦	干支	河内相場 匁	九分米銀 匁	徴 収		徴収額 匁	打銀 匁
					石銀	免		
元文元年	1736	辰	53.436	59.583	59.3	0.594	52,567	10.4
2年	1737	巳		52.502	52.2	0.590	45,961	8.9
寛保2年	1742	戌	66.516		64.3	0.710	68,130	
3年	1743	亥	65.928		70.1	0.650	67,999	7.8
4年	1744	子	70.246		61.0	0.570	51,889	5.9
延享2年	1745	丑	77.733		74.2	0.490	54,259	5.4
3年	1746	寅	65.651		64.3	0.530	50,858	5.8
5年	1748	辰	66.208		63.1	0.570	53,675	4.5
寛延3年	1750	午	62.005		57.1	0.680	57,945	4.3
4年	1751	未	55.790		53.7	0.720	57,700	3.7
宝暦2年	1752	申	51.944		51.0	0.715	54,418	3.8
5年	1755	亥	79.837		75.0	0.654	73,200	4.6
9年	1759	卯	56.152		53.3	0.699	55,600	6.9
寛政6年	1794	寅	67.650		69.0	0.590	60,753	5.7
7年	1795	卯	74.827	74.827	75.0	0.590	66,036	4.5
8年	1796	辰	71.816		66.0	0.600	59,097	5.2
9年	1797	巳	73.633	62.848	70.0	0.590	61,634	5.5
10年	1798	午	66.915	81.385	62.5	0.600	55,963	5.6
11年	1799	未	68.425	75.459	71.0	0.430	45,561	5.1
12年	1800	申	78.311	63.618	74.0	0.560	61,843	5.0
13年	1801	酉	75.237	67.966	68.0	0.550	55,814	5.5
享和2年	1802	戌	71.670		63.0	0.560	52,650	5.2
3年	1803	亥	65.479	57.453	57.5	0.600	51,486	6.3
4年	1804	子	62.373	57.018	57.0	0.630	53,590	6.5
文化2年	1805	丑	58.900	54.090	54.0	0.632	50,931	6.0
3年	1806	寅	62.203		62.5	0.570	53,165	5.3
4年	1807	卯	79.191		75.0	0.560	62,679	5.0
5年	1808	辰	78.459		70.3	0.580	60,849	5.2
6年	1809	巳	66.573		59.0	0.640	56,351	5.5
7年	1810	午	61.277		54.0	0.650	52,381	5.2
8年	1811	未	60.567		54.0	0.650	52,381	6.2
9年	1812	申	56.597		53.0	0.640	50,620	5.9
10年	1813	酉	65.736		61.0	0.620	56,441	5.1
11年	1814	戌	67.663	59.183	58.5	0.630	55,000	5.4
12年	1815	亥	64.493	57.276	56.0	0.620	51,814	9.0
13年	1816	子	73.640	67.631	68.0	0.610	61,903	7.2
14年	1817	丑	66.343	60.603	59.5	0.640	56,829	6.3
15年	1818	寅	60.430	55.565	52.0	0.660	51,217	6.0
文政2年	1819	卯	49.007	45.509	43.0	0.680	43,636	4.6
3年	1820	辰	52.237	46.431	44.0	0.660	43,338	3.6
4年	1821	巳	63.494	59.497	58.5	0.590	51,508	4.9

⑦『川西町史』五五〜六八人、文化十年(二八一三)〜慶応三年(二八六七)八年分、一ヶ村

これらの記述は御所町に比べ、高持の数が少なく、一つの村についての年数が少ない。

御所町に残っている前述の八年分の高名寄帳によって、持高の分布、すなわち一定の持高の範囲に対する高持の人数を集計する。そして、それぞれの人数の時代による推移を調べる。なお、高名寄帳が残っている最初の寛保三年(二七四三)から最後の明治三年(二八七〇)までは、一二十年間である。

土地は、町内の個人の請地だけではなく、町有地、寺内の請地、伊勢講等の講や他村の人等の請地がある。これらについても、持高の時代による推移を調べる。特に、寺内の土地については、特別な取扱がされているので、その背景について検証する。高名寄帳には記載がないが、除地になっている神社・寺院の反別等についても調べることにする。

八年分のそれぞれの年に関し、持高の大きい上位の五人について、その持高の変化を調べる。高等学校の教科書にも記載されている「田畑永代売買禁止令」によって、江戸時代を通じて土地の売買は制限されていたとされている。これらの高持の持高の変動状況等から、田畑永代売買禁止令の実効性について検証する。また、町役人は、これら持高の多い人たちが務めていたことが多い。御所町の町役人の選定方法等について考察する。一〇石以上のほとんどの高持は、複数の屋敷と田畑を所持している。複数の屋敷を所持している場合は、自宅と借家であると考えられる。しかし、一〇石未満の高持の場合、「自宅のみ」、

### 第三章 近世後期の人々の動向 その一

#### ― 御所町の高名寄帳に基づいて ―

はじめに

御所町に残っている高名寄帳によって、持高の分布、高持の動向、持高の変化等、近世後期の人々の動向について検討する。御所町の総高は、寛保二年(二七四二)の検地以降、一四九二石三斗四升八合で、地目ごとの反別・石高等は、第一章の表<sup>2</sup>に示したが、屋敷が約一六三石で全体の約一パーセント、上田が約七三四石で全体の約四九パーセントである。記録が残っている年の最大と最小の全戸数は、宝暦五年(二七五五)が八九三軒で、天保七年(二八三六)が六二七軒である。

各高持の持高に関する史料として、高名寄帳と反別帳がある。反別帳は、「筆」ごとに屋敷・上田・中田・上畑・中畑等の地目、反別、分米および名請人が、屋敷と田畑に分けて地番順に書かれている。高名寄帳は、それらを名請人ごとにまとめたものである。完全な形で残っている高名寄帳として、左記のものがある。なお、寛保三年のものは、検地後の最初のものであるが、各人の持高の合計のみが記載されている。他の年は、年寄の担当ごとに四冊で構成されている。高名寄帳は、四年から六年間隔で作成されていたと考えられ、間隔が長い場合は、その間のものが残っていないということがある。下段に、前のものとの期間を書き加えた。比較する場合は、これらの期間について留

「田畑のみ」から「複数の屋敷と田畑の所持」までいろいろである。一〇石未満を五石以上、一石から五石、一石未満の三区に分け、それぞれの区分ごとに何を所持しているかについて、それぞれの人数を調べる。その結果から、農業に従事する者、商業等に従事する者、地主層等のそれぞれの動向等について考察する。

高持の持高の分布を検証するだけでは、その時々々の状況しかわからない。変化の状況を見るためには、期間を区切って、その間の変化を検証しなければならない。文化十三年(二八一六)から天保二年(二八三一)の一五年間、天保二年から安政五年(二八五八)の二七年間および安政五年から明治三年(一八七〇)の一二年間について、持高が変わらない人、持高を増やした人、持高が減った人、新しく高持になった人、高持から無高になった人等について調べ、持高の変化について検証する。

近世末期には、富裕層と貧困層の二極化等の諸現象について云々されている。このことについて、市町村史にどのように書かれているかを調べる。また、御所町の実態について検証するとともに、その要因について考察する。

#### 第一節 現存する高名寄帳の概要

##### 1. 概要

前述のように八年分の高名寄帳が残っているが、それらの特徴について述べる。寛保三年、文化十三年から天保二年、安政五年以降で形式が異なるので、これらに分けて説明する。寛保

意する必要がある。

- ① 寛保三年(二七四三) 一冊
  - ② 文化十三年(二八一六) 四冊 七三年間
  - ③ 文政三年(二八二〇) 四冊 四年間
  - ④ 文政九年(二八二六) 四冊 六年間
  - ⑤ 天保二年(二八三一) 四冊 五年間
  - ⑥ 安政五年(二八五八) 四冊 二七年間
  - ⑦ 文久二年(二八六二) 四冊 四年間
  - ⑧ 明治三年(二八七〇) 四冊 八年間
- 市町村史には、持高の分布が掲載されているものがあり、奈良県については、左記の市町村史に記載がある。記載されている高持の数、年代、年数および対象となっている村数は、左記の通りである。

- ① 『高取町史』二二〜二八人、享保期(二七一六)〜天保五年(二八三四)四年分、一ヶ村
- ② 『大和郡山市史』五一〜九六人、貞享二年(二六八五)〜嘉永五年(二八五二)一四年分、三ヶ村
- ③ 『桜井市史』二〇〜六八人、享保七年(二七二二)〜文久二年(二八六二)一三年分、三ヶ村
- ④ 『香芝町史』一七から五六人、文化六年(二八〇九)〜明治四年(二八七二)一六年分、四ヶ村
- ⑤ 『改訂天理市史』二一〜六一人、享保十六年(二七三一)〜慶応三年(二八六七)一〇年分、二ヶ村村
- ⑥ 『当麻町史』二四〜四五人、延宝八年(二六八〇)〜享保九年(二七二四)五年分、一ヶ村

高名寄帳は四年から六年ごとに作成されているが、この間に変更があった場合は、付箋で処理されている。付箋には、名請人の変更だけでなく、質入れについての記載もある。質入れの場合は、借入銀の額や利足が書かれているものもある。この利足については、第六章で検討する。文化十三年の高名寄帳の一部を写真2に示す。

#### 4. 安政五年以降

天保二年から安政五年（一八五八）までは、二七年間あいている。高名寄帳は四年から六年ごとに作成されているので、この間に四年分から六年分のものであったと考えられるが残っていない。安政五年から明治三年（一八七〇）の三年分は同じ形式である。大きさは、半紙本サイズ（縦二四×横一七センチメートル）である。大きさが小さくなっていること、組が年寄の名前ではなく東組・西組・南組・北組になっていること以外、文政・天保期のものと同じである。

#### 5. 年寄の担当区分

文化十三年以降の高名寄帳は、年寄の担当区分ごとに四冊に分かれている。高名寄帳の屋敷には、一筆ごとに寛保二年の検地絵図に記載の名請人の名前が、その屋敷を特定するものとして書かれている。各名請人は、所持している屋敷の最初に書かれている所に住んでいるものとし、各年寄の担当地域を特定した。

前述のように、御所町は葛城川を挟んで西御所と東御所に分

三年および文化十三年と安政五年の各一冊の表紙を写真1に示す。表題、大きさ等が異なることがわかる。

高名寄帳の管理、年貢の徴収等は、四人の年寄が地域を分けて担当していた。高名寄帳と検地絵図によって、年寄の担当地域を調べる。

#### 2. 寛保三年の高名寄帳

寛保三年（一七四三）の高名寄帳の表紙には「新検御所町へ高名寄帳 亥十月八日 会所控」と書かれており、裏表紙には「総敷五拾枚、藤右衛門組、吉兵衛組、伊助組、川東組」となっている。一冊にまとめられているが、年寄の組ごとに分けて、各高持の合計の持高のみが記載されている。

第一章で述べたように、寛保二年に検地が実施されたが、これは、その検地に基づくものである。検地に関し、「御検地用集帳」と屋敷の「検地絵図」は残っているが、検地帳は残っていない。大きさは、半紙本サイズ（縦二四×横一七センチメートル）である。

#### 3. 文化から天保期

寛保三年から文化十三年（一八一六）までの期間は、七三年間である。この間の史料として、延享四年（一七四七）の「田畑反別小前帳」が残っているが、他の史料は残っていない。文化十三年から天保二年（一八三一）までの四年分は同じ形式で、大きさは、美濃本サイズ（縦二六・五×横二〇センチメートル）である。



安政五年

文化十三年

寛保三年

写真1 高名寄帳表紙

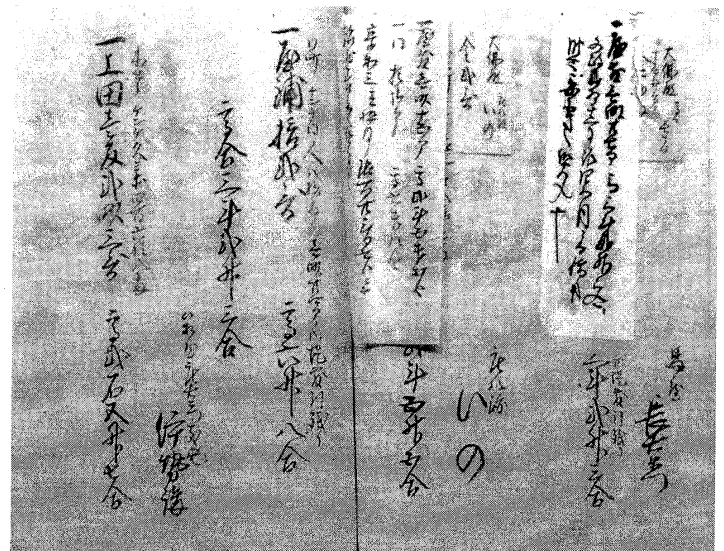


写真2 文化十三年高名寄帳内部

他村の人の名請地の筆数と合計石高等を記載している。これらについては、次節で検討する。

## 2. 持高の分布の概要

表1の最上段には、その年の高名寄帳の最高の持高を記入している。これらの詳細については、第四節の「大きい高の持主の動向」で検証する。次段以降に、各持高の区分ごとの人数とその高の計を記入し、一〇石以上、一〇石未満および全体について、人数、高の合計および一人平均の持高を計算している。町内名請人持高合計は、町の高の一四九二石三斗四升八合から下段の町有地、寺内分等を引いた値である。

高名寄帳には、寺内の屋敷地については一筆ごとの明細はなく、「円照寺請地 三五石九斗七升二合」となっている。これに加えて、「寺内北裏請地 七石四斗八升」があり、合わせて四三石四斗五升二合である。これについては、次節の「寺内の土地」で考察する。これらの他に、「御堂地」として環濠外の田地があるが、これらは他の寺院の名請地と同様であると考え、一般の土地と同じ扱いをした。

第一章の表3に示した各年の戸数から、この表1の町内の名請人の合計を引いて、無高の人数を算出し、その割合すなわち「無高率」を計算した。高名寄帳と同じ年の宗門改帳が残っているのは、文化十三年、安政五年、明治三年の三年分である。残っていない年は、最も近い年のものを採用した。したがって、これらの年では、無高率は推定値ということになる。

## 3. 持高の分布の特徴

寛保三年（一七四三）と文化十三年（一八一六）とは、七三年間、離れているが、これらを比べると、五〇石以上の持高が半分以下になっている。これは、寛保三年には、二〇三石余りの高持がいたもので、一〇石以上の高持の平均が大きくかつたためである。全体の高持の数には大きな差はないが、寛保三年は、一石未満の高持の人数が四五人多く、一石から一〇石の高持の数が少ない。戸数は、九年後の宝暦二年（一七五二）のものであるが、無高の数が、文化十三年に比べ約二〇〇人も多い。このように、高持の人数には大きな差がないが、寛保三年は、一石未満と無高の人が多いということになる。

文化十三年と天保二年（一八三二）とは、一五年しか離れていない。持高の分布ということでは、この間に大きな変化はない。期間が短いこと、この期間は、世の中が比較的安定していたことが、その要因であると考えられる。

高持の人数が天保二年には二九七人であったが、安政五年（一八五八）には二〇五人に減少している。一〇石以上の人数にはほとんど変化がなく、減少は全て一〇石未満の人たちである。このために、安政五年には、大きい持高の人たちが増加し、平均の持高が増加している。なかでも、四〇石以上の人数等の増加が大きく、三人から六人になり、その持高の合計が約一四〇石から約三四三石に増加している。一方、二〇石未満では、人数、合計の石高とも全ての区分で減少している。

天保二年から安政五年の間で、無高率が大きくなっているが、この要因は、高持の数が大幅に減少したためである。その後は、

かれているが、さらに、西御所は三組に分かれている。天保二年以前の西御所の高名寄帳には、その時の年寄の名前が書かれています。安政五年以降は、西組、北組、南組となっている。

東御所には、寺内および新町と代官町があるが、新町と代官町のことを川東としていることが耕作絵図等で確認できる。寺内は、いろいろな面で別扱いになっているが、高名寄帳には、川東のなかに「円照寺請地」等としてまとめて記入されている。川東と寺内にそれぞれ一名の年寄がいたが、寺内の年寄については、寛保二年（一七四二）の検地絵図以外の文書類にはでてこない。安政五年以降の高名寄帳では、川東ではなく、東組となつている。各担当地域を寛保二年の検地絵図に書き込み、図1に示す。北組との境が入り組んでいるが、六軒町通に面している家が北組の担当である。西組と南組の境は背割下水である。

## 第二節 持高の分布

### 1. 概要

残っている八年分の高名寄帳によって、各人の持高を五〇石以上、四〇石から五〇石、三〇石から四〇石、二〇石から三〇石、一〇石から二〇石、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の八区分に分け、それぞれの区分の人たちの人数と合計の石高を集計した。さらに、高名寄帳と同じ年の宗門改帳、同じ年のものがない場合は、近い年のもので軒数を調べ、無高の人数およびその割合を算出した。それらの結果を表1に示す。表1には、町所有地、寺内分の石高、伊勢講・春日講等の名請地、

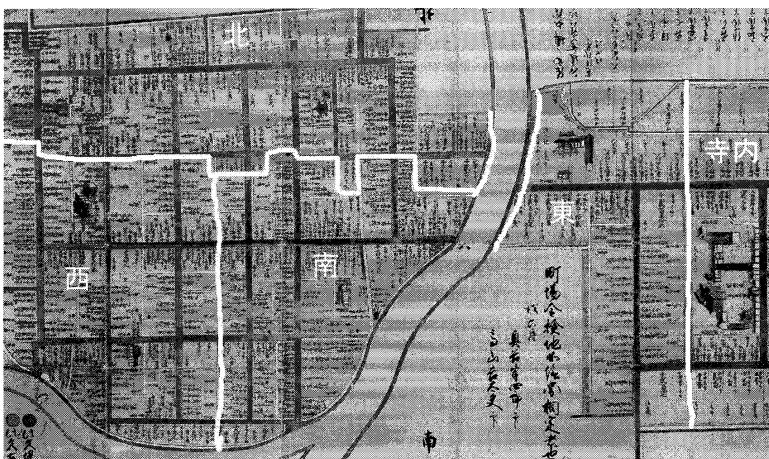


図1 年寄の担当範囲

高持の数には大きな変化がなく、無高の人が増えて無高率が高くなっている。

高持にどのような移動または変化があったかについては、第六節の「持高の変化」で、また、その要因については、第七節の「天保二年以降の変化」で検証する。

### 第三節 寺内の土地および町内の高持以外の土地

#### 1. 概要

表1の下端に記入した町有地、講の持高、他村の名請人について、年による推移等を検証する。

御所町は、環濠集落と寺内町とが、合体して一つの町になったと考えられることは、第一章で述べた通りである。寺内の土地は、高名寄帳には、明細がなく、前述のように一括で取り扱われている。しかし、寛保二年（一七四二）の検地絵図には、寺内以外の屋敷地と同様、一筆ごとに名前が記載されている。この名前が名請人か、円照寺の借地人かという疑問がある。

高名寄帳には、除地となっている神社・寺院の反別についての記述はない。検地絵図、反別帳等によってこれらの土地の反別を調べることにする。

#### 2. 町有地

寛保三年には、一・二石五斗四升五合の村地があり、それと七斗八升二合の蔵屋敷とが町有地である。文化十三年から天保二年までは、蔵屋敷、柳田川堤敷、町有田一筆、蔵屋敷以外は

一石五斗七升二合であり、大幅に減少している。安政五年には、町有地が一時的に増加している。これは、年貢の未進に対して、田畑の物納があったためである。後日、その田畑を売却して、未進の年貢を回収している。五人組に年貢の連帯責任があったとされているが、そのような事実はなく、このように物納によって処理されていたようである。文久二年には、町有地に涌淵地が加わり、明治三年に涌淵地の石高が減少しているが、その経緯は不明である。

#### 3. 寺内の土地

文化十三年以降の全ての高名寄帳は、寺内の屋敷・田畑については、左記の通りになっている。

- 寺内分 円照寺御請地
- 一 屋敷式町老反老畝拾八歩 高三五石九斗七升式合 請地之内寺内北裏
- 一 上田老反老畝九歩 高老石九斗式升老合
- 一 上田老反拾八歩 高老石八斗式合
- 一 上田老反九歩 高老石七斗五升老合
- 一 上田老反老畝廿四歩 高式石六合
- 一 上田老反老畝廿四歩 高式石六合
- 高合四拾三石四斗五升式合

寛保三年には、寺内分として、メの石高が書かれているのみである。ところが、寛保二年の検地絵図によると「寺内町には、一・一四筆の屋敷地があり、それぞれの所有者の名前、反別と地番が書かれている。「請地之内寺内北裏」の四筆は、検地絵図にも蔵内があり、面積は一筆ずつである。寺内の租課は、老

表1 持高の分布

	寛保3年 1743	文化13年 1816	文政3年 1820	文政9年 1826	天保2年 1831	安政5年 1858	文久2年 1862	明治3年 1870
最高持高	203,410	65,369	65,507	52,706	52,724	111,023	113,462	107,618
50石以上	281,437	118,155	118,451	52,706	52,724	214,599	176,451	227,426
40～50石	48,485	0	0,000	86,293	87,369	127,924	137,031	85,006
30～40石	110,447	125,789	167,586	102,418	104,138	70,784	67,910	0,000
20～30石	89,332	247,614	186,678	144,998	189,941	219,197	189,976	173,123
10～20石	327,333	251,416	276,943	379,028	324,141	268,652	332,251	455,023
10石以上小計	857,034	742,974	749,658	765,443	758,313	901,156	903,619	940,578
一人平均持高	25,971	21,228	20,824	19,627	20,495	24,356	22,590	20,902
5～10石	33	51	307,196	297,446	45	308,145	36	218,538
1～5石	55	94	267,507	268,250	108	283,299	76	159,831
1石未満	164	119	42,642	40,994	107	44,395	59	26,469
10石未満小計	448,909	645,522	617,345	606,690	260	635,839	168	404,838
一人平均持高	1,781	2,445	2,412	2,398	2,446	2,708	2,946	2,595
町内名請人持高合計	285	1,388,466	1,367,003	1,372,133	297	1,394,152	205	1,345,416
全体の一人平均持高	4,582	4,644	4,682	4,699	4,694	6,615	6,875	6,694
町有地	13,327	2,354	2,354	2,354	2,354	26,331	2,868	2,518
寺内分合計	43,452	43,452	45,818	45,818	45,818	45,818	45,818	45,818
伊勢講等の名請	20,401	21,407	31,549	24,671	23	9,336	9	7,498
他村の名請人	95,706	36,218	50,859	44,811	25	72,230	28	100,809
宗門改帳軒数	882	696	712	679	708	846	834	834
無高、無高率(推定値)	597	397	420	382	503	646	633	633

(注) 1) 最高持高は、表3の各年の第1位と一致する。  
 2) 安政5年の町有地には、年貢の物納分が含まれている。これらは、一時的な保有である。  
 3) 伊勢講等には、伊勢講の他に、金比羅講・春日講・般若講・宮講が含まれている。  
 4) 無高の人数は、宗門改帳の軒数から名請人の合計を引いて求めた。高名寄帳と同じ年の宗門改帳が無い場合、最も近い年のものを採用した。

物件でも、支配者が替わっていることがあるが、講の代表者が替わったものと考えられる。

講の持高の合計は、天保二年以降で減少している。天保二年と安政五年の内訳は左記の通りである。伊勢講の数の減少が大きい。なお、他村の講の請地もあるが、次項で述べることとし、表1では、他村の名請人として集計している。

①天保二年は、計二三筆である。

伊勢講：一七、般若講：二、金比羅講：二、春日講：一、宮講：一

②安政五年は、計一〇筆になっている。

伊勢講：四、般若講：二、金比羅講：一、春日講：一、灯明地：一、聖天地：一

#### 5. 他村の名請人

他村の名請人について、寛保三年は合計の持高が大きいが一、一人で約三九石、約二三石、約一二石の三人の高い持高の人がいたため、人数は少ない。文政九年以降は、人数、合計の持高とも増加傾向にある。第二章で説明したが、これらの土地に対しては、免が「一ツ」すなわち一〇パーセント、町入用が「一匁」余分に課せられている。他村の名請人は、ほとんどが隣接する村の人たちであるが、葛下郡の村の人もいる。安政五年以降、被差別部落の人たちが名請人になっている田地がある。他村の名請人について、各年の村の数は、左記の通りである。参考のため表1の人数を転記するとともに、そのうちの伊勢講の名請地をカッコ内に示す。

寛保三年：六ヶ村・一三人(〇)、文化十三年：一ヶ村・二人(四)、文政三年：九ヶ村・二一人(四)、文政七年：八ヶ村・二〇人(五)、天保二年：一ヶ村・二五人(六)、安政五年：九ヶ村・三八人(六)、文久二年：一〇ヶ村・二八人(五)、明治二年：一三ヶ村・三六人(一)

これら他村の名請人の変動は大きい。天保二年と安政五年の間で見ると、村の数が二つ減り、人数が一三人増えている。その内訳は、同じ人が一人、いなくなった人が一人、新しい人が二七人である。新しい人のうち、一〇人が被差別部落の人たちである。

#### 6. 町内の除地

御所町には、鴨都波神社、恵比寿神社、春日神社の三神社、および円照寺(浄土真宗西本願寺派)、浄宗寺(浄土真宗大谷派)、正栄寺、真龍寺、正福寺(以上、浄土宗) 観音寺、神護寺(以上、真言宗)の七寺院があった。これらの神社・寺院の敷地は除地であったが、除地については、高名寄帳に記載されていない。

寛保二年の「御検地用集帳」には、除地の合計と円照寺の反別が書かれているが、これらは検地以前のものである。「御検地用集帳」には、神社・寺院の由来が書かれているが、反別が書かれているのは、円照寺だけである。

検地絵図には、検地によって決定した各神社・寺院の反別が書かれている。なお、鴨都波神社と神護寺は、検地絵図の範囲

から始まっているが、これら四筆には地番がない。

文久元年(一八六一)の高反別帳の屋敷の項には、「円照寺請地」として一筆ごとに連記されていて、記載されている土地の順番は、検地絵図の地番の順番と一致する。なお、一筆ごとの屋敷の面積と名請人がわかる史料は、年代が離れているが、これ以外のものは残っていない。明治六年(一八七三)に実施された地租改正後の明治八年の反別帳では、持ち主が円照寺の住職の名前になっている。

寺内の土地について、第一章に示した文久二年(一八六一)に作成された「円照寺由来」には、左記のように書かれている。

此外(中略)御請地御年貢之儀ハ当方取立、町役人迄相納成下(中略)御請地御年貢之儀ハ当方取立、町役人迄相納また、同じく第一章で引用した寛保二年(一七四二)の検地のための「御検地用集帳」に、円照寺が検地役人に提出した由来書があり、左記のように書かれている。

(前略)上田三町四畝七分内五反九分町筋土居引并式反畝畝式拾八分境内除地ニ被為成下、式町三反式畝分此分米三拾六石五斗四升式合之分請地高ニ相成り、従其節無滞御年貢御公儀江上納仕候(後略)

これら二つの史料の石高は一致しているが、高名寄帳の石高と違っている。また、四筆の上田のことは書かれていない。検地絵図および明治二年(一八六九)の「社寺取調書上帳」では、円照寺の除地は、二反六畝二分になっている。これも「御検地用集帳」に記載の反別と少し違っている。

このように、史料によって石高等が異なっているが、円照寺

の請地であり、寺内で管理されていたということでは一致している。高名寄帳では、寛保二年の検地時の名請人の名前が、その土地の特定に用いられている。しかし、検地絵図に記載されている寺内の人の名前は、高名寄帳にはでてこない。これらを考慮すると、検地絵図には、当時の借地人の名前が書かれていると断定できる。絵図作成時に、作図上のバランスを考慮し、このような措置がとられたものと考えられる。

寺内の石高について、高名寄帳は、三五石九斗七升二合で、「御検地用集帳」と「円照寺由来」は、三六石五斗四升二合である。「御検地用集帳」によると、検地前の面積は二町三反二畝で、当時の屋敷の石盛は、一石五斗七升五合である。これらから石高を求めると、「御検地用集帳」等の三六石五斗四升二合と一致する。したがって、この石高は検地前のもので、円照寺の言い伝えとして、一二〇年後の「円照寺由来」に書かれたと考えることができる。

「御検地用集帳」に「五反九分町筋土居引」とあるが、これは、環濠の土居の面積であると考えられる。検地絵図には、寺内の南側と東側は環濠の内側に、西側は環濠の内と外に、それぞれ土居が描かれている。

#### 4. 講の持高

講としては、伊勢講のほかに、金比羅講・春日講・般若講・宮講・灯明地・聖天地がある。田地が多いが、春日講と般若講および伊勢講の一部は屋敷を持っている。「××支配」とあり、屋号、名前もしくは屋号と名前の各一字が書かれている。同じ



表3 持高の多い名請人

年 西 暦	持高 屋敷 田畑	順位 役	寛保3年	文化13年	文政3年	文政9年	天保2年	安政5年	文久2年	明治3年
			1743	1816	1820	1826	1831	1858	1862	1870
A	持高 屋敷 田畑	順位 役	203,410 1	—	—	—	—	—	—	—
B	持高 屋敷 田畑	順位 役	78,027 2	52,759 2	52,944 2	52,706 1	52,724 1	12,513 30	11,629 32	12,052 32
C	持高 屋敷 田畑	順位 役	48,485 3	16 33	15 36	15 35	15 35	9 12	5 13	6 12
D	持高 屋敷 田畑	順位 役	39,727 4	—	—	—	—	—	—	—
E	持高 屋敷 田畑	順位 役	36,796 5	9,983 7	3 7	12,153 27	12,153 30	13,766 24	12,680 27	11,116 33
F	持高 屋敷 田畑	順位 役	272 211	65,396 10	65,507 40	45,070 30	45,274 30	8,868 41	9,089 44	11,576 36
G	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	32,274 16	32,274 16	21,364 12	21,636 13	35,721 7	35,335 6	24,259 10
H	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	31,332 16	31,332 16	36,625 4	37,885 4	43,814 4	42,455 5	42,455 5
I	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	31,116 16	14,949 20	12,756 26	12,756 28	13,251 26	13,251 24	14,764 24
J	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	—	38,576 3	41,223 3	42,095 3	111,023 1	113,462 1	107,618 1
K	持高 屋敷 田畑	順位 役	14,647 18	29,703 8	32,573 5	33,286 5	33,286 5	10,306 37	6,825 59	6,825 63
L	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	—	459 216	9,689 41	9,689 40	52,708 2	62,989 2	66,938 2
M	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	—	901 183	1,855 149	2,382 134	50,868 3	48,619 3	25,411 8
N	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	—	1 0	2 1	3 1	42,261 5	32,575 7	19,800 14
O	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	11,544 29	11,544 30	12,054 31	12,326 30	41,849 6	45,957 4	52,870 3
P	持高 屋敷 田畑	順位 役	—	2 8	2 8	4 8	5 8	10 36	12 38	10 43

註  
1) A~P:名請人

2) 持高:合

3) 屋敷・田畑:筆数

4) 役:◎;庄屋、○;年寄

5) —:その年に記入なし

表2 除地の反別

	寛保2年			寛保3年~明治2年			明治8年		
	町	反	畝歩	町	反	畝歩	町	反	畝歩
鴨都波神社				1	4		1	4	
恵比寿社					2			2	
春日社						8			29
円照寺	2	1	28	2	6	12	3	4	7
正栄寺				1	8	18	1	2	7
真龍寺				1	1	12	1	5	12
浄宗寺					6	2		6	9
神護寺					8	27			
正福寺					4	15		3	19
観音寺					3	21		4	14
計	1	3	8 15	2	2	1 25	2	1	9 7

註 寛保2年の計は、「御検地用集帳」による。他は計算による。

外である。天保三年(一八三二)に作成された「除地御札二付書上帳」および明治二年(一八六九)に作成された「寺社取調書上帳」に除地の反別が書かれているが、これらの面積は検地絵図と同じである。ただし、明治二年には、神護寺は廃寺になっている。

明治八年(一八七五)の「反別帳」に面積が書かれているが、以前の反別と異なっている。地租改正にもなっており、新たに測量されたものと考えられる。ここでは「社地」または「寺地」として、所有者は当時の副戸長の名前になっている。なお、この反別帳では、町有地等の所有者は、三人の副戸長に分けられている。寛保二年の検地以前、寛保二年の検地以降および明治八年の各神社・寺院の除地の反別を表2に示す。

#### 第四節 大きい高の持主の動向

##### 1. 概要

高名寄帳の残っている八年分について、持高が多い五人の持高の変遷を調べ、表3にまとめた。文化十三年から明治三年については、各人が所持している屋敷と田畑の筆数を記入している。なお、寛保三年は、合計のみの記載なので詳細がわからない。また、その年に庄屋を務めていた人には◎、年寄には○を付けた。最初に寛保三年の一位から五位までを記入し、その後、各年の五位以内の人を加えていった。調べた期間は一二七年間であり、当主が代わっているが、屋号は同じであり、ほとんど

③このような広大な田畑が地道な農業でできるはずがなく、金貸業か商業であったであろう。江戸封建時代もこの頃になると金融資本が相当活発化するので、これはよい資料である。

④同じ例が約百年後の嘉永年中にあり、「J」という人は、「A」に近い大地主であった。

⑤「J」は製油業をしていたそうで、その豪華な財宝はいまだ町の古老の間に語り草になっている。寛保三年から七三年間に「A」に何が起こったかわからないが、文化十三年には一反五畝余りの屋敷は、「H」の所持にない。

「J」は製油業をしていたとされているが、屋号が「油屋」であり、このように考えられたと思われるが、所持している屋敷の数やその増減を見ると、貸金業をしていたとするのが妥当である。「J」は分家であるが、文化十三年から文政三年の間に、本家の高には大きな変化がないので、譲り受けたとは考えられない。したがって、四年間に、屋敷一七筆、田畑二一筆を入手したことになる。「J」は、文政十三年(一八三〇)のおかげ参りの時に、米五石の寄進をしているが、この時の持高は、四〇石余りである。米の寄進の二番目は一石であり、寄進額は、ずば抜けている。持高とは関係なく、当時からかなり裕福であったと考えられる。

#### 4. 町役人

表3にその年の庄屋と年寄に印を付けている。各高名寄帳で

が世襲名である。名前が変わっているものについては、所持している屋敷の場所によって特定した。表3に基づいて、これら一六の家の持高の動向等について考察する。

#### 2. 各高持の動向

この表3からわかることは、左記の通りである。

①寛保三年に五位以内で、明治三年に残っているのは、「B」のみである。寛保三年に高持であったというように、条件を緩和しても「F」と「K」が加わるだけで、三つの家のみである。

②一方、明治三年に五位以内の家は、全て文化十三年以降に高持になった家であり、明治三年には、全ての家が四〇石以上所持している。特に「P」は、文久二年に初めて高持になり四位になっている。

③各家の持高の変化が大きい。最も安定している「H」でも、最低が約三一石、最高が約四四石という変化がある。

④「F」、「L」、「M」は、最初は屋敷のみである。したがって、これらの家は、商業によって蓄財したものと考えられる。その後、田畑を入手している。

⑤「P」は、最初は田畑のみを所持していたが、専業農家であったとすることには疑問がある。慶応三年(一八六七)の宗門改帳によると、この時は四五歳で、持高は三三石余りである。安政五年からの五年間で、二四石余りの高を増やすことは、専業農家では無理であると思える。なお、屋号と旦那寺から、隣の十三村から引越してきたと考えられ

は、その時の町役人には、屋号の代わりに「庄屋」・「年寄」と書かれている。年寄は四人であり、他に寺内の年寄がいるが、高名寄帳ではわからない。表では、町役人の人数が不足するが、持高が六位以下の人が務めている。

『国史大辞典』には村役人の選出について、世襲制、年番制、入札等の方法があるとされている。しかし、御所町の庄屋については、これらいずれのも当てはまらないようである。「F」は、寛保三年に二斗七升二合であったが、文化十三年には、六五石余りになっている。また「O」は、天保二年に一二石余りであったが、安政五年には、約四二石になっている。このように、持高が増えた人が庄屋になっていたようである。

表にはないが、文化十三年の庄屋は、その年の持高は約二石二斗であるが、寛保三年は、約二〇石であった。また、安政五年の庄屋は、その年の持高は約九石四斗で、天保二年は、約一二石であった。いずれもあまり高くない。年が離れているので、この間に一旦増えて、その後減った可能性が考えられる。

持高が増えた人が町役人になるという庄屋と同様のことが、年寄の「J」と「L」についてもいえる。しかし、「B」は、寛保三年から天保二年まで、約九〇年間にわたって年寄を務めている。この間に当主が代わっており、世襲されていたものとみられる。他の年寄は、二〇石前後の高持であり、務めていた期間から、一代限りであると考えられる。庄屋についても、かかる範囲では一代限りである。以上のように、御所町の町役人の選出には、一定の規則性がないようである。

る。

⑥「J」と「N」は、分家である。「J」については後述する。「N」は天保七年の宗門改帳には記載がない。それ以降の約二二年間で、どのようにして四二石余りを入手したかはわからないが、本家の高はこの間に減少しているため、贈与を受けた可能性がある。

注目すべきは、各人の屋敷・田畑の増減の多さである。活発に取引が行われていて、田畑永代売買禁止令がほとんど機能していなかったことがわかる。これらの人たちは、農業に従事することなく、田畑は小作に出し、自身は何らかの商売を行っていた、いわゆる「寄生地主」であると考えられる。農業のみに従事していたのであれば、このような浮き沈みはないものと思われる。これらの人たちの持高の変化は、商売の環境変化に対する対応によるものと考えられる。

#### 3. 一〇〇石以上の高持の動向

寛保三年に二〇三石余りを所持している「A」および安政五年に一一一石余りを所持している「J」について、『大和御所町誌』の記述の概要は左記の通りである。

①「A」はよほどの財産家で、町内で持っていた屋敷が一七ヶ所でその面積の合計が五反一畝歩余、田畑は一二〇余ヶ所一二町七反六畝余におよんでいた(町外の田畑については不明と付記)。

②「A」の屋敷の広さは一反五畝一二坪で、当時本町最大である。

表4 持高の低い高持の屋敷・田畑の種類

年 西暦	文化13年 1816			文政3年 1820			文政9年 1826			天保2年 1831			安政5年 1858			文久2年 1862			明治3年 1870			
	人 数	割合 (%)	平均石 高(合)	人 数	割合 (%)	平均石 高(合)	人 数	割合 (%)	平均石 高(合)	人 数	割合 (%)	平均石 高(合)	人 数	割合 (%)	平均石 高(合)	人 数	割合 (%)	平均石 高(合)	人 数	割合 (%)	平均石 高(合)	
不 動 産 の 種 類	五 石	20	39.2	17	39.5	18	41.9	18	39.1	9	27.3	8	22.2	6	19.4	6	19.4	6	19.4	6	19.4	
	自 宅 ・ 田 畑 ・ 借 家	28	54.9	23	53.5	17	39.5	16	34.8	17	51.5	18	50.0	16	51.6	16	51.6	16	51.6	16	51.6	
	自 宅 ・ 田 畑	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	自 宅 ・ 借 家	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	自 宅 の み	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
十 五 石	3	5.9	7,156	3	7.0	7,871	8	18.6	12	26.1	7	21.2	10	27.8	9	29.0	9	29.0	9	29.0		
計	51	100.0		43	100.0		43	100.0	46	100.0	33	100.0	36	100.0	31	100.0						
一 石	自 宅 ・ 田 畑 ・ 借 家	8	8.6	10	9.9	6	5.9	4	3.7	7	9.2	8	11.4	8	12.7	8	12.7	8	12.7	8	12.7	
	自 宅 ・ 田 畑	42	45.2	36	35.6	37	36.3	37	34.3	16	21.1	10	14.3	14	22.2	14	22.2	14	22.2	14	22.2	
	自 宅 ・ 借 家	0	0.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	1	1.4	2	3.2	2	3.2	2	3.2	2	3.2	
	自 宅 の み	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	田 畑 の み	43	46.2	2,413	54	53.5	2,505	59	57.8	67	62.0	52	68.4	51	72.9	39	61.9	39	61.9	39	61.9	
計	93	100.0		101	100.0		102	100.0	108	100.0	76	100.0	70	100.0	63	100.0						
一 石 未 満	自 宅 ・ 田 畑 ・ 借 家	1	0.8	3	2.7	2	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	自 宅 ・ 田 畑	23	19.3	15	13.5	10	9.3	20	18.7	8	13.6	5	9.3	5	9.3	7	11.3	7	11.3	7	11.3	
	自 宅 ・ 借 家	3	2.5	4	3.6	5	4.6	1	0.9	2	3.4	5	9.3	5	9.3	4	6.5	4	6.5	4	6.5	
	自 宅 の み	72	60.5	66	59.5	62	57.4	53	49.5	325	23	39.0	21	38.9	36	58.1	36	58.1	36	58.1	36	58.1
	田 畑 の み	20	16.8	23	20.7	29	26.9	33	30.8	461	26	44.1	23	42.6	15	24.2	15	24.2	15	24.2	15	24.2
計	119	100.0		111	100.0		108	100.0	107	100.0	59	100.0	54	100.0	62	100.0						

第五節 一〇石未満の高持

1. 概 要

ほとんどの一〇石以上の高持は、複数の屋敷および田畑を持つている。複数の屋敷は自宅と借家であり、高名寄帳に連記されている最初に記載のものが自宅であると考えられる。

一〇石未満の高持が、それぞれのようなものを持つているかについて調べた。その結果を表4に示す。持高については、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の三区分にしている。そして、所持している屋敷、田畑については、左記の五つのグループに分類した。

- ① 自宅・借家・田畑を所持
- ② 自宅・田畑を所持
- ③ 自宅・借家を所持
- ④ 自宅のみ
- ⑤ 田畑のみ

屋敷の取引や宗門改帳を見た時、自宅を担保に借金をし、返済不能になって名義人が替わった後も、そのままその家に住んでいるというケースがある。したがって、所持している屋敷が一筆のみの場合、自身は借家に住み、住んでいる家以外に借家を所持していることも考えられる。しかし、高名寄帳のみでは、区別することができないので、屋敷が一筆の場合、全て自宅とした。表4からわかることについて、次項以下に述べることにする。

2. 自宅のみまたは自宅と借家を所持

これらの人たちは、商業に従事していたか、または職人であったと考えられる。一石未満では最多であるが、一石以上には、「自宅のみ」は全ての年でゼロであり、「自宅・借家」は、ゼロから二名である。屋敷地は、一筆の面積が小さいので、屋敷地のみでは、高が低いのは当然のことである。

注目されるのは、「自宅のみ」の人が天保二年では五三人であったが、安政五年には二三人で、半分以下になっている。この要因等については、第七節で検討する。

「自宅のみ」の平均の石高は、最も小さい文化十三年が二斗六升三合で、最も大きいのは安政五年の三斗七升一合である。屋敷の石盛は、一石七斗であるので、平均の石高を面積になおすと、約一五坪から約二二坪ということになる。「自宅と借家」の平均石高は、「自宅のみ」の二倍程度であり、同じ程度の屋敷を二軒持っていたか、二筆分に一軒の家を建てていたかである。なお、高名寄帳には、「ケンチ××、×畝×分の内」と書かれたものがあるが、この場合、一筆の土地に複数の家が建てていたことになる。また、江戸時代に建てられたことが明らかで、現存している家屋には、絵図の複数の屋敷地に建てられているものはいくつかある。

3. 田畑のみまたは自宅と田畑を所持

田畑のみの人たちは、農業に従事していたと考えられる。しかし、一石未満では、生活ができないし、五石未満でも生活が苦しいと考えられる。十分な自作地を持たない人たちが、無高

## 第六節 持高の変化

### 1. 概要

今まで、高の分布について論じてきたが、高の分布は、変化があったとしても、結果を現しているだけであって、その経緯はわからない。具体的な経緯をみるためには、一人ひとりの高持について、ある期間内に高が減ったか、増えたか、変わらないか。また、新しく高持になった人、無高になった人等を調べる必要がある。そのために、二年分の高名寄帳を比較して、その期間における各高持の持高の変化を調べなければならぬ。調べた期初・期末・期間は左記の通りである。

① 文化十三年(一八一六)から天保二年(一八三一)一五年間

② 天保二年から安政五年(一八五八) 二七年間

③ 安政五年から明治三年(一八七〇) 一二年間

持高を一〇石以上、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の四区分に分けて集計するとともに、全体の集計を行う。

### 2. 表の作成

集計した結果を表5にまとめた。表を作成した要領は、左記の通りである。集計の対象として、他村の人、伊勢講等の講の請地、町有地、寺内の請地は除外した。

① 期初と期末の同じ組の高名寄帳の初めから、屋号および名前が一致するものを抽出する。これらの人たちは、期間中高持であったと考える。名前は世襲名が多いが、屋号が同じで、名前が異なっている場合は、所持している屋敷・田

で農業に従事していた人たちは、小作をしていたと考えられる。一〇石以上の高持の田畑や商売をしていた人たちの田畑が、これらの人たちに小作地を提供することが可能である。

自宅と田畑を所持している人たちは、二種類に分かれると考えられる。その一つは專業農家であり、もう一つは商業等に就事して自家消費分以外を小作に出す、または全部を小作に出している人たちである。「田畑のみ」の人たち、すなわち專業農家の人たちの人数は、時代を通じてあまり変化がない。しかし、「自宅と田畑」については、五石以上の人数はあまり変化がないが、五石未満は、天保二年と安政五年の間で、人数が半分以上に減少している。この要因については、第七節で検証する。

### 4. 屋敷、借家と田畑を所持

前節では、一〇石以上の高持で借家を持っている人たちは、自分では耕作せず、田畑は小作にだし、商売等をしていたと述べた。一〇石以上の高持と同じように「屋敷・借家・田畑を所持」はどうであったのか。ここで問題となるのは、借家の有無である。農業に従事している人ならば、資金的に余裕ができた場合、屋敷地を手に入れるのではなく、田畑を入手するものと考えられる。屋敷地を余分に持っているということは、農業に関心がなく、商売等をしてきた可能性が高い。耕作をしていたとしても、自家消費分のみであったと考えられる。

寄生地主という言葉からは、大規模な小作地を有する地主という印象を受ける。一〇石未満でも、寄生地主といえるかどうかは別にして、屋敷の他に借家と田畑を持っている人たちはか

畑に同じものがあれば同じ人とする。

② 組が違っても、屋号と名前が一致するものは、町内で引越したものととして同じ人とした。数は少なく、全体で三人程度である。

③ 抽出したものを期初の持高によって、一〇石以上、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の四区分に分ける。

④ 期間中、区分ごとに持高が増加、減少、変わらないもののグループに分け、その人数と平均の石高を求める。三つのグループの合計は、期間中高持であったとして「持続 計」とした。この人数は、無高から高持になった人等の人数と比較するためである。

⑤ 抽出に漏れた期初だけの人は、期間中に無高になったものとする。また、期末だけの人は、新しく高持になったものとする。区分ごとに人数を集計するとともに、期初および期末の平均の持高を求める。

⑥ それぞれ期間が違うので、単純に比較することができないので、「高増加」、「高減少」、「高持に」、「無高に」について、各人数を期間で割って、「一年当り人数」とした。

### 3. 期間中の持高の変化

それぞれの期間の期初と期末ともに高持であった人たちについて、高の区分ごとに、高が増加した人、変わらない人、高が減少した人にグループ分けし、人数および期初と期末の持高の平均を算出した。表5には、「高増加」、「高不変」、「高減少」として、それぞれの数値を記入している。また、表5の一〇石

なり多い。これらの一〇石未満の人に、一〇石以上の人を加えると左記のようになる。一〇石以上、一〇石未満、計の順番に記載する。また、これらの人たちが持っている田畑を「小作田畑」とした。小作田畑には、「自宅と田畑」の人たちの田畑のうち、一〇石以上の分を加えた。

一〇石以上、一〇石未満、計、小作田畑

① 文化十三年、二七人、二八人、五五人、七三五石

② 天保二年、二九人、二二人、五一人、七〇二石

③ 安政五年、三〇人、一六人、四六人、八〇五石

④ 明治三年、三七人、一二人、四九人、七九〇石

一〇石以上の人は、時代とともに増加しているが、一〇石未満の人は、減少している。表4によると、天保二年から安政五年の間で、五から一〇石の高持が一八人から九人に半減している。農業でも商売でもこのクラスの人たちが、この時代には苦しかったものと考えられる。一から五石の高持が増加しているが、五から一〇石の高持の人たちの高が少なくなっている。この区分きたものと考えられる。

ここでの小作田畑は、実態を正確に現しているとは言えないが、前述の計算方法では、町の高の二分の一前後になっている。安政五年を例にとると、一人が五石分の小作をしたとすれば、一六一人が田畑の提供を受けることができる。天保二年と安政五年の間で、この小作田畑の石高が、一〇〇石ほど増加している。これは、前述したように四〇石以上の高持が増加したことによるものである。

表5 持高の変化

年号 西暦(期間)	文化13年～天保2年				天保2年～安政5年				安政5年～明治2年				
	人数	1年当り 人数	文化 13年	天保 2年	人数	1年当り 人数	天保 2年	安政 5年	人数	1年当り 人数	安政 5年	明治 3年	
高十石以上	高増加	16	1.23	18.063	22.080	9	0.33	25.352	39.682	10	0.83	20.930	25.409
	高不変	0		—	—	1		20.108	20.108	3		18.574	18.574
	高減少	14	1.08	26.751	19.089	14	0.52	22.016	8.340	20	1.67	28.649	20.372
	持続計	30				24				33			
	高持に	1	0.08	—	11.518	9	0.33	—	19.718	7	0.58	—	18.279
	無高に	5	0.38	15.890	—	13	0.48	15.528	—	4	0.33	19.750	—
				26.504	42.095			42.095	111.023			52.705	66.938
高十から五石	高増加	20	1.54	6.875	9.807	11	0.41	6.531	17.747	9	0.75	6.927	10.039
	高不変	4		6.709	6.709	0		—	—	3		6.897	6.897
	高減少	18	1.38	7.521	2.559	8	0.30	6.883	3.877	9	0.75	6.027	2.489
	持続計	42				19				21			
	高持に	12	0.92	—	6.905	15	0.56	—	6.359	12	1.00	—	6.968
	無高に	9	0.69	7.153	—	26	0.96	6.971	—	11	0.92	6.550	—
				65.396	45.274			52.724	12.513			14.147	1.717
高一から五石	高増加	19	1.46	2.740	5.266	19	0.70	2.681	8.875	14	1.17	3.131	6.588
	高不変	27		2.673	2.673	7		2.545	2.545	13		2.866	2.866
	高減少	19	1.46	2.488	1.446	11	0.41	2.976	1.345	19	1.58	3.297	1.475
	持続計	65				37				46			
	高持に	45	3.46	—	2.436	45	1.67	—	2.801	24	2.00	—	2.369
	無高に	31	2.38	2.511	—	69	2.56	2.575	—	30	2.50	2.397	—
				11.518				42.261				20.108	42.551
高一石未満	高増加	16	1.23	0.326	3.440	7	0.26	0.417	2.615	9	0.75	0.341	4.655
	高不変	38		0.378	0.378	14		0.382	0.382	18		0.414	0.414
	高減少	3	0.23	0.342	0.201	2	0.07	0.677	0.213	1	0.08	0.677	0.676
	持続計	57				23				28			
	高持に	42	3.23	—	0.397	33	1.22	—	0.355	29	2.42	—	0.406
	無高に	62	4.77	0.281	—	82	3.04	0.419	—	31	2.58	0.385	—
				21.278				22.637				20.108	
全体	高増加	71	5.46	6.814	9.923	46	1.70	7.693	16.071	42	3.50	7.584	11.394
	高不変	69		1.643	1.643	22		1.967	1.967	37		3.274	3.274
	高減少	54	4.15	10.337	6.322	35	1.30	11.354	4.657	49	4.08	14.093	9.358
	持続計	194				103				128			
	高持に	100	7.69	—	2.207	102	3.78	—	4.026	72	6.00	—	3.892
	無高に	107	8.23	2.234	—	190	7.04	3.132	—	76	6.33	3.091	—
				2.511				—				—	

以上の欄の下部には、期間中に増加した石高が最高の人の期初と期末の石高を「増最高」欄に、同じく減少した人の石高を「減最高」の欄に記入した。また、新しく高持になった人の期末の最高を「新最高」欄に、無高になった人の期初の高の最高を「無高最高」欄に記入した。

期間中、高持であった人の持高の変化、すなわち「高増加」、「高不変」および「高減少」欄について、表からわかることは、左記の通りである。

① 五石以上では、「高不変」が非常に少ない。全体で「なし」から四人である。持高の多い人たちは、活発に不動産の取引をしていたものと考えられる。

② 「高不変」は、持高が少なくなるにしたがって増加している。一石未満が最も多くなっている。しかし、「無高に」に比べると少なく、「高不変」が最も多い文化・天保期でも「高不変」が三八人に対し、「無高に」は六二人である。最も差が大きい天保・安政期では、「高不変」が一人、無高に」が八二人である。

③ 天保・安政期の一〇石以上の高増加は、人数が少ないが、平均の持高が大きい。期初に四二石余りであったが、期末に一〇石余りになった人がある。この人については、第三節で述べた通りである。

④ 「減最高」では、天保・安政期に、期初五三石弱から期末一三石弱に減少した人がある。「高増加」と合わせて考えると、人の浮き沈みが激しいということになる。

⑤ 一石未満の人で、持高が増加した人の平均は、天保・安政

期は二石強、安政・明治期は四石強である。最高は安政・明治期に、一石未満から約一六石になった人がいる。

4. 無高から高持、高持から無高へ

期初に名前が無く、期末に名前のある人は、無高から高持になり、期初に名前があつて、期末に名前が無い人は、高持から無高になったものと考えた。表5には、「高持に」および「無高に」の欄に人数と平均の持高を記入している。また、人数を期間の年数で割って、一年間の平均の移動人数を算出し、一年当り人数欄に記入した。このように期間中に移動のあった人について、一〇石以上の下段に記入した「新最高」および「無高最高」を含め、表からわかることを左記に示す。

① 無高から高持に、または高持から無高になった人が非常に多い。特に、五石未満の人たちの変動が大きい。

② 天保・安政期では、期間を通じて高持であった人が一〇二人であるのに対し、新しい高持が一〇二人、無高になった人が一九〇人である。高持の数が一〇〇人弱減少し、半分の高持が入れ替わっている。他の期間は、新しい高持と無高になった人がほぼ同じであるが、この期間は、無高になった人が新しい高持の二倍近い。

③ 文化・天保期には、一〇石以上の新高持は一人であるが、天保・安政期と安政・明治期は七人から八人である。

④ 天保・安政期と安政・明治期には、四二石余りの新高持が誕生している。また、二〇石余りの人が無高になっている。前項でも述べたように、人の浮き沈みが激しいということ

いる。

### 3. 諸文献の記述

変化の要因について、冒頭に列挙した各市町村史の記述を用いる。なお、『当麻町史』と『香芝町史』は、記述内容がほぼ同じであるので、『香芝町史』は割愛する。

①『高取町史』：元禄いらい商品農産物の栽培が普及したことは、富裕農民を商人化、高利貸化させた。いっぽう、領主の誅求・天災・地変という自然の苛酷な条件、それにもまして貧困な求恤政策では、疲弊した小百姓の抵抗力は弱く、農村における貧富の差は激化した。疲弊にあえぐ農民としても、百姓相続のためには、出稼ぎ奉公を子女に強制できるのはまだしも売買したり、ついには土地をも手ばなすにいたる。田畑売買や分地の制限が命じられてはいても、種々の方法をこうじて空文化させていく。いっぽう、商品経済の浸潤にともない、富裕化した富農たちは、零細化した貧農たちの土地を兼併した。(中略)このような農村内部の変動は、商品・貨幣経済の農村浸透の結果によることが多い。

②『大和郡山市史』：江戸時代初期の農民層分化のうちには、中世のそれが近世に入って固定したと考えられるが、後期・末期のものは経済発展、即ち貨幣経済によってゆるがされた農村の家的商品工業のなから、必然的に発生したものであった。(中略)この反面、五〇石以上も田地を集積しえた富農たちは、金融業に携わり、資本を近隣村落の

零細農に投下して商品的工業の間屋となり、小作料や金利、商品の利潤を納めて益々財を蓄え、村落内における貧富の懸隔は更に大なるものとなって行った。

③『桜井市史』：中期から末期にかけて、商品生産と貨幣経済の発達により、農家経済も大きく変化した。その結果特に経済力をもたない中・下層農である零細農民はその再生産に破綻をきたし、田畑を売ったり、奉公などによる農業外収入への転化、小作人としての地主への隷属など幕末期にはいると農村は大きく変貌していく。すなわち商品貨幣経済の発展によって小百姓の間に貧富の差が生じ、田畑の永代売買は禁止されていたにもかかわらず、買入れの形で土地の兼併が進み、買入れた小百姓がその土地を小作する質地小作を行い、さらには禁令を無視した土地の兼併集中が先進地帯を中心に進行し、特に天保頃から急激になった。

④『改訂天理市史』：一般の階層分化に説かれる程の特徴的な面は示していない。察するに大和国中は先進地帯にあつたため、こうした階層分化の動きは既に江戸初期から中期にかけて大方達成しており、後期・末期はそれらの僅かの余波が存するのみと言うのである。江戸初期・中期におけるこの種の史料は点在しても、後期の史料と比較するには適切なほど、年代を継続して良質の史料を示しえない現今では、今しばらく関係史料の出現をまたねばならぬであろう。

⑤『当麻町史』：五石未満のものは実質的に水呑百姓に等しく、その日の生計にもこと欠く貧農層であり、五く六〇石

を現している。

⑤天保・安政期に無高になった人は、一九〇人と非常に多いが、期間が長いからであり、一年当りでは他の期とあまり変わらない。しかし、高持の数が約三分の二になっているので、高持の数の割合では多いことになる。

⑥全体で、文化・天保期と安政・明治期は、新高持と無高になった人がほぼ同数であるが、天保・安政期は、無高になった人が新高持の二倍弱である。高持の数が減少し、無高になった人の屋敷・田畑は、持高の高い人たちが入手したと考えられる。

前項と合わせて、表5からわかることをまとめると、屋敷・田畑の取引が活発に行われていたこと、天保・安政期から階層の分化が顕著になったということ等である。

### 第七節 天保二年以降の変化

#### 1. 概要

御所町に残っている八年分の高名寄帳に基づいて、高の分布、高持の動向、持高の変化等について調べた。その結果、天保二年(二八三二)以降は、いろいろな面で違いがあることがわかった。このことについては、今まで諸文献で述べられていることである。表1、表4および表5によって、天保二年以降の変化を列挙するとともに、このことに関する市町村史の記述をまとめる。そして、御所町におけるそれらの要因について考察する。

#### 2. 変化の概要

天保二年以降の変化について、今まで調べた結果をまとめると左記ようになる。

①屋敷・田畑の取引が活発で、人びとの浮き沈みが激しい。  
②高持の数に違いがある。天保二年と安政五年(二八五八)を比べると、九〇人余り減少している。この減少は、ほとんどが五石未満の高持の減少で、特に一石未満の減少率が大きく約半分になっている。文久三年以降、戸数が約一三〇軒増加しているが、高持の数は増えていない。

③天保二年と安政五年を比べると、一〇石以上の高持の数は、計三七人で同じであるが、一〇石以上の人たちの持高の合計が約一四〇石増加し、一人当りの平均の持高は、約二〇石から約二四石になっている。

④推定の無高率も六〇パーセント以下から七〇パーセント以上に増加している。

⑤全高持の平均の持高が、約二石増加している。これは、高持の数の減少に関連している。

⑥伊勢講等が名請人になっている筆数が減少している。

⑦他村の人たちの持高が増加している。

⑧文化・天保期には、一〇石以上の新高持は一人であるが、天保・安政期と安政・明治期は七人から八人である。これらの期には、四二石余りの新高持が誕生している。

以上をまとめると、一〇石以上の高持は高を増やし、五石未満、特に、一石未満の高持が持高をなくしているということになる。一方、新高持が増加しており、高の移動が活発になつて

表6 食料品の値段の変化

年号	西暦	米	大豆	小麦	菜種油
文化13年	1816	63	52	53	206
文政3年	1820	50	45	47	261
文政9年	1826	70	65	53	314
天保2年	1831	80	62	62	251
天保8年	1837	166	115	138	423
天保13年	1842	76	73	73	343
弘化4年	1847	84	78	85	456
嘉永6年	1853	95	101	78	462
安政5年	1858	118	85	83	445
文久2年	1862	148	158	154	638
元治元年	1864	199	206	171	1,164
慶応元年	1865	352	290	275	1,363
慶応2年	1866	1,042	559	573	1,768
慶応3年	1867	945	676	716	2,542

註) 1) 出典は、小野武雄編著『江戸物価事典』  
 2) 各1石の一年間の平均の値段  
 3) 単位 銀匁 4) 米は肥後米

を超える高持百姓は、単に農業だけでなく在方にあつて醸造業や絞油業を兼ね、その利潤をもとに金融業(質屋)に携わっていたものが多い。そして没落農民から田地家屋を集積し、また小作料と貢租の差で利をおさめながら、さらに資本を蓄え、富豪への道を切り開いた。

⑥ 『川西町史』：困窮(難渋)人として名前があがっているのは、いずれも無高もしくは零細高持の者であり、米穀の高騰は彼らの生活に深刻な影響を及ぼすことになった。(中略)米穀をはじめとする農作物価格の高騰は、農民諸階層に異なった影響を与えたのであり、自給に必要な分以外に余剰分を持ちうるか否かが、上昇か没落かの命運をわけることになったのである。(中略)天保期を境にして、階層分化が進み、化政期とは対照的に、土地集約を行う者も出現するようになっていくことがうかがえる。

これらの記述を見ると、『改訂天理市史』以外は、富豪層と貧農層に二極化する傾向が強くなったということでは一致している。その要因として、『川西町史』のようにインフレーションをあげているものもあるが、商品農作物の普及と貨幣経済の発展としているものが多い。そして、貧困層は土地をなくし、富裕層はそれらの土地を得て、益々富裕になるとしている。

#### 4. 変化の要因

前述の市町村史の記述と御所町の実態の違いは、左記の通りであると考えられる。

① 富裕層や貧困層が固定化されているように書かれているも

売することが可能であり、インフレーションの影響をあまり受けないことになる。このことが、一〇石以上の高持の数に変化がない理由である。なお、御所町の場合、分米と宛米は、同じであることが多い。したがって、小作に出していても地主に与っては、同じことがいえる。小作人にとっては、石盛と出来立の差および裏作の菜種・麦等の収穫が収入になるのである。石盛は、上田で一石七斗であり、出来立は、第一章で述べた通り二石から二石八斗であると考えられる。

インフレーションの影響を受けるのは、一〇石未満の人たちである。天保二年以前と安政五年以後で、高持の人数が約一〇人減少している。インフレーションに対応できず、生活のために、屋敷・田畑を手放したと考えられる。これらの無高になった人たちが持高を減らした人たちが所持していた屋敷・田畑は、一部の一〇石以上の高持のものになり、一〇石以上の高持の平均が、約四石多くなっている。

安政五年(一八五八)から明治三年(一八七〇)まで、一〇石未満の高持の数に大きな変化はない。しかし、新しく高持になった人、無高になった人は非常に多い。安政五年から文久二年(一八六二)の四年間および文久二年と明治三年の八年間の増減を調べた結果は、左記の通りである。

- ① 安政五年、一〇石未満計：一六八人
- ② 文久二年、一〇石未満計：一六〇人、新高持：六八人、高持から無高：七六人、高持増減：八八人減
- ③ 明治三年、一〇石未満計：一五六人、新高持：七〇人、高持から無高：七四人、高持増減：四人減

の間では、四二石余りの高持が出現しているし、二〇石余りの高持が無高になっている例もある。

② 商品経済の発展が二極化の要因としているが、御所町は元々商業が中心の町であり、新たに影響を受ける可能性は少ないと考えられる。

したがって御所町の場合、要因は、インフレーションの影響とするのが妥当であると考えられる。表6に米・大豆・小麦・菜種油の価格の変動をまとめた。『江戸物価事典』に記載されている各月の価格から、各年の平均を求めたものである。高名寄帳と同じ年および大塩平八郎の乱があった天保八年(一八三七)についても調べた。天保八年以降は、約五年ごととし、文久二年以降は、変動が大きいのので毎年とした。

文化・文政期は、価格の変動があつても、トレンドとしての上昇はみられない。天保四年(一八三三)頃から、天候不順による不作によって諸物価が上がりはじめ、天保八年頃にピークとなり、その後一旦は落ち着くが、幕末には急激なインフレーションが起こっている。インフレーションになった場合、時流に乗ってうまく立ち回った人たちと、諸物価の高騰によって困窮する人たちがいる。これらは個々の人の問題であるが、持高の大小による一般的な傾向について考えてみる。

一〇石以上を所持している場合について検討する。免を五つ(五〇パーセント)、五人家族、一人が米一石を消費とすれば、持高一〇石で、年貢の上納と自家消費をまかなうことができる。個々に条件は異なるが、一〇石以上あれば、余裕分を時価で販

が増加している。

寺内の土地について、寛保二年の検地絵図には、一筆ごとに名前が記入されている。しかし、寺内の土地は、一括、円照寺の請地であつて、寛保二年の絵図に書かれている名前は、円照寺の借地人であると考えた。除地となつている神社・寺院の土地の反別は、寛保二年の検地以前、検地から地租改正まで、地租改正以降で異なつている。地租改正後、これらの除地は、一時、町有地とともに町で管理されていた。

八年分のそれぞれの年について、持高の大きい上位五人の持高の変化を調べた。屋敷・田畑は、活発に取引されていて、これらの人たちの浮き沈みは、非常に激しいことがわかつた。御所町の町役人は、急に持高を増やした人が担当するケースが多いと考えられる。

一〇石以上のほとんどの高持は、複数の屋敷と田畑を所持している。一〇石未満の高持の場合、「自宅のみ」、「田畑のみ」から「複数の屋敷と田畑の所持」までいろいろである。一〇石未満を五石以上、一石以上、一石未満の三区に分け、それぞれの区分ごとに何を所持しているかについて、それぞれの人数を調べた。その結果から、農業に従事する者、商業等に従事する者、地主層等に分けてその動向を検討した。

田畑のみ等農業に従事する人たちの人数は、あまり変化がない。持高が少なくても、十分な小作地を持っていれば、比較的安定である。御所町では、町の高の約半分が小作可能な田畑であつたと推定される。

高い高持の動向や持高の変化をみたとき、屋敷・田畑の取引

このように、高持の数の増減には大きな変化はないが、三分の一以上の高持が入れ替わつている。個々にインフレーションに対する対応が異なつていたためであると考えられる。

安政五年以降は天保以前に比べて、伊勢講等の持高、筆数ともに半分以下になつている。これらの講の関係者は、一〇石未満の人が多く、経済的理由により田畑を処分したものと考えられる。田畑の処分と同時に講を解散したかどうかは不明であるが、講を維持するために処分したと考える方が妥当であると思える。

安政五年以降、他村の人の持高が増加傾向にある。近隣の村は、農業に従事している人たちほとんどであると考えられ、商品作物の作付け等によつて、収益をあげることが可能である。また、被差別部落の人たちが、御所町の田畑の名請人になつている。扱う商品の値上がりによつて、利益を得た人たちがいたものと思われる。このように、インフレーションの波に乗ることができた人たちが、御所町の土地を手に入れることができた。

住民は、農業に従事する人たちと、商業等に従事する人たちに大きく分けることができる。専業農家であり、自作分の耕作に余裕があれば、小作をすることができる。御所町の田畑の約半分は、小作に提供することができる。自作にしろ小作にしろ、十分な田畑を確保していれば、インフレーションに対応できると考えられる。表作の米は値上がりするし、裏作で換金作物である菜種や表を収穫すれば、インフレーションによつて収入がふえるのである。しかし、十分な農地を確保できない場合や、怠けて裏作の作付をしなかつた場合は、問題が生

は活発に行われている。このことにより、「田畑永代売買禁止令」には実効性がなく、また、富裕層・貧困層の固定という概念についても問題があることを指摘した。

天保二年以降、高持の数が減少しているが、ほとんどが五石未満の高持の減少である。また、一〇石以上の高持の持高が大きくなくなつている。これらの要因は、インフレーションであると考えた。幕末に米等の諸物価が高騰しているが、一般論として、持高が一〇石以上あれば、年貢の上納と自家消費に問題がなく、物価の上昇で収入も増えるので、インフレーションに対応できると考えられる。

一方、五石未満の人たちは、インフレーションに対応できず、田畑、屋敷を手放すことになり、それを余裕のある高い高持の人たちが入手するという経緯を推定した。安政五年以降では、一〇石未満の人たちの合計の人数には大きな変化はないが、三分の一以上の人たちが入れ替わつている。個々にインフレーションに対する対応が異なつていたためであると考えた。

#### 【註】

- (1) 本書、第一章 一七頁
- (2) 『高取町史』(一九六四) 二九〇頁
- (3) 『大和郡山市史』(一九六六) 四七一頁
- (4) 『桜井市史』(一九六九) 上巻、三八一頁
- (5) 『香芝町史』(一九七六) 三五三頁
- (6) 『改訂天理市史』(一九七六) 上巻、二九八頁

じることになる。

商業等に従事している場合、インフレーションの影響は、人それぞれであると考えられる。しかし、多くの小作地を持つている人たちは、有利であることに変わりがない。

#### おわりに

御所町に残つている高名寄帳に基づいて、近世後期の人々の動向等について考察した。八年分の高名寄帳が完全な形で残つているが、寛保三年、文化から天保期、安政五年以降で形式が異なつている。これらの特徴について述べた。

八年分について、持高の分布、すなわち一定の持高の範囲に対するその高持の人数を集計した。五〇石以上、四〇〃五〇石等から一石未満まで八つの区分に分け、それぞれの区分の高持の人数、区分の高の計等を表にまとめた。また、この表には、宗門改帳によつて調べた戸数をもとに、無高の人の割合を記入した。そして、求めた各項目の年による変化について考察した。その結果の主なもの、天保二年と安政五年の間で、四〇石以上の高持の持高が大幅に増加し、一石未満の高持の数が大幅に減少していることである。

この表には、町有地、寺内分、講等の持高、他村の人の持高を加えた。町有地は、一時的に増加していることがある。これは、年貢の未進に対し物納したものであり、五人組による年貢の連帯責任は、実質的になつたことを意味しているものと考えられる。安政五年以降、講の持高が減少し、他村の人の持高



## 第四章 近世後期の人々の動向 その二

### ― 御所町の宗門改帳に基づいて ―

はじめに

宗門改帳は、歴史人口学等の観点から種々の検討がなされてきた。先行研究によると、現存している宗門改帳の数も多く、それらに基づく研究も多岐にわたっている。また、各地の自治体史にも、宗門改帳に関する種々の集計が記載されている。しかし、それらのデータは、時代や地域が様々である。また、速見融<sup>3)</sup>氏は、宗門改帳の作成基準も一様ではないとしている。したがって、先行研究等のデータを一律に比較することができないように思われるので、御所町に残っている宗門改帳のみに基づいて近世後期の人々の動向について考察することにする。

御所町に残っている宗門改帳のうち、全部の住民のことがわかる完全なもの、左記の一二年分である。なお、特徴が異なるので三つの区分とした。

① 宝暦二年(一七五二)

② 文化六年(一八〇九)～同十年(一八一三)、文化十五年(一八一八)、天保七年(一八三六)

③ 慶応二年(一八六六)～同四年、明治三年(一八七〇)

第一節では、宗門改帳の特徴について述べる。特徴は右記の三つの区分によって、大きく異なっている。それらの特徴に關し、宗門改帳の形式および記述内容、奉公人の取扱、期間中の

移動、同家人の取扱、宗門改帳前書および後書等について調べる。なお、慶応二年以外は、家持と借家とが別冊になっている。完全な状態で残っていないとしても、「宗門改五冊分寄帳」、「家人別増減差引帳」、「大和御所町誌」等、その年の全人口、全戸数がわかる年があり、全部で二四年分について調べることができる。第二節では、これらによって、男女別の人口、戸数の変化を集計する。また、文化七年から同十年の四年間および慶応三年・同四年の二年間について、病死・出生、婚姻・養子、引越し、家出等、人口増減の要因について検証する。

関山直太郎<sup>3)</sup>氏は、享保六年(一七二二)以降の宗門改帳の調査から、近世中期以降の全国の人口に大きな変化がないとしている。また、第一章に示した御所町の人口も、時代による大きな変化はない。一方、一般的に江戸時代は、早婚で子沢山とされている。この矛盾について考察することも一つの課題である。

第三節では、完全に残っている宝暦二年(一七五二)、文化六年(一八〇九)、天保七年(一八三六)、慶応三年(一八六七)の四年分の宗門改帳に基づいて、家族、夫婦等の様子について調べる。家族の人数、配偶者の有無、夫婦の年齢差、子供の数、父母と第一子の年齢差等について、家持と借家に分けて集計し、時代による変化および変化の要因等について考察する。

第四節では、他村との関係について調べる。宝暦二年の宗門改帳には、妻、婿養子および下男・下女の出身地が書かれている。これらの出身地を集計し、近隣の村々との交流について考察する。この他に、他村との関係がわかるものとして各家の旦那寺がある。町内の寺だけではなく、多くの近隣の村々の寺

(7) 『当麻町史』(一九七六) 二二八頁

(8) 『川西町史』(二〇〇四) 本文編、二三五頁

(9) 『日本史B』(清水書院、二〇一一)、文部科学省検定、二〇〇七) 一三頁には、「幕府は一六四三年(寛永二十年)に田畑永代売買禁止令、一六七三年(寛文十三年)に分地制限令を出し、百姓が自由に土地を売買したり、分割相続することによって経営の規模が細分化することを防ごうとした」とある。

(10) 本書、第一章、一九頁

(11) 本書、第一章、三九頁に全文の翻刻を掲載

(12) 『大和御所町誌』(一九五三) 七五頁

(13) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八四) 一三卷、六八六頁

(14) 前掲(2) 二八九頁

(15) 前掲(3) 四七五頁

(16) 前掲(4) 上巻、三八五頁

(17) 前掲(6) 上巻、三〇一頁

(18) 前掲(7) 二二七頁

(19) 前掲(8) 二三四頁

(20) 小野武雄編著『江戸物価事典』(展望社、一九九五) 米：四五九頁、大豆・麦：二九九頁

(21) 本書、第一章、二〇頁

表1 御所町に残存する宗門改帳の形式

年	表題	冊数	内容	記入順	支配	その他
宝暦2年	宗門御改帳	2	家持・借家	家並順	芝村藩預り	下男・下女記入 妻等出身地記入
文化・文政・天保期	宗門御改帳	5	浄土宗家持・借家、三宗 浄土真宗家持・借家	寺院別	高取藩預り	
慶応2年	宗門御改帳	3	浄土宗、浄土真宗、三宗 (家持・借家区別なし)	寺院別	京都代官所 (前年大津代官所)	持高、屋敷、 建物記入
慶応3・4年	宗門御改寺請 并家数人別帳	5	浄土宗家持・借家、三宗 浄土真宗家持・借家	寺院別	京都代官所	持高、屋敷、 建物記入
明治3年	宗門御改帳	5	浄土宗家持・借家、三宗 浄土真宗家持・借家	寺院別	奈良県	持高のみ記入

が且那寺になっている。町内に引越して来ても且那寺はそのままということが多く考えられる。これらを調べることによって、人の動きを見ることができ、交流の範囲がわかるものと考えられる。前述の四年分について且那寺の所在地を調べ、人の動きについて考察する。

### 第一節 現存する宗門改帳の概要

#### 1. 概要

御所町の宗門改帳は、時代によって形式や記述内容が異なる。残存している一二年分を五区分に分けて形式等について述べる。また、時代によって、期間中の移動の取扱、奉公人の取扱、同家人の取扱が異なっている。これらについて検討する。

宗門改帳には、前書および後書が付いている。これらを翻刻するとともに内容の検討を行う。

#### 2. 宗門改帳の形式および記述内容

前述のように、宗門改帳の形式として、宝暦二年(一七五二)、文化・文政・天保期および慶応・明治期で大きく異なり、さらに、慶応・明治期は、慶応二年(一八六六)、慶応三年・四年、明治三年(一八七〇)で少し異なっている。これら五種類の特徴を表1にまとめた。また、宝暦二年、文化六年(一八〇九)、天保七年(一八三六)、慶応三年のもの写真1から写真4に示す。これらの形式の違いは、支配の違いによる可能性が高いので、第一章で示した各年の支配を表1に加えた。

宝暦二年のものは、家持と借家に分かれた二冊のみで、慶応二年は、浄土宗、浄土真宗、三宗(真言宗・日蓮宗・禪宗)の三冊である。他の年は、浄土宗の家持と借家、浄土真宗の家持と借家および三宗の家持と借家を合わせた一冊の計五冊で構成されている。

表題に関し、慶応三年と四年以外は「宗門御改帳」となっている。慶応三年と四年は、「宗門御改寺請并家数人別帳」となっている。なお、文化から天保期のもものは、表紙に「六冊之内」と書かれている。五人組帳にも同じことが書かれているので、五人組帳と合わせて六冊であると考えられる。

宝暦二年と他の年で、個々の家族の書かれている順番が異なっている。他の年のものは、宗派、寺院ごとにまとめられているが、宝暦二年のものは寺院が混在している。第一章で述べた地番の順番、すなわち、町の西北の隅から南北の道路について西側の家並みを南に進み、東側の家並みを北に向かって帰ってくるという順番である。各人の欄には、且那寺の印鑑が押されている。宝暦二年は、寺院の順番がランダムである。捺印が大変であったと推察される。このように、寺院でまとめられていない例が、『大和國若槻庄史料』のなかに見ることができ。借家の場合、「××借家」として家主の名前が書かれている。宝暦二年は、家並みの順番になっているが、同じ家主が続くケースが多い。これは、長屋であると考えられる。

慶応四年は、全体の順番は慶応三年と同じであるが、天皇陵の長役または守戸になって名字を許された人たちが寺院に関係なく冒頭にきている。なお、これらの人たちに名字・帯刀が許

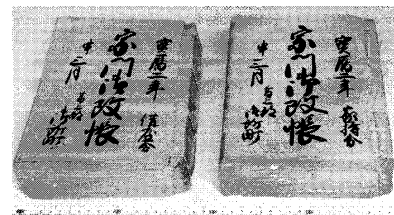


写真1 宝暦二年

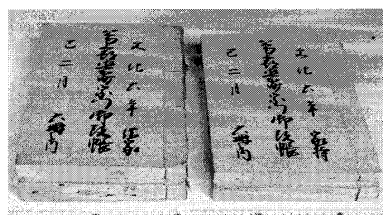


写真2 文化六年

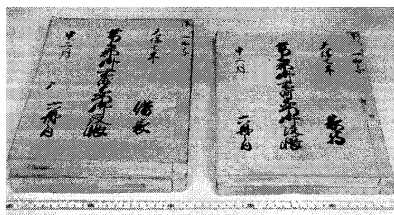


写真3 天保七年

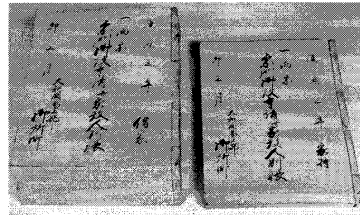


写真4 慶応三年

日町帳外御願奉申上候所、御聞届ニ付相除申候

大坂の奉公先から家出した人の除籍手続に関する記述で、奉公に出ても御所に籍があったことがわかる。このことは、御所に奉公に来ていた人たちの籍は御所になく、文化期はいわゆる「本籍地主義」であったと考えられる。

慶応期については、後書に「他所江奉公ニ出候ものハ銘々親元ニ書記、何方ニ奉公仕居候と相認」とある。したがって、宝暦期は「現住地主義」、文化期以降は「本籍地主義」ということになる。この件に関し、宗門改の作成基準について幕府からの指示があったという先行研究等は見あたらないように思われる。宝暦期は、織田氏預り、文化期以降は、植村氏預り、五條代官所等である。幕府領であっても、その時の支配者によって作成基準が異なるということになる。

### 5. 同家人の取扱

前述のように、宝暦二年は寺院に關係なく家の並び順になっているが、他の年は寺院毎にまとめられている。このことは、旦那寺が異なる同居人があった場合の取扱が異なることにならぬ。宝暦二年は、同家人は寄宿先の家族と同じ所に記載されていて、名前の上に寺院名が書かれている。一方、他の年は、××同家人とした上で、寄宿先とは別に同家人の旦那寺の所に記載されている。

このことは、次節以降の集計時に問題となる。宗門改帳の末尾や宗門改五冊分寄帳の戸数は、同家人がある場合、同家人を加えて一軒としている。しかし、宗門改帳の戸数を集計する場

合、同家人がどの家族に属するかを判別することができず、宗派別の集計が困難で、独立の一軒として集計せざるを得ない。同家人は、一人のことが多いが家族で、同居している場合もある。年によって異なるが約二〇軒の同家人がある。

### 6. 宗門改帳前書および後書

宗門改帳前書は、宝暦二年から天保七年まで、使われている文字が違うところや脱字等がある年もあるが、内容はほぼ同じである。文化六年(一八〇九)の翻刻を史料1に示す。前書は、家持の帳面に書かれていて、借家の方には後書が書かれている。なお、三宗には両方が書かれている。

前書の趣旨は、転切支丹の監視、宗旨の疑わしい者の訴え、転切支丹の子等の類族の取扱等である。切支丹の禁制については、高札には「切支丹宗門累年禁制たり、自然不審なる者あらば可申出」として褒美を決めている。五人組帳前書は「御高札の旨可相守宗門帳之通人別人念可相改」とある。宗門改帳前書の訴えれば褒美をするという条は高札と同じである。

後書の翻刻を史料2および史料3とする。後書は、借家の方に記載されていて、史料2の後に寺院の名前・寺院の捺印、僧侶の名前・花押がある。その後、史料3が書かれ、町役人の記名・捺印がある。後書は、前述の時代区分によって文章が異なっているが、趣旨は同じである。その趣旨は、間違いがないことを誓約する内容になっている。

慶応期以降のものには、前書が書かれていない。五人組帳前書と宗門改帳前書がまとめられ、別冊になっている。毎年書き

されたのは、慶応二年十二月である。

慶応期のものには、石高、屋敷の大きさ、建家の大きさおよび数、屋号が書かれている。屋敷は、長(間口)と横(奥行)の長さ、建物は、本屋、土蔵、小屋に分け、梁と桁の長さが書かれている。明治三年のものは、屋敷等の記入はなく、石高のみである。

宝暦二年の大きさは、半紙本サイズ(横一七・五×縦二四センチメートル)で、文化期は大本サイズ(横二〇・五×縦二七センチメートル)である。慶応期以降の大きさは、特大本サイズ(横二二×縦二八センチメートル)であるが、部分的に残っているものを見ると、文政四年(一八二二)から大きくなっている。この年から大きさが変わったと考えられる。

発行の月は、文化から天保期が二月、宝暦、慶応と明治が三月である。なお、五人組帳前書には「毎年宗門帳三月迄の内差し出すべし」となっている。写真に示すように、宝暦二年と文化六年は家持と借家で厚さに大きな差がないが、天保七年は家持が薄く、借家が厚くなり、慶応三年は、その差がさらに大きくなっている。

### 3. 期間中の移動

文化年間から天保期および慶応期のものには付箋が付いている。作成後、次の作成までの移動が付箋に書かれている。その付箋に書かれた出生・死亡、転出・転入等の内容は、次の年の本文中に書かれる。その本文中では、例えば病死の場合、「××儀去御改後病死仕候」と書かれているだけで、除籍になった

人の年齢等はわからない。

一方、宝暦二年のものには、付箋が付いていない。病死、他村への婚姻・養子、引越等、御所町の籍がなくなった人もその理由とともに、名前・年齢・戸主との関係が在籍の人と同じように書かれている。家族の人数の合計は、これらの人を除外して集計している。人口の総数には問題がない。また、宝暦期は、婚姻・養子等で町に来た人について、全員、出身地が書かれている。他の年のものは、出身地が書かれているのは御所町に来た年のみである。全てについて、一歳または当歳という子供は書かれていない。前述のように、宗門改帳の作成は、二月または三月であるが、その年の作成時までに出生した子供は、含まれていないと考えられる。

### 4. 奉公人の取扱

宝暦二年のものには、下男・下女が書かれているが、他の年のものには記入がない。下男・下女は、奉公先の家族と同じ寺の檀家になっていて、出身地が書かれている。このことは、速見融氏のいう「現住地主義」になっているということである。下男・下女の出身地については、第四節で検討する。

宝暦二年以外については、下男・下女の記述がない。文化九年(一八二二)の浄土宗借家の宗門改帳に、家出人に関し左記の記述がある。

母きわ義去未年大坂表へ奉公<sup>かせぎ</sup>ニ参り候所、奉公先方家出仕候ニ付、同七月廿七日此段御届ケ奉申上候ニ付、御日限を以尋被為 仰付候所、行衛相知不申候ニ付、当二月二

表2 御所町の家数および人数

年号	西暦	家数			人数			1軒の人数	史料
		家持	借家	計	男	女	計		
宝暦2年	1752	329	553	882	1,539	1,631	3,170	3.59	宗門御改帳
宝暦5年	1755	335	543	878	1,648	1,592	3,240	3.69	大和御所町誌
文化6年	1809	303	419	722	1,291	1,384	2,675	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化7年	1810	293	425	718	1,291	1,371	2,662	3.71	宗門御改五冊寄帳
文化8年	1811	292	421	713	1,293	1,375	2,668	3.74	宗門御改五冊寄帳
文化9年	1812	290	421	711	1,284	1,365	2,649	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化10年	1813	290	420	710	1,279	1,345	2,624	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化13年	1816	258	431	689	1,262	1,308	2,570	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化15年	1818	253	452	705	1,301	1,322	2,623	3.72	宗門御改五冊寄帳
文政2年	1819	247	465	712	1,300	1,336	2,636	3.70	宗門御改五冊寄帳
文政4年	1821	250	457	707	1,336	1,360	2,696	3.81	宗門御改五冊寄帳
文政5年	1822	248	478	726	1,371	1,372	2,743	3.78	宗門御改五冊寄帳
文政7年	1824	237	476	713	1,403	1,396	2,799	3.93	宗門御改五冊寄帳
天保7年	1838	214	513	727	1,245	1,284	2,529	3.48	宗門御改
嘉永6年	1853	154	533	687	1,184	1,233	2,417	3.52	大和御所町誌
安政2年	1855	156	532	688	1,199	1,246	2,445	3.55	宗門御改五冊寄帳
安政3年	1856	160	546	706	1,229	1,244	2,473	3.50	宗門御改五冊寄帳
安政5年	1858			715	1,245	1,233	2,478	3.47	宗門御改五冊寄帳
万延元年	1860			873	1,412	1,355	2,767	3.17	家数人別増減差引帳
慶応2年	1866			840	1,386	1,397	2,783	3.31	宗門御改
慶応3年	1867	153	695	848	1,381	1,392	2,773	3.27	宗門御改
慶応4年	1868	161	685	846	1,383	1,395	2,778	3.28	宗門御改
明治2年	1869	163	663	826	1,360	1,355	2,715	3.11	家数人別増減帳
明治3年	1870	172	662	834	1,391	1,367	2,758	3.31	宗門御改

注) 1) 宝暦2年は、下男下女:280人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,890人  
 2) 宝暦5年は、下男下女:260人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,980人  
 3) 安政5年は、真言宗・日蓮宗・禅宗で家持・借家の区別がない。  
 4) 万延元年は、合計しかわからない。  
 5) 慶応2年は、全ての宗派で家持・借家の区別がない。

写す手間を省くようになったものと考えられる。「宗旨五人組前書」と題した別冊の宗門改前書に該当する部分の最後に文久二年(一八六二)となっているので、この年から宗門改帳前書が別冊になったものと考えられる。しかし、天保七年(一八三六)以降、慶応二年までのものが現存しないので、確認することができない。なお、後書は明治三年のものまで全てに書かれていて、形式は同じである。

第二節 人口の変動および人口増減の要因

1. 概要

近世後期の御所町の人口および戸数について、残っている宗門改帳等によって集計する。第一章では各年の合計のみを示したが、ここでは、詳しく宗派毎に集計することにする。

人口の変動要因として、出生および死亡、婚姻および養子、引越、家出等が考えられる。人口の変動を調べる場合、前年との比較が必要であり、年が連続して残っている宗門改帳で調べる必要がある。連続して残っているのは、文化六年(一八〇九)から文化十年(一八一三)および慶応二年(一八六六)から慶応四年(一八六八)である。比較ということで最初の年は省き、文化七年から十年および慶応三年・四年の集計を行うことにする。なお、文化期と慶応期では、五七年間離れている。

2. 各年の人口および戸数

残存している史料等によって各年の人口および戸数の集計を

行う。宗門改帳が完全な状態で残っていないとしても、「宗門改五冊分寄帳」、「家数人数寄帳」等、その年の全人口、全戸数がわかる年があり、『大和御所町誌』にも二年分の記載がある。これら二四年分の戸数、男女別の人口の変化を宗派別に集計する。史料の関係で宗派別の集計ができない年もある。「家数人別増減差引帳」は、万延元年(一八六〇)、明治二年(一八六九)、明治三年の三冊が残っている。これらの集計結果を添付資料1とする。ここには、差引帳の内容も記入した。添付資料1は、枚数が多いので本章末に添付することとし、ここには第一章の表3を表2として再掲する。

これらの集計は、宗門御改五冊分寄帳等に記載されている集計値を採用している。次項以降は、具体的な個々の家族の人数を表計算ソフトによって集計した。これらの数値には、若干異なる箇所があるが、傾向を考える上には支障がないものと考えられる。同家人については前節で述べた通りであるが、ここでは主家と一緒に残っており、次項以降は、独立の一軒になっている。御所町には、浄土宗が三寺院、浄土真宗が二寺院、真言宗が二寺院の計七寺院がある。これらの寺院および僧侶等を別に計上している年と住民に含めている年がある。表では、全て含めて集計することにした。人口は、調査した約一三〇〇年間で大きな変化はないが、変化の概要をまとめると左記のようになる。

① 宝暦年間には、奉公人を含んで三二〇〇人前後である。  
 ② 文化六年から文化十年までは、二六五〇人前後で微減傾向にある。その後減少し、文化十三年には二五七〇人になっている。文化期以降は、奉公人が含まれていない。

4. 婚姻および養子

文化七年から十年および慶応三年・四年について、婚姻および養子縁組による人口の増減について、家持を表4-1、借家を表4-2にまとめた。町内の縁談、他村へ縁付、他村より町内へというケースがあり、さらに、縁付く場合と不縁になる場合があるので、六つのケースがあることになる。これに男女の別があり、家持と借家があるので、婚姻だけで二四のケースがあることになる。

表をみると、年によるバラツキが多く、一定の傾向はみられない。比較する資料はないが、人口が二六〇〇から二七〇〇人の町にしては、婚姻の数が少なく、他村からの養子が多いように思える。特に、慶応期に借家の人たちが他村からもらった養子が多い。これらは、前項で述べた、人口の自然減につながるものと考えられる。すなわち、婚姻が少なかったため、出生が少なく、子供がいなかったため養子をもらうということである。

5. 引越

文化七年から十年および慶応三年・四年について、他村からの転入および他村への転出の人数を表5にまとめた。借家の人たちの引越しが家持に比べて多いという以外に、特徴的な傾向はみられない。また、この表では、引越しによる人口の増減はわずかである。前節の表3を見ると、これらの年については総人口の変化は大きくない。

しかし、万延元年(一八六〇)の「家数人別増減差引帳」によると、出人が八四人、入人が四一〇人で、三二六人の増加とな

③ 文化十三年から同十五年の二年間で約五〇人増加して、六二三人になっている。その後も増加し、六年後の文政七年は、二七九九人である。

④ 文政七年から一四年後の天保七年には、二七〇人減少して、二五二九人になり、一五年から二〇年後の嘉永・安政期には、二四〇〇人台になっている。

⑤ 万延元年に約二〇〇人増加して二七〇〇人台になり、その後は明治三年まで大きな変化がない。

次項以降でこの変化の要因について考察する。

3. 出生および死亡

文化七年から十年と慶応三年・四年の出生および死亡の人数を家持と借家に分けて表3にまとめた。出生が死亡を上回っているのは慶応四年の家持のみで、他の年は、全て死亡が出生を上まわっている。慶応四年も借家を加えるとマイナスになる。

「家数人別増減差引帳」が、万延元年(一八六〇)、明治二年(一八六九)、明治三年(一八七〇)の三年分が残っている。この詳細については、添付資料1に記載したが、出生・死亡の人数は左記の通りである。

① 万延元年、出生三五五人、死亡一〇一人、計六六人減

② 明治二年、出生五五人、死亡七八人、計二三人減

③ 明治三年、出生四〇人、死亡六五人、計二五人減

いずれも人口の自然減になっている。これらのことは、文化期以降、人口の減少が続いているということになる。この要因等については、次節で有配偶者率等の観点から検証する。

表3 出生・死亡の人数

		出生			死亡			差引		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
文化7年 1810	家持	4	4	8	19	11	30	-15	-7	-22
	借家計	8	11	19	14	25	39	-6	-14	-20
文化8年 1811	家持	7	6	13	19	15	34	-12	-9	-21
	借家計	11	8	19	18	19	37	-7	-11	-18
文化9年 1812	家持	18	14	32	37	34	71	-19	-20	-39
	借家計	10	6	16	14	14	28	-4	-8	-12
文化10年 1813	家持	10	13	23	23	20	43	-13	-7	-20
	借家計	20	19	39	37	34	71	-17	-15	-32
慶応3年 1867	家持	6	6	12	8	10	18	-2	-4	-6
	借家計	9	16	25	15	11	26	-6	5	-1
慶応4年 1868	家持	15	22	37	23	21	44	-8	1	-7
	借家計	11	5	16	9	9	18	2	-4	-2
慶応4年 1868	家持	14	13	27	35	39	74	-21	-26	-47
	借家計	25	18	43	44	48	92	-19	-30	-49
慶応4年 1868	家持	9	6	15	9	1	10	0	5	5
	借家計	8	13	21	29	20	49	-21	-7	-28
	借家計	17	19	36	38	21	59	-21	-2	-23

つている。前述した出生と死亡の差は、六六人の減であり、差引二六〇人の増加である。前年の安政六年との総人口の差は、二六〇人の増加なので、これらは一一致する。人の移動には婚姻や養子もあるが、前項で示したように、これらによる人口の増減はあまり多くない。この年は、一五七軒の戸数の増加があるので、人口の増加は、他村からの転入によるものと考えられる。表4の六年分については、引越しによる人数の増減は多くないが、万延元年の例からわかるように、人口の大きな変動は、他村からの転入および他村への転出が大きな要因であることが明らかである。しかし、万延元年に、なぜ四一〇人という大勢の転入があったかはわからない。また、文政七年(一八二四)から天保七年(一八三六)の間で、二七〇人の人口の減少があるが、これも転出によるものかどうかを確認する史料がない。

他村からの転入や他村への転出以外に町内の移動等があるので、宗門改帳に出てくるケースを列挙するのとする。

- ① 家持から借家
  - ・ 持家を買って借家へ
  - ・ 持家を買ったが、借家人として同じ家に住む
  - ・ 家持の一員が分家して借家へ
- ② 借家から家持
  - ・ 家を購入して転宅
  - ・ 住んでいる家を家主から購入
- ③ 借家から家持宅へ同居

婚姻・養子の人数

表4-1 家持

		文化7年 1810			文化8年 1811			文化9年 1812			文化10年 1813			慶応3年 1867			慶応4年 1868		
		他村		町内	他村		町内	他村		町内	他村		町内	他村		町内	他村		町内
		+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0
婚姻	男	1		1	1			1	1			1			1	1	3		
	女	2	4	3	5	5	10	4	12	10	5	5	5	3	6	1	3	3	
婚姻 不縁	男																		
	女	2		1	2			1	2		1					1			
養子	男	5	3	1	4	2		5	2	1	3	3	6	5	1		7		1
	女	1			1			1	2	1				3			1		
養子 不縁	男		1					1	1				1						
	女	1						1		1							1		
計		12	8	6	14	7	10	13	20	14	9	9	12	12	7	3	15	3	1
家持増減		4			7			-7			0			5			12		

表4-2 借家

		文化7年			文化8年			文化9年			文化10年			慶応3年			慶応4年		
		他村		町内	他村		町内	他村		町内	他村		町内	他村		町内	他村		町内
		婚姻	男	1			1									1	3	3	1
	女	8	4	6	5	4	10	10	7	4	3	4	3	9	13	3	6	4	2
婚姻 不縁	男																		
	女	1						1	2	3		1	2			1	1	1	1
養子	男	5	2	3	7	1	2	9	3	1	6	7	3	19	2	2	13		2
	女	3	4		8	3		4			2	1	1	37		2	13		1
養子 不縁	男	2	1	1				2	2		2	1	2						
	女	1						2			1								
計		21	11	10	21	8	12	28	14	8	14	14	11	66	18	11	34	7	8
借家増減		10			13			14			0			48			27		
全体増減		14			20			7			0			53			39		

表5 引っ越しの人数

		文化7年		文化8年		文化9年		文化10年		慶応3年		慶応4年	
		+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-
家持	男	1	1			2		1	1	1		1	
	女	4	2			1	1	1	2	1		1	
借家	男	9	12	6	6	13	12	2	5	12	10	7	5
	女	6	7	6	5	8	9	1	10	10	13	5	8
計		20	22	12	11	24	22	5	18	24	23	14	13
差引		-2		1		2		-13		1		1	

註 「+」は他村から引っ越し、「-」は他村へ引っ越し

・ 借家から借家へ転宅  
 ・ 借家の家主が変わる  
 ・ 借家から借家へ同居または別居  
 これらのうち、慶応期には、持家を売る人、借家の家主が変わるケースが多い。これは前章で述べたように、富の二極化に起因するものと考えられる。

6. 家出

文化七年から同十年および慶応三年・四年の家出人を表6にまとめた。一人での家出が最も多いが、家族全員の家出もある。文化年間の家出に関する宗門改帳の記述の典型的な例を添付の史料に示す。史料4は尋ね中、史料5は一家で家出して除籍、史料6は帰住について書かれたものである。また、慶応四年の記述を史料7に示すが、慶応期は簡略化されている。これらの記述をまとめると左記のようになる。

- ① 家出したことがわかると役所に届ける。文化年間には、高取藩預りであったので、高取藩に届け出たものと考えられる。期間を定めて探すように指示を受ける。実際にどのような費用を計上している年がある。
  - ② 約六ヶ月経過して見つからなかった場合は、除籍の許可をもらい除籍する。
  - ③ 除籍したとしても、帰ってくれば届け出て復籍する。
  - ④ 慶応四年の場合は、届け出てすぐに除籍になっている。
- 表6には、尋ね中、家出除籍、家出後帰住の人数を家持と借

表6 家出人の人数

		尋ね中			家出除籍			家出後帰住		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
文化7年 1810	家持	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	借家	8	0	8	9	8	17	0	0	0
	計	9	0	9	10	8	18	2	0	2
文化8年 1811	家持	1	1	2	1	0	1	0	0	0
	借家	3	1	4	5	1	0	2	0	2
	計	4	2	6	6	1	0	2	0	2
文化9年 1812	家持	1	2	3	2	0	2	1	0	1
	借家	5	1	6	6	3	9	1	0	1
	計	6	3	9	8	3	11	2	0	2
文化10年 1813	家持	0	1	1	2	1	3	0	0	0
	借家	12	6	18	6	5	11	1	0	1
	計	12	6	19	8	6	14	1	0	1
慶応3年 1867	家持	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	借家	0	0	0	2	0	0	1	0	0
	計	0	0	0	2	0	0	1	0	0
慶応4年 1868	家持	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	借家	0	0	0	14	6	20	0	0	0
	計	0	0	0	14	6	20	0	0	0

表7 家族の人数

表7-1 宝暦2年(1752)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	3	40	61	82	52	43	19	15	5	0	0	0	0	0	320	4.41
	人数	3	80	183	328	260	258	133	120	45	0	0	0	0	0	1,410	
借家	軒数	79	122	146	95	60	23	14	4	1	0	0	0	0	0	544	3.16
	人数	79	244	438	380	300	138	98	32	9	0	0	0	0	0	1,718	
計	軒数	82	162	207	177	112	66	33	19	6	0	0	0	0	0	864	3.62
	人数	82	324	621	708	560	396	231	152	54	0	0	0	0	0	3,128	

表7-2 文化6年(1809)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	30	45	56	55	46	33	20	10	6	1	0	1	0	0	303	4.07
	人数	30	90	168	220	230	198	140	80	54	10	0	12	0	0	1,232	
借家	軒数	119	88	119	67	46	28	11	2	2	0	0	0	0	0	482	2.96
	人数	119	176	357	268	230	168	77	16	18	0	0	0	0	0	1,429	
計	軒数	149	133	175	122	92	61	31	12	8	1	0	1	0	0	785	3.39
	人数	149	266	525	488	460	366	217	96	72	10	0	12	0	0	2,661	

表7-3 天保7年(1836)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	23	23	34	33	36	19	21	12	3	3	1	0	0	1	209	4.42
	人数	23	46	102	132	180	114	147	96	27	30	11	0	0	15	923	
借家	軒数	113	120	103	62	64	24	14	10	4	0	0	0	0	0	514	3.09
	人数	113	240	309	248	320	144	98	80	36	0	0	0	0	0	1,588	
計	軒数	136	143	137	95	100	43	35	22	7	3	1	0	0	1	723	3.47
	人数	136	286	411	380	500	258	245	176	63	30	11	0	0	15	2,511	

表7-4 慶応3年(1867)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	11	12	26	29	24	28	14	2	5	3	1	0	1	0	156	4.68
	人数	11	24	78	116	120	168	98	16	45	30	11	0	13	0	730	
借家	軒数	202	159	147	81	70	40	17	5	1	0	1	0	0	0	723	2.84
	人数	202	318	441	324	350	240	119	40	9	0	11	0	0	0	2,054	
計	軒数	213	171	173	110	94	68	31	7	6	3	2	0	1	0	879	3.17
	人数	213	342	519	440	470	408	217	56	54	30	22	0	13	0	2,784	

表8 家持の割合(%)

	宝暦2年	文化6年	天保7年	慶応3年
軒数	37.0	38.6	28.9	17.7
人数	45.1	46.3	36.8	26.2

家に分けて記入した。当然のこととして、借家の家出人は、家持に比べてはるかに多い。各年の家出人の多少は、世情によつて異なると考えられるが、そのような傾向はみられない。文化期と慶応期を比べると、慶応期の方が世情が不安定であると思われるが、家出人の数に大きな差がないようである。慶応三年と慶応四年で数に大きな差があるが、思い当たる理由はない。

第三節 家族、夫婦等の様子

1. 概要

宝暦二年、文化六年、天保七年、慶応三年の四年分について、家族の人数、配偶者の有無、夫婦の年齢差、子供の数、父母と第一子との年齢差について調べる。選択した四年について、前ものとの期間および選択した理由を左記に示す。

- ① 宝暦二年(一七五二)、(残っているもので最も古い)
- ② 文化六年(一八〇九)、五七年間、(宝暦二年に最も近い)
- ③ 天保七年(一八三六)、二七年間、(文政・天保期で完全な形で残っているのはこの年のみ)
- ④ 慶応三年(一八六七)、三一年間、(天保七年に最も近い。慶応二年は家持と借家に分かれていない)

2. 家族の人数

四年分の宗門改帳によつて、家族の人数を家持と借家に分けて集計した。その結果を表7-1から表7-4に示す。家族の人数ごとの軒数を調べ、その軒数に家族の人数を掛けた数値を

人数欄に記入している。軒数について、前述のように同家人は独立の家庭としている。平均の家族の人数は、合計の人数を軒数で割ったものである。これらの表から見えてくることを左記にまとめる。

- ① 四年分に共通していることは、家持の方が借家より平均の家族の人数が多いということである。家持の家族の人数は、平均四人余りであるが、借家は、三人前後である。
  - ② 天保七年と慶応三年を比べると、家持が約五〇軒減少し、借家が約二〇〇軒増加している。家を売って借家人になった家持が多数いたものと考えられる。これは、前章の高名寄帳と同じ傾向である。
  - ③ 借家の増加は、転入であると考えられるが、一人住まいが約九〇軒増加している。転入者は一人住まいが多かったと考えられる。
  - ④ 一人以上の大家族があるが、ほとんどが、兄弟夫婦、叔父夫婦、同家人夫婦等、複数世帯の同居である。
- 家持の軒数と人数について、全体に対する割合を算出して、表8に示す。第一節では写真によつて、天保から慶応と時代が下がるにしたがつて、宗門改帳の厚さが、家持が薄く、借家が厚くなることを指摘した。この表によつて、家持と借家の人数の違いを具体的な数字で見ることが出来る。宝暦二年と文化六年は、家持の割合が四五パーセント前後であるが、天保七年には約一〇パーセント減少し、慶応三年はさらに約一〇パーセント減少して、約二六パーセントになっている。これは幕末に向かつての階層の分化傾向を示しているものと考えられる。なお、

②二〇歳以下の男性で結婚している人は、文化六年の借家、慶応三年の借家に各一名いるだけである。

③二五歳以下の男性でも、家持の有配偶者率は、八・八〇、一四・九パーセント、借家は、二・一〇、六・八パーセントであり、低いように思える。

④二〇歳以下の女性で結婚している人は、宝暦二年の家持は一七・三パーセント、借家が一〇・三パーセントであるが、文化期以降では、全て一〇パーセント未満である。

⑤二五歳以下の女性の場合、家持は、四年分を通じて三〇パーセント前後であるが、借家は、文化六年が二三・三パーセント、天保七年が一・九パーセント、慶応三年が一・四パーセントと年々下がっている。

⑥有配偶者の人数が独身の人数より多くなる、すなわち五〇パーセント以上になる年齢区分をゴシックで記入した。想像以上に年齢が高いことがわかる。

⑦一六歳以上の全ての有配偶者を表の右端に記入した。五〇パーセント以上は宝暦二年のみである。特に、慶応二年の借家は、男性が三一・四パーセント、女性が二九・〇パーセントで、三分の二以上が独身ということになる。

近世後期では、借家で暮らす人が増え、借家の人たちの結婚年齢が高くなるとともに、有配偶者率が低くなっている。これらが人口の自然減につながっているものと考えられる。

#### 4. 夫婦の年齢差

四年分について、夫婦の年齢差を表10-1から表10-4にま

家持の割合において軒数と人数では、人数の方が割合が高いのは、平均の家族の人数が家持の方が多いためである。

#### 3. 配偶者の有無

四年分について、有配偶者、独身および子供または養子がある独身のそれぞれの人数を、家持・借家の別、男女の別で集計した。年齢は、一六歳から六〇歳までを五歳ごとに分け、六一歳以上は一括とした。区分ごとに、その区分の全体の人数に対する有配偶者の割合すなわち有配偶率を計算した。独身には、子供または養子のある人を加えている。それらの結果を添付資料2に示すとともに、有配偶者率のみをまとめて表9に示す。有配偶率は、年齢とともに高くなり、その後は死別等によって、年齢とともに低くなる。これらの表からわかることは、左記の通りである。

①家持と借家を比較すると、家持の方が有配偶者率が高い。この差は、時代が下がるにしたがって大きくなるとともに、有配偶者率そのものが低くなる。一六歳以上の宝暦二年(上段)と慶応三年(下段)の有配偶者率は左記の通りである。

宝暦二年 慶応二年

男性 家持、五四・六% ↓ 四五・四%  
 男性 借家、五六・三% ↓ 三三・二%  
 女性 家持、五一・三% ↓ 三一・四%  
 女性 借家、五〇・四% ↓ 二九・〇%

慶応三年の借家の女性は、三〇パーセント以下であることが注目される。

とめた。「一」(マイナス)は、女性が年上であることを示す。欄が多くなるので二歳ごとに区切るとともに、男性の一五歳以上の年上および女性の九歳以上の年上(表ではマイナス9以下)はまとめた。再婚ということも考えられ、また、三〇歳以上の年の差という不自然なものもあるが、そのまま集計している。

家持と借家およびそれらの合計の夫婦の組数を集計し、それぞれの割合を計算している。表の右には、女性が年上の夫婦の合計の組数およびその全体に対する割合を計算した。また、一歳以上年上が離れている夫婦について、同様の計算結果を記入している。それぞれについて、割合が最も多い年齢差をゴシックで示した。表からわかることは、左記の通りである。

①時代が下がるにしたがって、年齢差が小さくなっている。また、家持と借家で大きな差が見られない。

・宝暦二年 家持・借家とも五〇六歳、  
 ・文化六年 家持が五〇六歳、借家が三〇四歳、  
 ・天保七年 家持が一〇二歳、借家が一〇二歳と五〇六歳が同じ割合、

・慶応三年 家持・借家とも一〇二歳、  
 ②女性が年上の夫婦の割合は、宝暦二年が一・四パーセント、慶応三年が二・七パーセントと時代が下がるにしたがって多くなっている、明白な傾向が見られる。

③一歳以上の年の差は、宝暦二年では約四分の一である。時代が下がるにしたがって減少しているが、慶応三年でも一五パーセント弱である。

全体として年齢差のパラツキが大きく、二〇パーセントを超

表9 年齢層別の有配偶者の割合

年	男女	年齢区分	16~	21~	26~	31~	36~	41~	46~	51~	56~	61	16以上
			20	25	30	35	40	45	50	55	60	以上	計
宝暦二年	男性	家持	0.0	12.0	28.6	<b>64.5</b>	80.0	87.2	85.7	75.0	73.8	63.5	54.6
	女性	借家	0.0	6.8	38.7	<b>59.1</b>	75.6	77.6	81.9	85.5	67.6	59.0	56.3
文化六年	男性	家持	17.3	32.9	<b>65.6</b>	80.6	80.4	74.4	61.5	78.0	46.7	15.2	51.3
	女性	借家	10.3	35.5	<b>58.7</b>	73.8	82.4	74.5	59.1	57.7	51.1	12.0	50.4
天保七年	男性	家持	0.0	14.9	25.0	48.4	<b>51.5</b>	79.6	77.3	87.1	56.5	68.1	45.0
	女性	借家	1.5	2.1	24.6	44.2	<b>61.4</b>	53.6	69.8	71.1	69.7	50.0	42.1
慶応三年	男性	家持	6.8	34.1	48.0	<b>58.1</b>	64.6	67.6	73.0	56.1	46.2	21.3	44.2
	女性	借家	4.2	23.3	44.6	44.1	<b>70.4</b>	72.9	58.1	24.4	27.0	24.6	39.6
宝暦二年	男性	家持	0.0	13.5	33.3	<b>54.2</b>	54.7	79.4	73.3	73.3	87.5	73.1	46.5
	女性	借家	0.0	4.5	21.9	27.8	48.1	<b>51.9</b>	64.3	67.5	54.5	41.8	32.3
文化六年	男性	家持	0.0	27.3	42.2	<b>67.5</b>	60.0	62.5	66.7	31.8	56.3	23.3	40.4
	女性	借家	2.8	12.9	27.8	<b>56.3</b>	50.8	46.5	56.1	39.6	41.7	19.4	33.2
天保七年	男性	家持	0.0	8.8	25.8	<b>63.3</b>	89.5	62.5	71.4	82.4	68.8	60.0	45.4
	女性	借家	1.0	6.5	21.3	35.1	47.3	<b>53.2</b>	46.5	49.2	51.3	38.0	31.4
慶応三年	男性	家持	5.1	38.5	<b>52.2</b>	66.7	81.8	52.1	70.0	66.7	58.3	21.4	48.2
	女性	借家	3.7	11.4	29.9	37.4	<b>56.4</b>	55.1	38.5	30.2	25.7	14.1	29.0

註 各区分ごと、有配偶者人口/人口×100(%)。ゴシックは50%以上になった年齢区分。



表10 夫婦の年齢差

表10-1 宝暦2年(1742)

年齢差	-9以下	-7~-8	-5~-6	-3~-4	-1~-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上	計	女性年上	11歳以上
家持	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 1.4	9 3.1	21 7.3	33 11.4	53 18.3	40 13.8	44 15.2	33 11.4	26 9.0	26 9.0	289 100.0	4 1.4	85 29.4
借家	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0 0.0	4 1.1	9 2.5	57 15.7	55 15.1	60 16.5	55 15.1	41 11.3	28 7.7	26 7.1	28 7.7	364 100.0	5 1.4	82 22.5
計	0 0.0	0 0.0	1 0.2	0 0.0	8 1.2	18 2.8	78 11.9	88 13.5	113 17.3	95 14.5	85 13.0	61 9.3	52 8.0	54 8.3	653 100.0	9 1.4	167 25.6

表10-2 文化6年(1809)

年齢差	-9以下	-7~-8	-5~-6	-3~-4	-1~-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上	計	女性年上	11歳以上
家持	0 0.0	0 0.0	1 0.5	1 0.5	17 8.6	11 5.6	17 8.6	31 15.7	34 17.3	20 10.2	23 11.7	21 10.7	9 4.6	12 6.1	197 100.0	19 9.6	42 21.3
借家	2 0.9	0 0.0	3 1.4	10 4.7	7 3.3	10 4.7	32 15.1	39 18.4	28 13.2	23 10.8	16 7.5	7 3.3	13 6.1	22 10.4	212 100.0	22 10.4	42 19.8
計	2 0.5	0 0.0	4 1.0	11 2.7	24 5.9	21 5.1	49 12.0	70 17.1	62 15.2	43 10.5	39 9.5	28 6.8	22 5.4	34 8.3	409 100.0	41 10.0	84 20.5

表10-3 天保7年(1836)

年齢差	-9以下	-7~-8	-5~-6	-3~-4	-1~-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上	計	女性年上	11歳以上
家持	1 0.7	3 2.2	3 2.2	7 5.0	8 5.8	6 4.3	27 19.4	20 14.4	21 15.1	18 12.9	6 4.3	5 3.6	7 5.0	7 5.0	139 100.0	22 15.8	19 13.7
借家	3 1.6	3 1.6	5 2.6	9 4.8	19 10.1	11 5.8	28 14.8	22 11.6	28 14.8	16 8.5	14 7.4	8 4.2	9 4.8	14 7.4	189 100.0	39 20.6	31 16.4
計	4 1.2	6 1.8	8 2.4	16 4.9	27 8.2	17 5.2	55 16.8	42 12.8	49 14.9	34 10.4	20 6.1	13 4.0	16 4.9	21 6.4	328 100.0	61 18.6	50 15.2

表10-4 慶応3年(1867)

年齢差	-9以下	-7~-8	-5~-6	-3~-4	-1~-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上	計	女性年上	11歳以上
家持	2 1.7	1 0.8	4 3.4	4 3.4	13 10.9	6 5.0	21 17.6	18 15.1	10 8.4	10 8.4	12 10.1	8 6.7	3 2.5	7 5.9	119 100.0	24 20.2	18 15.1
借家	4 1.7	0 0.0	6 2.5	17 7.2	26 11.0	20 8.5	36 15.3	29 12.3	35 14.8	17 7.2	16 6.8	7 3.0	5 2.1	18 7.6	236 100.0	53 22.5	30 12.7
計	6 1.7	1 0.3	10 2.8	21 5.9	39 11.0	26 7.3	57 16.1	47 13.2	45 12.7	27 7.6	28 7.9	15 4.2	8 2.3	25 7.0	355 100.0	77 21.7	48 13.5

註 マイナスは女性年上。上段は夫婦の組数、下段は割合。ゴシックは最大の年齢差区分。女性年上および11歳以上の年齢差は全体に対する割合。

える年齢差区分がない。

5. 子供の数

夫婦で生活している世帯数および夫婦と同居している子供の数を表11-1から表11-4にまとめた。独身で子供または養子と同居している家族もあるが、添付資料2に示したように人数は多くないし、子供の分布にも大きな違いがないように思われるので除外した。集計は、家持と借家に分けている。一組の夫婦の子供の数の平均を算出し、「子供数平均」の項に記入している。この平均には子供の無い世帯も含まれているが、子供が無い家族を除外した平均を「〇人除外平均」の項に記入している。これらの表からわかることは、左記の通りである。

- ① 全ての年で平均の子供の数は、借家より家持の方が多く、時代が下がるにしたがって、家持の世帯数が少なくなり、借家の世帯数が多くなるのは、他のデータと共通である。
- ② 平均の子供の数は、時代による傾向はみられないが、子供の総数は、時代が下がるにしたがって少なくなっている。総数が少なくなるといことは、借家が多くなつたことに関連するものと考えられる。
- ③ 子供の無い世帯を除外した子供の数の平均でも、二人強である。また、慶応三年の家持以外は、子供が一人の世帯が最も多い。全体として、子供の数は多くない。
- ④ 子供の数の最大は、天保七年の八人である。七人の世帯は、各年に一〜二軒あるが、五人以上の世帯は、いずれも一〇パーセント以下であり、子供の数の多い世帯は少ない。

7. 父母と第一子との年齢差

このように子供の数は少なく、子沢山と言えるような状況ではない。慶応三年の平均の子供数は、一・七四であり、独身の女性が多いことを考えると、合計特殊出生率は、平成二十二年(二〇一〇)の一・三九に近い値になる可能性がある。

四年分について、父母と第一子の年齢差を調べた。これは、あくまでも宗門改帳に基づくものである。再婚ということが考えられ、倅や娘となつていても実子でないケースがある。しかし、宗門改帳では判別することができないので、全て実子として扱っている。調べた結果を表12-1から表12-4に示す。全ての年齢差を表にすると大きな表になってしまうので、五歳ごとに区切った。しかし、平均の年齢差は、実際のデータによって計算したものである。この表について、左記のことがいえる。

- ① この第一子との年齢差は、時代による顕著な差はみられないが、前述のように有配偶者率は、時代が下がるに低くなっている。
  - ② 家持と借家では、借家の方が若干高い。これは、借家の方が晩婚であること示していると考えられる。
  - ③ 全体を通じて、父親は、二六〜三〇歳、母親は、二一〜二五歳が最も多い。
- 昭和四十年(一九六五)の母親と第一子の年齢差は二五・七歳で、平成二十年(二〇〇八)は二九・五歳である。これらと比べると、近世後期の方が若い。有配偶者率等と総合的に考えると、近世後期には、結婚する人は、現代より早く結婚していた。し

表11 子供の数

表11-1 宝暦2年(1742)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数計	子供数計	子供数平均	0人除外平均
家持	世帯数 %	68 23.5	92 31.8	55 19.0	38 13.1	22 7.6	12 4.2	0 0.0	2 0.7	0 0.0	289 100.0	478	1.65	2.16
借家	世帯数 %	118 32.4	118 32.4	64 17.6	39 10.7	16 4.4	5 1.4	3 0.8	1 0.3	0 0.0	364 100.0	477	1.31	1.94
家持・借家計	世帯数 %	186 28.5	210 32.2	119 18.2	77 11.8	38 5.8	17 2.6	3 0.5	3 0.5	0 0.0	653 100.0	955	1.46	2.04

表11-2 文化6年(1809)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数計	子供数計	子供数平均	0人除外平均
家持	世帯数 %	44 22.3	52 26.4	33 16.8	29 14.7	20 10.2	15 7.6	2 1.0	2 1.0	0 0.0	197 100.0	386	1.96	2.52
借家	世帯数 %	43 20.3	70 33.0	46 21.7	27 12.7	18 8.5	5 2.4	2 0.9	1 0.5	0 0.0	212 100.0	359	1.69	2.12
家持・借家計	世帯数 %	87 21.3	122 29.8	79 19.3	56 13.7	38 9.3	20 4.9	4 1.0	3 0.7	0 0.0	409 100.0	745	1.82	2.31

表11-3 天保7年(1836)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数計	子供数計	子供数平均	0人除外平均
家持	世帯数 %	18 12.9	38 27.3	31 22.3	23 16.5	13 9.4	11 7.9	4 2.9	1 0.7	0 0.0	139 100.0	307	2.21	2.54
借家	世帯数 %	38 20.1	55 29.1	38 20.1	29 15.3	11 5.8	9 4.8	7 3.7	1 0.5	1 0.5	189 100.0	364	1.93	2.41
家持・借家計	世帯数 %	56 17.1	93 28.4	69 21.0	52 15.9	24 7.3	20 6.1	11 3.4	2 0.6	1 0.3	328 100.0	671	2.05	2.47

表11-4 慶応3年(1867)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数計	子供数計	子供数平均	0人除外平均
家持	世帯数 %	16 13.4	28 23.5	34 28.6	16 13.4	16 13.4	7 5.9	1 0.8	1 0.8	0 0.0	119 100.0	256	2.15	2.49
借家	世帯数 %	66 28.0	69 29.2	45 19.1	32 13.6	15 6.4	8 3.4	1 0.4	0 0.0	0 0.0	236 100.0	361	1.53	2.12
家持・借家計	世帯数 %	82 23.1	97 27.3	79 22.3	48 13.5	31 8.7	15 4.2	2 0.6	1 0.3	0 0.0	355 100.0	617	1.74	2.26

表12 父母と第一子との年齢差

表12-1 宝暦2年(1752)

年齢差		15以下	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51以上	計	平均年齢差
家持	父親	0	10	34	68	72	32	18	8	0	242	31.5
	母親	15	61	82	53	20	5	1	0	0	237	23.6
借家	父親	1	8	29	75	77	49	24	4	3	270	32.3
	母親	8	44	95	87	34	10	3	0	1	282	25.6

表12-2 文化6年(1809)

年齢差		15以下	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51以上	計	平均年齢差
家持	父親	1	3	31	60	53	24	11	3	1	187	31.0
	母親	4	33	67	55	15	5	1	0	0	180	24.8
借家	父親	0	2	35	65	55	37	11	8	3	216	32.1
	母親	6	29	72	70	38	8	4	0	0	227	26.2

表12-3 天保7年(1836)

年齢差		15以下	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51以上	計	平均年齢差
家持	父親	0	4	32	58	53	34	11	3	1	196	30.9
	母親	5	32	68	58	15	6	1	0	0	185	24.8
借家	父親	1	5	31	67	56	37	13	7	3	220	31.8
	母親	5	26	72	73	39	10	4	0	0	229	26.5

表12-4 慶応3年(1867)

年齢差		15以下	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51以上	計	平均年齢差
家持	父親	0	12	30	32	21	16	6	0	0	117	28.7
	母親	10	18	37	22	8	9	3	1	0	108	24.9
借家	父親	2	17	47	86	51	36	13	8	4	264	30.5
	母親	7	28	64	76	43	12	8	3	4	245	27.6

表13 妻の出身地（宝暦2年の宗門改帳） 表14 奉公人の出身地（宝暦2年の宗門改帳）

郡	村	家持		借家		計		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
葛上郡	町内	97	38.2	133	42.1	230	40.4	
	榎原	4		8		12		
	森脇	3		4		7		
	俱尸羅	3		7		10		
	松本	3		4		7		
	蛇穴	3		2		5		
	三室	2		3		5		
	室	2		4		6		
	19ヶ村	29				29		
	22ヶ村			29		29		
計	49	17.7	61	16.8	110	17.2		
忍海郡	9ヶ村	15				15		
	7ヶ村			10		10		
計	15	5.9	10	3.2	25	4.4		
葛下郡	高田	11		8		19		
	新庄	10		3		13		
	北花内	3		4		7		
	7ヶ村	8				8		
	10ヶ村			11		11		
計	32	12.6	26	8.2	58	10.2		
高市郡	今井	5		2		7		
	常門	4		3		7		
	車木	1		4		5		
	16ヶ村	20				20		
	12ヶ村			15		15		
計	30	11.8	24	7.6	54	9.5		
宇知郡	五條	10				10		
	5ヶ村	6		6		12		
計	16	6.3	6	1.9	22	3.9		
吉野郡	下市			9		9		
	上市	13		6		6		
	13ヶ村			29		13		
	22ヶ村					29		
計	13	5.1	44	13.9	57	10.0		
十市郡	2ヶ村	2	0.8	2	0.6	4	0.7	
	1ヶ村			1	0.3	1	0.2	
	2ヶ村			0.0	2	0.6	2	0.4
	2ヶ村			0.0	2	0.6	2	0.4
	河内	1	0.4	2	0.6	3	0.5	
	紀伊	1	0.4	1	0.3	2	0.4	
	伊賀	2	0.8	5	1.6	7	1.2	
	大坂			0.0	3	0.9	3	0.5
	京都			0.0	1	0.3	1	0.2
	伊勢			0.0	1	0.3	1	0.2
合計		254	100.0	316	100.0	570	100.0	

郡	村	下男		下女		計		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
葛上郡	町内	36	33.6	62	35.8	98	35.0	
	俱尸羅	6		6		12		
	今城	3		0		3		
	榎原	2		4		6		
	池内	2		4		6		
	10ヶ村	12				12		
	22ヶ村			28		28		
	計	25	23.4	42	24.3	67	23.9	
	忍海郡	4ヶ村	5				5	
		5ヶ村			6		6	
計	5	4.7	6	3.5	11	3.9		
葛下郡	新庄	1		3		4		
	5ヶ村	5				5		
	3ヶ村			3		3		
計	6	5.6	6	3.5	12	4.3		
高市郡	12ヶ村	12				12		
	4ヶ村			4		4		
計	12	11.2	4	2.3	16	5.7		
宇智郡	五條	1		5		6		
	1ヶ村	1				1		
	3ヶ村			3		3		
計	2	1.9	8	4.6	10	3.6		
吉野郡	吉野	1		12		13		
	下市	1		4		5		
	栃原	1		3		4		
	8ヶ村	8				8		
	16ヶ村			19		19		
計	11	10.3	38	22.0	49	17.5		
宇陀郡	1ヶ村	1	0.9		0.0	1	0.4	
紀伊		1	0.9	3	1.7	4	1.4	
伊勢	2	1.9	3	1.7	5	1.8		
伊賀	5	4.7	1	0.6	6	2.1		
大坂	1	0.9		0.0	1	0.4		
合計		107	100.0	173	100.0	280	100.0	

かし、結婚しない人、または経済的理由等により結婚できない人が多かったと考えられる。これは、現代と同じ傾向である。

#### 第四節 他の村々との交流

##### 1. 概要

人々が、他の村々から御所町に移り住むケースとして、婚姻、奉公、引越し等がある。宝暦二年（一七五二）の宗門改帳には、妻および奉公人の出身地が記入されている。これらの出身地について調べる。

引越して御所町に來ても、且那寺はそのまま元の村にあることが多いようである。宝暦二年、文化六年（一八〇九）、天保七年（一八三六）、慶応三年（一八六七）の四年分について、各且那寺の檀家数とその所在地を調べる。これらの出身地や且那寺の所在地によって、御所町と近隣の村々との交流の範囲について考察する。

##### 2. 婚姻

宝暦二年の宗門改帳に記載されている妻の出身地を家持と借家に分けて集計した。集計結果を表13に示す。家持と借家で五名以上の場合は、村名を記入したが、四名以下の場合には、郡ごとにとまとめて集計した。なお、婿養子についても出身地が書かれているが、家持が一人、借家が七人であり、妻に比べて人数が少ないので割愛した。

宝暦二年の宗門改帳でも、他村へ縁付いた人たちについては、

その年の分しかわからないので、集計していない。表13からわかること、注目点等は左記の通りである。

- ① 妻が町内の出身である割合は、家持が三八・二パーセント、借家が四二・一パーセントで、かなり多い。
- ② 葛上郡では、松本村、蛇穴村、俱尸羅村、三室村は、御所町と接している。そのほか計五人以上の村は、比較的近い村である。
- ③ 家持では葛下郡の高田村・新庄村、高市郡の今井町、宇智郡の五條村が多い。これらの村とは商売の付き合いが考えられる。
- ④ 比較的近い国中の郡の人が多い。そのなかで、離れた吉野郡の人が多いのが注目される。
- ⑤ 他国は六ヶ国である。現在の交流を考えると、伊賀が多いのが意外である。

##### 3. 奉公

宝暦二年の宗門改帳に記載されている下男・下女の出身地をまとめた。こちらは村の数が少ないので、家持、借家のどちらかが三人以上の村を書き上げた。集計結果を表14に示す。表からわかること、注目点等を左記に示す。

- ① 全般的に、婚姻と同じ傾向である。町内の割合も婚姻に比べて少し比率が低い、近い割合である。
- ② 葛上郡の婚姻にない今城、池之内があるが、これらの村も御所町から遠くない。
- ③ 吉野郡が多いことは、婚姻と同じである。いろいろな面で、

表15 地域内寺院の檀家

表15-1 浄土宗

	宝暦2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計
地域内寺院檀家	194	286	480	160	217	377	101	219	320	68	285	353
地域外寺院檀家	11	43	54	29	61	90	22	69	91	25	97	122
計	205	329	534	189	278	467	123	288	411	93	382	475
地域内寺院割合	94.6	86.9	89.9	84.7	78.1	80.7	82.1	76.0	77.9	73.1	74.6	74.3
寺院数	9	17	18	18	26	29	17	27	29	15	36	37
家持割合 (%)	38.4			40.5			29.9			19.6		

表15-2 浄土真宗

	宝暦2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計
地域内寺院檀家	87	123	210	68	93	161	45	115	160	34	128	162
地域外寺院檀家	26	76	102	37	76	113	29	83	112	24	161	185
計	113	199	312	105	169	274	74	198	272	58	289	347
地域内寺院割合	77.0	61.8	67.3	64.8	55.0	58.8	60.8	58.1	58.8	58.6	44.3	46.7
寺院数	13	27	27	22	30	35	17	31	33	18	43	44
家持割合 (%)	36.2			38.3			27.2			16.7		

表15-3 三宗(真言宗、日蓮宗、禪宗)

	宝暦2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計
地域内寺院檀家	4	6	10	4	20	24	10	14	24	2	20	22
地域外寺院檀家	7	14	21	6	13	19	6	15	21	1	25	26
計	11	20	31	10	33	43	16	29	45	3	45	48
地域内寺院割合	36.4	30.0	32.3	40.0	60.6	55.8	62.5	48.3	53.3	66.7	44.4	45.8
寺院数	5	6	7	5	7	7	6	7	7	2	10	10
家持割合 (%)	35.5			23.3			35.6			6.3		

表15-4 全体

	宝暦2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計	家持	借家	計
地域内寺院檀家	285	415	700	232	330	562	156	348	504	104	433	537
地域外寺院檀家	44	133	177	72	150	222	57	167	224	50	283	333
計	329	548	877	304	480	784	213	515	728	154	716	870
地域内寺院割合	86.6	75.7	79.8	76.3	68.8	71.7	73.2	67.6	69.2	67.5	60.5	61.7
寺院数	27	50	52	45	63	71	40	65	69	35	89	91
家持割合 (%)	37.5			38.8			29.3			17.7		

吉野郡と交流があったことがわかる。  
 ④他国で伊賀が多いことも婚姻と同じである。  
 ⑤ケースは多くないが、他村からの嫁と同じ出身地の下女がいることがある。嫁入りの時に奉公人を連れてきたものと考えられる。

4. 旦那寺

宝暦二年(一七五二)、文化六年(一八〇九)、天保七年(一八三六)、慶応三年(一八六七)の四年分について、宗門改帳に出てくる寺院を添付資料3として本章末に添付する。この表には家持と借家に分けて、各寺院の檀家の数を集計したものを記入している。宗派は、浄土宗、浄土真宗、真言宗、日蓮宗および禅宗に分かれている。また、この表には、現在の住所を記入している。現在の住所については、『全国寺院名鑑』および各市町村史を参考にした。添付資料3の要約として、地域内寺院の割合を表15-1から表15-4に、旦那寺の地域を表16-1から表16-4に示した。

まず、地域内寺院と他地域の寺院の割合について検討する。浄土宗では、町内の三ヶ寺と竹田村の来迎寺、玉手村の満願寺の檀家が多い。これらの寺が御所町の定住者の旦那寺であると考えられる。これらの寺院の檀家を「地域内寺院の檀家」とする。浄土真宗では町内の二ヶ寺、三宗(真言宗・日蓮宗・禪宗)では町内の真言宗の観音寺が地域内寺院である。これらの寺院は、添付資料3において、ゴシックで示している。表15-1から表15-4は、地域内寺院の檀家数、他地域寺院の檀家数およ

び地域内寺院の檀家数の割合を示す。なお、宗派は、浄土宗、浄土真宗、三宗(真言宗・日蓮宗・禪宗の計)に分け、表15-4には合計をまとめている。表には、各年の全体の軒数に対する家持の割合、寺院数を記入した。表8に家持の割合を示したが、ここでは宗派別の割合がわかる。なお、「計」欄に示した寺院数は、家持と借家の寺院数を単純に合計したものではなく、家持と借家の両方に檀家のある寺院は「1」として集計している。表からわかることを左記に示す。

①地域内寺院の割合は、浄土宗が各年を通じて浄土真宗より大きい。また、合計の戸数は、浄土真宗の方が少ないにもかかわらず、寺院数は浄土真宗の方が多い。これらのことは、他村から引越してきた人は、浄土真宗が多く、多くの地域から来ていることを表している。三宗にはバラツキがあるが、絶対数が少ないためである。

②三宗以外の地域内寺院は、時代が下がるにしたがって減少している。このことは他村から引越してきた人が、時代とともに増加していることを現している。

③家持の割合は、浄土宗の方が浄土真宗より大きい。これは、浄土宗の方が引越して来る人が少ないことに関連していると考えられる。家持の割合が宝暦二年と文化六年はほぼ同じで、慶応三年には約半分になることは前述の通りである。このことは、浄土宗と浄土真宗でほぼ同じ傾向である。

表16-1から表16-4は、四年分について、各寺院の檀家数を寺院の所在地を郡別にまとめ、その割合を求めたものである。宗派は、浄土宗・浄土真宗・三宗としている。各寺院の具体的

表16 巨那寺の地域

表 16   1 宝 歴 二 年	郡 等	浄土宗				浄土真宗				三 宗				合 計	割 合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
		1 町内	138	194	332	62.2	87	123	210	67.3	4	6	10		
2 葛上郡	67	118	185	34.6	1	6	7	2.2	2	10	12	38.7	204	23.3	
3 葛下郡	0	3	3	0.6	10	31	41	13.1	0	0	0	0.0	44	5.0	
4 高市郡	0	13	13	2.4	13	29	42	13.5	5	4	9	29.0	64	7.3	
5 十市郡	0	0	0	0.0	2	8	10	3.2	0	0	0	0.0	10	1.1	
6 広瀬郡	0	1	1	0.2	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0.1	
7 吉野郡	0	0	0	0.0	0	1	1	0.3	0	0	0	0.0	1	0.1	
8 京都	0	0	0	0.0	0	1	1	0.3	0	0	0	0.0	1	0.1	
計	205	329	534	100.0	113	199	312	100.0	11	20	31	100.0	877	100.0	

表 16   2 文 化 六 年	郡 等	浄土宗				浄土真宗				三 宗				合 計	割 合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
		1 町内	99	142	241	51.6	68	92	160	58.6	4	20	24		
2 葛上郡	75	93	168	36.0	2	8	10	3.7	4	4	8	18.6	186	23.8	
3 忍海郡	0	8	8	1.7	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	8	1.0	
4 葛下郡	2	7	9	1.9	16	30	46	16.8	0	0	0	0.0	55	7.0	
5 高市郡	9	18	27	5.8	11	16	27	9.9	2	8	10	23.3	64	8.2	
6 十市郡	0	1	1	0.2	4	9	13	4.8	0	0	0	0.0	14	1.8	
7 宇智郡	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	1	1	2.3	1	0.1	
8 吉野郡	4	9	13	2.8	4	13	17	6.2	0	0	0	0.0	30	3.8	
計	189	278	467	100.0	105	168	273	100.0	10	33	43	100.0	783	100.0	

表 16   3 天 保 七 年	郡 等	浄土宗				浄土真宗				三 宗				合 計	割 合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
		1 町内	63	150	213	51.8	45	115	160	58.8	10	14	24		
2 葛上郡	49	101	150	36.5	2	5	7	2.6	3	11	14	31.1	171	23.5	
3 忍海郡	0	5	5	1.2	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	5	0.7	
4 葛下郡	2	4	6	1.5	14	32	46	16.9	0	0	0	0.0	52	7.1	
5 高市郡	5	19	24	5.8	8	24	32	11.8	3	4	7	15.6	63	8.7	
6 十市郡	0	1	1	0.2	2	7	9	3.3	0	0	0	0.0	10	1.4	
7 吉野郡	4	8	12	2.9	3	15	18	6.6	0	0	0	0.0	30	4.1	
計	123	288	411	100.0	74	198	272	100.0	16	29	45	100.0	728	100.0	

表 16   4 慶 応 三 年	郡 等	浄土宗				浄土真宗				三 宗				合 計	割 合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
		1 町内	46	177	223	46.9	34	128	162	46.7	2	20	22		
2 葛上郡	39	140	179	37.7	0	17	17	4.9	1	12	13	27.1	209	24.0	
3 忍海郡	2	6	8	1.7	0	1	1	0.3	0	0	0	0.0	9	1.0	
4 葛下郡	0	6	6	1.3	11	72	83	23.9	0	4	4	8.3	93	10.7	
5 高市郡	4	40	44	9.3	6	38	44	12.7	0	9	9	18.8	97	11.1	
6 十市郡	0	0	0	0.0	3	7	10	2.9	0	0	0	0.0	10	1.1	
7 広瀬郡	0	1	1	0.2	1	1	2	0.6	0	0	0	0.0	3	0.3	
8 宇智郡	0	1	1	0.2	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0.1	
9 吉野郡	2	11	13	2.7	2	20	22	6.3	0	0	0	0.0	35	4.0	
10 添下郡	0	0	0	0.0	1	1	2	0.6	0	0	0	0.0	2	0.2	
11 河内	0	0	0	0.0	0	2	2	0.6	0	0	0	0.0	2	0.2	
12 京都	0	0	0	0.0	0	2	2	0.6	0	0	0	0.0	2	0.2	
計	93	382	475	100.0	58	289	347	100.0	3	45	48	100.0	870	100.0	

な場所は、添付資料3に示している。

① 町内の割合が時代とともに少なくなり、他村の割合が多くなることは、前述の通りである。

② 慶応三年には範囲が広くなり、町内の寺院の割合が全てで半分以上になっている。ただし、浄土宗は、玉手村の満願寺と竹田村の来迎寺という地域内寺院があることは前述の通りである。

③ 葛上郡以外で多いのは、葛下郡と高市郡であるが、いずれも御所町から近い。忍海郡は、御所町と接しているが、少ないのは、村数が少ないためであると考えられる。

④ 吉野郡は、宝暦二年には一寺あるのみであるが、その後増えて文化六年以降は約四パーセントになっている。宝暦二年には、婚姻および奉公の出身地として吉野郡が多い。まず婚姻や奉公での交流が始まり、その後引越してくる人たちが増えるという経緯が類推される。

おわりに

御所町に残存している宗門改帳の形式等について調べた。また、宗門改帳等に基づいて、人口の増減およびその要因、家族・夫婦等の様子、他村との交流等について各種の集計を行い、集計した結果に考察を加えた。

宗門改帳の形式は、宝暦二年、文化から天保期、慶応から明治期の三種類で大きく異なっている。近世後期の御所町は幕府領であるが、幕府領であっても、その時の支配者によって、宗

門改帳の作成基準や様式が異なっている。この場合の問題点は、同じ地域であっても「現住地主義」と「本籍地主義」があることである。御所町の場合、奉公人の籍の問題から類推して、宝暦二年は「現住地主義」で、文化期以降は「本籍地主義」であると考えた。「本籍地主義」の所から「現住地主義」の所に奉公にいった場合、二重登録になる可能性があり、逆の場合は、欠落する可能性がある。一つの支配地はかなり広いので、人口の誤差は大きいものと考えられる。検証は困難であるが、歴史人口学の一つの課題であると思われる。

宗門改帳は家持と借家で分かれているが、家持の前に「前書」が、借家の後に「後書」が付け加えられている。前書は、切支丹取締について、高札や五人組帳前書の記述を補完する内容になっていて、後書は、僧侶や町役人の誓約である。幕末には、前書は省略されており、形骸化している。

人口は、宝暦期は三二〇〇人前後であるが、文化期以降は、二五〇〇人から二七〇〇人程度で大きな変化がない。この要因として、出生より死亡が多く、僅かではあるが人口の自然減になっていた。御所町の場合は、人口の増減の最も大きな要因は転入・転出であった。この転入・転出が、極端に多い年があるが、その理由はわからない。他の増減の要因として、婚姻・養子があるが、調べた期間ではこれらの人数はあまり多くない。

これらの他に、変動要因として家出がある。家出の除籍には、一定の手続きが決められていた。家出の人数が、多い年と少ない年があるが、社会情勢との関係はみられないようである。宝暦二年、文化六年、天保七年、慶応三年の四年分について

- (9) 前掲 (1) 五三頁
- (10) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社、一九六九) 下巻、一四八頁(大石久経原著、寛政六年(二七九四))
- (11) 『王寺町史』(一九六九) 二九二頁。この条文は「一、毎年宗門帳三月迄之内ニ可差出、若御法度之宗門之者有之ハ、早速可申出候、切支丹宗門之義御高札之旨可相守、宗門帳之通人別入念可相改、宗門帳済候ニ而後召抱候下人等ハ、寺請状別紙ニ可取置事」
- (12) 前掲 (2) 七七頁
- (13) 厚生労働省ホームページ「平成二十年人口動態統計」
- (14) 前掲 (13)
- (15) 『全国寺院名鑑』(全日本仏教会寺院名鑑刊行会、一九七三)

【史料1】(宗門改帳前書)

従 御公儀 被仰出候御法度書之写  
 一 前々切支丹宗門之由ニ而猶本人有之者、何年以前何方ニ而詮議有之候而、何年以前転候邪宗門之者ニ而候得共、切支丹依訴人仕候、其科被成 御赦免、在所江帰罷在候哉、其訳委細書付可被申候  
 一 右転候前々切支丹之者有之、唯今迄も預ケ被差置候哉、又者何ニ而も面々職を仕有之候哉、其訳尨人宛別ニ委細書付可被申候事

一 最前切支丹ニ而転不申以前之子者男女共、本人同前之義ニ候間、本人之内江書入可被申候、但転候以前之子ハ男女共類族が低くなっている。  
 家族・夫婦の様子を調べた。家族の人数は、家持が四人余りで、借家が三人前後である。時代が下がるにしたがって、家持の割合が減少するとともに、借家の一人暮らしが増加している。  
 有配偶者率は家持の方が高く、借家との差は時代が下がるにしたがって大きくなるとともに、家持、借家ともに有配偶者率そのものが低くなっている。近世後期では、借家で暮らす人が増え、借家の人たちの結婚年齢が高くなるとともに、有配偶者率が低くなっている。

一 夫婦の子供数は、天保二年と慶応三年の家持以外は、平均二人以下であり、子供一人の夫婦も多い。有配偶者率も低く、具体的な数値を求めることができないが、合計特殊出生率は、二・〇未満であることは確実であり、人口は自然減であった。  
 宝暦二年の宗門改帳に記入されている妻の出身地を調べた。町内の出身は、四〇パーセント前後で、借家の方が町内が多い。持家の人たちに他村との婚姻が多いのは、他村との商売の交流があったことによると考えられる。他村からの嫁入りでは、近くの村々が多いが、他国が六カ国ある。奉公については、婚姻とは同じ傾向である。

前述の四年分について、町内の寺院および近隣で檀家が多い寺院を地域内寺院として、その割合を調べた。時代が下がるにしたがって、地域内寺院の割合が少なくなっている。また、旦那寺の地域が広くなり、慶応二年の浄土真宗では、地域内寺院が半分以下になっている。浄土宗と浄土真宗を比べると、浄土宗の方が地域内の割合が大きい。引越してくる人は、浄土真宗の人が多いということである。このように幕末には、人の移

一之内江書入可被申事

一 前々切支丹転候以後、旦那寺可有之候、何宗ニ成候而、常々寺江参詣仕候哉、其寺江付届常躰ニ仕候哉、数珠を持父母之忌日ニ寺江も参り持仏堂杯を詣、香花を備候哉、其趣旦那寺髓ニ遂吟味、又者下人等召抱候者有之候ハ、其下々迄入念可致穿鑿事

一切支丹之者不申ニ及、宗旨疑敷者有之者、御料者御代官、私領者其地頭江可訴候、勿論切支丹奉行江早々出之、品ニより急度御褒美可被下候、尤同類たり共其科を赦し仇を不成様可被 仰付候、若隠置後日ニ於頭者可為曲事

一 類族之者忌掛り候親類、并婿舅吟味有之候而書付可被申候、此外不及書付諸親類等迄他国江差遣候義者可為無用候、罷参り候ハ而、不叶訳有之候ハ、其訳参ル所江可申届、御料者御代官、私領者其地頭江可相達候

一 類族之者果候ハ、死骸遂吟味別条於、無之者旦那寺ニ而取置、其趣帳面ニ記シ毎年七月十二月兩度切支丹奉行江差出シ、帳面除可被申事

右之趣早速相改、帳面ニ記之切支丹奉行江差出、帳面之奥書等之義者切支丹奉行中方可相達、前々切支丹宗門之者無之方江茂為心得不殘相触候而可得其意候、以上  
 巳二月

【史料2】(後書1)

右御所町男女とも拙僧共旦那ニ紛無御座候、大切之義と奉存候故、随分と念入吟味仕、代々之旦那不申及一代之旦那も詮議仕

動が多くなっているが、これは世情の不安定と関係があるように思える。

【註】

- (1) 速見融『歴史人口学で見た日本』(文春文庫、一九九一) 五二頁
- (2) 『大和御所町誌』(一九五三) 七七頁
- (3) 関山直太郎『近世日本の人口構造』(吉川弘文館、一九五八) 一一三頁
- (4) 宝暦二年の宗門改帳は、前半が妻となっているが、後半は筆跡が変わっており、女房となっている。文化から天保期は女房で慶応期は妻である。本稿では妻を用いる。
- (5) 本書、第一章、九頁
- (6) 本書、第一章、一四頁
- (7) 渡辺澄夫、喜多芳之編『大和國若槻庄史料』(吉川弘文館、一九七五) 第三巻、四五頁、「貞享四年切死丹類族御改帳」は寺別になっていない。同、四七〇頁、「寛政二年宗旨御改帳」は寺別になっている。
- (8) 「赤塚家文書」に左記の任命書が残っている。  
 小堀教馬代官所

葛上郡御所町、吉兵衛  
 孝安天皇、御陵御普請御成功ニ付、守戸役其方江申付候間、大切ニ可奉守護候、依而苗字帯刀差許候、尤給米可被下候处、国事多端之折柄ニ付、当分之間銀子下之  
 寅十二月 (慶応二年、一八六六)

添付資料1 御所町の家数および人数

年号	宗派	家数			人数								
		家持	借家	計	家持			借家			家持・借家計		
					男	女	計	男	女	計	男	女	計
宝暦2年 1752	浄土宗	209	332	541	463	477	940	497	554	1,051	960	1,031	1,991
	浄土真宗	108	199	307	207	231	438	312	307	619	519	538	1,057
	真言宗	6	10	16	17	11	28	11	19	30	28	30	58
	日蓮宗	4	11	15	12	11	23	15	16	31	27	27	54
	禪宗	2	1	3	4	2	6	1	3	4	5	5	10
合計	329	553	882	703	732	1,435	836	899	1,735	1,539	1,631	3,170	
宝暦5年 1755	浄土宗	214	335	549	539	526	1,065	491	429	920	1,030	955	1,985
	浄土真宗	106	181	287	238	273	511	300	294	594	538	567	1,105
	真言宗	7	9	16	29	13	42	11	20	31	40	33	73
	日蓮宗	5	18	23	15	16	31	20	17	37	35	33	68
	禪宗	3	0	3	5	4	9	0	0	0	5	4	9
合計	335	543	878	287	306	1,658	822	760	1,582	1,648	1,592	3,240	
文化6年 1809	浄土宗	186	246	432	362	409	771	393	439	832	755	848	1,603
	浄土真宗	104	147	251	210	222	432	253	246	499	463	468	931
	真言宗	9	19	28							56	50	106
	日蓮宗	2	7	9							15	15	30
	禪宗	2	0	2							2	3	5
合計	303	419	722	(572)	(631)	(1,203)	(646)	(685)	(1,331)	1,291	1,384	2,675	
文化7年 1810	浄土宗	181	248	429	353	398	751	393	432	825	746	830	1,576
	浄土真宗	98	149	247	206	209	415	266	260	526	472	469	941
	真言宗	10	21	31							56	52	108
	日蓮宗	2	7	9							15	18	33
	禪宗	2	0	2							2	2	4
合計	293	425	718	(559)	(607)	(1,166)	(659)	(692)	(1,351)	1,291	1,371	2,662	
文化8年 1811	浄土宗	181	241	422	346	397	743	395	440	835	741	837	1,578
	浄土真宗	96	154	250	196	207	403	285	257	542	481	464	945
	真言宗	11	20	31							54	55	109
	日蓮宗	2	6	8							15	17	32
	禪宗	2	0	2							2	2	4
合計	292	421	713	(542)	(604)	(1,146)	(680)	(697)	(1,377)	1,293	1,375	2,668	
文化9年 1812	浄土宗	176	241	417	346	387	733	378	444	822	724	831	1,555
	浄土真宗	97	155	252	208	212	420	276	247	523	484	459	943
	真言宗	12	20	32							59	58	117
	日蓮宗	3	5	8							15	16	31
	禪宗	2	0	2							2	1	3
合計	290	421	711	(554)	(599)	(1,153)	(654)	(691)	(1,345)	1,284	1,365	2,649	

候所、拙僧とも旦那二少も相違無御座候、若人数之内ニ切支丹宗門有之申者御座候ハ、何時ニ而も拙僧罷出急度申可仕候、為其銘々宗門書付之下ニ印形奉差上候、以上

【史料3】(後書2)

右之通町中吟味仕候所、大小之百姓子供郷家借家之者称宜山伏商人浪人医師占者座頭道心者之外当歳子迄、男女老人不残宗門相改候所、切支丹宗門者無御座候、若御法度之宗門隠置、後日ニ顕候ハ、其者之義ハ不申及庄屋年寄組頭其外町中之者如何様ニも可被 仰付候

一以前切支丹ニ而転候者有之哉御改被成、先祖ニも切支丹宗門者無御座候事

一何連之末寺共、宗旨相不相知出家御改被成候、左様成出家者人茂無御座候事

一庄家年寄組頭者不申及五人組仲間として、自然家内ニ不審成道具持有之候ハ、見出し次第御注進可仕候、為後日如件

【史料4】(文化七年浄土宗借家)

此嘉兵衛義去巳極月家出仕候ニ付、同月廿六日御届ケ奉申上候処、御日限を以尋被為 仰付候、御日限中故無印ニ而差上候(嘉兵衛四六歳、女房と子供四人の名前記入、来迎寺の印はあるが、本人・家族の下に印なし)

【史料5】

(文化七年浄土宗借家)

此所ニ居申候来迎寺旦那松之介かしや伊介義、去辰十二月十二日家内家出仕候ニ付御届ケ奉申上候処、御日限御尋被為 仰付候ニ付、去御改之節無印ニ而奉差上候処、其後行末相知れ不申候故、去巳八月十九日町帳外御願奉申上候所、御届候ニ付相除申候

(伊介一家の記入なし、文化六年(巳年)宗門改帳によると、伊介六二歳の一家は、娘三一歳、二七歳、孫一〇歳)

【史料6】(文化八年借家)

右弥兵衛義ハ去年正月家出仕候ニ付同月廿七日家出御届ケ奉申上所、御日限を以尋被 仰付、去る御改中ハ御日限中ゆへ無印ニ而奉差上候処、其後行末相知れ不申候付、同年八月十五日町帳外御願奉申上候所、御届ケ被為 成下候、然ル所去年十二月ニ立帰り候故、同月十一日帰住御願奉申上御届被為 成下候ニ付奉書上候、尤去年平十郎かしやニ御座候処、帰住仕候而右差兵衛かしや(住居仕候(弥兵衛三五歳、母と同居)

【史料7】(慶応四年一向宗借家)

倅吉之介義、去卯六月廿日家出仕其段同月廿九日御訴、帳外被仰付候











法、⑧道徳法、⑨節用法、⑩民事法、⑪刑事法、⑫訴訟法の一  
二に分類している。『五人組制度論』では、前著の内容を補充  
し、分類では①営業法、②身分法の二つを加え一四にしている。  
また、同氏は五人組帳前書の収集を行い、『五人組法規集』に  
九四点の五人組帳前書を掲載している。

穂積重遠氏は陳重氏のご子息で父君の跡を継いで五人組帳前  
書の収集を行い、『五人組法規集統編』として、上下二巻にま  
とめ、四七七点の五人組帳前書を収録するとともに、前書の各  
条を内容によって分類している。

田村浩氏は、東北地方を中心に近代の隣組制度について調査  
し、江戸時代の五人組制度との関連について述べている。

西村精一氏は、五人組の起源、経緯等について解説するとと  
もに、各地の五人組帳前書から、五人組の機能を左記の八項目  
にまとめている。

- ①警察保安関係（犯罪告発、転住・宿泊人取締、切支丹取締、賭博禁止等）、②納税関係（日限までの完納、納税の連帯責任）、③防火並びに防水に関する事、④治水土木に関する事、⑤農業上の機能（田地売買禁止、田地分割制限、荒れの防止、農業共助）、⑥親族法・相続法関係（婚姻・養子縁組・相続・遺言等への立会）、⑦節約の励行、⑧道徳教化

この分類は最近の研究でも引用されており、五人組の機能の常識になっているように思える。また、滋賀県を中心に近代の隣組制度について調査し、これを「新五人組制度」としているが、田村氏と同様、隣組制度を推奨するような記述である。こ

## 第五章 近世五人組の機能に関する再検討

### ― 御所町の五人組を例に ―

はじめに

江戸時代の五人組には、連帯責任等が義務付けられていたとされている。『国史大辞典』には、「江戸時代における最末端の治安・行政単位。地域ごとに五戸前後を組み合わせ、年貢納入・治安維持の連帯責任単位とした」とある。また、高等学校の教科書には、「百姓は数戸ずつ五人組に編成され、日常生活でたすけあう一方で、納税や犯罪などに連帯責任を負された」と書かれており、これが五人組の固定観念になっている。五人組に関しては多くの先行研究があるが、実際にどうであったかについて、実態に関する史料等に基づいて調べたものはないように思える。

御所町に「文政十三寅二月 家出人柳原屋武左衛門割賦帳 五人組」（西暦一八三〇、以下、「武左衛門割賦帳」という）と表紙に書かれた一冊の横帳が残っている。これは一家全員で家出した武左衛門の借財を五人組が処理した記録である。現在の整理回収機構のような仕事を五人組がしている。この史料や御所町のその他の史料、各地の五人組帳前書等から、実際に五人組には何が義務付けられていたか、また実際にどのような働きをしていたか等、五人組の機能について再検討する。

一般的に「五人組帳」といわれているものについて、御所町

れらは昭和十年代の研究であり、世相を反映しているように思える。

野村兼太郎氏は五人組に関し、「五人組帳に現れた五人組制度を研究したものであって、実在せる五人組そのものが如何なるものであるかを十分調査したものではない。（中略）五人組帳前書、即ち五人組の規定が直ちに徳川時代の五人組制度の真実の姿であると解することが出来ない」と五人組帳前書による五人組の機能を批判しているが、真実の姿については言及していない。また、同氏は「五人組帳資料」として二二一点の関東地方の五人組帳前書を掲載している。

### 3. 戦後の研究

最近、五人組の研究は活発とはいえない。戦前の研究によって、ある程度の固定観念ができていること、五人組帳以外に史料がないこと等の要因が考えられる。戦後の研究としては左記のものがある。

煎本増夫氏は、「通説のようにギリシタン・弾圧・浪人取締りであったのではなく、寛永年間に自立過程にあった近世農民を村落内に封鎖し、年貢収奪を完璧たらしめる必要に迫られたところにあると考えられる。そのために設定された五人組の機能が、村内治安・年貢納入・耕作強制相互扶助であったのである」としている。また、同氏の最新著作である前述の『五人組と近世村落』では、副題に「連帯責任制の歴史」とあるように、主に五人組の連帯責任について述べられている。

小笠原隆夫氏は、讃岐国豊田郡井関村の例で、「五人組の機

に残っているものでもいくつかの名称があり、穂積重遠氏は、一〇〇以上の名称をあげているが、ここでは、単に「五人組帳」とする。種々の規則が書かれた「五人組帳前書」についてもいくつかの名称があるが、「五人組帳前書」または単に「前書」とする。

### 第一節 先行研究の概要

#### 1. 概要

近世の五人組制度についての先行研究は、明治三十五年（一九〇二）に刊行された穂積陳重氏の『五人組制度』が著作としての最初である。そして、最新の研究として、二〇〇九年に上梓された煎本増夫氏の『五人組と近世村落』がある。この間の先行研究を太平洋戦争終戦の前と戦後に分けて、その概要について述べる。

#### 2. 戦前の研究

五人組の機能についての先行研究は多いが、ほとんど五人組帳前書の記述をもとにしたものである。太平洋戦争以前には五人組の研究が活発であったと考えられ、その成果が今も引用されている。その主なものは左記の通りである。

穂積陳重氏は、最初の五人組制度の研究者といえる。三つの著作があり、前述の『五人組制度』では、五人組制度の沿革・概要について述べるとともに、五人組帳前書の内容を①総論、②勸農法、③租税法、④駅伝法、⑤吏員法、⑥警察法、⑦宗教

- ③ 伍人與改帳：慶応四年（前書なし）  
 ④ 御掟五人組印形帳：明治三年、全一二条（一条、一条）  
 ⑤ 宗旨五人組前書：文久二年、（安政四年（一八五七）の五人組帳前書に宗門改帳の前書が付け加えられている）全三  
 五条（三条、一条）、安政四年は、全二七条（三条、一条）

### 3. 五人組帳前書による五人組の義務

大和国を中心に市町村史に掲載されている五人組帳前書について調べることにする。全文が記載されている市町村史は、後述の①から⑦に示す通りで、掲載している市町村史は少ない。『新庄町史』・『王寺町史』は、旧版には掲載しているが、『改訂新庄町史』・『新訂王寺町史』には掲載していない。このように、改訂のときに掲載しなくなった市町村史がある。また、市町村史の他に『地方凡例録』に記載のものおよび「山本大膳五人組帳」を加えた。これらについて全条数、五人組と書かれた全条数、五人組の単独の機能と考えられる条数を調べる。

第一節に五人組帳前書が多数掲載されている五つの文献を示したが、それらについても、五人組の単独の機能が書かれた条数を調べた結果、『五人組法規集』のなかに単独と思われる条文を含むものがあつたので追加した。『五人組法規集統編』には、正編を含め全ての条文について、その内容を七四五条に分類している。それらの条文は、内容において左記に転記したものと重複すると思われる。また、『五人組帳の研究』の「五人組資料」・『大阪周辺の村落資料』・「幕末期河州天領五人組帳集」についても表現は異なるが、内容として重複するものば

かりのようである。

五人組の機能に関する条文を各史料の原文の通りに転記する。一度転記したものと同じ内容の条文は割愛する。

- ① 「五人組御改帳」大和国御所町、文化六年（一八〇九）  
 第二条、五人組の義、町場・家並在郷ハ最寄次第家五軒宛ニ組合、子供并ニ下人店借地借之者ニ至迄、悪事不仕様ニ組中常々無油断可令詮議、若徒者有之而庄屋之申付をも不用候ものハ可訴出事  
 ② 「五人組御仕置帳」大和国葛下郡王寺村、安永六年（一七七七）三月、全五九条（五条、一条）  
 ③ 「五人組帳」大和国葛下郡疋田村、文化八年（一八一）三月、全四九条（九条、二条）  
 第四条、独身之百姓耕作成兼候ハ、五人組として助合田畑あらし不申様ニ可仕事  
 ④ 「御仕置五人組帳」大和国宇陀郡下芳野村、寛政五年（一七九三）三月、全七三条（六条、二条）  
 第一五条、馬之筋をのへ候儀御停止候、牛馬売り買候ハ、出所聞届請人を取、五人組ニ相断可売買致、出所不愼成牛馬不可買取事  
 ⑤ 「御仕置五人組帳」大和国吉野郡黒淵村、延享四年（一七四七）三月、全六七条（六条、二条）  
 ⑥ 「五人組御仕置帳」大和国宇陀郡東之庄村、延享二年（一七四五）三月、全三九条（三条、一条）  
 ⑦ 「五人組帳」大和国生駒陣所一ヶ村、天保十五年（一八四四）四月、全五〇条（一〇条、三条）

能は頼母子講・「山五人組組合」という他の家連合体に代替えされている」とし、五人組の相互扶助性は、村落構造に規定されたものであると指摘している。

大塚英二氏は、尾張国春日井郡赤津村に残された五人組帳と家別絵図・人別改帳を対照させ、「五人組の組合せは、単純な地理的結合ではなく、経済的紐帯、即ち保証関係などを伴う形でなされ、五人組は年貢納入の一つの単位として存在した」としている。

前記の他に、黒羽兵治郎氏・川村優氏・双川喜文氏・熊谷信一氏・武田久義氏等の研究があるが、連帯責任・相互監視という五人組の機能に疑問を呈した研究はない。

多数の五人組帳前書が掲載されている文献として、前記三つの文献の他に、『大阪周辺の村落資料（第四輯 五人組帳）』（五四点を収録）、「幕末期河州天領五人組帳集」（六点を収録）がある。

## 第二節 五人組帳前書

### 1. 概要

御所町には左記の二〇年分の五人組帳が現存している。

- 文化六年（一八〇九）～文化十一年（一八一四）  
 文化十四年（一八一七）～文政七年（一八二四）  
 文政十一年（一八二八）、天保七年（一八三六）  
 慶応二年（一八六六）～慶応四年（一八六八）  
 明治三年（一八七〇）

この他に、文久二年（一八六二）の宗旨五人組前書という前書のみが書かれた文書がある。これらの五人組帳について、五人組帳前書の内容を調べる。前書の内容は、天保以前と幕末で異なっている。また、奈良県内の市町村史、文献等に記載されている五人組帳前書についても、その内容を調べることにする。そして、それらの五人組帳前書の各条に関し、五人組の義務とされているものを検証する。

### 2. 御所町の五人組帳

五人組帳前書は、文化六年から天保七年まで、内容は同じで全六一条である。各条の内容は、安永六年（一七七七）の大和国葛下郡王寺村のものと同様同じであるので翻刻を割愛する。幕末の五人組帳には前書がない。前書は簡素化されて別冊になっていて、毎年、書き写すことを省略している。

天保七年以前の前書のなかに、「五人組」と書かれている条は五条である。しかし、五人組と書かれていても「庄屋年寄五人組頭立会」、「庄屋年寄五人組江書付を以相断」等と書かれているものや五人組帳に関するものと、五人組の単独の機能と考えられるものがあるが、後者は一条のみである。左記の各五人組帳に「全条数」および括弧内に「五人組と書かれた全条数」と「五人組の機能に関する条数」を示す。また、表紙に書かれている表題を示す。

- ① 五人組御改帳：文化六年～天保七年、全六一条（五条、一条）  
 ② 五人組御改帳：慶応二年、慶応三年、（前書なし）

一貫四〇三匁、残っていた醤油の道具等を買った代銀三〇三匁、計銀一貫七〇六匁である。処理のための諸入用は銀一八四匁四分で、これを差し引いた債権者に対する割賦銀の原資は、銀一貫五二一匁六分となる。これを債権者に債権額に応じて均等に支払っており、配当率は、一三・五パーセントである。高取藩の役所の吟味を受けた上、その指示に従って一連の作業を実施したと記載されている。

文政十一年の武左衛門の五人組および前後の組を表1に示す。また、各人の屋敷の場所を図1に示す。図は寛保二年(一七四二)の検地絵図をもとにしている。屋敷の場所は、文政九年(一八二六)の高名寄帳の「ケンチ」と反別、寛保二年の検地絵図に記載の名請人と反別を一致させることにより特定した。なお、高名寄帳、土地取引等における田畑・屋敷の特定には、寛保二年の検地時の名請人の名前が用いられている。

## 2. 武左衛門の家族、所持屋敷等の来歴

「御所町宗門御改帳」(以下、宗門改帳)という、「御所町高名寄帳」(以下、「高名寄帳」という)、検地絵図等によって調べた武左衛門の祖父の代から、家出した文政十二年までの家族や所持する田地・屋敷の来歴は左記の通りである。

- (1) 宝暦二年(一七五二)の宗門改帳  
高市郡今井町 浄土宗西迎寺旦那  
新兵衛 六二、妻 せき 五一、倅 武左衛門 三〇、  
他 男子一名、女子三名、下女二名  
新兵衛の倅として武左衛門が書かれているが、これは年代

表 1 文政11年 五人組帳

	屋号	名前	町	検地	屋敷面積	石高(合)	場所	備考
前 1	橋屋	善兵衛	北町	藤右衛門	15畝12歩	36,625	2-①	○
	種屋	平兵衛	北本町	小左衛門	1畝6歩	2,703	2-②	○
	出屋敷屋	ます	北町	藤右衛門	27歩	3,196	2-③	
	細井戸屋	清兵衛	北町	藤右衛門	2畝6歩	374	2-④	
		平七	(文政9年の高名寄帳に名前なし。文政9~11年の間に転入)					
武左衛門組	柳原屋	武左衛門	北本町	新兵衛	4畝15歩	765	1-①	
	西口屋	しめ	六軒町	六兵衛	1畝9歩	221	1-②	
	檜原屋	長七	六軒町	四郎兵衛	2畝21歩の内	592	1-③	
	今田屋	忠治郎	六軒町	太兵衛	5畝9歩の内	3,962	1-④	
	甘酒屋	宗助	六軒町	四郎兵衛	2畝21歩の内	190	1-⑤	
後 1	玉手屋	吉兵衛	北本町	八郎兵衛	2畝27歩	4,835	3-①	○
	西口屋	佐兵衛	北本町	六兵衛	2畝27歩の内	255	3-②	
	西口屋	源四郎	北本町	四郎兵衛	1畝18歩	6,977	3-③	○
	今田屋	元治郎	北本町	久治郎	1畝21歩	5,620	3-④	

- 註) (1) 検地・屋敷面積・石高は文政9年の高名寄帳による。  
(2) 屋敷面積「の内」はその屋敷地の一部である。  
(3) 備考欄の○は天保7年五人組帳に名前のある人である。

第一五条、火の用心五人組限り致吟味大切に可仕事

第四九条、(前略) 御未進銀等在之候又は無抛諸借用致有之候は御年貢筋は勿論其外は吟味の上其組合のものへ不残皆済申付候五人組より庄屋年寄等閑致置候は庄屋年寄へ右皆済申付候間其時後悔不致様案々常々致吟味兼度相守忘却致間敷候(後略)

⑧ 「五人組帳」撰津国嶋下郡別所村、嘉永二年(一八四九)四月、全三四条(二三条、一条)

第一七条、(前略) 軽キ百姓田畑仕付候節、相煩候敷、又ハ無抛差合有之候節ハ、五人組之内庄屋江申談、村中ニ而仕付生育可仕候、若荒置候ハ、曲事ニ可被仰付候御事

⑩ 『地方凡例録』全五三三(二〇条、三条)  
第三条、(前略) 別て五人組の儀は親類よりも親しく、吉凶とも互に助け合患難相救ひ可申候、五軒の内老人にても不埒有之に於ては、五人共可為同罪事

⑩ 「山本大膳五人組帳」天保七年(一八三六)、全一四七条(一九条、三条)

第一一二条、他所江罷越一宿にても可仕節者名主組頭者申合其外之者共者五人組江相断勿論帰り候は、其届可仕事  
⑩ 「五人組帳」武蔵国秩父郡金崎村、寛文五年(一六六五)全五一条(一条、五条)

第二条、御年貢出し候はで欠落致可申候と及見候百姓御座候ば御代官へ届け不申先妻子を取其上可申上候致油断欠落致而も五人組之もの共急度御年貢弘方相究可申候事

⑫ 「御条目被仰渡候惣百姓連印帳」武蔵国多摩郡伊奈村、

延享四年(一七四七)全六四条(八条、三条)  
第五五条、吉利支丹宗門之儀御禁制之条不審成候もの有之者可申出若不審成もの隠置後日に頭候は、五人組共急度可申付候事  
右記のカッコ内の下段に示すように、五人組の単独の機能、義務と考えられるものの数は少ない。また、⑨の第三条および⑩の第二条以外は、義務・機能としては重くない。なお、これら二つの条については後述する。

### 第三節 五人組による家出人の借財処理

#### 1. 概要

武左衛門割賦帳は、財政的に行き詰まって家出した一家の借財を五人組が整理した記録である。この史料および関連する史料等から、どのように借財が処理されたか、その処理に関する五人組の役割等について検証する。なお、この史料は、五人組によって作成され、町役人に提出されたものと考えられる。この史料の最初の部分の翻刻を史料1に示す。なお、町入用の支払いを記録した免割小日記に、武左衛門に対する醤油の代銀の支払いがあること、醤油醸造の道具が残っていたことから、醤油の醸造を行っていたと考えられる。

武左衛門は、家出する前に家財道具を高田村(現、奈良県大和高田市)吉兵衛に売り払い、文政十二年(一八二九)の大晦日に一家で家出した。借財の合計は銀一貫二九七匁五厘である。一方、回収した銀高は、高田村吉兵衛から取り戻した道具代銀

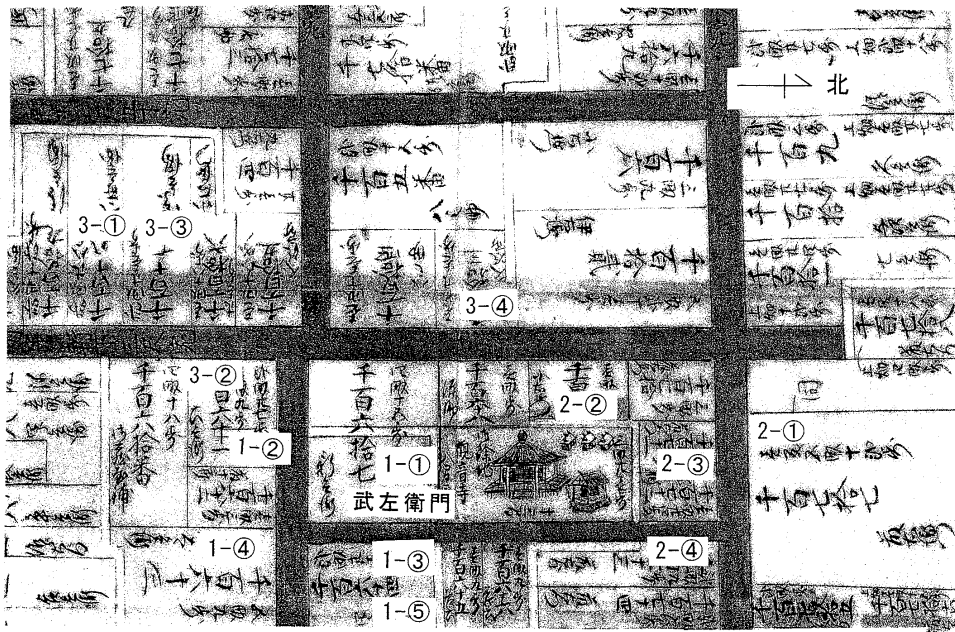


図1 五人組の組合せ

- 北本町 ケンチ新兵衛 二百七拾九番  
 一、上田 八畝廿四歩 高石石四斗九升六合  
 京東 ケンチ善六 四百八拾三番、  
 中田 菅反老畝廿七歩 高石石七斗八升五合  
 同所 ケンチ同 四百八拾四番、  
 付箋①、文化六年(一八〇九)に屋敷を銀三貫目で布屋伊右衛門に質入れ。  
 付箋②、文政二年(一八一九)に田地二筆を銀八五〇匁で譲る。  
 (6) 文政三年(一八二〇)の高名寄帳(付箋三枚)  
 屋敷のみとなっている。  
 付箋①、文政四年(一八二二)、屋敷を銀三貫目で布屋伊右衛門に再度質入れ(一旦返却して期間をおいてまた借りたのか、切り替えたのかは不明)。  
 付箋②、文政七年(一八二四)七月、借入高 銀四貫目、利足月七朱  
 付箋③、文政七年九月、借入高 銀五貫目、利足は同じ。  
 (7) 文政九年(一八二六)の高名寄帳(付箋二枚)  
 付箋①、文政九年五月、借入高 銀六貫目、利足月八朱。  
 付箋②、文政十一年(一八二八)、貸主布屋伊右衛門に譲る。  
 文化六年(一八〇九)に銀三貫目で質入れた屋敷は利子が加わって、文政九年に六貫目になり、文政十一年に手放している。  
 文化十五年(一八一八)以降、文政年間の宗門改帳には、浄土宗家持が欠けているので、これ以降の詳細は不明であるが、家出した文政十二年(一八二九)の推定年齢は、左記の通りである。

### 3. 家出後の処理

- 武左衛門 六七、女房 ます六一、倅 武兵衛 四二、孫 常吉 一九
- 債権者の各人に対する債権額及び割賦銀(配当金)を表2に示す。家出後の処理に関し、注目点、疑問点等は左記の通りである。
- ① 武左衛門が家出前に道具を売った高田村吉兵衛からの代金の取り戻し、残った道具類の売却、債権者および債権額の特定等を二ヶ月余りで完了している。債権者は二十九人で、その約半分は御所町以外の人である。これらの作業は、五人組が中心になって行ったものと思われるが、短期間に完了していることは驚異的である。
  - ② 処理のための諸入用は、合計銀一八四匁四分である。諸入用がどのようなことに支出されたかについて興味があるが、記録は支払い先と金額のみである。全部で一八人に支払っていて、最高は銀二〇匁、最低は銀五〇匁である。
  - ③ 諸入用の支出先に武左衛門の五人組の名前がない。一つ後の組の玉手屋吉兵衛・西口屋佐兵衛・西口屋源兵衛の名前がある。組合せは家持と借家で分かれているが、文政十二年の五人組帳は残っていないので、借家になった武左衛門の五人組がどうなったかはわからない。一つ後の家持の五人組が処理にあたった可能性はある。なお、屋敷を手放した後、借家人として同じ屋敷に住む例は多いようである。
  - ④ 一三・五パーセントの割賦銀に全員が応じていること、高

- から家出人武左衛門の父親であると考えられる。この時期は、二人の下女をおいて、裕福であったと思われる。旦那寺が今井町(現、奈良県橿原市今井)にあることから、祖先は今井町近辺の出身であると考えられる。
- (2) 寛保二年(一七四二)の検地絵図  
 「新兵衛 四畝一五分」とあり、寛保二年には同じ所に住んでいたことがわかる。(図1参照)
  - (3) 文化三年(一八〇六)の宗門改帳  
 武左衛門 四四、女房 ます 三八、倅 巳之助 二〇  
 宝暦三年(一七五三)以降、文化二年(一八〇五)までの宗門改帳は現存していないので、この間の経緯は不明である。
  - (4) 文化十二年(一八一五)の宗門改帳  
 武左衛門 五三、女房 ます 四七、倅 武兵衛 二九、孫 常吉 五

一旦養子に出した孫の常吉を戻している。また、この年に息子の巳之助は武兵衛と改名している。常吉は武左衛門にとって初孫であり、初孫を養子に出すとは考えにくい。この常吉は武左衛門の子で、財産をなくす原因がここにあった可能性がある。

- (5) 文化十四年(一八一七)の高名寄帳(付箋二枚、質入れは付箋で処理されている)  
 屋敷の他に左記の田地二筆を持っていて、持高は合計四石四升六合である。これらの田は、「ケンチ」が新兵衛になっていないので、寛保二年の検地以降に入手したものである。
- 一、屋敷 四畝拾五歩 高七斗六升五合

表 2 債権者および債権額・割賦銀

	町・村	債権者		債権額 匁	割賦銀 匁	精 算 月 日	損 銀 匁
		屋号	名前				
1		米屋	善兵衛	269.02	36.32	とら2月日	232.70
2		大中屋	源兵衛	221.35	29.88	とら2月日	191.47
3		釜屋	半兵衛	1,000.00	135.00		865.00
4		八百屋	おなを	96.92	13.08	とら2月日	83.84
5-1		今井屋	七兵衛	239.24	32.29	2月	206.95
5-2		今井屋	七兵衛	60.00	8.10	2月	51.90
6-1		今田屋	九蔵	604.80	81.65		523.15
6-2		今田屋	九蔵	66.20	8.94		57.26
7		ます屋	利助	27.00	3.64	とら2月日	23.36
8		八百屋	嘉助	24.70	3.33		21.37
9		今北屋	利右衛門	114.90	15.49	とら2月日	99.41
10		久保	恵口(虫喰)	1,000.00	135.00		865.00
11		今北屋	平七	194.60	26.27		168.33
12		米屋	嘉兵衛	110.50	14.92		95.58
13	今井	坊城屋	伊兵衛	502.40	67.82	3月9日	434.58
14	今井	飴屋	清兵衛	328.30	44.29		284.01
15-1	曾根		嘉兵衛	1,000.00	135.00		865.00
15-2	曾根		嘉兵衛	382.56	51.70		330.86
16	東辻		孫七	86.30	11.60		74.70
17	新むら		久兵衛	1,051.00	141.89		909.11
18	柳原		忠右衛門	70.67	9.54		61.13
19	坊城	木綿屋	善三郎	252.00	34.02		217.98
20	新むら		孫七	150.00	20.25		129.75
21	土佐	帯屋	久作	8.28	1.12		7.16
22	古寺		藤兵衛	67.89	9.16		58.73
23	大坂	塩屋	弥三郎	97.80	13.20	3月9日	84.60
24	さたき	大和屋	忠兵衛	61.40	8.29	3月14日	53.11
25	五条		与次兵衛	646.50	87.27		559.23
26		橘屋	善兵衛	645.80	87.12		558.68
27	竹内		市三郎	600.00	81.00		519.00
28	大坂	大和屋	利兵衛	1,100.00	148.50		951.50
29		質大和屋	清兵衛	216.72	29.26	3月20日	187.46
	計			11,296.85	1,524.94		9,771.91

註 1) 町・村が記載されていないのは御所町と考えられる。  
 2) 割賦銀の率は13.5%である。  
 3) 「計」欄は筆者の集計であるが、史料1のAに比べ0.2匁少ない。

田村吉兵衛が道具の代銀の返還に応じていること等は、現在の個人の権利を主張する社会とは少し違っているように思える。また、これらの処理は高取役所の指示であるが、短期間に指示が出されている。なお、高取役所が道具の代銀を戻すように命じた理由は、「夜中ニ持運ひ不束之義ニ付」ということである。

⑤年貢免定によると、毎年、町は醤油造冥加銀として、銀九匁九分を支払っている。この額は、家出の前後で変化がない。醤油造りの道具とともに、権利が町内で移動したものと考えられる。

先行研究等では、債務の連帯責任が五人組の重要な役目とされているが、この史料では、五人組は一切の債務の補償をしていない。

#### 第四節 五人組制度の実態

##### 1. 概要

五人組の実態については、疑問点が多い。五人組帳前書に記載されている内容が実際に守られていたのか。五人組には、債務、年貢の納入等の連帯責任や犯罪防止の相互監視が課されたとされている。高等学校の教科書にも書かれているが、実際にはどうであったか。五人組の組み合わせについては、先行研究には種々の方法が書かれている。御所町の組合せはどうしていたのか。五人組帳前書の読み聞かせが義務付けられていたとされているが、実際に実施されていたかどうか。これらの五人

組制度の実態について、本節までの検証、御所町の五人組の実情、文献等から考察する。

##### 2. 五人組帳前書と五人組の義務

穂積重遠氏は、『五人組法規集』および『五人組法規集統編』の五人組帳前書の各条を機能別に整理しているが、前述のように全部で七四五条もある。このように五人組帳前書は、時代や地域によって多種多様である。五人組制度は、五人組帳前書の条文に基づいて論議されることが多いが、ある地域またはある時代の一つの前書に基づいて、論議することは適切ではない。第二節で示したように、五人組そのものに課せられた義務には重要なものはなく、その数も少ない。

従来の研究は、この五人組帳前書に書かれていることを五人組の機能・義務としているものが多く、それらが五人組の概念になっているように思える。しかし、五人組帳前書の条文は、全ての住民が守るべきこととして定められたものであると考えられる。また、「庄屋年寄五人組」と書かれている条文も村役人・世話役としての義務である。このように、前書に書かれていることを五人組の機能・義務とするのは問題である。このことについて、戦前に野村兼太郎氏が指摘しているが、その後、同様の指摘をした研究はないように思える。

##### 3. 債務・土地売買の連帯責任

債務・土地売買の連帯責任は、五人組の義務とされている。しかし、前述した武左衛門の例が示すように、五人組は債務処



る。

これに關し、武左衛門の例で考えてみる。武左衛門の田地二筆は、合わせて三石二斗八升一合である。譲り渡した文政二年（一八一九）の年貢は、第二章の添付資料1から徴収の免は六つ八分で、徴収の米価は銀四三匁なので、約九六匁となる。また、町入用の打銀は、一石当り四匁六分であり、これらによつて計算した田地の年貢と町入用の合計は、銀一一一匁ほどである。武左衛門はこの田地を銀八五〇匁で売っているのので、年貢を七年余り滞納しても差し押さえで回収できることになる。屋敷については、年貢が銀二二匁余りであるのに、銀三貫目で賃入れているので、年貢の一〇〇年分以上ということになる。これは屋敷の石盛は一石七斗で上田と同じで、町場での利用価値を考えると低く、また、建物は年貢の対象外であつたためである。

このことを具体的に示した史料がある。土地等の取引に関する町の控である「加判帳」の文政二年（一八一九）のものに、物納の例が記載されている。その「譲り申田畑証文之事」の翻刻を史料2に示す。文化十三年（一八一六）から文政二年まで四年間の年貢、銀六七九匁八分を滞納し、田畑五筆を町役人に差し出している。なお、この弁之庄屋喜右衛門は物納した田畑以外に屋敷と田地二筆を所持していたので、年貢はこれらを合わせたものである。後日、町役人は物納された田畑を売って、滞納されていた年貢を回収している。五人組の一人がこの取引の証人になっているが、五人組の役割はこれだけである。

前述した松原村の史料のなかに、五人組が連名で村役人に提出した一札がある。天明八年（一七八八）十二月付であるが、そ

理に關わっているだけで、債務は債権者が放棄することによつて解決している。この処理において、家出前に武左衛門の道具を買取った高田村吉兵衛は、銀一貫四〇三匁の損失、債権者は二九人で、最高の人の損失は、銀一貫一九五匁八分六厘（曾根村嘉兵衛、二件の計）である。債務処理に要した費用は、回収した銀高から引いて債権者に配当しているので、五人組は一切金銭的な負担をしていない。配当率は一三・五パーセントであるが、債権者はこれに應じている。役所の承認を取つたものであるが、五人組の名においてなされた処理に、不服を言えないというのが、五人組の機能のように思われる。

煎本増夫氏は、借金で妻子を引き連れて欠落したときに、残りの組仲間が貸主に弁済した例をあげ、「五人組が加判しているのので、連帯保証で弁済せざるをえなかつた」と述べている。しかし、このように五人組が保証人として加判しているのは、特殊なケースであると思われる。大阪府吹田市の西尾家文書には約一二〇点の借用証文があるが、五人組が請人または保証人として加判している例はない。

また、煎本増夫氏は、「質地入れや土地売買は五人組の保証が必要であつた。何か問題が起つたときは五人組が連帯責任を負わなければならなかつた」としている。しかし、御所町の五人組帳前書には、「田畑井山林等永代売買御停止ニ候、若質物入候へハ庄屋年寄証文に奥印可致候」とあり、五人組には奥印を求めている。西尾家文書には、三八点の質入れ証文がある。そのほとんどに取引に關係のある村の庄屋が奥印しているが、五人組が加判しているものはない。また、津田秀夫文庫の

の本文を左記に示す。

一我々組内又兵衛義不如意ニ付、此度諸道具売払候付、村借用并ニ連判等ハ家屋敷引当ニ取置、我々共江引請申候処実正也、然ル上ハ濟口之節我々共方急度相立可申候、其為引請証文以如件

ここでも、五人組は債務者の家屋敷を引当にして村借用を処理することを約束しているのみで、連帯保証はしていない。

#### 5. 犯罪の連帯責任および相互監視

高等学校の教科書には、「犯罪の防止に連帯責任を負わせた」とあり、これも五人組の重要な機能とされている。西村精一氏が「組合員の相互糺察並に犯罪告発」の項で引用しているのは寛文五年（一六六五）武蔵国秩父郡金崎村の五人組帳前書である。

一何にても御公儀御法度に相背悪事仕候者御座候はゞ其五人組中より可申上候、若脇より御聞出し候はゞ名主五人組共に曲事に可被仰付候

この条文は「其五人組中より可申出」となっている。犯罪行為を見つけた場合に通報するのは、実際に勇氣を持つてできるかどうかは別として、いつの時代でも住民としての当然の義務である。

第二節3項⑨に示したものには、「不埒有之に於いては、五人共可為同罪事」となっていて、五人組の一人が犯罪を犯すと全員が同罪になるという表現になっている。しかし、御所町の文政十一年（一八一八）の五人組帳の一人のところは「入牢致居

なかの河内国丹北郡松原村（現、大阪府松原市）の史料については、一四点の質入れ証文のうち、五人組が加判しているのの一点のみである。これには「若切月ニ相滞候ハ、右質物の田地私共引請、銀子ニ而元利返上納可仕候」とあり、処理することを引き受けたものであつて、金銭的な保証をしていない。

#### 4. 年貢の連帯責任

年貢の連帯責任は、五人組の固定観念になつていて、高等学校の教科書にも書かれている。このもととなつているのは、西村精一氏の著作であると思われるが、同書は「納税の連帯責任」の項に左記の天保二年（一八三一）美濃国郡上郡貢間村「五人組御仕置帳」を引用している。

一御年貢米金共、年切に相納、極月限皆済可致候、若致未進欠落候者有之候はゞ其五人組庄屋年寄可弁納

ここには、「五人組庄屋年寄可弁納」となっているので、村請制のことを言っているのであつて、五人組に連帯保証を求めたものではないと考えられる。しかし、第二節3項の⑩に示したものには「五人組之もの共急度御年貢払方相究可申候事」とあり、江戸時代初期であるが連帯保証を求めている。しかし、連帯保証をした実例についての先行研究はないようである。

年貢の連帯責任には矛盾があるように思える。すなわち、年貢の納付義務があるのは高持であり、田畑または屋敷を所持している。それを差し押さえれば済むことで、五人組に連帯保証を求めるとは必要はない。仮に、質入れをして行方不明になつたとしても、その田畑・屋敷を取得した者から徴収が可能であ

味が分からなかったに違ひない」と述べている。

地方、村の規模等によって異なると思われるが、御所町の場  
合について考えてみる。御所町の家数は七〇〇から八〇〇軒で  
あり、一堂に集めて読み聞かせを実施することは不可能である。  
五人組帳には捺印の問題もある。一堂に集めて読み聞かせ、捺  
印させるのが理想であるが、それができないとした場合、どの  
ようにして捺印させたかという問題がある。五人組帳だけであ  
れば、回覧形式で組頭が読み聞かせて捺印させることが可能で  
ある。しかし、五人組帳は一冊であるのに、表紙には「六冊之  
内」と書かれていて、宗門改帳と同時に作成されていたことが  
わかる。宗門改帳は、浄土宗の家持・借家、浄土真宗の家持・  
借家および三宗（真言宗・日蓮宗・禪宗）の五冊に分かれてお  
り、寺院ごとにまとめられている。したがって、組頭にまかせ  
るのは困難であると考えられる。

野村謙太郎氏は、印形を名主に預けていた可能性を指摘して  
いるが、御所町の場合は、人数が多いので無理のように思われ  
る。現実的な方法として、庄屋または年寄の処へ捺印に来させ  
るということが考えられる。そして五人組帳前書は、前年度の  
ものをそのまま写して提出する、すなわち、五人組制度が形式  
化していたということである。

## おわりに

大和国御所町の江戸時代中期以降の史料、各地の五人組帳前  
書等に基づいて、五人組の機能について再検討した。家出人の

候ニ付無印ニ而奉差上候」という付箋がついているものがある。  
これは一人が入牢して捺印できないということであり、こ  
の組の他の四人は捺印しているので、何の罪にも問われていな  
いことを示している。

犯罪防止の連帯責任は、五人組帳前書の拡大解釈のように思  
える。御所町の例が示すように、一人が犯罪を行った場合、五  
人組全員を同罪にするのは無理のように思われる。

## 6. 五人組の組合せ

五人組の組合せに関し、煎本増夫氏は、「五人組の編成には、  
富裕農民と零細農民を組み合わせることが要請され、事実その  
ようになっていることが判明した」としている。また、大塚英  
二氏は、「有力な者（持高五石以上の層）が必ず一名以上いて、  
年貢未進時などに組合員に融通を行った。単純な地理的關係性  
だけでなく、経営的に有力な者が必ず内部に含まれるようにし  
た」と述べている。

御所町の例では、家持と借家で分けて組み合わせている。ま  
た、組み合わせは近隣が原則で、持高等の配慮はされていない。  
町の西北の隅から四人から六人ずつ組み合わせて、転入・転出  
等で三人または七人になった場合は、隣の組と調整して四人か  
ら六人になるようにしている。なお、庄屋・年寄は五人組に入  
っていない。

宗門改帳等によると、江戸時代中期以降において、転入・転  
出、家持から借家・借家から家持等の人の出入りは多い。表1  
に示す文政十一年（一八二八）の五人組の組合せに、八年後の天

借財処理について、五人組は処理の実務を担当しているが、金  
銭的には一切の負担をしていない。回収した資金から必要経費  
を差し引き、残りを債権者に配当することによって解決してい  
る。河内国松原村の二点の史料でも、五人組は債務者の田畑・  
屋敷を処分して、借財の処理することを約束しているが、金銭  
的な保証はしていない。

一般的に五人組の重要な機能とされている年貢納入の連帯責  
任には矛盾があることを指摘した。年貢を納入するのは高持で  
あり、未進者の田畑・屋敷を差し押さえる方が確実である。場所  
によって異なるかもしれないが、田畑・屋敷の実勢の取引価格  
は、年貢の数年分以上の価値があるからである。

また、犯罪の相互監視についても疑問がある。五人組帳前書  
の条文の拡大解釈であると考えられる。日々隣近所を監視して  
いたのでは、平穏な日常生活が過ごすことができないように思  
える。御所町の例では、五人組の組合せは、年々替わっている。  
連帯責任が求められるのであれば、日頃行いの悪い人や転入し  
てきた人等との組合せについて、トラブルが生じるはずである。  
組合せは持家と借家に分けて、四人から六人ずつ近隣の人たち  
で機械的に行われている。

このように五人組の機能・義務に誤解が生じたのは、五人組  
帳前書に定められている事を五人組のためのものであると考え  
られたためである。五人組帳前書の条文は、時代・地方によっ  
て多種多様でその数も多い。しかし、よく調べてみると、五人  
組の単独の義務とされている条文の数は少なく、またその義務

保七年（一八三六）の五人組帳に記入されている人を備考欄に○  
を付けた。武左衛門の組は全員いなくなっており、同じ組合せ  
は一つもない。このような状況では、五人組による連帯責任は  
困難であると考えられる。

## 7. 五人組帳前書の読み聞かせ

基本的な問題点として、五人組帳前書の各条に書かれたこと  
をどのようにして一般住民に伝え、人々はどのように理解して  
いたかということがある。冒頭で引用した『国史大辞典』には、  
「前書部分を庄屋が毎年四月または、正月・五月・九月という  
ように定期的に村民に読み聞かせたり、あるいは五人組寄合に  
おける朗読によってその法令の徹底が計られ、また寺子屋の教  
材として用いられたりして、その浸潤が期された」と記載され  
ている。御所町の前書の末尾には「右之条々一ヶ年二両度宛、  
村中大小之百姓寄合為説聞、此趣常々無油断堅可相守、若違背  
之輩於有之へ、可為曲事者也」とある。

穂積陳重氏は、法令の読み聞かせに関し各地の五人組帳前書  
から、「①年々一度、②毎年二度、③毎年三度、④毎年四度、  
⑤毎月一度、⑥毎月再々、⑦人別改めを行う時又は鎮守祭礼の  
時等にすべしとするものがある」としている。しかし、実際に  
どのように行われていたかについて言及した先行研究はない。  
なお、この件に関し、野村謙太郎氏は「習字の手本として刊行  
され、また書かれたものはある。従って一種の教訓的役割を一  
部の者の間に演じてみたことであらう。しかしそれは百姓大衆  
にとっては殆ど問題にならなかった。たまたま聞かされても意

- (20) 武田久義「五人組と生活保障についての一考察」(『桃山学院大学経済経営論集』一九九四) 三五号、一七頁
- (21) 関西大学法政史学会編『大阪周辺の村落資料(第四輯 五人組帳)』(関西大学出版部 一九五八)
- (22) 「幕末期河州天領五人組帳集」(『大阪経大論集』日本経済史研究所近世史研究会 一九六二) 二〇三頁
- (23) 『王寺町史』(一九六九) 二九二頁
- (24) 『新庄町史』(一九六七) 一一一頁
- (25) 前掲(23)
- (26) 『改訂新庄町史』(一九八四)
- (27) 『新訂王寺町史』(二〇〇〇)
- (28) 大石愼三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版 一九六九) 下巻、九六頁(原著、大石久敬 一七九四)
- (29) 前掲(4) 付録、前掲(11) 二〇六頁等に掲載。天保七年(一八三六) 幕府代官山本大膳が編纂し木版で頒布
- (30) 前掲(8)
- (31) 前掲(3) 下巻、一七〇〇頁
- (32) 前掲(12) 九四頁の後
- (33) 前掲(21)
- (34) 前掲(22)
- (35) 前掲(23)
- (36) 前掲(24)
- (37) 『菟田野町史』(一九六八) 一〇五頁
- (38) 『賀名生村史』(一九五九) 一六八頁
- (39) 『新訂大字陀町史』(一九九二) 史料編、第二巻、三二

も重くない。

五人組制度の実態について、第四節でまとめた。検討した近世中期以降では、五人組はほとんど機能していなかったと考えられる。毎年、町役人の義務として五人組帳を作成し、役所に提出していただけないかと思われる。幕末になると、毎年五人組帳前書を書き写すことも省略されている。

江戸時代の五人組に関する大きな問題は、高等学校の教科書の記述であると考えられる。五人組の連帯責任・相互監視には暗いイメージがあり、それが江戸時代そのもののイメージを悪くしているような気がする。本稿は、主に近世後期の町場の一地域の史料に基づくものであり、普遍性があるとはいえないが、五人組の機能等について見直すきっかけになればと思う。

【註】

- (1) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八五) 第五巻、九三六頁
- (2) 『高校日本史B』(山川出版社、二〇一二)、文科科学省検定二〇〇七(一三二頁)、『日本史B』(清水書院、二〇一二)、文科科学省検定二〇〇七(一一二頁)には「各家は五人組に編成されて、年貢納入などの連帯責任を負わされた」と書かれている。
- (3) 穂積重遠『五人組法規集統編』(有斐閣 一九四四) 下巻、解説、七頁
- (4) 穂積陳重『五人組制度』(有斐閣、一九〇二)
- (5) 煎本増夫『五人組と近世村落』(雄山閣、二〇〇九)

頁

- (40) 『生駒市誌』(一九七一) 資料編I、四二六頁
- (41) 『吹田市史』(一九七四) 六巻、三〇二頁
- (42) 前掲(28)
- (43) 前掲(29)
- (44) 前掲(8) 二五頁
- (45) 前掲(8) 二〇五頁
- (46) 図1の3-②の左にある「千百六拾番」は蔵屋敷で、「文政十三年(一八三〇)のおかげ参り」の時に約一万人に対する宿泊の施行が行われた場所である。(本稿、第七章)その時の世話人であった平野屋和助・玉手屋吉兵衛の名前が諸入用の支払先にある。また、債権者のなかに同じく世話人の今井屋七兵衛の名前がある。
- (47) 前掲(3) 下巻、一七〇〇頁
- (48) 前掲(12) 三二頁。「(五人組帳前書は)百姓の一般的義務を指示したものであって、特に五人組に限定されるべき性質のものではない」と述べている。
- (49) 前掲(5) 一〇四頁
- (50) 『西尾家文書目録』旧西尾家住宅総合調査報告書別冊(吹田市教育委員会 二〇〇九)
- (51) 前掲(5) 一〇四頁
- (52) 拙稿「西尾家文書について」『旧西尾家住宅 総合調査報告書』(吹田市教育委員会、二〇〇九) 一九〇頁。目録は前掲(50)
- (53) 拙稿「河内国丹北郡松原村・別所村文書について」(『関

- (6) 前掲(4) 五四頁
- (7) 穂積陳重『五人組制度論』(有斐閣、一九二一) 營業法：三二四頁、身分法：三四二頁
- (8) 穂積陳重『五人組法規集』(有斐閣、一九二一)
- (9) 前掲(3) 分類は下巻、一六九七頁
- (10) 田村治『五人組制度の実証的研究』(巖松堂書店、一九三六)
- (11) 西村精一『五人組制度新論』(岩波書店、一九三八) 機能のまとめは五五頁から。
- (12) 野村兼太郎『五人組帳の研究』(有斐閣、一九四三) 三頁
- (13) 煎本増夫『五人組と近世村落』(『駿台史学』一九七二) 三一号、五八頁
- (14) 小笠原隆夫「近世五人組のもつ相互扶助性について」(『鳴門史学』、鳴門史学会、一九八七) 一号、五八頁
- (15) 大塚英二「近世後期の五人組構成と身分集団」(『愛知県立大学文学部論集』二〇〇四) 五三号、一五頁
- (16) 黒羽兵治郎「河州五人組帳の検討」(『経済研究』大阪府立大学経済学部 一九六〇) 四号、一頁
- (17) 川村優「郷五人組考」(『日本歴史』一九七八) 三五六号、八七頁
- (18) 双川喜文「近世の身分と土地所有」(『地方史研究』一九八〇) 三〇号、二五頁
- (19) 熊谷信一『享和四年下総国片山村 五人組帳の研究』(多摩書房、一九八五)

- 諸弘方入用  
 一式匁八分 平野屋 和助  
 一五拾文 泉屋 藤三郎  
 (以下略)

【史料2】

譲り申田畑証文之事

- 一 上田九畝三分 高老石五斗四升七合  
 一 上田老反式七分 高老石八斗五升三合  
 一 中畑七畝二分 高九斗四升八合  
 一 下畑式畝三分 高式斗七升  
 一 中畑三畝六分 高三斗八升四合  
 右之田畑我等所持之名前ニ御座候処、去ル文化十三年方同十四年并去寅年御年貢御上納銀六百七十九匁八分、私為相滞不納仕候ニ付、此度右之田畑町方江相譲り渡し候間、向後町御役人中之御支配ニ罷成可被下候、右田畑譲り渡し申ニ付、一家者不及申自他之差構毛頭無之候、右田畑ニ付、外借銀等一切無之候、猶又向後何連江御譲り被下、名前御切替被下候共、其時一言之申分故障決而無御座候、田畑譲渡し証文依而如件  
 文政二卯年極月 譲り主 弁之庄屋 喜右衛門

町御役人中

- 一家惣代 狐井屋 勘兵衛  
 五人組 扇屋 忠兵衛

- 西大学博物館紀要』二〇〇八) 一四号、六一頁  
 (54) 前掲(11) 五八頁  
 (55) 前掲(53) 史料6、七一頁  
 (56) 前掲(11) 五六頁  
 (57) 前掲(5) 九〇頁  
 (58) 前掲(15) 一〇頁  
 (59) 前掲(1) 第五卷、九三七頁  
 (60) 前掲(4) 四四頁  
 (61) 前掲(12) 六一頁  
 (62) 前掲(12) 七四頁

【史料1】 (横帳)

文政十三年寅二月

家出人柳原屋武左衛門割賦帳

五人組

一 此度柳原屋武左衛門儀、家内不残去丑極月晦日夜、家出致候候ニ付、家財諸品不残高田村吉兵衛方へ売渡し、夜中ニ持運ひ下書之上家財諸品買取候義ニ而、夜中ニ持運ひ不束之義ニ付、差戻し候様被仰渡、右武左衛門御未進方相片付、諸雜費引去り、残銀を以御財方割賦済ニ可致候様被仰渡候、以上

武左衛門五人組

寅二月十四日  
 一金七両式歩」 代五百拾六匁  
 一八百八拾七匁  
 右式口者高田村吉兵衛方取戻し之諸道具、金七両式歩共  
 受取高売払銀共

一五拾三匁

右ハ諸道具売払高銀

一式百五拾目

右醬油造道具不残売払高

ノ老貫七百六匁

内 百八拾四匁四分

右ハ出入ニ付諸入用ノ

残銀 老貫五百廿老匁六分

借用銀高元銀 ノ老貫貳百九十七匁五厘

此割賦銀 百目ニ付拾三匁五分宛

一式百六拾九匁二厘 米屋 善兵衛 ㊦

割賦銀 三拾六匁三分式厘

右之通儲ニ受取相済

トラ二月日

一式百廿老匁三分五厘 大中屋 源兵衛 ㊦

此割賦銀 廿九匁八分

右之通儲ニ受取相済

トラ二月日

(中略)

たりした」と記載されている。

御所町に残っている史料には、「頼母子」あるいは「無尽」という表現はなく、「融通銀」または「調達銀」という表現が用いられている。しかし、これらは先行研究等における「頼母子」や「無尽」と同じものであると考えられるので、頼母子講として検討を進めるとともに、用語については、「頼母子講」または単に「講」とする。

御所町には、表1に示す史料が残っている。これらのうち、I、IV、Vに示すものについて、調べた結果を報告する。除外したものの概要は、左記の通りである。

① IIは、利足の変更について述べたものである。仕法については、元のものと比較する必要がある。

② IIIは、仕法についての説明がなく、掛銀、戻し銀等が書かれているのみで、これだけでは理解できない。過去に同じ仕法の講があったものと考えられる。

③ VIはIVとほぼ同じ仕法なので割愛した。

④ VIIは期間が短く、参加人数が少ないが、Iとほぼ同じ仕法である。ただし、クジではなく入札で落札者を決めている、最終の戻しがない。

頼母子講は、庶民金融、貧困者の相互救済を目的としたものとされている。頼母子講の掛銀が、庶民が参加できるような額であるかどうかを考察するため、近世後期の物価と現代の物価を比較することにする。

頼母子講に関する史料を調べると、講によって集めた資金を

## 第六章 頼母子講および金銭貸借

はじめに

御所町に残っている史料等に基づいて、頼母子講について検証をする。まず、頼母子講とはどのようなものなのか、辞典類等の記述を参考にしてまとめることにする。『近世風俗志 第七編』の「頼母子」の項には「京坂にては「たのもし」と云、江戸にては「むじん」と云、無尽と書す」とある。『日本国語大辞典』の頼母子講および無尽の記述は左記の通りである。

① 「頼母子」：金銭の融通を目的とした民間相互扶助組織。一定の期日ごとに講の成員があらかじめ定めた額の掛金を出し、所定の金額の取得者を抽選や入れ札などで決め、全員が取得し終わるまで続けるもの。鎌倉時代に成立し、江戸時代に普及した。明治以降、農村を中心として広く行なわれた。

② 「無尽講」：相互に金銭を融通しあう目的で組織された講。世話人の募集に応じて、講の成員となった者が、一定の掛金を持ち寄って定期的に集会を催し、抽籤や入れ札などの方法で、順番に各回の掛金の給付を受ける庶民金融の組織。貧困者の相互救済を目的としたため、はじめは無利子。無担保だったが、掛金をおこたる者があつたりしてしだいに利息や担保をとるようになった。江戸時代に最も盛んに行なわれ、明治以降も、近代的な金融機関を利用し得ない庶

表1 御所町の頼母子講関係史料

	文書名	年号	西暦	期間	人数	掛銀	名目	
I	融通銀仕方覚帳	文政9年	1826	10年半	30人	100目	取立難・利足替	○
II	融通調達銀仕法替	天保6年	1835					
III	調達講仕法帳	安政4年	1857	13年		計48貫目		
IV	調達銀仕法	慶応元年	1865	15年	60人	150目	加茂神社再興	○
V	仕法帳	慶応元年	1865	15ヶ月	500人	12匁		
VI	仕法帳	?		15年	60人	200目	難波村々	○
VII	六番 仕法帳	明治		52ヶ月	13人	金2両	円照寺資金難	

註 最終列に ○ を付けた仕法の解析を行う。

民の間に行なわれた。

『国史大辞典』の記載内容について、右の記述を補完するもので、江戸時代に関するものは左記の通りである。

① 「頼母子」：初見は建治元年(一一七五)としている。目的に関し、「頼母子は近世に入りさらにその利用度を増して行く。寺社が財政の維持、参拝費用調達を目的として主宰するもの、参勤交代の経費調達のような臨時の財政救済を目的とする藩営のもの、租税上納資金調達と個人救済を目的とした村落共同体によるもの、都市の商人団が経営資金調達のために組織したものなどがある」としている。また、規模等に関し、「一村落内だけの閉鎖的なものから、数カ村にまで及ぶような規模のものとなり、その目的も相互救済的傾向から種々の事業資金調達手段に利用されるようになった」とある。

② 「無尽」：初見について、建長七年(一一五五)としていて、頼母子の説明より、二〇年前にしている。頼母子と無尽の違いについて、「西日本の頼母子に対し、東日本では無尽といったという地域用語説があるが、同一の企画を頼母子とも無尽とも称して同義に用いたり、頼母子無尽と重複したりしている用例もあり、史料的に完全な区分はできない」としている。運用に関し、「組織運用の主な種類は、(一)第一回取得者を決めておく有親無尽と全員平等の親無無尽、(二)取得者の決定方法(抽籤か入れ札か)、(三)取得者の返済分に利子を加算するか否かなどを組み合わせて設定され、企画の目的に従って比率を加減したり、ほかの条件を付加し

1. 概要

文政九年（一八二七）の「融通銀仕方覚」について検討する。この仕法書の翻刻を史料1として添付する。この頼母子講の特徴は、講の参加者のほとんどが、利益を得ているということである。このためには、集めた掛銀を運用しなければならぬ。先行研究において、久義裕氏が指摘している頼母子講の一つの例であるといえる。

2. 講の概要

この頼母子講の銀の収支を表2に示す。単位を省略しているが、全て銀の匁である。「会掛銀計」は、その会の掛銀の合計であり、「会残銀」は、その会の掛銀の合計から渡し銀を引いたものである。「残銀の累計」は、会その時点において講元の手元にある掛銀の合計で、それに二・一パーセントを掛けたものを「残銀の利足」欄に記入した。講元が残銀を運用したとき、六ヶ月間に得られる利益である。この講の概要は、左記の通りである。

- ① 参加者は三〇人で、掛銀は一会に一〇〇目、一年に三月と九月の二会の開催で計二一会、期間は一〇年半である。
- ② 初めに三〇人から銀一〇〇目を集めると銀三貫目になる。クジ引きをして、当たった一人に一〇〇目を返し、銀をもらった人は脱会する。講元の手元には、銀二貫九〇〇目が残ることになり、次会までの六ヶ月間、この資金を運用す

ることができる。

- ③ 二会目にクジに当たった人は、二〇二匁の渡し銀をもらって脱会する。この人は、一〇〇目を六ヶ月間預け、二パーセントの利足をもらったことになる。
- ④ 三会目以降も、掛銀の累計に六ヶ月ごとの単利で、二パーセントの利足が加わってた渡し銀をもらって脱会する。これが一〇回目まで続く。
- ⑤ 仕法書には、「拾会目々不及掛銀候事」となっている。文字通りに解釈すれば、一〇会目から掛銀がいらぬことになるが、九会と一〇会との渡し銀の差は、一一八匁、一〇会と一一会の差は、一〇目であるので、一一会から掛銀不要とした。一一会目以降も、クジに当たった人は、利足の付いた渡し銀をもらって脱会する。
- ⑥ 二一会目には、残った一〇人に銀一貫三〇〇目を渡して解散する。これらの人たちの掛銀の合計は、一貫目である。
- ⑦ 渡し銀の合計が三〇貫七三〇目で、掛銀の合計が二五貫五〇〇目なので、五貫二三〇目の赤字となる。
- ⑧ 残銀を運用するものとし、各会の残銀に利足を加え、終わった時の残銀がほぼ「一〇」（計算結果では一九七匁）となる利率を求めた。
- ⑨ その利率は、六ヶ月に二・一パーセント（二・〇%ではマイナス六二匁）で、月利に直すと〇・三五パーセントである。他の史料によると、当時の月利は、六朱から一歩（〇・六から一パーセント）であるので、講元は、この利率で、十分採算がとれるものと考えられる。なお、当時の利足につ

運用していること、また、運用しないと全員が満足する結果が得られないことがわかった。そこで、金銭貸借について、当時は、どの程度の利子であったかを調べる。なお、利子について、「利足」と書かれているので、この用語を用いることにする。銀の単位に関し、匁と目がでてくるが、『国史大辞典』によると、「十位、百位の下に数字がない時は、匁の代わりに目を用いた」とある。史料によっては、匁と目が混在しているものがあるが、原則として史料の通りとする。

第一節 先行研究等

頼母子講の先行研究として、左記のものがある。なお、一九四五年以前のは割愛する。

- ① 森嘉兵衛氏「近世村落無尽の変質」（一九五七）
- ② 同 氏 「近世村落無尽の変質2」（一九五七）
- ③ 富森誠一氏「江戸時代末期における無尽講仕法の諸相」（一九六八）
- ④ 福山昭氏「頼母子講の展開」（一九七五）
- ⑤ 小林惟司氏「畿内における頼母子講の一考察」（一九八六）
- ⑥ 久義裕氏「近世後期農村における頼母子講」（一九九二）
- ⑦ 加藤慶一郎氏「近世における頼母子講と商品流通」（一九九五）
- ⑧ 松永靖夫氏「越後南部農村の頼母子講と農業経営」（一九九九）
- ⑨ 加藤慶一郎氏「近世後期における頼母子講の展開1」（二

- 〇〇〇）
  - ⑩ 同 氏 「近世後期における頼母子講の展開2」（二〇〇〇）
  - ⑪ 竹中真幸氏「近世関東農村における頼母子講（無尽）について」（二〇〇一）
- これらの先行研究は、事例を調べたものが多い。それらの事例を分類すると、左記のようになる。

- ① 何らかの名目を設けたものと、名目のないもの。
  - ② 渡し金銀を貰う人を入札によって決めるものと、クジによって決めるもの。また、両方を併用したもの。
  - ③ 渡し金銀を貰う人が会ごとに一人、または複数。
  - ④ 渡し金銀が会毎に増加するものと、一定のもの。
  - ⑤ 渡し金銀を貰った場合、脱会するか、掛け続けるか。
  - ⑥ 掛け続けるケースでは、再度貰う権利があるものと、貰う権利がなく担保・保証人等の保全措置がとられるもの。
  - ⑦ 掛金銀が一定のものと、段階的に少なくなるもの。
  - ⑧ 参加者が一つの村だけのものと、複数の村にまたがるもの。
- 先行研究のなかで、久義裕氏は、キャッシュフロー（集めた掛銀の運用）の考えを取り入れて解析している。集めた掛銀を運用しないと成り立たない講が多いように思えるが、以前の研究にはこの考えがないようである。運用することにより、掛金銀より貰える金銀を多くすることができる。頼母子講は、必要ときに入札等によって金銀が貰える、射幸的な要素がある等、魅力的なものが多いように思える。

いては、第五節で検討する。

⑩ 講元は、河内国石川郡の山田村・一須賀村・富田林村の人たちである。山田村は、大和から竹内峠を越えて河内に入った所の村であり、一須賀村はその東、富田林村は、一須賀村の南である。当時、竹内街道を経由して御所と河内の交流があったことがわかる。元禄頃の雑俳においても、御所と河内の交流がみられる。

### 3. 講の特徴

この講の特徴は、初会にクジに当たった一人以外の講の参加者二十九人は、全員が利益を得ているということである。初会にクジに当たった人は、掛金と同額の返却を受けて脱会しているので、不参加と同じである。

講元の手元には、最大一九貫目余りの銀子があることになっている。このためには、講元に信用がなければできないことである。しかも、講元は河内の人であり、一回の掛銀が一〇〇目という多額なものである。仕法書は、一冊しか残っていないが、同じ講元による何回かの講があり、少ない額から始めて、実績を積んできたものと考えられる。

### 4. 江戸時代の物産

頼母子講は、庶民のためのものであるとされている。この講が庶民のためのものといえるかどうか、銀一〇〇目が、現在の貨幣価値でどれほどのものを調べることにする。江戸時代の価格は、『お江戸の意外な「モノ」の値段』、『大江戸暮らし』

『江戸時代館』を参照する。調べた結果を表3に示す。金・銀・銭の相場は、金一両が銀六〇目および銭六〇〇文とした。江戸時代の価格については、時代等に統一性を欠く面があり、また、現在の価格には、多少主観が入っているため、あくまでも目安的なものである。

白米の価格で換算すると、銀一匁が一千四四〇円になるので、掛銀の一〇〇目は一四万四千円になる。また、大工の手間で換算すると、銀一匁が六千二百五〇円なので、六二万五千円になる。いずれにしても、庶民が加入できるようなものではない。

### 第三節 加茂神社修復のための講

#### 1. 概要

「仕法書」のはじめに「加茂神社大破修復ニ付、此度再興之ため左之通仕法相定」と書かれていて、加茂神社（現、鴨都波神社）が破損したため再興を名目とした講である。日付は、慶應元年（一八六四）十一月となっている。翻刻を史料2として添付する。

募集の人数が、五〇〇人という大規模な講である。「清村家文書」の寛永十五年（一六三八）の鴨都波神社に関する「議定」に、「鴨御社ふしん又やねかへ入用、五分御所町、二分半蛇穴、二分半松本・竹田・十三ヶ村より出し可申事」とある。神社の氏子である御所町をはじめ近隣の四ヶ村を対象に募集されたものと考えられる。

表2 文政9(1827)年 頼母子講 銀収支

会数	年号	年	月	1人の掛銀の累計	渡し銀	会の人数	会の掛銀計	会の残銀	残銀の累計	残銀の利息(2.1%6月)	累計残銀の元利計	註
1	文政9年	1826	9	100	100	30	3,000	2,900	2,900		2,900	銀の単位は全て匁
2	10年	1827	3	200	202	29	2,900	2,698	5,598	61	5,659	
3	10年	1827	9	300	306	28	2,800	2,494	8,092	118	8,270	
4	11年	1828	3	400	412	27	2,700	2,288	10,380	170	10,728	
5	11年	1828	9	500	520	26	2,600	2,080	12,460	218	13,026	
6	12年	1829	3	600	630	25	2,500	1,870	14,330	262	15,158	
7	12年	1829	9	700	742	24	2,400	1,658	15,988	301	17,117	
8	13年	1830	3	800	856	23	2,300	1,444	17,432	336	18,897	
9	13年	1830	9	900	972	22	2,200	1,228	18,660	366	20,491	
10	天保2年	1831	3	1,000	1,090	21	2,100	1,010	19,670	392	21,893	
11	2年	1831	9	1,000	1,100	20			18,570	413	21,206	以後掛銀必要なし
12	3年	1832	3	1,000	1,120	19			17,450	390	20,476	
13	3年	1832	9	1,000	1,140	18			16,310	366	19,702	
14	4年	1833	3	1,000	1,160	17			15,150	343	18,885	
15	4年	1833	9	1,000	1,180	16			13,970	318	18,023	
16	5年	1834	3	1,000	1,200	15			12,770	293	17,116	
17	5年	1834	9	1,000	1,220	14			11,550	268	16,164	
18	6年	1835	3	1,000	1,240	13			10,310	243	15,167	
19	6年	1835	9	1,000	1,260	12			9,050	217	14,123	
20	7年	1836	3	1,000	1,280	11			7,770	190	13,033	
21	7年	1836	9	1,000	1,300	10			-5,230	163	197	10人に1貫300目
計					30,730		25,500					

(註)

- ① 掛銀の合計から渡し銀の合計を引くと、5貫230目の赤字となる。  
 ② 残銀がほぼ「0」となる利率を求めた。その利率は、6ヶ月に2.1%で、月利0.35%である。

表3 江戸時代の物価

(文化・文政期)

品物	単位	昔の価格 文	今の価格 円	今の価格に換算			米換算 円	大工手間 換算 円	文献	備考
				円/文	万円/両	千円/匁				
納豆	1人前	4	50	12.5	7.5	1.25	58	250	18	文献には【註】の番号
豆腐	丁	15	150	10.0	6.0	1.00	216	938	18	1両=銀60匁
揚げ豆腐	枚	5	100	20.0	12.0	2.00	72	313	18	=銭6000文
しじみ	合	6	300	50.0	30.0	5.00	86	375	18	
卵	個	20	20	1.0	0.6	0.10	288	1,250	18	
こんにゃく	枚	8	150	18.8	11.3	1.88	115	500	19	
甘酒	杯	8	200	25.0	15.0	2.50	115	500	19	
桜餅	個	4	150	37.5	22.5	3.75	58	250	19	
汁粉	杯	16	300	18.8	11.3	1.88	230	1,000	19	
うなぎ丼	杯	100	1,500	15.0	9.0	1.50	1,440	6,250	19	
かけそば	杯	16	250	15.6	9.4	1.56	230	1,000	19	
寿司	個	7	150	22.4	13.4	2.24	96	419	20	
大根	本	13	200	16.0	9.6	1.60	180	781	20	
味噌	kg	36	600	16.8	10.1	1.68	514	2,231	20	
西瓜	個	23	1,000	42.7	25.6	4.27	337	1,463	20	
酒	升	208	2,500	12.0	7.2	1.20	3,000	13,019	20	
白米	升	42	600	14.4	8.6	1.44	600	2,606	20	
塩	升	12	300	25.6	15.4	2.56	168	731	20	
団子	本	3	70	21.2	12.7	2.12	48	206	20	
たばこ(19.8g)	本	8	640	80.0	48.0	8.00	115	500	20	小粋、たばこ税含む
菜種油	合	40	150	3.8	2.3	0.38	576	2,500	18	行灯 1時間 0.1合
蠟燭(10匁)	本	20	50	2.5	1.5	0.25	288	1,250	18	
下駄	足	100	2,000	20.0	12.0	2.00	1,440	6,250	18	紙鼻緒:2足3文
わらじ	足	15					216	938	18	
蛇の目	本	500	20,000	40.0	24.0	4.00	7,200	31,250	18	
番傘	本	250	10,000	40.0	24.0	4.00	3,600	15,625	18	
(安い傘)	本	250	500	2.0	1.2	0.20	3,600	15,625	18	ビニール傘
古傘(買い取り)	本	10					144	625	18	
銭湯	回	8	350	43.8	26.3	4.38	115	500	18	
飲み屋の酒	合	24	400	16.7	10.0	1.67	346	1,500	18	
飲み屋の肴	品	8	200	25.0	15.0	2.50	115	500	18	
飛脚(市内)	回	24	80	3.3	2.0	0.33	346	1,500	18	郵便
飛脚(遠方)	回	100	80	0.8	0.5	0.08	1,440	6,250	18	郵便
駕籠(日本橋-吉原)	回	800	3,000	3.8	2.3	0.38	11,520	50,000	18	タクシー
髪結い(男性)	回	28	3,000	107.1	64.3	10.71	403	1,750	18	
髪結い(女性)	回	50	6,000	120.0	72.0	12.00	720	3,125	18	一般には家庭で
あんま	回	64	3,500	54.7	32.8	5.47	922	4,000	19	
木賃宿	泊	16	2,000	125.0	75.0	12.50	230	1,000	18	自炊・相部屋
宿屋(2食付)	泊	200	8,000	40.0	24.0	4.00	2,880	12,500	18	
歌舞伎	回	100	8,000	80.0	48.0	8.00	1,440	6,250	18	立見10文、拵席2000文
赤本(子供用絵本)	冊	10	300	30.0	18.0	3.00	144	625	18	再生紙使用、5丁程度
好色一代男	8巻	1,200	2,000	1.7	1.0	0.17	17,280	75,000	18	
同貸本	回	120					1,728	7,500	18	
大工手間	1日	400	25,000	62.5	37.5	6.25	5,760	25,000	19	
住込下女給金	1年	2.5両					177,500	782,500	19	

註 1 「今の価格に換算」は、それぞれの品物で、1文が何円、1両が何万円、銀1匁が何千円に相当することを示す。

2 「米換算」・「大工手間換算」は、米・手間で換算したとき、それぞれの品物が、今何円に相当するかを示す。

## 2. 講の概要

この講は、期間が一年三ヶ月間と短く、一回の掛銀が一二匁と少ない。前節の講のように、集まった掛銀を運用していない。クジによる渡し銀の額に大小を付け、宝くじ的な要素を持たせている。銀の収支を表4に示す。また、クジの当り状態による最終会の戻し銀を表5に示す。

- ① 一人・五〇組、計五〇〇人の参加を募集している。
- ② 掛銀は一二匁で、一ヶ月ごとに一五会(二年三ヶ月)、実施している。満会までの一人当りの掛銀は、一八〇匁である。

③ 各組の世話人に酒飯料として、会毎に一人に銀四匁(世話人は五〇人)を支払っている。

④ 会ごとに、クジ引きによって当りを決める。当り銀は、八〇〇目が一本、三五〇目が一本、二五〇目が一本、一二〇目が八本の計一本の本銀、および一二匁の花蘭が八九本である。五〇〇人に対し、計一〇〇本なので、どちらかがあたる確率は、二〇パーセントである。

⑤ 八〇〇目、三五〇目、二五〇目の当り銀に当たった人は、最後まで掛銀を支払うように義務付けている。第一会に二五〇目が当たって最後まで掛銀を支払ったとしても、銀八二匁の収入がある。

⑥ 花蘭の当り銀の一二匁は、掛銀と同じである。一会で八九本あるので、一五会では一三三五本になる。五〇〇人では一人平均約二・七回当たることになる。

⑦ 具体的にどのような方法で、当りを決めていたのかはわか

らない。名前を書いた札を箱等に入れておき、世話人等が、任意にその札を拾っていく等の方法が考えられる。

⑧ 前回までの当りとは関係なく、会ごとに当りが決められるので、最も高額の八〇〇目が複数回あたる可能性がある。

⑨ 最終会までに、本銀が当たらなかった人は、花蘭の当たった回数によって、表5に示す払い戻しを受けることができる。また、本銀一回の人も同様である。当たった回数と同じの人が、一定銀額を分けるという方法であり、講元の収益は確定している。

## 3. 講の特徴

掛銀の運用はしていない。しかし、表4からわかるように、毎会の残銀は、二貫三七二匁である。最終会には戻し銀があるが、掛銀の合計九〇貫目から、各会の渡し銀、世話人の酒飯料、最終の戻し銀を差し引いた講元の収益は、銀二貫一八〇目で、利益率は、二四・六パーセントである。白米で換算したとしても、利益は現在の貨幣で約三二〇〇万円である。なお、表3は、文化・文政期の物価を基にしている。第三節で述べた通り、慶応期には物価が高騰しているため、数値としては正確ではないことを付け加えなければならない。

五〇〇分の一と確率は低いが、毎会、一二匁の掛銀で八〇〇目を得られる可能性がある。当たらなかったとしても、最終会に戻しがあり、空くじなしである。一五会の講に一回も当たらなかったとしても、これが一人であった場合、銀二貫一〇〇目を得ることが出来る。前述の白米換算では、約三〇〇万円



慶応元年 加茂神社 頼母子講

表4 会毎および15会の収支

	渡し銀		世話人		掛銀 (匁)		収支差額 (匁)
		銀 (匁)	酒飯料	1人	1会の計		
本齋 第1	350	(4匁×	12匁	(10人×			
10本目	120	50人)		50組)			
20本目	120	=200目		=500人			
30本目	120			(500人×			
40本目	120			12匁)			
50本目	250			=6,000目			
60本目	120						
70本目	120						
80本目	120						
90本目	120						
100本目	800						
花齋(89本)	1,068						
1会の計	3,428	200	12	6,000		2,372	
15会の計	51,420	3,000	180	90,000		35,580	

表5 最終の当り回数による調整

条 件	割戻し銀 (目)
本齋・花齋1度も当りなし	2,100
花齋1度当り	1,900
花齋2度当り	1,700
花齋3度当り	1,500
花齋4度当り	1,300
花齋5度当り	1,100
花齋6度当り	900
花齋7度当り	700
花齋8度当り	500
花齋9度当り	400
花齋10度当り	300
本齋1度当り	1,000
計	13,400

註) 上記割戻し銀を同じ条件の人たちで分ける。

最終講元収支 35,580 -13,400= 22,180 匁

ある。この最終会の戻し制度は、途中脱会の防止に役立つとともに、射幸心を煽ることになっていいると思われる。掛銀よりも受け取った額が少なかったとしても、神社への寄付と考えることができ、参加しやすい。一方、講元にとっても、利益が大きくその利益が確定している。双方にとって、興味あるシステムである。

第四節 慶応元年の仕法書

1. 概要

慶応元年(二八六五)の講は、第二節のものと同様に資金の運用を目的としたものである。仕法書の翻刻を史料3に示す。主な違いは、講元が御所町の人たちであることと、落札者の決定をクジと入札を交互にしていること等である。

2. 講の概要

この講は、掛銀にくらべ、講員に対する渡し銀がかなり大きい。したがって、掛銀を運用しなければ、成り立たない講である。収支を表6に示す。この表には、集めた掛銀を六ヶ月ごとに、三パーセントの複利で運用するとして収支を計算した。この表からわかることは、左記の通りである。

- ① 募集は六〇人であり、期間は一五年で、毎年三月と九月の年二回の開催で合計三〇会である。
- ② 当初一人の掛銀は、一会について一五〇目であるが、五会ごとに銀一五匁づつ少なくなり、二六会からは、銀七五匁

となる。

- ③ 初会は、クジによって落札者を決め、二会以降は、クジと入札を交互にしている。クジが一六会、入札が一四会である。

- ④ 初会にクジに当たった人への渡し銀は、五五〇目である。掛銀一五〇目に対し、銀四〇〇目の利益である。

- ⑤ 三会目は、入札である。これまでの掛銀は、四五〇目であるが、限度額は八二五匁であり、入札の額はこの間になるものと考えられる。入札額が低かった場合は、講元の利益になる。

- ⑥ 会への参加者のうち一〇人には、花齋によって銀札四〇目の渡し銀がある。また、全員に焼物料として、銀札三匁が渡される。欠席者で掛銀を支払った人には、花齋がない代わりに御膳料として銀札七匁が渡される。

- ⑦ 右記の花齋・焼物料・御膳料は、銀札となっているが、掛銀・渡し銀は、単に銀と書かれている。

- ⑧ クジまたは入札によって渡し銀を受け取った人は、退会するものと考えられる。受け取る人は三〇人であり、参加者六〇人の半分である。

- ⑨ 前項に関連して、最終条に「一、五会目迄之内、振り廻り候御方ハ再加入可被成下候筈」とあるが、再加入についての条件が書かれてない。渡し銀を受け取らず、そのまま継続するものと考えられる。この場合、最終の戻し銀の受取は三〇人以上になるが、全体の収支には大きな影響はないものと考えられる。

⑩ 滞納に対しては、月に一分の利足をとる。貸付を希望する者には、月八朱（〇・八パーセント）で貸し付ける。

⑪ 最後に残った三〇人には、満会の翌年（約一年の据え置き）に銀四貫五〇〇目が支払われる。これらの人たちの掛銀の合計は三貫三七五匁であり、利益は一貫一二五匁である。これに、花鬘と焼物料が加わることになる。

### 3. 講の特徴

クジによる渡し銀および入札の上限は、掛銀の累計を上まわっている。前述のように、最後に残った人たちも銀一貫目余りの掛銀以上の戻し銀を受け取ることができる。また、毎会、花鬘に当たった一〇人に銀札四〇目が支払われ、参加者全員に焼物料として銀札三匁が支払われている。したがって、この講に参加した人全員が、利益を得ることになる。

集めた掛銀を六ヶ月に三パーセント（月利五朱）で、六ヶ月毎の複利で運用した場合の収支を計算した。このように運用すると、講元に銀二七貫六七〇目が残る。さらに、入札の場合、上限の銀額はクジ引きの時のものと同じと考えられるが、それと実際の入札銀額との差が講元の利益になる。

貸付に対しては、月八朱の利足で、滞納に対する利足は、月一步としていた。したがって、仮定した月五朱以上の運用が可能であると考えられる。

講元は、全て御所町の人で、これらの人たちの慶応二年（一八六六）の「宗門御改帳」による石高は、左記の通りである。（この年の「宗門御改帳」には、持高・建物の記述がある）

赤塚 安兵衛： 一一五石九斗一升二合、  
 種屋 治兵衛： 一五石五斗七合、  
 間屋 新五左衛門： 一五石五斗二合、  
 橘屋 善太郎： 一一石九升八合

なお、高名寄帳をみると、安政五年（一八五八）に、赤塚と種屋はこの石高と大きな違いはないが、間屋は約五〇石で、橘屋は約三石ある。また、明治三年（一八七〇）は、全員慶応二年と大きな違いはない。

この講は、慶応元年（一八六五）からの一五年間であるが、慶応三年に急激な穀物類の値上がりがあり、明治四年（一八七一）五月に新貨条例が発令されている。どのように処理されたかに興味があるが、史料が残っていない。

### 第五節 金銭貸借等の利足

#### 1. 概要

第二節の文政九年の講および第四節の慶応元年の講では、集めた掛金を運用することが、講を成立させるための条件であるとした。運用するとすれば、貸付による利足が重要な要素となる。御所町の高名寄帳には、屋敷・田畑の質入れの時の利足が書かれている。また、吹田市の「西尾家文書」には、一五九点の金銭貸借等の文書がある。これらによって、質入れまたは金銭貸借の時の利足について調べることにする。

表6 慶応元年 頼母子講 銀収支

年	月	入札	本題	花鬘	焼物料	1人掛銀	1人掛銀	累計	人数	掛銀・計	会毎・残銀	残銀・累計	利足	元利合計	備考
			(10人×40匁)	(1人3匁)							(運用せず)		6月・3%		
1	慶応元年	1865	550	400	180	150	150	150	60	9,000	7,870	7,870			
2	2年	1866	680	400	177	150	300	300	59	8,850	7,583	15,463	236	15,699	*1
3	2年	1866	825	400	174	150	450	450	57	8,700	7,301	22,764	471	23,471	*2
4	3年	1867	1,025	400	171	150	600	600	58	8,550	6,954	29,718	704	31,129	*2
5	3年	1867	1,175	400	168	150	750	750	56	8,400	6,657	36,375	934	38,720	*3
6	4年	1868	1,335	400	165	135	885	885	55	7,425	5,525	41,900	1,162	45,407	*3
7	4年	1868	1,500	400	162	135	1,020	1,020	54	7,290	5,228	47,128	1,362	51,997	*4
8	明治2年	1869	1,610	400	159	135	1,155	1,155	53	7,155	4,986	52,114	1,560	58,543	*4
9	2年	1869	1,685	400	156	135	1,290	1,290	52	7,020	4,779	56,893	1,756	65,078	*5
10	3年	1870	1,760	400	153	135	1,425	1,425	51	6,885	4,572	61,465	1,952	71,602	*5
11	3年	1870	1,850	400	150	120	1,545	1,545	50	6,000	3,600	66,065	2,148	83,019	
12	4年	1871	1,985	400	147	120	1,665	1,665	49	5,880	3,348	68,413	2,321	83,019	
13	4年	1871	2,060	400	144	120	1,785	1,785	48	5,760	3,156	71,569	2,491	88,666	
14	5年	1872	2,135	400	141	120	1,905	1,905	47	5,640	2,964	74,533	2,660	94,290	
15	5年	1872	2,340	400	138	120	2,025	2,025	46	5,520	2,642	77,175	2,829	99,760	
16	6年	1873	2,550	400	135	105	2,130	2,130	46	4,725	1,640	78,815	2,993	104,393	
17	6年	1873	2,610	400	132	105	2,235	2,235	44	4,620	1,478	80,293	3,132	109,003	
18	7年	1874	2,660	400	129	105	2,340	2,340	43	4,515	1,326	81,619	3,270	113,599	
19	7年	1874	2,790	400	126	105	2,445	2,445	42	4,410	1,094	82,713	3,408	118,101	
20	8年	1875	2,925	400	123	105	2,550	2,550	41	4,305	857	83,570	3,543	122,501	
21	8年	1875	3,015	400	120	90	2,640	2,640	40	3,600	65	83,635	3,675	126,241	
22	9年	1876	3,110	400	117	90	2,730	2,730	39	3,510	-117	83,518	3,787	129,911	
23	9年	1876	3,185	400	114	90	2,820	2,820	38	3,420	-279	83,239	3,897	133,529	
24	10年	1877	3,260	400	111	90	2,910	2,910	37	3,330	-441	82,798	4,006	137,094	
25	10年	1877	3,375	400	108	90	3,000	3,000	36	3,240	-643	82,155	4,113	140,504	
26	11年	1878	3,485	400	105	75	3,075	3,075	35	2,625	-1,365	80,790	4,217	143,416	
27	11年	1878	3,600	400	102	75	3,150	3,150	34	2,550	-1,552	79,238	4,302	146,167	
28	12年	1879	3,680	400	99	75	3,225	3,225	33	2,475	-1,884	77,354	4,385	148,668	
29	12年	1879	3,925	400	96	75	3,300	3,300	32	2,400	-2,021	75,333	4,460	151,107	
30	13年	1880	4,010	400	93	75	3,375	3,375	31	2,325	-2,178	73,155	4,533	153,462	
	明治14年	1881	135,000	12,000	4,095	3,375			30	160,125		80,307		162,670	
	計		205,875	*1						89,515	*3	9,208		27,670	*5
				*2						249,640	*4	89,515			

\*1 1年後支払:  
4貫500×30人

\*2 本題支払合計

\*3 利足合計

\*4 収入合計

\*5 最終収支

新貨条例

③ 利足の最低が年三朱（年利〇・三％）で次が年一步（年利一％）であり、最高が月六歩（年利七・二％）である。これらは、他とかけ離れているので、何か特別の事情があったものと考えられる。

④ 前記のものを除くと、最低が年に銀一貫目に三〇目（年利三％）で、最高が月一步であり、高名寄帳の場合と大差はない。

⑤ 最も古いものは、天和二年（一六八二）で、最も新しいものは、慶応三年（一八六七）であり、慶応期のもものは三件である。時代による利足の差は、ほとんど認められないように思える。

⑥ 天保期が最も多く四四件あるが、これは西尾家の事情によるものである。

⑦ 借銀の最大は銀一〇貫目で三件あるが、利足は少し低いようである。

⑧ 金で貸付けているものが何件かあるが、そのうち三件には、銀との相場が書かれている。天保八年（一八三七）は、一両が六六匁一分で、天保十年が六〇目と六〇目七分である。

高名寄帳のデータと比べ、平均値は少し高いが、大きな差はないようである。したがって、講元の掛銀の運用についての考えは変わらない。

## おわりに

御所町に残っている頼母子講関係の史料の解析を行った。頼

母子講は、一三世紀頃から各地で行われていたとされており、その仕法は、多種多様であると考えられる。残っている史料は、七点であるが、数多くの講があったものと推察され、今回解析を行った仕法と異なる仕法の講が数多くあった可能性が高い。

文政七年の講は、参加者が三〇人で、掛銀は一会に一〇〇目、一年に三月と九月の二会の開催で計二一会、期間は一〇年半である。脱会者は、クジによって決められ、脱会までの掛銀に六ヶ月ごとの単利で、二パーセントの利足を加えた戻し銀をもらう。講元が河内の人たちであることが特記すべきことである。集めた掛銀を運用すれば、参加者も講元も利益を得ることになる。運用の損益分岐点の利率は、六ヶ月で二・一パーセント、年利にすると四・二パーセントである。

いろいろなものについて、江戸時代と現在の価格の比較をした。頼母子講は、庶民の相互扶助という面があるとされているが、この講の一会の掛銀は、一〇〇目である。これを現在の貨幣価値に換算すると、ものによって換算係数が異なるので確定はできないが、約一四万円から約六〇万円と推定される。この講は、庶民の相互扶助というのではなく、講元に資金の運用を依頼したものであるといえる。

加茂神社の講は、参加者が五〇〇人、掛銀は一会に一二匁で、一ヶ月ごとに実施し、合計一五会の講を実施している。掛銀を今の貨幣価値に直すと、約一万七千円から六万五千円ということになる。宝くじ的な要素があり、当りの戻し銀にメリハリが付いている。掛銀と同じ額の花蘭は、現在の宝くじより確率が高い。また、本蘭に当たらなかった人には、最後に戻り銀が用

## 2. 屋敷田畑の質入れの利足

高名寄帳には、屋敷田畑の質入れがあった場合、該当するところに付箋を付けて、借入銀額と利足が書かれているものがある。質入れの相手の名前のみ、名前と銀額等、書かれている内容はまちまちである。利足が書かれている割合は、年によって違うか、全体として半分弱であると思われる。なお、安政五年以降の高名寄帳には、利足が書かれていない。

文化十三年（一八一六）、文政三年（一八二〇）、文政八年（一八二五）、天保二年（一八三一）の四年分について、質入れの年月、借入銀額、利足、屋敷田畑の石高を表にまとめ、添付資料<sup>1</sup>として章末に添付する。利足は全て月利である。ほとんどが屋敷であるが、田畑は質入れではなく、「譲る」と書かれているものがほとんどである。表からわかることを左記に示す。

① 利足の平均は、左記の通りである。

- ・ 一ヶ月：〇・七七八 パーセント
- ・ 六ヶ月：四・六六八 パーセント
- ・ 年利：九・三三六 パーセント

② 月八朱（年利：九・六％）が最も多く三〇件のものがあり、二番目が月七朱（年利：八・四％）で一九件である。

③ 利足の最低が月四朱（年利：四・八％）で、最高が月一步（年利：一二％）である。

④ 屋敷と田畑で、高あたりの貸付銀額が大きく異なっている。屋敷は建物込みであると考えられるが、それを考慮しても高いようである。

第二節の文政九年の講では、損益分岐点の年利を四・二パー

セントとした。また、第四節の慶応元年の講では、年利を六パーセントと仮定して運用を考えた。慶応期のデータはないが、これらのデータでは、講元は十分利益を得ることになる。時代による利足の違いについては、次項で検討することにする。

## 3. 金銭貸借の利足

吹田市にある旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）は、吹田市教育委員会によって、平成十九・二十年度に保存および活用を図るための調査が行われた。その調査結果は、『旧西尾家住宅調査報告書』にまとめられている。報告書の別冊として、『西尾家文書目録』があり、備考欄に借銀の額と利足が記入されている。それらを調べて添付資料<sup>2</sup>として章末に添付する。最終列には、全てを月利に換算してパーセントで記入している。

文書目録には、金銭貸借と質入れとを合わせて一五九点の証文がある。利足が書かれていないもの、干支だけで年号が欠けているもの、明治以降等を除外して、八三三の利足をまとめた。利足が書かれていないものには、予め利足分を天引きして貸し付けている例がある。調べた結果からわかることを左記に示す。

① 利足の平均は、左記の通りである。前項の高名寄帳の集計に比べると少し高い。

- ・ 一ヶ月：〇・八二六 パーセント
- ・ 六ヶ月：五・〇一六 パーセント
- ・ 年利：一〇・〇三二 パーセント

② ここでも月八朱が最も多く、二六件のものがある。次に多いのは、年一割（月八朱三厘）である。

- (12) 久義裕「近世後期農村における頼母子講」(宮川秀一編著『日本史における国家と社会』思文閣、一九九二) 二〇五頁
- (13) 加藤慶一郎「近世における頼母子講と商品流通」(『国際経済論集』一九九五) 二一、一四三頁
- (14) 松永靖夫「越後南部農村の頼母子講と農業経営」(『史料館研究紀要』一九九九) 三〇、二七五頁
- (15) 加藤慶一郎「近世後期における頼母子講の展開1」(『流通科学大学論集 流通・経営編』流通大学学術研究会、二〇〇〇) 一三三、三一頁
- (16) 前掲(15) 四一頁
- (17) 竹中真幸「近世関東農村における頼母子講(無尽)について」(『研究紀要』日本大学通信教育部通信教育研究所 二〇〇一) 一四号、一三頁
- (18) 中江克己『お江戸の意外な「モノ」の値段』(PHP研究所、二〇〇三) 三八、三九頁
- (20) 『江戸時代館』(小学館、二〇〇二) 本編、四二〇頁
- (21) 『事典しらべる江戸時代』(柏書房、二〇〇一) 七八四頁には「元禄十三年(一七〇〇)からは金一兩 $\parallel$ 銀六〇匁 $\parallel$ 錢四貫文と定めている」とある。小柳津信郎『近世貨金物 佃史料』(成工社出版部、一九九八) 七頁によると、時代・地域によってバラツキがあるが、文化・文政期では、

平均的に金一両は、銀六〇匁、錢六〇〇〇文強である。

- (22) 『南葛城郡誌』(一九二八) 五三〇頁
- (23) 拙稿『西尾家文書目録』(吹田市教育委員会、二〇〇九)
- (24) 高野山大徳院御貸付役所発行の私札の中に「出張大徳院 引換所和州御所町ニ而」と書かれたものがある。その他、南都修南院殿役所、金剛山大宿坊等の私札が残っている

【史料1】 (縦帳)

文政九年  
 融通銀仕方覚帳  
 戌九月

一 此度、融通銀与して、人数三拾人ニ取組、沓人前ニ銀百目宛、沓ヶ年兩度御出銀被下、拾ヶ年半ニ元利相済候積、尤拾会目方不及掛銀候事

一 毎年、九月、三月兩度懸銀世話方江預ヶ置、左之割合銀、会毎鬮引ニ而銀子御渡申候、尤鬮当り候御方ハ、其会限相除可申候

一 鬮引ニ不相当御方ハ、式拾沓会目銀子沓貫三百目宛、相渡満会可仕候

一 初会	百目	御渡申候
一 二会	貳百貳匁	〃
一 三会	三百六匁	〃
一 四会	四百拾式匁	〃

意され、途中脱会の防止が考慮されている。講元は、掛銀の運用がなかったとしても確定した利益があり、双方にとって優れたシステムであると思われる。

この講の掛銀は銀一二匁で、参加人数が多いので、秤量貨幣である豆板銀で集金するのは難しい。したがって、仕法書には銀となつているが、額が決まっている私札等で集金されたものと考えられる。残っている高野山大徳院等の私札は、ほとんどが銀老匁である。前述のように、慶応元年の仕法書では、銀札と銀が使い分けられている。しかし実際に、どのような取扱になつていたかはわからない。この問題については、今後の課題としたい。

慶応元年の講は募集が六〇人で、期間は一五年間であり、毎年三月と九月の年二回、合計三〇会の開催である。掛銀は、最初の一會から五會が一五〇目であるが、五會ごとに一五匁づつ少なくなり、最終の五會は七五匁になっている。落札は、クジと入札が交互で、戻り銀は會ごとに増加している。集めた掛銀を半年ごとに、三パーセントの複利で運用するとして、収支の計算をした。この利率で運用すると、講元も参加者も利益を得ることができる。この講は、途中で新賃条例が発令され、貨幣システムが変更になった。どのような結末になつたかに興味があるが、史料が残っていないのでわからない。この講の講元の四人は御所町の人たちで、金貸し業であつたと考えられる。そのうちの一人は、一〇〇石以上の高持である。

資金の運用に関連し、御所町の高名寄帳および吹田市の『西尾家住宅調査報告書』の文書目録によって、江戸時代の利

足について調べた。月八朱前後、すなわち年利一〇パーセント前後が最も多く、資金の運用を目的とした第二節および第四節の講は、この利率で十分採算がとれることがわかつた。

【註】

- (1) 宇佐美英機校訂『近世風俗志』(岩波文庫、一九九六) 一卷、三八六頁(原著、喜多川守貞著、嘉永六年(一八五三)および江間努解説『類聚近世風俗志』(聖光社、一九四九) 二二二頁)
- (2) 『日本国語大辞典』第二版(小学館、二〇〇〇) 第八卷、一〇六三頁
- (3) 前掲(2) 一二卷、九七一
- (4) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八〇) 第一二卷、九七一頁
- (5) 前掲(4) 一三卷、六二〇頁
- (6) 前掲(4) 一三卷、九二〇頁
- (7) 森嘉兵衛「近世村落無尽の変質」(『農業経済研究』、岩波書店、一九五七) 二九号、一四頁
- (8) 前掲(7) 三九頁
- (9) 富森誠一「江戸時代末期における無尽講仕法の諸相」(『日本歴史』二四一号、一九六八) 一〇八頁
- (10) 福山昭「近世農村金融の構造」第三章「頼母子講の展開」(雄山閣、一九七五) 九五頁
- (11) 小林惟司氏「近世先進地帯、畿内における頼母子講の一考察」(『三田学会雑誌』七九号(三) 一九八六)

- 一 第八拾本目 右同断
- 一 第九拾本目 右同断
- 一 第一百本目 銀八百目
- 一 右節々之外、八拾九本花鬘拾式匁宛相渡し可申候
- 一 第老鬘・第五拾鬘・百番当り之御方ハ、満会迄之掛銀御掛切可被下候
- 一 本鬘拾老口再当り之御方ハ、銀高式割引にて相渡可申候、満会迄当無之御方ハ配当割渡可申候
- 一 割渡之分左之通
- 一 銀式貫百目 本鬘節々花鬘老ケ度も当り無之御人数へ割戻可申候
- 一 同老貫九百目 花鬘老度当り之御方へ割戻可申候
- 一 同老貫七百目 同式度当り右同断
- 一 同老貫五百目 同三度当り右同断
- 一 同老貫三百目 同四度当り右同断
- 一 同老貫百目 同五度当り右同断
- 一 同九百目 同六度当り右同断
- 一 同七百目 同七度当り右同断
- 一 同五百目 同八度当り右同断
- 一 同四百目 同九度当り右同断
- 一 同三百目 同拾度当り右同断
- 一 同老貫目 満会迄十節老度当り之御方へ割戻可申候
- 一 右之通満会之節無間違相渡可申候
- 一 慶應元年丑十一月

加茂神社 勘定方

- 一 五会 五百式拾匁
- 一 六会 六百三拾匁
- 一 七会 七百四拾式匁
- 一 八会 八百五拾匁
- 一 九会 九百七拾式匁
- 一 拾会 老貫九拾匁
- 一 十一会 老貫百目
- 一 十式会 老貫百式拾目
- 一 十三会 老貫百四拾目
- 一 十四会 老貫百六拾目
- 一 十五会 老貫百八拾目
- 一 十六会 老貫百目
- 一 十七会 老貫百廿目
- 一 十八会 老貫百四拾目
- 一 十九会 老貫百六拾目
- 一 式拾会 老貫百八拾目
- 一 廿一会 老貫三百目宛、拾人之御方へ御渡し申候
- 一 右之通御渡可申候、以上

世話方銀預り

- 一 山田村、油屋 伊兵衛
- 一 須賀村、庄屋 治兵衛
- 一 富田林村、黒山屋 三郎兵衛

【史料3】 (縦帳)

調達銀仕法

- 一 調達講仕法銀、御老人前ニ銀百五拾目宛、御人数六拾人老組与相定、御出銀可被下候、御返済之儀者、左之割合之通り老ケ年ニ両度宛御出会之上、振鬘并入札ヲ以、元利御返済可仕候事
- 一 毎年三月九月御会合被下、左之割合之通り御出銀可被下、御多人数之儀ニ候ハ、賄方難行届候ニ付、粗末御膳差出し、為焼物料銀札三匁宛差出し、并為花鬘銀札四拾匁宛毎会御出席之人數拾人江振鬘いたし、御渡可申上候事
- 一 会日八ッ時迄ニ御出席被下、至八ッ半ニ鬘引可仕候、鬘引之御方ハ、本鬘花鬘共相済可申候事
- 一 割合懸銀、当日御持参之上、勘定元へ御渡被下、掛ケ銀預り之通与引替之上、御出席可被下候
- 一 会日御不参之御方へハ、為御膳料銀札七匁宛相贈可申候、尤当日掛銀御持参無之御方ハ、相除可申候事
- 一 但し、掛ケ銀不参之御方ハ、月老歩之利足相添、次会ニ御掛ケ可被下候
- 一 御連中之内銀子御預り被下度御方へ者、月八朱之利足ヲ以、掛ケ銀相応之銀子御預ケ可申候事
- 一 五会目迄之内、振り鬘当り候御方ハ、再加入可被成下候筈

【史料2】 (縦帳)

仕法帳  
加茂神社、世話方

- 一 加茂神社大破修覆ニ付、此度再興のため左之通仕法相定、各様方御取持御加入之程奉願上候
- 一 御人数老組拾人と相定、毎月御老人前掛銀拾式匁宛拾五ヶ月満会ニ相成候事
- 一 五拾組与相定、振鬘ヲ以、本鬘拾老本花鬘八拾九本都合百本宛、会度左之通当り銀相渡可申候、猶又、当り鬘其俱会度差入、幾度当り被成候共、割合之通り相渡し可申候、尤引当証文ニ者不及、月々当り銀相渡可申候
- 一 老組拾人与相定、御世話被成下候御方へ者、御酒飯料与して会度銀四匁宛相渡可申候
- 一 本鬘渡し銀左之通
- 一 第一初鬘 銀三百五拾目
- 一 第一拾本目 銀百式拾目
- 一 第二拾本目 右同断
- 一 第三拾本目 右同断
- 一 第四拾本目 右同断
- 一 第五拾本目 銀百五拾目
- 一 第六拾本目 銀百式拾目
- 一 第七拾本目 右同断



屋敷・田畑質入れの利足

2/2

	高名寄帳	組	年月	西暦	借銀	利足	月利	屋敷・田畑高
41	天保2年	弥	文政11年3月	1828	2貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗7升2合
42	"	"	文政9年6月	1826	2貫目	月7朱	0.700%	屋敷 3斗2升3合
43	"	"	文政9年12月	1826	600目	月7朱	0.700%	屋敷 1斗1升9合
44	"	"	文政13年12月	1830	650目	月6朱	0.600%	屋敷 2斗3升8合
45	"	"	天保5年2月	1834	7貫目	月7朱	0.700%	屋敷 7斗8升2合
46	"	"	文政10年2月	1827	1貫目	月9朱	0.900%	屋敷 6斗7升4合
47	"	庄	文政12年7月	1829	600目	月8朱	0.800%	屋敷 1斗5升8合
48	"	"	文政9年11月	1826	9貫目	月7朱	0.700%	2屋敷 1石2斗7升5合
49	"	"	文政13年5月	1830	1貫500目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗5升5合
50	"	"	天保2年2月	1831	3貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗6升9合
51	"	"	天保4年12月	1833	5貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗4升2合
52	"	吉	文政9年10月	1826	530匁	月8朱	0.800%	田 7石4斗2升9合
53	"	"	文政11年12月	1828	1貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗5升5合
54	"	"	文政8年12月	1825	1貫目	月1分	1.000%	屋敷 2斗7升2合
55	"	"	天保6年2月	1835	4貫目	月7朱	0.700%	屋敷 2斗8升9合
56	"	"	文政12年9月	1829	1貫300目	月8朱	0.800%	田 3石4斗1升7合
57	"	"	文政13年11月	1830	900目	月1分	1.000%	屋敷 3斗2升3合
58	"	"	文政11年12月	1828	300目	月1分	1.000%	屋敷 1斗7升
59	"	"	文政12年12月	1829	1貫100目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗4合
60	"	川	天保6年12月	1835	1貫600目	月8朱	0.800%	屋敷 3斗9升1合
61	"	"	文政12年12月	1829	2貫目	月7朱	0.700%	屋敷 3斗4升
62	"	"	文政12年4月	1829	3貫500目	月7朱半	0.750%	屋敷 1斗9升2合
63	"	"	文政12年6月	1829	1貫500目	月8朱	0.800%	田 8石3斗1升3合
	平均				屋敷 2貫547匁 田 629匁		0.778%	屋敷 4斗5合 田 1石2斗6升7合

- 註 1) 伊: 伊右衛門組 (北組)、長: 長兵衛 (西組)、吉: 吉兵衛組 (南組)  
 川: 川東組 (東組)、弥: 弥兵衛 (北組)、庄: 庄兵衛 (西組)  
 2) 屋敷の平均価格は、高1斗当たり629匁  
 3) 田の平均価格は、高1石当たり496匁

	文書番号	年月	西暦	借銀	利足	月利	備考
1	1-61-9	寛政7年12月	1795	500目	年1歩	0.083%	
2	1-61-22	文化元年12月	1804	100目	月9朱	0.900%	
3	1-61-68	寛政2年6月	1790	5貫目	月9朱	0.900%	
4	1-66-18	文化11年11月	1814	600目	月8.5朱	0.850%	
5	1-68-6	天明4年11月	1784	150目	年1割	0.830%	
6	1-68-16	文化8年3月	1811	40匁	月1歩	1.000%	
7	1-68-21	文化9年11月	1812	265匁	年8朱	0.067%	
8	1-68-23	寛政9年12月	1797	300目	年1割3朱	0.860%	
9	1-68-26	文政10年8月	1827	660目	年1割	0.830%	
10	1-68-41	享和元年6月	1801	120目	月1歩	1.000%	
11	1-69-8	文政10年8月	1827	1貫目	年50匁	0.420%	
12	1-70-13	文化9年11月	1812	1貫600目	月7朱	0.700%	
13	1-70-28	寛政12年12月	1800	400目	年1割	0.830%	
14	1-70-34	寛政12年11月	1800	500目	月1歩	1.000%	
15	1-71-8	慶応元年11月	1865	10貫目	月6朱	0.600%	借銀最大
16	1-71-9	文化元年11月	1804	200目	月1歩	1.000%	
17	1-72-18	文化3年12月	1806	200目	年1割	0.830%	
18	1-72-21	寛政11年12月	1799	78匁	月1歩	1.000%	
19	1-72-34	慶応3年10月	1867	5貫125匁	月1歩	1.000%	最新
20	1-72-36-1	文化11年11月	1814	400目	9ヶ月、32匁	0.890%	
21	1-72-37	文化9年正月	1812	金50両	月6朱	0.600%	
22	1-72-38	安永8年12月	1779	55.5匁	月1分	1.000%	
23	1-72-44	天明6年12月	1786	1貫300目	月8朱	0.800%	
24	1-72-46	天保6年2月	1835	4貫500目	年1貫目=70目	0.580%	
25	1-72-47	天保12年12月	1841	1貫目	年80目	0.670%	
26	1-72-48	慶応2年7月	1866	金1両	月5朱	0.500%	
27	1-72-49	天保10年10月	1839	金15両	月銀9匁9厘	1.000%	60目7分替
28	1-72-52	寛政6年12月	1794	39匁	月1歩	1.000%	
29	1-73-6	天保8年3月	1837	610匁	月8朱	0.800%	
30	1-73-8	天保3年11月	1832	3貫目	年1貫目=40目	0.330%	
31	1-73-10	天保10年12月	1839	5貫目	月7朱	0.700%	
32	1-73-11	天保11年3月	1840	300目	月24匁	0.800%	
33	1-73-12	天保11年11月	1840	2貫550目	月8朱	0.800%	
34	1-73-13	天保7年5月	1836	546匁	月8朱	0.800%	
35	1-73-14	天保13年8月	1842	1貫目	月9朱	0.900%	
36	1-73-16	天保2年12月	1831	10貫目	年1貫目=45匁	0.380%	借銀最大
37	1-73-20	文化9年12月	1812	5貫目	月9朱	0.900%	
38	1-73-23	天保8年11月	1836	857匁	月9朱	0.900%	
39	1-73-24	天保7年12月	1835	500目	月7朱	0.700%	
40	1-73-25	天保8年7月	1837	2貫目	月8朱	0.800%	
41	1-73-26	天保6年12月	1835	4貫目	月8朱	0.800%	
42	1-73-27-1	天保13年11月	1842	5貫目	月8朱	0.800%	

	文書番号	年月	西暦	借銀	利足	月利	備考
43	1-73-28	天保10年11月	1839	7貫目	月8朱	0.800%	
44	1-73-29	天保5年6月	1834	5貫目	月7朱	0.700%	
45	1-73-30	天保8年2月	1837	500目	月8朱	0.800%	
46	1-73-31	天保8年12月	1837	1貫目	月8匁	0.800%	
47	1-73-32	天保8年3月	1837	1貫目	月8朱	0.800%	
48	1-73-34	天保9年2月	1838	3貫目	月8朱	0.800%	
49	1-73-35	天保9年12月	1838	6貫目	月8朱	0.800%	
50	1-73-38	天保9年2月	1838	2貫目	月8朱	0.800%	
51	1-73-39	天保11年12月	1840	5貫目	月8朱	0.800%	
52	1-73-40	天保8年3月	1837	3貫目	月8朱	0.800%	
53	1-73-41	天保12年4月	1841	1貫目	月7朱	0.700%	
54	1-73-42	天保11年12月	1840	2貫目	年1貫目ニ80目	0.670%	
55	1-73-43	天保14年7月	1843	1貫目	月8朱	0.800%	
56	1-73-44	天保4年12月	1833	1貫目	月6朱	0.600%	
57	1-73-45	天保10年8月	1839	金7兩	月8朱	0.800%	代420目(60目)
58	1-73-46	天保13年7月	1842	2貫目	月8朱	0.800%	
59	1-73-47-2	天保7年10月	1836	2貫目	月8朱	0.800%	
60	1-73-47-3	天保7年11月	1836	2貫目	月8朱	0.800%	
61	1-73-48	天保8年3月	1837	2貫目	月8朱	0.800%	
62	1-73-49	文化11年12月	1814	400目	月8朱	0.800%	
63	1-73-51	天保7年5月	1836	614匁	月7朱	0.700%	
64	1-73-52	天保7年11月	1836	2貫目	月1貫目ニ10匁	1.000%	
65	1-73-54	天保4年12月	1833	1貫目	月8朱	0.800%	
66	1-73-55	天保9年2月	1838	500目	10ヶ月300目	6.000%	利足最大
67	1-73-59	天保8年5月	1837	金5兩	月8朱	0.800%	330.5匁(66.1匁)
68	1-73-60	天保5年6月	1834	5貫目	月6朱	0.600%	
69	1-73-63	天保5年6月	1834	10貫目	月6朱	0.600%	借銀最大
70	1-73-64	天保9年12月	1838	5貫目	年1貫目ニ30目	0.250%	
71	1-74-5	寛政12年12月	1800	1貫200目	年1割	0.830%	
72	1-74-6	寛政2年12月	1790	3貫目	年270匁	0.750%	
73	1-74-16	文化12年4月	1815	300目	年1割	0.830%	
74	1-74-25-3	享和2年11月	1802	500匁	年1割	0.830%	
75	1-74-25-4	天保6年7月	1835	2貫目	月7朱5厘	0.750%	
76	1-75-4	享和3年12月	1803	161匁	年3朱	0.025%	利足最小
77	1-75-5	文化9年11月	1812	1貫500目	年1割	0.830%	
78	1-75-11	文化9年12月	1812	400目	年1割	0.830%	
79	5-3-15	天和2年12月	1682	600目	年1割	0.830%	最古
80	5-3-16	貞享元年4月	1684	30目	月1分	1.000%	借銀最小
81	5-3-44	享和元年12月	1801	100目	月1歩	1.000%	
82	5-3-46	文化2年12月	1805	60目	月1歩	1.000%	
83	10-41	享和3年12月	1803	200目	年1割	0.830%	
	平均					0.836%	

第七章 文政十三年おかげ参りに関する考察  
— 御所町の施行記録に基づいて —  
はじめに

おかげ参りは、江戸時代に繰り返し起こった伊勢神宮への群参現象である。主なものは、約六〇年の周期で起こった、慶安三年(一六五〇)、宝永二年(一七〇五)、明和八年(一七七二)、文政十三年(一八三〇)の四回とされている。藤谷俊雄<sup>1)</sup>氏は、前期・中期・後期と分けて計六回とし、全国的な規模のものは宝永・明和・文政の三回としている。相蘇一弘<sup>2)</sup>氏は、都合一五回確認されるが主なものは右記の四回としている。慶応三年(一八六七)にも同様の現象が起こっているが、これは「ええじやないか」といわれ、別の要因があったとする考えが主流である。江戸時代には、伊勢神宮の布教活動に従事した御師の活躍等によって、「一生に一度は、お伊勢参り」という考えが定着し、伊勢参りが盛んになった。しかし女性・奉公人等、通常では伊勢参りができない人たちが、これらの人たちが、何かのきっかけによって、おかげ参りに参加したとされている。抜け参りともいわれるように、路銀を持たない人が多く、各地で宿泊所・食事等の提供、すなわち施行が行われた。御所町には、文政十三年のおかげ参りの施行に関する「神宮町文書」が残っている。その概要は、左記の通りである。

① 「おかげ中 毎日泊名前 施行所」 三冊(以後、「毎日泊名前」という)。閏三月四日から九月八日までの宿泊者の組の人数・出身地・代表者の名前等を記載。  
② 「当施行所江 寄進 名前記」(同、「寄進帳」)。寄進を受けた金品・数量・寄進者の名前等を記載。跋文に金品以外の寄進・施行が終わった後の行事等を記載。  
③ 「御所町丁毎にありし立山作りもの次第書」(同、「立山次第書」)。「立山」は、奈良県の方言で祭の時の飾り物のこと(『日本方言大辞典』)、序文に施行の様子等および施行終了後に作られた立山について記載。  
④ 太々神楽に関する文書。祝詞、役割等。  
⑤ 宿泊者のお礼の和歌等。一紙もの九枚。  
これらの文書は、施行の世話役の一人で、宿泊の施行が行われた当時の蔵屋敷(現、太神宮の社)の前に住んでいた玉手屋吉兵衛の子孫である木村吉弘氏の家に伝わったものである。その後、神宮町に寄託され、神宮町で保管されてきたが、平成十八年四月に、御所市指定文化財になり、現在は御所市で保管されている。これらの冊子の写真写真<sup>1)</sup>を示す。  
本章は、主に「神宮町文書」の解析を行うものであるが、まず、この年のおかげ参りが始まったとされる阿波から御所、御所から伊勢への街道等について調べる。「毎日泊名前」に記載されている宿泊者を国別等に集計するとともに、宿泊の世話以外の施行について検証する。「寄進帳」に書かれている寄進を受けた金品についてまとめ、「立山次第書」によって、施行が終わった後の行事等について調べる。また、これらの集計結果等によって、文政十三年のおかげ参りに関する考察する。



記録を掲載している市町村史が多い。

施行の具体的記録として、大和国北八木村における施行の記録「樞原市恵比寿神社保管文書」がある。これは鳥屋源三郎という大商人が主になって施行したものである。また、大坂における施行の記録が『浮世の有様』に記載されている。

### 3. 先行研究

先行研究としては、前述の藤谷俊雄氏と相蘇一弘氏の研究の他、西垣晴次氏の著作がよく引用されているようである。また、田村貞雄氏は、一九八八年以前の研究をまとめている。一九八八年以降には、左記の研究がある。

- ・川合賢二氏「お蔭参りへの領主・支配への対応」(一九九〇)
- ・茨木啓子氏「文政十三年のお蔭参り・お蔭踊りについて」(一九九三)
- ・宮本榮子氏「文政十三年のお蔭参りと施行」(二〇〇八)

先行研究には、施行について部分的に触れているものは多いが、施行についてまとめたものは、酒井一氏および前述の茨木啓子氏と宮本榮子氏の報告のみであると思われる。酒井一氏の報告は、伊勢の万金丹本舗野間商店の施行、宮本榮子氏は、前述の大和国北八木村の施行についてまとめたものである。また、茨木啓子氏は、奈良県内の施行について、市町村史の記載事項について調べている。



写真1 帙入り五冊

## 第二節 伊勢への街道

### 1. 概要

文政十三年のおかげ参りは、阿波国徳島から始まったとされている。阿波から御所、御所から伊勢への街道および御所近傍の他の街道について調べることにする。それらの街道の概要を図1に示す。阿波から御所へは、船で本州へ渡らなければならぬ。淡路島を経由する経路、紀州の加太へ渡る経路、堺・大坂へ渡る経路がある。御所から伊勢へは、和歌山街道、伊勢本街道、初瀬街道の三つの街道がある。御所の近くには高野街道が通っていて、御所は、西国三十三所の第五番河内葛井寺と第六番大和壺阪寺の途中である。これらの街道について詳しくみよみる。

### 2. 阿波から御所への街道

阿波から御所への経路に関し、『雑記』の閏三月四日条に左記の記述がある。

阿波方紀州加田と申所へ追々船にて着、殿様方も施行船、施行駕の出候由

右記から、阿波から加田（現、和歌山市加太）へ船で来る経路がわかる。また、「大日本行程大絵図」には、阿波国撫養から加田への航路が記載されている。御所へはこの経路が最短であり、阿波の人々は、この経路で御所へ来たものと考えられる。『大宇陀町史』に掲載されている「天保元年上町おかげ灯笼建立諸入用并寄付記帳」には、左記のように記載されている。

## 第一節 当時の記録および先行研究

### 1. 概要

おかげ参りは、大変大きな出来事であり、書かれたものが沢山あるが、面白おかしく書かれたり、大げさに書かれたり、客観的なものは少ないように思える。偶発的に民衆の間で起こったことであり、無理もないことである。

おかげ参りに関する先行研究は、比較的多いと思われるが、最近のものはほとんどない。新しい史料がなく、既存の史料に基づき研究は、出尽くしたという感がある。

### 2. 当時の記録

文政十三年おかげ参りに関する当時の記録は、左記の通りである。なお、本報告で引用するものには、略称を記載する。

- ①『御蔭参宮文政神異記』(以下、『文政神異記』とする)
  - ②『浮世の有様 卷の二』(同、『浮世の有様』)
  - ③『文政十三年御蔭参雑記』(同、『雑記』)
  - ④『文政十三寅年伊勢御蔭参実録鏡』
  - ⑤『御蔭参話の種』
  - ⑥『文政十三年御影正見記』
  - ⑦『文政十三年庚寅改元天保元年御蔭参り』
  - ⑧『御蔭見聴集』
  - ⑨『御蔭群参地名録』
- 右記のうち①から⑤までは、翻刻が出版されている。⑥から⑨までは、「神宮文庫」に写本がある。これらの他、各地域の

和歌山街道は、五條と御所の間の宇野から、しばらく吉野川沿いに進み、海拔八八メートルの高見峠を越えて、田丸で伊勢本街道と合流して伊勢に入る。和歌山街道へ出るためには、宿泊者が最も多い紀伊・阿波の人たちは、引き返さなければならぬ。また、この街道の途中である吉野方面の人たちも御所で施行を受けている。この街道の高見峠は、海拔が最も高く、山道が長い。したがって、施行を行うところも少ないと考えられ、この街道は敬遠されたものと思われる。

伊勢本街道と初瀬街道とを比べると、初瀬街道は、距離は長い、道は楽のように思われる。山道が少なく、施行を受けるところが多いようである。伊勢本街道は、伊勢に入る前における「宮川の渡し」の「上の渡し」につながっていて、初瀬街道は、「下の渡し」につながっている。『文政神異記』には、これらの渡しの渡船者の数が記載されているが、下の渡しの方が圧倒的に多い。これらのことから、初瀬街道の方がより多くの人に利用されたのではないかと考えられる。

#### 4. 西国三十三所と高野街道

御所の宿泊者の中には、御所より東の国の人たちが多数含まれている。これらの人たちは、伊勢参宮のみが目的であれば、御所に来ることはない。伊勢参宮のついでに、西国三十三所または高野山へ参詣することを考えたのではないかとと思われる。西国三十三所第五番河内葛井寺から同第六番大和壺阪寺へは、竹内峠を越えて新庄（現、葛城市）を経由し、御所を通過して土佐から壺坂寺に行く経路がある。

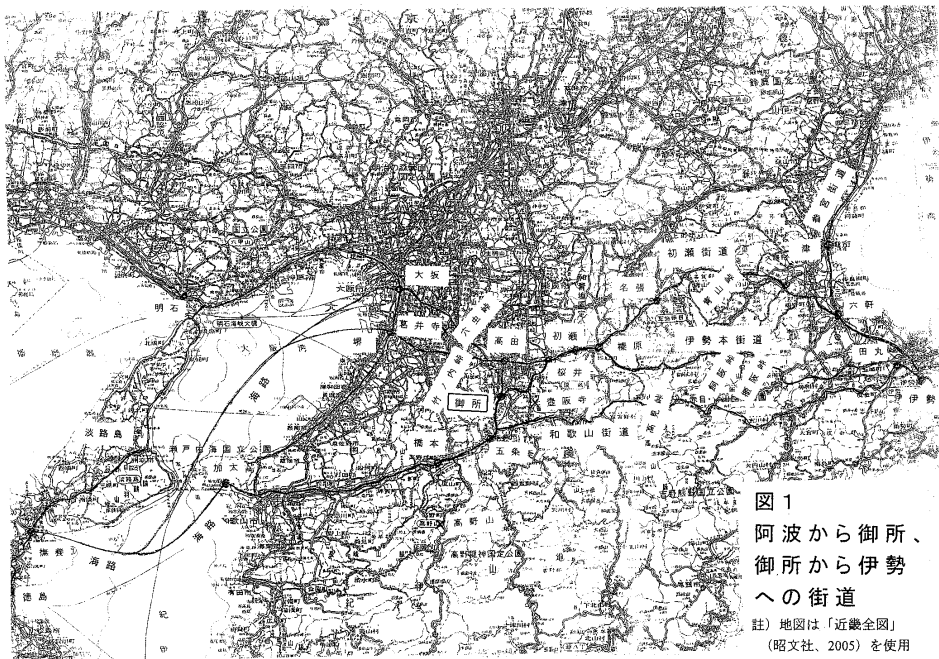


図1 阿波から御所、御所から伊勢への街道  
註) 地図は「近畿全図」(昭文社、2005)を使用

現在、高野街道といわれている道は、竹内峠の東から葛城山の麓を南進して、御所を過ぎたところで東において御所から五條への道と合流している。この道は、御所まわりの約一キロメートル西を通っている。しかし、寛延三年(一七五〇)のものと思われる水利の絵図(口絵3)に、「高野道」と書かれている道は、御所町の中を五條に向かって通っている。文政十三年当時、どちらが高野街道として認識されていたかは不明であるが、施行が行われていた御所を経由して高野山に向かったことは間違いないように思える。

後述するように、摂津・河内・和泉・播磨をはじめ播磨以西の国々の人々が、数多く御所に来ている。これらの方面からは、竹内峠または穴虫峠を越えて、横大路から初瀬街道等を経由して、直接伊勢に行くことができる。御所は、この街道筋から約五キロメートル南にずれているので、御所に来るとすれば、寄り道しなければならぬ。これらの人たちは施行の噂を聞いて、御所に来たか、または、伊勢参宮の後、高野山等へ参詣するたため来たのではないかと考えられる。

#### 第三節 御所町における施行

##### 1. 概要

文政十三年のおかげ参りに関する御所町の施行については、「毎日泊名前」、「寄進帳」および「立山次第書」に記載されている。これらの書かれている施行の様子を紹介する。「毎日泊名前」には、三冊に分けて閏三月四日から九月八日までの各

当寅弥生の中頃阿波の国より数万人伊勢参宮いたし、おかげ参りと唱へ、(中略)紀伊の国加田浦より和歌山御城下ニ至、又ハ泉州堺浦へ着船、(後略)

ここには、堺へ直接船で渡する方法があったことが書かれている。『文政神異記』には、撫養から淡路島を経由して播州に行く経路が記載されている。阿波から本州へは、これら三つの経路があったと考えられる。加太から御所へは、紀ノ川沿いに和歌山県橋本市、奈良県五條市を経由する経路がある。紀州藩は、和歌山街道沿いに飛び地があることから、参勤交代のときにこの経路を利用して来た。おかげ参りに関し、この経路について記載している先行研究はないようであるが、紀伊から御所への最短は、この経路である。御所の宿泊者の半数近くが紀伊の人であることから、阿波・紀伊の大部分の人たちは、この経路を経由して御所に来たものと考えられる。

##### 3. 御所から伊勢へ街道

御所から伊勢へは、初瀬街道、伊勢本街道、和歌山街道の三つの街道がある。初瀬街道と伊勢本街道とは、榛原で分かれているが、御所からは桜井、初瀬を経由して榛原に至る。したがって、これらの街道へ出る場合は、まず桜井へ行かなければならない。御所から桜井へは、北へ行き、高田で竹内峠からの道と合流する経路、北東に進み八木を経由する経路、東へ行き土佐(現、高市郡高取町)を経由する経路等が考えられる。後述するように、東御所に中飯の摂待所が設けられていることから、八木を経由したのではないかと推測される。

④人数の多い順の六番目は、石見であるが、出雲：一三〇人（二四番目）、伯耆：八九人（二〇番目）であり、山陰地方が比較的多い。ただし、これらの国のピーク月は遅いが、初出は早いようである。

⑤閏三月九日までに宿泊した、五畿内・紀伊・四国以外の国の初出は、五日：尾張、六日：長門・豊後・越前（二人）、七日：越中・佐渡、八日：出雲・伊勢・出羽（二人）、安芸・近江、九日：遠江・三河（二人）・周防である。六日に五人の豊後のグループ、ならびに八日に出雲の八人の女性グループおよび一人ではあるが、出羽の人が宿泊していることも注目する必要がある。

⑥組の最大の人数は、五月十五日に宿泊した阿波の七七人のグループである。このような大勢のグループがどのように形成されたかについては興味がある。出発時点から大人数とすると、制約を排除して村を出ることが困難であると考えられ、また、体力・所持金等の差を考えるとグループを維持することも困難であると思う。少人数のグループが旅の途中で、離合集散していたのではないかと推察される。

⑦人数計を組数計で割った組平均人数をみると、全部の平均は、三・三二人であるが、江戸が一・六八人、京都も一・六八人、大坂が二・二一人と大きな町は少ない。これは、町の人は一人で旅する人が多かったことを表している。

⑧江戸は一六人と比較的人数が多いが、初出が四月二十二日と遅い。これは、江戸に伝わった時期が遅く、また人口が多かったために人数が多いと考えられる。

日の宿泊者の組の人数・出身地・代表者の名前等が書かれている。「立山次第書」の翻刻を史料1として添付しているが、この序文には、左記の記述がある。

（前略）泊りく／＼のなんじゆう見るに忍びず、依てこの里の世話人打寄り、施行宿を思ひ立、町中隣村の厚志をこい受け、北町には中飯の施行、東にもひるのにぎり喰、会所まえ町には泊り宿、毎夜く／＼の参詣宿、百人式百人の取り持ち世話方の骨おりいわんかたなく（後略）

「泊りく／＼のなんじゆう見るに忍びず・・・施行宿を思ひ立」とあり、施行を始めた閏三月四日以前に参宮者が御所に来ていたことがわかる。「会所まえ町にハ泊り」と記載されているが、会所前（現、神宮町）には蔵屋敷があり、ここで宿泊の施行が行われた。第二章で述べたように、年貢は皆銀納で、蔵屋敷はあまり機能しておらず、それが宿泊所に利用されたものと考えられる。また、「北町には中飯の施行、東にもひるのにぎり喰い」とある。北町（現、中央通り）は、竹内峠方面からの入口である。御所は、葛城川をはさんで西御所と東御所に分かれているが、右記の東は、東御所を差すものと思われる。東御所には、新町、代官町、寺内という三つの町がある。伊勢への道筋にあるのは、寺内と新町であるが、寺内は、後述するように寄進の数も少なく、終了後の行事の立山にも参加していない。したがって、新町（現、大橋通り一丁目）で施行が行われたものと考えられる。

## 2. 国別・月別の宿泊者

⑨一日の宿泊者数の最大は、閏三月十二日の二二三人で、その組数は、五二組である。二番目は、閏三月十九日で、一五五人・五三組である。

⑩新見の日記によると、五月七日は終日強雨で、雨の日が三日続いている。五月七日は、太陽暦では六月二十七日であり、台風の影響が考えられる。これら雨の日でも人は入れ替わっている。

⑪七月十四日から十六日のお盆の期間は、施行宿を休んでいる。この間、旅行中の人たちは、食事・宿泊をどうしたかが問題である。

⑫大和の宿泊者では、紀伊からの途中の宇智郡の人が一七人である。また、葛上郡でも紀伊方面の村の人が多い。このことは、阿波・和歌山からの人たちに合流して参宮した人が多かったためであると思われる。

⑬吉野郡は和歌山街道沿いにある。吉野郡の宿泊者は一六一人であるが、この地方の人が御所へ来るのは、伊勢への逆になる。このことからおかげ参りでは、和歌山街道はあまり利用されなかったことがわかる。

⑭葛上郡の宿泊者は、二八人であるが、何れも御所の近くで、徒歩三〇分から二時間の範囲である。施行を受けることのみが目的であった、午後遅くに思い立って出発した、参宮者ではなく寄進を持ってきて帰れなくなった等の理由が考えられる。

「毎日泊名前」に記載された人数を集計すると、宿泊者の総数は、九七二九人である。表1には、国別に月別の人数および国別の全人数・全組数・日数・最初の日・最後の日・ピーク月・組最大人数を示している。国別の集計において、大坂・江戸・堺・京都・小豆島・長崎は、ほとんど国名が書かれていないので、別に集計した。

宿泊者の多い紀伊・阿波・大和の各日の宿泊者の人数とその他の国の各日の宿泊者および天候・太陽暦の月日を記入した表を添付資料1として添付する。天候は、『大坂西町奉行新見正路日記』を利用し、太陽暦の月日は、『日本陰陽暦日対照表』を参照した。

これらの他に、大和の宿泊者の出身地、女性グループの宿泊者等の表を作成したが、紙面の関係で割愛する。これらの表から左記のことがいえる。

①大隅・隠岐・岩岐以外の全ての国の人が宿泊していて、伊勢より東の国々も全て含まれている。おかげ参りが、伊勢参詣のみを目的としたものであれば、伊勢より東の国の人々が御所に来ることはないはずである。

②始まりは閏三月四日であるが、この日に紀伊：五人、阿波：二人、丹波：六人、播磨：二人が宿泊している。丹波・播磨の人が施行の初日に宿泊していることに注目しなければならぬ。

③宿泊者の多い国は、紀伊：四〇八一人、阿波：九二七人、大和：四四七人、越後：三四三人、播磨：二五九人、石見：二三四人で、紀伊が全体の四一・九パーセントである。

	国	閏3月 人数	4月 人数	5月 人数	6月 人数	7月 人数	8月 人数	9月 人数	人数 計	組数 計	日数	最初 の日	最後 の日	ピーク 月	組最大 人数
38	肥後	10			5	20	2		37	11	11	3月27日	8月21日	6月	9
39	備後		11	14		6	5		36	13	10	4月3日	8月18日	5月	9
40	因幡	3		5	4	3	19		34	9	9	3月12日	8月17日	8月	7
41	出羽	1	5	23		3	1		33	18	16	3月8日	8月22日	5月	7
42	佐渡	10		15	6		1		32	6	5	3月7日	8月5日	5月	15
43	駿河	3	6		5	1	10	5	30	14	12	3月12日	9月6日	8月	8
44	筑前			3	2		21	4	30	9	9	5月13日	9月1日	8月	9
45	山城	11	2	3	8	2			26	12	12	3月14日	7月22日	3月	6
46	若狭		4	5	14		1	2	26	8	8	4月4日	9月5日	5月	14
47	越中	6	8	9	2				25	7	7	3月7日	6月10日	5月	6
48	武蔵		4	2	5	3	6	3	23	16	16	4月8日	9月4日	8月	2
49	美作	3	1	5	2		8	2	21	10	10	3月19日	9月8日	8月	8
50	甲斐	1	4	11	2	1		1	20	11	11	3月12日	9月2日	5月	3
51	三河	1	1	7	5	1	3		18	9	8	3月9日	8月29日	5月	5
52	上総		1	5	10				16	5	4	4月22日	6月22日	6月	9
53	上野			2	7	2	3	2	16	9	8	5月7日	9月2日	6月	2
54	飛騨		2	5	2	4	1	1	15	11	10	4月29日	9月4日	5月	2
55	日向		1		14				15	2	2	4月25日	6月13日	6月	14
56	伊豆	2	1		6		2	1	12	5	5	3月12日	9月4日	6月	6
57	豊前		5	4	2	1			12	6	6	4月8日	7月8日	4月	4
58	下野		1	1	4	4	1		11	9	8	4月26日	8月12日	6月	2
59	小豆島	8	2						10	2	2	3月26日	4月11日	3月	8
60	伊賀			3	5		1		9	4	4	5月2日	8月11日	6月	5
61	下総	1	5	1			2		9	6	6	4月8日	8月26日	4月	4
62	志摩	1	2	4		1			8	4	4	3月21日	7月8日	5月	4
63	能登			3	2		3		8	4	4	5月6日	8月18日	5月	3
64	常陸		4		1	2			7	3	3	4月23日	7月7日	4月	4
65	筑後			2	2				4	2	2	5月14日	6月1日	5月	2
66	長崎		1	2		1			4	3	3	4月23日	7月8日	5月	2
67	土佐			1	2				3	2	2	5月1日	6月21日	6月	2
68	相模							2	2	1	1	9月6日		9月	2
69	薩摩					2			2	1	1	7月19日		7月	2
70	安房						1		1	1	1	8月29日		8月	1
71	對州						1		1	1	1	8月25日		8月	1
72	不明		5	5	3	2	1	1	17	7					
	合計	2,966	2,451	1,722	1,227	587	624	152	9,729	2,919	181	3月4日	9月8日	3月	77

註 1) 3月は全て閏である。

表1 月別・国別 宿泊者

	国	閏3月 人数	4月 人数	5月 人数	6月 人数	7月 人数	8月 人数	9月 人数	人数 計	組数 計	日数	最初 の日	最後 の日	ピーク 月	組最大 人数
1	紀伊	1,580	1,503	510	204	98	149	29	4,073	1,096	155	3月4日	9月6日	3月	22
2	阿波	417	132	214	41	24	43	16	887	208	108	3月4日	9月6日	3月	77
3	大和	159	183	56	16	7	22	6	449	151	88	3月6日	9月6日	4月	17
4	越後	17	26	145	111	44	10	2	355	73	52	3月8日	9月8日	5月	30
5	播磨	135	46	24	11	25	14	1	256	84	57	3月4日	9月3日	3月	13
6	石見	35	9	59	87	42	2		234	41	30	3月13日	8月18日	6月	22
7	和泉	45	31	67	27	17	17	2	206	79	60	3月7日	9月4日	5月	9
8	伊予	11		68	75	31	20	1	206	65	47	3月11日	9月1日	6月	11
9	讃岐	48	34	24	36	30	14	12	198	64	55	3月8日	9月6日	3月	16
10	河内	40	17	49	31	6	4	4	151	63	46	3月9日	9月6日	5月	8
11	遠江	26	6	12	40	8	41	2	135	47	38	3月9日	9月4日	3月	21
12	大坂	25	29	43	17	12	8		134	63	48	3月5日	8月27日	5月	14
13	豊後	18	29	57	16	2	8	1	131	36	33	3月6日	9月1日	5月	9
14	出雲	26		12	68	5	16	3	130	19	17	3月8日	9月4日	6月	40
15	江戸		5	13	42	34	19	3	116	69	49	4月22日	9月8日	6月	5
16	周坊	18	25	14	38	16	3		114	27	23	3月9日	8月12日	6月	24
17	摂津	31	36	10	7	7	8		99	43	37	3月12日	8月26日	3月	11
18	尾張	24	17	20	4	9	14	3	91	48	42	3月5日	9月8日	4月	6
19	丹波	49	16	2	4	1	17		89	21	19	3月22日	7月20日	3月	10
20	伯耆		40	12	9	3	10	15	89	18	18	4月12日	9月5日	4月	20
21	長門	28	29	5	10	2	5	6	85	22	21	3月6日	9月2日	4月	17
22	備中	17	31	20	8	3	4		83	24	21	3月12日	8月12日	4月	18
23	越前	10	2	9	43	3	13	2	82	28	22	3月6日	9月4日	6月	27
24	安芸	16	28	7	17	8	2	3	81	29	25	3月8日	9月8日	4月	12
25	淡路	46		18	9				73	15	13	3月12日	6月22日	3月	5
26	加賀	6	7	9	30	7	9		68	26	24	3月20日	8月12日	6月	6
27	備前	16	14	17	7		5		59	26	22	3月11日	8月4日	3月	6
28	美濃	2	2	15	15	8	8	8	58	27	26	3月12日	9月6日	6月	5
29	伊勢	10	16	10	11	4		6	57	19	18	3月8日	9月6日	4月	7
30	但馬	2	18			29	4		53	17	14	3月16日	8月26日	7月	8
31	丹後	11	6	14	15	3	3		52	12	12	3月21日	8月18日	6月	9
32	信濃	2	3	12	8	16	8	1	50	26	21	3月11日	9月6日	7月	6
33	肥前	14	1	13	6	3	8	2	47	15	15	3月19日	9月8日	3月	8
34	近江	7	6	2	20	6	5		46	20	19	3月8日	8月6日	6月	11
35	堺	9	14	13	4		2		42	13	13	3月15日	8月24日	4月	7
36	陸奥	4	3	5	8	12	8		40	22	18	3月19日	8月18日	6月	6
37	京都	.1	11	2	12	3	8		37	22	21	3月15日	8月29日	6月	5



写真2 宿泊者の礼の歌等

### 3. その他の施行等

「寄進帳」の跋文を史料2として添付する。この跋文には、「閏三月四日方六月十日迄 風呂之施行」という記述がある。この記述によると、風呂屋四軒によって、施行開始から六月十日までに、一〇九一人に対して風呂の施行をしたことがわかる。六月十日までの宿泊者は、七五七九人である。四軒の風呂屋で施行をしており、人数の集計が正しいとはいえないが、約三三〇〇人は、宿泊せず風呂の施行のみを受けたことになる。各地の市町村史に施行についての記事は多いが、風呂の施行をしたという記述はない。この風呂の施行が、多くの人を御所に呼んだ要因とも考えられる。なお、六月十日以降は、施行所で湯に入れたと書かれている。

「毎日泊名前」の閏三月二十六日条に左記の記述がある。

- 一 三人 阿州 妙道郡(名西郡) 桜間村 お松女  
 右親子三人之内母親病氣取合、刺乳呑子老人有之候、病氣中町方ニ而乳貰ひ養育セ話致遣り、其細町役人方大坂阿波藏敷代官所へ及引合、蔵屋敷より、右病人夫榮藏呼ニ被遣候処、同四月八日ニ當受仕暫ノ間介抱致居候得共無其儀、依て同四月十六日に右親子四人共駕ニ而大坂へ返し渡し申候 以上

ここには、乳飲み子を含む母子三人で参宮しようとしていたことが書かれている。この日には、同じ村の人はなく、この三人の単独の旅である。閏三月二十六日に母親が発病し、四月八日には阿波から夫が来ている。このことから、御所の町役人から大坂阿波代官所へ阿波藩へ桜間村という連絡が、比較的短

しみ 此世にもかな

⑥ 丹後竹野郡和田野村 文政十三年 奉納西国三拾三所順礼 同行十七人 寅八月六日 助藏

出身地が記載されている②と⑥は、「毎日泊名前」に宿泊者として記載されている。その記録から、②は、紀伊曾屋村(現、那賀郡岩出町)の八十八歳の人が一人で旅をしたことがわかる。また、⑥には、西国三十三所巡礼の途中に立ち寄ったことが書かれている。何れも達筆で、書き手はある程度の教養がある人であると思われる。これらの写真を写真2に示す。

#### 第四節 施行に対する寄進

##### 1. 概要

施行をするにあたって、数々の金品の寄進を受けており、それらの品物・数量・寄進者について、「寄進帳」にまとめられている。また、史料2に示した「寄進帳」の跋文には、各項目に記載できなかった寄進の内容等について記載されている。寄進の件数は一〇〇〇件以上あり、町内および御所町が所属する葛上郡の村々をはじめ、近隣の四郡の村々から寄進を受けている。さらに件数は少ないが、他国の人の寄進もある。

寄進の品目は、金銭・食料品・燃料が主であるが、施行所で必要なもの、旅に必要なもの等が含まれている。

この「寄進帳」について調べ、寄進を受けた金品の内容・数量・件数等を集計する。また、町内の寄進の特徴、施行の世話人、その他、寄進の特徴や問題点等について検証する。

期間にできていることがわかる。「毎日泊名前」は日付順に記載されている。この出来事は、閏三月二十六日から四月十六日までのことであるが、閏三月二十六日の冒頭にまとめて書かれている。このことから、これらの帳面は、後で清書されたことがはっきりとわかる。

その他、「寄進帳」跋文には、「施行宿初り候方終り迄参詣之人數へ毎朝立候節、老銭式錢つゝ持せ候」とある。また、「立山次第書」序文には、「暮れは蚊のふせぎ、くつさみすれハ薬の施行、医の御見舞」等の記述がある。このようなことも行っていたことがわかる。

施行を受けた人たちが歌等を残している。これらは、糊付けしたと思われる跡があることから、施行所に貼られていたと考えられる。それらの一部は、左記の通りである。

- ① 御蔭とて 施行の宿の 御世話方 神慮に叶い 子孫繁昌  
 草も木も なびかぬ国ハ なかりけり 天照します 神の御蔭に

尻かるに 御蔭でぬけ□ 参宮人 腰がかるいか 足のかる□ (下部欠落)

② 八十八才 三月堂古柳 行かれて 御所の施行て ひとやとり すみよりたかき 恩をわすれぬ

③ 御世話人衆中江 かしわでの 音もきこへし施行宿 せわのきどくに 神もまんぞく

④ 萬客に 施行の徳の めぐみにて 御所をたいしに 神や守らん 遠州浜宿 閑梁

⑤ たすかりに来る たすけてやろう 神こゝろ 御所のたの

るが、そのようにしていない。現在と醤油の使い方が違っていて大量に必要であった、換金した等が考えられる。

⑦味噌の量として、「少し」・「少々」・「大重」の記載がある。これらのを見ると味噌の寄進は少なかつたものと思われる。前述の奈良の施行ではみそ汁を提供しており、食事に味噌汁を付けるのは一般的であったと思われる。味噌は各家庭で造っていて、余裕がなかったという可能性はある。

⑧砂糖の寄進は二件で、計一斤半である。当時砂糖は貴重であったということを実証しているように思われる。

⑨夕食の寄進が二件ある。四月三日の夕食を東本町（御所町内）が寄進しているが、この日の宿泊者は、一七人である。この寄進は、全部で一四四件の寄進の中の八六九件目である。この日は施行開始後約一ヶ月であり、一ヶ月の間に七〇パーセント以上の寄進があつたことがわかる。

⑩もう一件は、「六日の夕食」とあるのみで、月が書かれていない。これは二六七件目で、前記のことを考慮すると閏三月であり、施行開始後三日目である。三日間で、これだけの件数の寄進があつたことがわかる。

⑪「くき」は、『日本方言大辞典』によると、「大根や蕪などの漬け物。菜漬け。（大阪）」となつてゐる。くきの寄進は、野菜の寄進がある前の初期に集中しており、冬の間の野菜の保存食であつたものと考えられる。

⑫干し大根・割干し・切り干しは、近隣の村からの寄進がほとんどである。一方、とうふ・あげ・こんにやくは、全て町内からの寄進である。町と村との食文化の違いがわかる。

## 2. 寄進を受けた金品

寄進を受けた金品の内訳等を表2に示す。御所町内からの寄進と近隣の村々等からのものに分けて集計した。品名のみで数量が記載されていないものがあり、数量の集計が困難なものは、件数の集計のみとしている。件数に関し、一人で同時に複数の品物を寄進した場合は、その品物の数、一つの品物を複数人で寄進した場合は、一件としている。件数は、御所町内六六九件、近隣の村五二三件、他国二件で、計一一九四件である。しかし、一人で複数回の寄進をしている人がある一方、村中や町中でまとめた寄進があり、寄進した人の数と件数とは一致しない。寄進した人の数は、この件数より多いものと思われる。

表2では、項目を「金・銀・銭」、「穀類」、「嗜好品」等に分け、それらの項目について、品目毎に集計した。計算が可能なものについては、一件当たりの平均の数量を記載したが、前述のように、数量については大きな幅があり、目安程度にしかならないと思う。これらに関し、特徴、問題点、疑問点等について述べる。なお、寄進帳には、日付が書かれていない。

①銀・銀札・銭について、銀・銀札は六〇匁を一両とし、銭は六〇〇文を一両として、金に換算して集計した。銀・銀札・銭と金・南陵とを合わせると、合計五兩一分三朱になる。銀札は銀に比べ、価値が少し低いように思われるが、データがないので銀と同じにした。

②米の寄進は二二石強で、宿泊者の数は九七二九人である。宿泊者の食事のみであれば十分であるが、昼に通行者に対し、握り飯を施行したとすれば、不足するように思える。

⑬野菜には、季節感があつて面白く、時期によって、同じ野菜が集中している。なすびは、個数が記載されているが、合計二五三三個である。なお、一荷は五〇個とし、数値の記載のないものは無視した。一つの村から十件程度のまとまった寄進があり、数は、六く七個から最高三〇〇個というバラツキがある。村で集めて持ってきたのではないかと思われる。

⑭「わらじ」は七三〇足で、九七二九人の宿泊者に対しては不十分である。初期は、数量が少なく、中期以降に世話人等がまとめて寄進をしている。

これらの寄進をみると、品物の種類が多く、量もまちまちで、各自が手近なものを分相応に寄進したことがわかる。このことは、施行が広く住民に支持されていたことであり、おかげ参りに対する参加意識の表れであると思われる。寄進されたものをどのようにして、参宮者に供されたか、金銭がどのように遣われたのか等、疑問が多いが、推定する方法がない。また、食習慣の違いについても分からないことが多い。

## 3. 町内からの寄進

御所町内からの寄進で、名前が記載されているものの件数は、六五三件であるが、一人で複数回の寄進をしている人があるので、人数は四三三人である。したがって、一人平均一・五回の寄進をしたことになる。組としての寄進には、三軒で米五斗五升、八軒で米一石というように大きな寄進がある一方、五軒で米三升のような裏店の人の寄進等がある。

奈良市近辺の施行に関し、『井上町中年代記』には、「米ハ旅人より受取、たき申候。味噌汁又ハおかずハ夫々つけ申候」とあり、宿泊者からもらった可能性がある。また、麦の寄進が少なく、当時、庶民の主食は、麦飯が一般的であつたということには疑問がある。

③「まこの粉」は、『全国方言辞典』によると、奈良地方の方言で、小麦粉となつてゐる。どのようにして食べたかわからない。

④酒の寄進が合計一石八斗七升ある。これらの他に「御神酒」として量が記載されていないものがある。『改訂新庄町史』に酒の施行したと書かれていたので、宿泊者に饗したものと考えられる。

⑤薪・柴・枝については、山に近い村からの寄進が圧倒的に多い。割木については、九四〇件目頃に、町役人等からのまとまった寄進がある。「寄進帳」跋文に、六月十日以降、風呂の施行を施行所ですることになつたと記載されている。このため、割木の寄進を依頼したのではないかと思われる。

⑥醤油の寄進は多く、量のわかるものの合計は一石九斗で、現在の醤油の消費量を考えると、消費しきれないような量である。醤油の量が多いのは、萩之本村（現、橿原市一町）から一石の寄進があつたことが一つの要因である。しかし、この寄進は三九六件目であるが、その後、御所町から五斗五升の寄進を受けている。常識的には、十分な量の醤油があれば、他の品物に替えるように依頼するものと考えられる。

野菜等	単位	御所町			近隣の村・他国			計			備考
		数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	
菜			2			5		7			
ちしや			17			25		42			
三月な			7			9		16			
若な			5			6		11			
青菜			0			6		6			
その他菜類			4			3		7			からしな、みつば、嫁な
田いも			5			12		17			
いも			3			5		8			
なすび	個	188	10	18.8	2,455	66	37.2	2,643	76	34.8	1荷を50個、数値の無いのは無視
きゅうり	本	239	4	59.8		5		9			
白うり	本	11	2	5.5		2		4			
なんきん					15	15		15			
牛蒡						1		5			
大根						6		11			
にんじん						1		2			
ふき						20		28			
わらび						0		3			
ぜんまい						0		1			
たけのこ					15	1		6			
みょうが						1		1			
十八						3		4			
豆	荷	1.5	3			3		6			
黒大豆						2		2			
小豆						0		7			
空豆	合				200	2		2			
ごま	合					1		4			

魚類

うるめ		700	1			0		700	1		700入1俵
かます		12	2			0		12	2		
大たこ	はい	1	1			0		1	1		
ざこ	升	3	1			0		3	1		
鮎	尾	32	1			0		32	1		

薬等

和中散	服	1,050	3			0		1,050	3		1人で500服2回
薬	服	100	1			0		100	1		中村龍品より
施薬	服	155	2			0		155	2		中村龍品より

食器等

茶わん	客	10	1	10.0	85	6	14.2	95	7	13.6	
小さら	枚	20	1	20.0	200	1	200.0	220	2	110.0	
ぬりかわらけ	枚	100	2			0					
箸	膳	700	2			0					
御膳			1			0			1		

履き物等

わらじ	足	645	11	58.6	85	6	14.2	730	17	42.9	
杖	本	15	1	15.0	200	1	200.0	215	2	107.5	
下駄	本	25	2	12.5		0		25	2	12.5	

その他 竹、のぼり、注連縄、墨、白木綿、釣り鐘、鳥かご、板、びん付け、丁ちん、その他不明 10件  
件数合計 1,194

表2 寄進された金品の集計

金・銀・銭	単位	御所町			近隣の村・他国			計			備考		
		数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	両分朱		
銀	分	948	108	8.8	96	8	12.0	1,044	116	9.0	金換算(60匁:1両)		
札	分	310	24	12.9	520	9	57.8	830	33	25.2	同上		
銭	文	5,015	55	91.2	1,597	18	88.7	6,612	73	90.6	同(6,000文:1両)		
金	朱	4	2	2.0	9	6	1.5	13	8	1.6	100疋:1分		
南陵	片	1	1		2	2	1.0	3	3	1.0	1片:2朱		
計													

穀類

米	合	17,622	102	172.8	4,020	69	58.3	21,642	171	126.6	
白米	合	650	3	216.7	60	2		710	5	217	米・白米合計 22石2斗9升2合
麦	合	10	1		183	7	26.1	193	8	24.1	
餅米	合	100	3	33.3		0		100	3	33.3	
餅				10		1				11	こむぎ餅、おかがみ含む
まこの粉				5		0				5	まこの粉は小麦粉
はったい粉他				2						2	他は豆の粉

嗜好品

酒	合	1,590	49	32.4	280	5	56.0	1,870	54	34.6	
焼酎	合	150	5	30.0		0		150	5	30.0	
茶				7		10				17	

燃料・照明

割木	駄	27	19		26	28		53	47		荷・束・貫目は集計から除外、
薪		11束	3		7駄2荷	9			12		近隣 +13束
柴		16束	6		6駄6荷	14			20		近隣 +6束
枝			0		10駄9荷	22			22		近隣の束は集計から除外
油	合	30	3	10.0		0		30	3	10.0	他、米屋嘉兵衛による寄進
ろうそく	丁					0				6	
その他											灯芯、火打ち石、豆がら

調味料

醤油	合	550	6	91.7	1,350	5	270.0	1,900	11	172.7	萩之本村から1件1石の寄進
味噌			4			3			7		
砂糖	斤	1.5	2	0.8				1.5	2	0.8	
塩	俵	1	1					1	1		

加工食品等

くき				26				42		68		大根等の塩漬け
漬けもの				26				32		58		
こんにやく	丁	103	7	14.7				0	103	7	14.7	
とうふ・焼とうふ	丁	224	5	44.8				0	224	5	44.8	
あげ		10	1					0	10	1		
干し大根他				1				19		20		
そうめん	把	30	1					0	30	1		各1件、同一人 267件目なので閏3月 1,194件中869件目
こんぶ				2				0		2		
煮しめ				5				1		6		
さしみ・すし				2				0		2		
6日夕食	食	97	1					0	97	1		
4月3日夕食	食	119	1					0	119	1		

## 2. 太々神楽

本田安次氏は、著作集『日本の伝統芸能 第七巻』の中で、内宮の禰宜菡田守良神主（一七八五―一八四一）の著を引用して左記のように述べている。

今の世に、太々神楽、大神楽、神楽という三種あり。（中略）さる故に神楽と云は、たゞ鼓吹一段あり、大神楽と云ふは、鼓吹六段、太々神楽とは、歌十二段、鼓吹俳優の態、女舞の状もありて、岩屋戸の故事をひがみ勤むるなり  
また、同書の別の項には、伊勢神楽について左記のように書かれている。

伊勢神楽というのは、古くより外宮の御師によってとり行われてきたもので、願主の申し出により、その役宅を清め、神殿に神座を設けて、これに両宮を勧請し、御師の下にあった神楽役人達が、大勢参集して行ったものである。

右記によると、太々神楽は、かなり大規模なものであることがわかる。「太々神楽次第書」によると、この時の太々神楽は、神主を含む神職三人と二人の巫女および「神子中」と書かれた氏子によって行われたことがわかる。前記のように、本来太々神楽は大規模なものであるが、御所で行われた神楽はそうではない。太々神楽は、伊勢神宮の御師の家で行われたことから、規模に関係なく、伊勢神宮に係る神楽は、太々神楽と呼ばれたのではないかと思われる。

太々神楽の祝詞の翻刻を史料3として添付する。祝詞の中に左記のように、犬や鶏について書かれている。  
犬ハ貴幣を耳つらに戴き、鶏はゆふしてをかけ尾に付て、

寺内と書かれた寄進は、三件で二人しかない。記入漏れや申告漏れがある可能性があるが、後述するように、終わった後の行事に、寺内の人が参加していないことから、寺内は関与しなかったように思える。

文政十三年に近い年の宗門改帳は現存していないが、現存している最も近い年の天保七年（一八三六）の「宗門改帳」によると、御所町の軒数は、六七五軒で、寺内の中心寺院である円照寺の檀家は、一三四軒である。寺内に円照寺以外の寺院の檀家があるはずであり、寺内の外に円照寺の檀家がいることは確かである。しかし、それらがほぼ等しいと仮定して、全軒数から円照寺の檀家の数を引くと五四一軒となる。この数を寄進した人数の四三三人との割合を求めると約八〇パーセントになる。この計算には、町としての寄進や匿名の寄進等が考慮されていない。それらを考慮すると、寺内を除く御所の住人の約九〇パーセントが寄進に参加したものと考えられる。

### 4. 近隣の村等からの寄進

寄進した村は、葛上郡三四ヶ村（「天保郷帳」によると総村数六四）、忍海郡九ヶ村（同二〇）、葛下郡一ヶ村、高市郡五ヶ村、吉野郡二ヶ村である。寄進した村の数は多いが、一件か二件と件数の少ない村、件数の多い村、村として村役人等がまとめた村の三つのタイプに分けることができる。これは、村への情報の伝わり方、伝わった後の村人の対応等によるものと考えられる。また、村高と寄進の多い少ないとは、ほとんど関係がないようである。

太神宮に詣ふて奉れハ

『文政神異記』には、「阿波の國徳島のおさんという犬が、頸に銭と金子とをくくりつけてきて、古市町大和屋長兵衛の世話で無事に帰国した」ということが書かれている。また、『御蔭群参図』に犬がお祓を付けている絵がある。

鶏に関しては、『文政神異記』に二つの逸話が記載されている。その一つは、「丹波國某郡某村某家へ鶏二羽が御祓をくわえて飛んで来たので、主人がこの鶏を連れて外宮御広前へ来たところ、山城國の参詣人が自分のところで飼っていた鶏だというので、山城國の人の名前を奉納した」という話である。もう一つは、「大和國某村の或人が寵愛していた鶏がいなくなり、十日ほど過って御祓を持って帰っていた」というものである。

これらの逸話は、おかげ参りの期間中に創られたものと考えられ、それらが、参宮者から参宮者へと伝わり、それを聞いた御所の世話人が、祝詞の中に書き入れたものと思われる。『文政神異記』、『浮世の有様』等に、数々の逸話が書かれているが、これと同様の経緯でそれぞれの筆者に伝わったのではないかと思われる。

### 3. 立山

立山は前述のように、祭りの作り物のことである。施行が終了した後、数多くの立山が作られたことが、史料1として翻刻を添付した「立山次第書」からわかる。立山は町ごとで作られ、その立山には、大関・関脇等のランクが付けられている。そして、そのうちの一件には、短い批評が付け加えられている。

他國の人の寄進として、「金百疋 讃州高松御領分河野郡北之庄村 喜代藏」と「南鎌 志片 濃州武儀郡上在地 酒井光庵」の二件がある。喜代藏の寄進は八五一件目で、夕食の寄進があった四月三日のすぐ前である。宿泊者の名前を調べたが見付からなかった。この人は、寄進のみであったと思われる。

### 第五節 施行終了後の行事

#### 1. 概要

九月八日で施行が終了した後、九月二十六日に太々神楽が、宿泊場所となっていた蔵屋敷で行われ、町々には立山が作られたことが、「立山次第書」や太々神楽関係の文書に書かれている。「立山次第書」の序文には、左記のような記述がある。

（前略）菊月下の六日、施行宿ニハ代々神楽、町々ニハ思ひ思ひの作りものやら立山やら、古今稀なる賑ハしき、二里三里の山家より見物くんしゅうおびたし（後略）

「古今稀なる賑ハしき」とあり、近隣の村々から大勢の見物人が来たことがわかる。新見の日記によると、当日の大坂の天気は曇であり、御所も悪い天気ではなかったと思われる。

これらの他に、施行終了直後および太々神楽奉納時の御供えとして餅つきが行われたことが「寄進帳」跋文からわかる。そして、全ての行事が終わった後、伊勢神宮へのお礼参りが行われた。



大和国御所町に残っていた「神宮町文書」等に基づいて、文政十三年のおかげ参りについて考察した。この史料によると、大隅・隠岐・杵岐を除く全国の国々から御所に来ている。このことから、この年のおかげ参りは、広い範囲に波及していたといえる。これは、明和期のおかげ参りから六〇年目ということが広く意識されていたためであると思われる。施行を実施した期間は、閏三月四日から九月八日までで、この期間に九七二九人が宿泊している。宿泊者が一番多いのは紀伊で、次に阿波・大和である。この年のおかげ参りは、三月二十日頃に阿波から始まったとされているが、参宮者が阿波から紀伊に渡り、紀伊・大和の人を巻き込んで参宮したことがわかる。

伊勢神宮より東の人が多く来ているが、これらの人たちは、参宮のついでに高野山や西国三十三所に参詣したものと考えられる。また、摂津・河内および播磨以西の人たちも多く来ているが、御所は、これらの国から伊勢へ行く街道の途中ではない。施行の噂を聞いて来たか、三十三所等の参詣のついでに来たものと考えられる。または、風呂の施行が魅力的であったとも考えられる。大和の宿泊者をみると、十津川や吉野といった山間地の人が多く、他国の参宮者を見ても都市部の人は少ない。都市部の人が多かったとする通説には疑問がある。

施行のために町内や近隣の村から、様々な寄進を受けている。それらの寄進をみると、品物の種類が多く、量もまちまちであ

る。米の寄進では、最高が五石で最低が二合。銭では、最高が一〇〇〇文で最低が一文である。品物においても、醤油一石・割木四駄というものから、漬け物少し・菜少しというように幅が広く、品物の種類も七〇以上ある。各自が身近なものを分相応に寄進したことがわかる。このことは、施行が広く住民に支持されていたことの現れである。また、住民の多くが寄進に参加していることから、参宮した人は少ないものと考えられる。施行が終わった後、太々神楽・立山等の行事をしているが、施行を一種のリクレーションと考えていた節がある。施行をはじめ全ての行事は、蔵屋敷の近くに住んでいた伊勢講の人たち等が、自主的に行なったもので、町役人等は、積極的に関与していない。

【註】

(1) 藤谷俊雄『「おかげまいり」と「ええじゃないか」』(岩波新書、一九六八)三五頁

(2) 相蘇一弘「おかげ参りの実態に関する諸問題について」『大阪市立博物館研究紀要』第七冊、一九七五)五頁。

西垣晴次編『伊勢信仰Ⅱ』(雄山閣出版、一九八四)一四

五頁にも収録(参照は前者の頁数)

(3) 『日本方言大辞典』(平凡社、一九八九)下巻、一四〇

〇頁

(4) 『御蔭参宮文政神異記』上下二冊、版本は神宮文庫等所蔵(寸法、縦二二・二cm×横一五・六cm、上巻二五丁、下巻二

件数は、大関・関脇・小結が各三件、前頭が三〇件の合計三九件で、その他、ランクがない「見立作りもの」というものが九件ある。宇治橋・万金丹屋店・お杉お玉等、伊勢に関係した名前のものが数件ある。参加した町の数は、一九であるが、寺内は参加していない。

宿泊の施行が行われた蔵屋敷の跡に、太神宮の社があり、毎年六月十六日に祭りが行われる。その祭りの時に、約七五年前まで、立山が作られていたということである。現在は立山に代わって、小学生の絵が展示されている。奈良県において、今も立山が実施されている所として、御所市名柄の天満宮(七月二十五日)、橿原市北八木の愛宕神社(八月二十三日から二十五日)、北葛城郡広陵町大垣内の専光寺(八月二十四日)がある。

4. その他の行事

史料2に示した「寄進帳」の跋文には、施行が終わった後の行事について書かれているので、その概要を説明する。三斗三升三合の餅をついて、手伝ってくれた人たちにもらってもらったところ、施行所の仕舞としては結構なお供であるとして、我も我もと施行所へ駆けつけ、少しの間になくなってしまったとある。

太々神楽のお供として、白餅を二石五六斗つき、一合・一合半・三合・五合等の大小のお籠を拵えた。それらを町内および近在からの施行中の寄付に対するお返しとして配ったと書かれている。

全ての行事が終わった後、西口屋弥吉郎・和泉屋善三郎・平

野屋和助・玉手屋吉兵衛・はね屋利兵衛・今井屋安兵衛・中村龍品・今井屋七兵衛の八人が、世話人の代表として参宮したことが記載されている。これらの世話人たちは、「施行所の札」には「会所前」の人たちとなっているが、会所前は、蔵屋敷のある町の名前である。なお、この札は、施行所の看板として使用されていたものと考えられる。また、跋文には、毎日太神宮に灯明をあげたという記述がある。この太神宮は、伊勢講のお祓い等であり、施行所に臨時の神棚が作られたものと思われる。これらのこと等から、会所前の伊勢講の人たちが、自主的に施行を始めたものと推測される。

「神宮町文書」のなかに、嘉永元年(一八四八)四月十六日付けの棟札がある。また、二月二十五日付けで「町内一家振舞献立」という文書がある。これらから、施行が終わった後、太神宮の社が建設されるまでの過程を左記のように推測した。

①「施行所の札」は、表面が風化していることから、施行が終わった後も札は、そのまま設置されていた。また、神棚もそのまま祀られていた。

②嘉永元年になって、蔵屋敷が老朽化し、取り壊しの必要性が生じた。取り壊すと神棚がなくなるので、社の建設が計画された。

③二月二十五日に工事開始の儀式が行われ、四月十六日に棟上げが実施された。

④現存している灯籠の日付は、弘化五年正月であるが、予め発注されていたものと考えられる。なお、弘化から嘉永への改元は、二月二十九日である。

- 理図書館所蔵、『新訂大字陀町史』史料編、第一巻、一九九二）一一二頁
- (24) 前掲(4) 四九八頁
- (25) 前掲(4) 五〇六頁
- (26) 藪田貫編著『大坂西町奉行新見正路日記』(清文堂、二〇〇〇)一五八頁～二八三頁
- (27) 加唐興三郎編『日本陰陽曆日対照表』(ニットー、一九九三)下巻、一四六〇頁
- (28) 『角川日本地名大辞典』によると、「桜間」は名西郡で徳島県には「妙道郡」はない。名東郡があるので、名東を妙道と書いた可能性が考えられる。
- (29) 高田十郎編『奈良井上町中年代記抄』(桑名文星堂、一九四三)一八〇頁
- (30) 東條操編『全国方言辞典』(東京堂出版、一九五一)七六七頁
- (31) 「諸事記録帳」(『改訂新庄町史』史料編、一九八三)四七〇頁
- (32) 前掲(3) 上巻、七三八頁
- (33) 「天保郷帳」(一八三四)『奈良県の地名』(平凡社、一九九一)葛上郡：九二八頁、高市郡：九三二頁
- (34) 木田安次著作集『日本の伝統芸能 第七巻』(錦正社、一九九五)三頁および四頁
- (35) 前掲(4) 五三一頁
- (36) 「御蔭群参之図」(文政十三年閏三月、田中易慎写、序五丁)。翻刻は神宮司庁編『神宮参拝記大成』(西濃印刷、一九三七)四九四頁に収録
- (5) 矢野太郎編『浮世の有様二』(国史研究会、一九二〇)および『日本庶民生活史料集成』第一巻(三一書房、一九七〇)七七頁(参照は後者の頁数)
- (6) 『文政十三年御蔭参雑記』写本、神宮文庫所蔵(縦三〇・〇cm×横二一・三cm、全三六丁、巻末に「天理教管長中山正義氏所蔵本写、昭和十二年」の旨記載)翻刻は神宮司庁編『神宮参拝記大成』(西濃印刷、一九三七)五四九頁
- (7) 津田宜直『文政十三年伊勢御蔭参実録鏡』(写本、神宮文庫所蔵、縦二七・〇cm×横一六・四cm、全一四丁)。翻刻は神宮司庁編『神宮参拝記大成』(西濃印刷、一九三七)五三九頁、および『日本庶民生活史料集成』第一二巻(三一書房、一九七一)一一三頁に収録。
- (8) 『御蔭参話の種』(写本、神宮文庫所蔵、縦二三・五cm×横一六・五cm、全六七丁、巻末に「野間園彦本、大正八年写了」の旨記載)。翻刻は『日本庶民生活史料集成』第一二巻(三一書房、一九七一)一一八頁
- (9) 『文政十三年御影正見記』上下合巻一冊(写本、神宮文庫所蔵、序文、北岡東溪、文政十三年五月宮川ノ駅於施菓院書之、縦一八・三cm×横二六・二cm、上二七丁、下二四丁)
- (10) 『文政十三年庚寅改元天保元年御蔭参り』(写本、神宮文庫所蔵、縦二二・八cm×横一五・九cm、全七四丁)
- (11) 『御蔭見聴集』天・地・附録三冊(写本、神宮文庫所蔵、縦二三・五cm×横一六・五cm、天四四丁、地四七丁、附録

文、天保六年仲夏、春木煥光、神宮徴古館蔵)復刻版、神宮徴古館発行

(37) 前掲(4) 五一六頁

(38) 玉手屋吉兵衛の分家の木村吉之助氏宅から、半分であるが剣先祓いの形をし、高さ約九〇センチメートルの木の札が見つかった。表には「大神宮施行所」と書かれ、裏には世話人の名前が書かれている。現在、御所市指定文化財になっている。

【史料1】 (縦帳)

御所町 丁毎ニありし  
立山作りもの次第書

此ハ文政十三年庚寅之暮春阿波之国より御蔭初り、貴賤老若男女之わかちなく、参詣之くんじゅう櫛之はを引が如く、泊りくのなんじゅう見るに忍びず、依而この里の世話人打寄施行宿を思ひ立、町中隣村の厚志をこひ受、北町には中飯の施行、東ニもひるのにぎり喰、会所まえ町にハ泊り宿、毎夜くの参詣宿、百人式百人之取持世話方の骨おりいわんかたなく、程なく秋の暮まで一夜もたえまなく、泊れバふるの施行、暮れハ蚊のふせぎ、くつさみすれハ菓の施行医の御見舞、残るかたなき取持ハ、神の意徳のあらわれハ、其身くの 加持祈祷、且ハ町の繁栄のしるしなるかと、嬉しさの余り、菊月下の六日、施行宿ニハ代々神楽、町々ニハ思ひくの作りものやら立山やら、古今稀

- 三三丁、巻末に「宇治山田市野村弥三郎氏蔵本、大正八年に写」旨の記述)
- (12) 松井敬民編『御蔭群参地名録』(写本、神宮文庫所蔵、縦一一・六cm×横一六・三cm、全九〇丁、巻末に「松井祐吉君蔵本、大正八年に写」旨の記述)
- (13) 「樞原市恵比寿神社保管文書」樞原市北八木町所蔵、樞原市立図書館 マイクロフィルムおよびコピー所蔵
- (14) 前掲(5) 一〇八頁
- (15) 西垣晴次『ええじやないかー民衆運動の系譜』(新人物往来社、一九七三)二九二頁
- (16) 田村貞雄「ええじやないか研究の現状と問題点」(『日本史研究』三〇六号、一九八八)五九頁
- (17) 川合賢二「お蔭参りへの領主・支配の対応」(『地方史研究』四〇(2)、一九九〇)一頁
- (18) 茨木啓子「文政十三年のお蔭参り・お蔭踊りについて」(『ヒストリア』、一四一号、一九九三)一五一頁
- (19) 宮本栄子「文政十三年のお蔭参りと施行」(『史文』一〇、二〇〇八)一頁
- (20) 酒井一「文政十三年おかげ参り施行宿の一考察」(『今井林太郎先生喜寿記念 国史学論集』一九八八)四四七頁
- (21) 前掲(6) 五四九頁
- (22) 「大日本行程絵図 天保十四年御免 慶応元年再刻 板元 京都書林 竹原好兵衛
- (23) 「天保元年 上町おかげ灯笼建立諸入用并寄付帳」天

人形の立かた至て上出来、しかし頭が甚た不釣合、細工人も御承知か  
小結、一、萬金丹屋店 御堂前

至て上出来、しかしさるの人形なくバ申分なきものを、すこしく

前頭、一、籠細工 鳥居 会所前  
同、一、参車式 石燈籠 南中町  
同、一、細引細工 鶴 同  
同、一、かこさいく うわばみ 会所前  
同、一、佛具細工 蓮花 会所前  
同、一、朝日山蛇 東久保  
同、一、杓子鶴 三嶋の立雛 会所前  
同、一、わら細工 天の浮橋  
見立作りもの  
見立作りもの 植木屋 会所まえ  
一、同 中臣祓 同  
一、同 お杉お玉 同  
一、御祓壳 北中町  
右何も世話方  
一、盆石 会所前  
一、生花 同  
一、太神宮 御膳まわりむきもの 東町  
右何も差添方  
一、にわか 東本町  
町中御蔭参り 東坂口

并ニ正栄寺を杉木で夫々作り立  
右ハ 左右之頭取

施行所

右勸進元

人々の心つくしをひはんするにハあらねども、後々の記録ニも  
と、彼の非能うらミとか無し如く、隣のたからをうらめしさ、  
いらざるあはつれの筆を染、おしかりもかえりみず、次第不同  
を印せしを、骨折の人々此古反をおろさじ故、気ニさへられぬ  
やう、頓首して書

【史料2】

施行所江 寄進 名前記 (跋文)  
一、さいせんの寄付 今田屋 九兵衛  
是ハ施行宿初り候方終り迄、参詣之人様毎朝立候節、老銭式  
銭ツ、持セ候、是ハ甚たきとく成事  
一、施行所太神宮様へ 西口屋 源四郎  
施行宿初り候方終り迄、毎朝三銭五銭程ツ、之御神酒献し候、  
則毎朝御神酒献し役中村龍品  
一、油寄付 米屋 嘉兵衛  
是ハ施行宿初り候方終り迄、太神宮様へ献灯尤其外施行所之  
入用油共是も奇とく成事ニ御座候  
一、太神宮様へ施行初りより満日迄昼夜献灯奉献候  
断書  
此寄付帳之義ハ随分念入候而相認候へ共、何と申候而も世話  
人中我も三枚我も五枚と相認候事ニ候

なる賑ハしさ、二里三里の山家より見物くんしゆうおびたし、  
数もしれさる作りもの、覚のためニとて書記ものなり  
作りもの立山之次第

大関 宇治橋 魚店町  
関脇 町中並松 籠細工 石灯籠 南西町  
小結、一、町中 華松 春日前  
本石とうろう しゅろの細工 鹿  
たいそう成本高之石とうろうとならべ、細工ものゝ鹿と至て  
上出来、第式の席とも成べき筈と華松のしゅこう、西町ニせ  
んとられ残念く  
前頭、一、ふのり細工 寅 町中藪 中本町  
至極能出来上席ニも成べき筈、町中の竹之植かたあしく尚寅  
の置所ニハ大竹も植べきものを 中本町  
前頭、一、月兔 中本町  
至極能出来近見ニハ左程ニもなけれど、宇治橋より之遠見至  
て見事く  
前頭、一、鯉の瀧登り 中北町  
大そう成る思い付甚た面白く上出来成共、有合の鯉が甚不都  
合何ニても大きく成作りもの、鯉いたく敷ものを 南中町  
至てきれいな成細工上出来、しかし當春上棟のせつ本町より出  
し候跡かと思れ残念く  
前頭、一、箱根番所 北西町  
本間ものゝかざり付、至てくらべば上出来ゆへ、御上を恐れ  
まつ座ニ定

前頭、一、狐忠信 六軒町  
前頭、一、玉藻前 中北町  
同、一、布引 観音堂前  
同、一、国姓爺 六軒町  
前頭、一、白石 戎前  
同、一、巖流島 北中町  
同、一、神楽まわし 同  
同、一、大こくがり 同  
同、一、阿保山 おかけ参り 中北町  
同、一、玉味噌 東北町  
同、一、茶店 北中町  
同、一、おはん道行 御堂前  
大関、一、糸細工 住よし 西本町  
関脇、一、家具細工 越後獅子 中北町  
小結、一、家具細工 御幣 中本町  
前頭、一、たばこ入道具式 太神宮社 北中町  
前頭、一、縄細工 蜘蛛の葉 西北町  
古まかしき思ひ付成共、至極上出来く  
前頭、一、まわりあんど 北東町  
甚た面白くしゅこう上出来、しかしよいく 思ひ付もなか  
りしものを  
大関、一、道風 東町  
人形の立かた左程ニもなけれ共、大構のしゅかうかます之細  
工至て面白く、初席ニも定るものか  
関脇、一、あこ屋 会所前

Table with columns for Date, Branch, Record, and Weather. It contains three main data sections: March (3月), April (4月), and May (5月). Each section lists dates and corresponding weather conditions like '晴' (Sunny), '雨' (Rain), and '曇' (Cloudy).

閏三月四月六月十日迄 風呂之施行
一、老万九百拾八人、下駄屋 清兵衛、大工 清左衛門、上せ
ん屋 宗兵衛、常門屋 善兵衛
ふる屋四軒ニ而右之人数毎夜施行ふるニ入申候、併四軒と
乍申、大工せい・下駄清ニ而入申候。尤右ふる之義余り永く
之事故、夫々ふる屋職ニ候間、いつ迄も無銭ニ而ハ甚た氣之
毒と及候故、六月十日より施行所ニ而箱ふる仕、右參詣人志
々施行所に而湯ニ入申候。

三斗三升三合餅をつき、天道祭り之左法いたし、此御供ハ施行
中朝晩手伝ニ参り候、隣家之女中衆、其外折々手伝呉候衆中へ
いただかせ候と存計候所、施行所之仕舞、結構なるお供と我も
我も施行所へ徒つけ、朝五つ此に初メ少し之間ニ皆々いただか
せ候
施行所太神宮様江ハ
奉代々々神楽、此御御供として、白餅式石五六斗つき、御かゞミ
に献し、或ハ老重ニ而合又ハ老合半夫より三合五合、御かゞ
ミの大小を拵へ、当町近在より施行中之奇附之かいし、又ハ在
々ニ而世話いたし呉候衆中へ送り申候

尚又、施行も無なんにて相施し候御札参りとして、惣世話人名
代として伊勢太神宮へ御札参り之名前
西口屋弥吉郎、和泉屋善三郎、平野屋和助倅和吉、玉手屋吉

兵衛、はね屋利兵衛、今井屋安兵衛、中村龍品、今井屋七兵
衛、右八人代参仕候

【史料3】 (一紙)

御醫参祝詞
高天原に神留りまします、皇親神漏岐神漏美の命を以、忝も
天照太神唯一神を世界萬国の御主と定め給ふてより、已来天上
天下の森羅萬象此御醫を蒙り奉らざるものなく、此日神此国に
生れ給ふにより、国をハ日本といひ郡を神国と云、故に此御醫
を報ひ奉らんとて、鄙となく都となく、貴賤となく男女となく、
神をつらね躰をつき、御醫くと言ふ嬉うく、津々浦々
にみちくたり、既に犬ハ貴幣を耳つらに戴き、鶏はゆふして
をかけ尾に付て、太神宮に詣ふて奉れハ、敷島梯ハ南枝にみの
り、大和豆ハ北枝にみのりす、皆是御醫したふがゆえなり、仰
願ハ施行する所の陰徳ニよりて、諸願成就なさしめ給へと
おそれみくも申す

文政拾三年庚寅九月廿六日

各日宿泊者記録

2/3

各日宿泊者記録

3/3

Table with columns for dates (月日), branch (支), prefectures (紀州, 阿波, 大和, その他), and weather (天候). Includes a summary row for May (5月計).

Table with columns for dates (月日), branch (支), prefectures (紀州, 阿波, 大和, その他), and weather (天候). Includes a summary row for June (6月計).

Table with columns for dates (月日), branch (支), prefectures (紀州, 阿波, 大和, その他), and weather (天候). Includes a summary row for August (8月計).

Table with columns for dates (月日), branch (支), prefectures (紀州, 阿波, 大和, その他), and weather (天候). Includes a summary row for July (7月計).

Table with columns for dates (月日), branch (支), prefectures (紀州, 阿波, 大和, その他), and weather (天候). Includes a summary row for August (8月計).

Table with columns for dates (月日), branch (支), prefectures (紀州, 阿波, 大和, その他), and weather (天候). Includes a summary row for September (9月計).

⑥ 『文政十三年御影正見記』(同、『正見記』)

⑦ 『御蔭参話の種』(同、『話の種』)

⑧ 『文政十三年御蔭参雜記』(同、『雜記』)

⑨ 『御蔭群参地名録』(同、『地名録』)

なお、『雜記』は、伊勢の万金丹本舖野間商店、『地名録』は、古市はぐれ調所での日々の観測の記録で、宮川渡しの渡船者数以外の記述は一次史料である。『地名録』と『雜記』以外は、おかげ参り全般について書かれたもので、情報としては二次的である。

## 第一節 波及範囲等

### 1. 概要

まず、文政十三年のおかげ参りの波及範囲について検討する。先行研究では、この年のおかげ参りの波及範囲に関して、狭かったとする説と広がったとする説がある。これらの論議は、各種の記録に出てくる国名によって論じられている。御所町の「毎日泊名前」に記録されている宿泊者の出身地および各種の記録に出てくる国名をまとめることによって、この論議に結論を出すことにする。

### 2. 各種記録のまとめ

各種の記録に出てくる国名および御所町の「毎日泊名前」に記録されている宿泊者の出身地を表1にまとめた。「毎日泊名

前」・『地名録』・『雜記』は初出の日付を記入し、『文政神

異記』・『実録鏡』は出てくる国名の欄に○をつけた。なお、

国の順番は、「毎日泊名前」の初出順とし、『地名録』・『雜記』はその順番に番号をつけた。この初出の順番については、次節で検討する。大坂・堺・京都・小豆島・江戸・長崎は、

これらの史料で国とは別に出ているので、表でも別にした。また、参考のため、御所町で施行が行われた期間(閏三月四

日から九月八日まで)の国別の宿泊者の人数と多い順番を記入した。

これらの他、参宮者の国名が記載された史料として左記のものがあるが、国数が少ないので割愛する。

① 伊勢野間商店宿泊者：閏三月十三日から六月十日まで、三

六ヶ国、計一七八一人

② 北八木宿泊者：四月五日から八月八日まで、

四ヶ国、計二〇一三人

③ 堂島浜宿泊者：閏三月三日から二十日まで、

四ヶ国、一万人〇八五人

④ 同家宿泊者：四月から八月まで、三七ヶ国、計三二二人

### 3. 波及範囲の推定

先行研究では、文政十三年のおかげ参りの波及範囲に関して、狭かったとする説と広がったとする説がある。この論議のもとには、採用した記録の違いによるものである。

表1からわかるように、『文政神異記』・『実録鏡』・『雜記』

## 第八章 文政十三年おかげ参りについての再検討 ― 波及範囲、施行の実態、参宮者数等 ― はじめに

前章では、「神宮町文書」に基づき、文政十三年(一八三〇)のおかげ参りに関し、御所町における施行、施行のための寄進等について検討した。この検討の過程において、先行研究で通説となっていることや議論が分かれていること等について、再検討する必要性を感じた。

まず、文政十三年のおかげ参りの波及範囲についての論議である。御所町の記録によれば、御所町には大隅・隠岐・老岐以外の全ての国の人が来ているので、おかげ参りはほぼ全国に波及したといえる。なぜ波及範囲について論議が分かれるかについて検討する。また、御所町の記録および他の記録に記載されている各国の人がその地に初めて現れた日等から、おかげ参りの施行を受けた人々の旅の目的等について考えてみる。

次に、施行のみを頼りにして参宮できたかどうかの問題がある。このことは、次に述べる参宮者数との関連でも重要なことと考えられる。各種史料に見られる施行の実態について調べるとともに、御所町における施行の様子等からこの問題について検討する。また、施行や寄進に関係した人たちが参宮したかどうかとも考えてみたい。

最大の疑問は、文政十三年のおかげ参りに、四〇〇万人から

五〇〇万人の人たちが参宮したとされていることである。これが通説になっているが、五〇〇万人といえは、当時の全人口の約六分の一ということになる。参宮者数を仮に五〇〇万人とし、当時の六ヶ国すべてから参宮者が訪れたとすると、一國あたりの参宮者は単純に計算して約七万人である。ところが、御所町の宿泊者のうち、国別でも多い紀伊でも延べ四千人強しかない。紀伊はおかげ参りが始まったとされる阿波から伊勢への経由地の一つであること等から、平均的な数字より参宮者数が多いと考えられる。紀伊からは、熊野街道、和歌山街道や泉州を経由した可能性、また素通りした人等が考えられるが、それでも四千人強は、七万人に比べて少なすぎるのではないだろうか。このように、参宮者数には疑問があるので、先行研究等とは異なった観点から検討する。

検討にあたっては、「神宮町文書」とともに当時の記録等を参照する。文政十三年のおかげ参りに関する当時の記録の主なものは、前章に列挙したが、本章で参照するものは、左記の通りである。今後、これらを参照する場合は、括弧内のように略記する。これらの詳細については、前章の註に記載しているのと割愛する。

① 『御蔭参宮文政神異記』(以下、『文政神異記』とする)

② 『浮世の有様 卷の二』(同、『浮世の有様』)

③ 『文政十三年庚寅改元天保元年御蔭参り』(同、『天保元年御蔭参り』)

④ 『文政十三寅年伊勢御蔭参実録鏡』(同、『実録鏡』)

⑤ 『御蔭見聴集』(同、『見聴集』)

表1 文政十三年おかげ参りの各史料初出 (「毎日泊名前」初出順)

番号	国	毎日泊		地名録		雑記		神異	実録	毎日泊		番号	国	毎日泊		地名録		雑記		神異	実録	毎日泊	
		初出	順	初出	順	初出	順			人数	初出			順	初出	順	初出	順	初出			順	初出
1	紀伊	3/4	1	3/4	2	3/2	2	○	4075	1	37	堺	3/15	11	3/4	2					○	42	35
2	阿波	3/4	1	3/1	1	3/1	1	○	887	2	38	京都	3/15	11	3/12	7	3/16	8			○	37	37
3	播磨	3/4	1	3/8	4	3/21	9	○	256	5	39	但馬	3/16	12	4/4	20	3/29	12			○	53	30
4	大坂	3/5	2	3/5	3	3/5	4	○	134	12	40	肥前	3/19	13	3/28	15					○	47	33
5	尾張	3/5	2	3/21	9	3/13	7	○	91	18	41	陸奥	3/19	13	4/27	29					○	40	36
6	大和	3/6	3	3/5	3	3/4	3	○	449	3	42	美作	3/19	13	4/3	18	3/21	9			○	21	49
7	豊後	3/6	3	4/19	28				131	13	43	加賀	3/20	14	4/17	27	5/3	15			○	68	26
8	長門	3/6	3	5/11	32				85	21	44	丹後	3/21	15	4/3	19	3/21	9			○	52	31
9	越前	3/6	3	4/17	27	4/8	13		82	23	45	志摩	3/21	15	3/8	4					○	8	62
10	和泉	3/7	4	3/12	7	3/2	2	○	206	7	46	丹波	3/22	16	3/21	9	3/21	9			○	89	19
11	佐渡	3/7	4	5/12	33				32	42	47	小豆島	3/26	17	3/25	12	3/8	5			○	10	59
12	越中	3/7	4	4/15	26				25	47	48	肥後	3/27	18	3/26	13					○	37	37
13	越後	3/8	5	5/11	32				355	4	49	備後	4/3	19	3/25	12					○	36	39
14	讃岐	3/8	5	3/4	2	3/12	6		198	9	50	若狭	4/4	20	3/23	11	3/29	12			○	26	45
15	出雲	3/8	5	3/28	15				130	14	51	武蔵	4/8	21	6/1	41	6/17	17			○	28	48
16	安芸	3/8	5	3/8	4	3/25	11		81	24	52	豊前	4/8	21	4/12	23					○	12	56
17	伊勢	3/8	5	3/8	4	3/12	6	○	57	29	53	下総	4/8	21	6/18	46					○	9	60
18	近江	3/8	5	3/14	8	3/12	6	○	46	34	54	伯耆	4/12	22	3/22	10					○	89	19
19	出羽	3/8	5	4/19	28				33	41	55	江戸	4/22	23	4/14	25					○	116	15
20	河内	3/9	6	3/9	5	3/8	5	○	151	10	56	上総	4/22	23	6/6	43					○	16	52
21	遠江	3/9	6	4/7	22	4/15	14		135	11	57	常陸	4/23	24	6/19	47					○	7	64
22	周防	3/9	6	4/19	28				114	16	58	長崎	4/23	24	5/17	36					○	4	65
23	三河	3/9	6	3/10	6	3/13	7	○	18	51	59	日向	4/25	25	5/11	32					○	15	54
24	伊予	3/11	7	3/4	2	3/12	6	○	206	8	60	下野	4/26	26	5/26	38					○	11	58
25	備前	3/11	7	3/29	16				59	27	61	飛騨	4/29	27	5/13	34					○	15	54
26	信濃	3/11	7	4/28	30	4/15	14		50	32	62	土佐	5/1	28	4/2	17	5/29	16			○	3	67
27	摂津	3/12	8	3/9	5	3/4	3	○	99	17	63	伊賀	5/2	29	3/9	5					○	9	60
28	備中	3/12	8	3/14	8				83	22	64	能登	5/6	30	3/27	14					○	8	62
29	淡路	3/12	8	3/5	3	3/5	4		73	25	65	上野	5/7	31	6/15	45					○	16	52
30	美濃	3/12	8	3/26	13	3/23	10	○	58	28	66	筑前	5/13	32	6/3	42					○	30	43
31	因幡	3/12	8	4/13	24	4/15	14		34	40	67	筑後	5/14	33	5/7	31					○	4	65
32	駿河	3/12	8	6/1	40	7/20	18		30	43	68	薩摩	7/19	34							○	2	68
33	甲斐	3/12	8	6/12	44				20	50	69	対馬	8/25	35							○	1	70
34	伊豆	3/12	8	5/27	39	7/20	18		12	56	70	安房	8/29	36	6/19	48					○	1	70
35	石見	3/13	9	5/19	37				234	6	71	相模	9/6	37	5/14	35	7/20	18			○	2	68
36	山城	3/14	10	4/5	21	3/5	4		26	45	72	隠岐			4/19	28					○		

3月は全て閏3月

毎日泊 :「おかげ中 毎日泊名前」(大和国御所町)  
地名録 :『御蔭群参地名録』  
雑記 :『御蔭参雑記』

神異 :『御蔭参文政神異記』  
実録 :『文政十三寅年伊勢御蔭実録鏡』

は、国の数が少なく、『地名録』は多い。波及範囲が狭いとされる論拠は、『文政神異記』・『雑記』を参照したことによるものであり、広いとするのは、『地名録』を参照している。藤谷俊雄氏は『雑記』を参照して、「動員された地域の広さにおいては、明和のものにおよばない」とし、波及範囲を地図に表している。相蘇一弘氏は『地名録』を参照して、「伝播範囲を言うならば、文政度は明和より更に拡大している」としている。『文政神異記』および『実録鏡』は、各地で起こった諸現象を記載したもので、なかには「某国」という表現が使われている。これらに記載された地域におかげ参りが波及したことは確かであるが、名前の挙げられなかった地域には波及しなかったとするのは問題である。『雑記』は、伊勢の野間商店で調べた参宮者の出身地であるが、出身地が書かれていない日が半分以上あり、参宮者の全ての出身地を網羅しているとはいえない。一方、『地名録』の国名記載の末尾には、左記の説明がある。この記述によって、多くの国名が記載されている『地名録』でさえも、全ての参宮者について調べた訳ではないことがわかる。右、古市町はぐれ場調所ニ於テ日々見聞或ハ笠印引合帳ニテ録す、尤群参在地名脱漏計リ難シ

「毎日泊名前」と『地名録』を比較すると、薩摩・対馬は、「毎日泊名前」にあつて『地名録』にない。これらの国は、『地名録』で見落とされている可能性がある。『地名録』にあつて「毎日泊名前」にないのは、隠岐のみであり、両方にないのは、大隅・老岐である。以上のように、何らかの史料に国名が記録されているところを波及範囲と考えるならば、文政十三年のお

かげ参りは、ほとんど全国に及んだといえる。

なお、御所町で国名の記録が残っているのは、宿泊者のみである。六月十日までの宿泊者は七五七九人であるが、「寄進帳」に、この日までに風呂の施行を受けた人は一〇九一人という記載がある。これらの差は約三三〇人であるが、宿泊しても、入浴していない人がいるはずであり、国名の記録のない人はこの差より多い。さらに、宿泊も入浴もせず、通過した人もか隅・老岐・隠岐の人がいた可能性はゼロではない。

4. 御所町で施行を受けた人々

表1の「毎日泊名前」の初出日は、御所町の施行所に最初にその国の人が宿泊した日である。ただし、後述するように、閏三月四日の施行開始以前にも参宮者は御所町を通過している。『雑記』および『地名録』の初出日は、伊勢に参宮者が初めて現れたことが記録された日である。本項では、これらの初出日に着目して、御所町の施行を受けた人々について考えてみる。

文政十三年のおかげ参りの始まりの日に関しては、『文政神異記』に「佐古町八丁目手習屋に手習いたし居候子供等、御参宮仕度趣、三月十九日物語いたし、翌廿日手習子供二十三人参宮仕候、これ御蔭参りのはじめなり」と記載されている。また、『雑記』の閏三月一日条には「先月廿日頃、阿波国江御祓ふり、色々奇異の儀等有之候由にて、おかげ参りと書付いたし候笠をかむり(後略)」とある。これらはいずれも、阿波以外の地での

三十三所の参詣を目的として出発しており、旅の途中でおかげ参りの施行に便乗したものと考えられる。

御所町で施行を受けた人たちを整理してみる。まず、おかげ参りとして伊勢への往還の途中にあると考えられる人たちであり、阿波、紀伊および大和の一部が該当する。人数は紀伊が四〇七三人、阿波が八八七人で、大和は全体で四四九人であるが、そのうち約三分の一が紀伊からの街道筋の人であり、合わせるると全体の宿泊者九七二九人の半分強になる。これ以外の半分弱の人は、国元と伊勢との最短経路をたどっておらず、参宮以外の目的で旅をしている。それらは、前述の西国巡礼等の目的で出発し、施行に便乗した人や、参宮の後に西国巡礼等のために来た人たちなどである。このように、御所町の施行所には、単純に伊勢への往還の途上にある参宮者だけでなく、さまざまな人々が訪れていたのである。

## 第二節 施行および施行宿の実態

### 1. 概要

次に、おかげ参りにおいて、重要な役割を果たした施行の実態について検討する。施行を受けるのみで旅をすることができたかどうかの問題である。各種の史料に書かれている施行の実態、御所町の施行の様子等によって、この問題について考えてみる。

### 2. 史料にみる施行の実態

聞き書きであり、信憑性に疑問があるとしても、各地に現れたという記録の日付と、その地と阿波との距離を考慮すると、三月二十日頃に始まったと考えて問題がないように思える。

御所町に参宮者が最初に現れた日の記録はないが、「立山次第書」の序文に「参詣之くんじゆう櫛之はを引が如く、泊りくくのなんじゆう見るに忍ひず、依而この里の世話人打寄施行宿を思ひ立」とあり、閏三月四日の施行開始までにもここを通り過ぎた人がいることがわかる。

御所町で最初の日に施行を受けた紀伊(一番、表1の左端の番号)、阿波(二番)の人たちは、おかげ参りが始まったとされる阿波とそこから波及した紀伊からの人たちの参宮の途中であると考える問題がない。

同じ初日の播磨(三番)と二日目の大坂(四番)については、阿波から淡路島を経由して播磨に至る経路のことが『文政神異記』に記載されているので、この経路でおかげ参りが波及したと考えられる。しかし、播磨・大坂から伊勢に行くには、暗峠を越えて奈良を経由するか、京都から東海道を行くのが一般的である。したがって、最初に御所町に来たこれらの国の人たちは、別の目的で国を出て、旅の途中でおかげ参りの施行に便乗した可能性が高いのではないか。もっとも九月までの施行期間中には、播磨は二五六人、大坂は一三四人が宿泊しており、その中にはおかげ参りとして出発した人たちが大勢いたことは確かである。

尾張(五番)・豊後(七番)・長門(八番)・越前(九番)・佐渡(一一番)・越中(一二番)・越後(一三番)・出雲(一五番)等、伊勢に比べ

施行について書かれたものは多いが、ここでは、まず五つの史料を紹介する。『天保元年御蔭参』に「御蔭参」と題した狂詩が記載されている。全体が四二句の五言古体詩であるが、前半部は左記の通りである。

文政庚寅年、御蔭参宮専<sup>ナリ</sup>、阿州道者<sup>影シテ</sup>  
半<sup>カガ</sup>加<sup>カ</sup>太<sup>カ</sup>着<sup>カ</sup>船<sup>カ</sup>ス、男女<sup>ノ</sup>無<sup>ク</sup>差<sup>シ</sup>別<sup>レ</sup>、混<sup>シ</sup>雑<sup>シ</sup>吟<sup>ミ</sup>濱<sup>ニ</sup>  
講<sup>ス</sup>元<sup>目</sup>印<sup>シ</sup>、其<sup>ノ</sup>組<sup>跡</sup>先<sup>纏</sup>、簇<sup>々</sup>打<sup>テ</sup>笠<sup>ノ</sup>浪<sup>ヲ</sup>  
歳<sup>々</sup>立<sup>テ</sup>砂<sup>煙</sup>、一<sup>毎</sup>柄<sup>杓</sup>振<sup>リ</sup>、門<sup>並</sup>合<sup>力</sup>力<sup>ヲ</sup>傳<sup>フ</sup>  
袋<sup>ハ</sup>重<sup>シ</sup>報<sup>謝</sup>ノ米、腰<sup>ハ</sup>軽<sup>シ</sup>路<sup>用</sup>ノ錢、中<sup>食</sup>群<sup>ニ</sup>撰<sup>待</sup>  
汲<sup>ル</sup>茶<sup>如</sup>湧<sup>泉</sup>、幸<sup>ニ</sup>貫<sup>ニ</sup>善<sup>根</sup>ノ宿<sup>ヲ</sup>、押<sup>合</sup>着<sup>形</sup>形<sup>眼</sup>  
蒲<sup>団</sup>呉<sup>所</sup>少<sup>ク</sup>、明<sup>方</sup>欲<sup>レ</sup>牽<sup>レ</sup>風<sup>ヲ</sup>。

六行目に「幸いに善根の宿を貰い、押し合いて着たまま眠る。蒲団呉れる所少なく、明け方風をひかんと欲す」とあり、施行宿での厳しい状況がわかる。

『浮世の有様』にも、施行宿での厳しい状況が述べられている。

座敷より庭一面に詰り、ふとん一畳二人へ渡せるは最上の事にて、四五人に一畳、又施行宿にては何れもふとんなしにて、雨露に濡ざるまでのよし。「中略」かくて宿にて大勢のおし合て臥めるが、夜中手水に起きぬるにぞ、子を持つる人々は、子を踏ぬやうなしてよとて、何れも口々にわめきちらして、子なき人迄も少しもまどろみかたく、三更過れば宿の主頻に出立を促し、釜末の膳を出しぬるゆへ、これをたべて立出れば、其跡へ宿なくて野宿せし人、又は詮方なくて夜通しに歩みぬる人など、入かわりて宿りぬる事

御所町に現れた日がいづいぶん早い国がある。これらの国の初出の人たちも、おかげ参りとして国を出たのではなく、別の目的で出発したのではないかと考えられる。その国に情報が伝わり、伊勢を経由して(目指して)御所町に来るには日数的に無理がある。しかし、おかげ参りは九月まで続くので、中にはおかげ参りとして出発した人たちもいたであろう。

以上のように、御所町の「毎日泊名前」には、別の目的で国を出発しておかげ参りに合流した人が含まれている。このことは、言い換えれば、おかげ参りの施行所には、本来のおかげ参りの参宮者だけでなく、おかげ参りに便乗した旅人もやってきていたことを示唆している。

おかげ参り参宮者の別の目的に関して、前章では、伊勢神宮より東の国々の人たちが御所町に来たのは、伊勢参宮のついでに、高野山や西国三十三所の参詣をするためであると述べた。御所町は、西国三十三所の第五番葛井寺から第六番壺阪寺への途中にあり、高野街道は町のすぐ近くを通っている。

このような伊勢参宮と西国巡礼等との関連について、小野寺淳氏は道中記に基づいて、参宮とその後のルートを類型化している。田中智彦氏は小野寺氏の研究を参照して、「近世の参宮者は、一般的に伊勢神宮だけに参拝して帰郷することはなく、その往復に各地の名所旧跡や社寺を訪れている」としている。また、金森敦子氏も同様のことを述べ、紹介している市町村史のなかの道中記にも事例が多い。

尾張や越前などの人々が伊勢より先に御所町に来ているのは、おかげ参りが始まる前に、すでに伊勢参宮や高野山・西国



寄進についての詳細は前章で述べているが、全部で一一九四件である。金銭は金換算で約六両、米は二二石余りあり、現物の品物は、加工食品・野菜類・薬・酒類・燃料・わらじ等々、七〇種類以上あった。世話人の代表からは多くの回数の寄進があるので、その時々不足するものを持ち寄り、精一杯の対応を心がけたことが推察される。酒の寄進が二石弱あることから、酒も提供されたと考えられる。

一方、御所町の施行所は蔵屋敷を利用しており、畳があつた可能性は低く、施行記録に蒲団を用意したという記述はない。一日に最大二三人の宿泊(閏三月十二日)があり、十分な対応は非常に困難である。また、台風と思われる日も宿泊した七一人全員が出て行っており、施行宿では滞留が許されなかつたと考えられる。世話人たちはできるかぎりの世話をし、近隣の人たちも協力したものであるが、十分な対応は物理的に無理であつたと考えられる。

#### 4. 施行のみでの参宮および施行関係者の参宮

施行のみで参宮ができたかどうかの問題について、藤谷俊雄氏は、無銭で旅行することを「まったく作り話とはいえない」と述べている。また、相蘇一弘氏は、寄進された物の多さ疑問を呈するとともに、「無銭の者の占める割合はむしろ少なかつたと結論せざるを得ない」とし、自費での参宮の例をあげている。

茨木啓子氏は、市町村史等に基づいて、大和国の施行所をまとめた一覧表を作成している。二九ヶ所余りであるが、施行所なりとぞ。

ここには、施行宿が窮屈で、人数が多い場合、夜中に宿泊者を入れ替えることもあることが書かれている。

『正見記』には、施行所における食事の提供の様子が書かれていて、空腹の者が施行に殺到する状況がわかる。

撰待所に於て粥を施し飯を与ふ。空腹之もの是を見て、我劣らずと押退けて、粥の冷るを忍へかね嚙つて口を焼くも有、呑んで胸を焦もあり、或ハ七顛八倒し是に懲りて去ルもあり、又ハ二椀三椀も静かに食ふ者もあり、久敷飢たる者共ハ五椀七椀嚙つても飽さる者もあり、千差万別宛も餓き道の如くなり

「吉川利右衛門古記帳」には、大和国十市郡山之坊村(現、橿原市山之坊)の施行所における接待の様子が書かれている。施行所を新しく作ったことや、村人が交代で対応したこと、食事だけでなく酒も施されたことがわかる。

閏三月四日当村大道佐平次向ひ、六兵衛干場ニ而撰待所拵施行致候、同五月初而利右衛門・喜右衛門・弥兵衛三人米三斗、老入前ニ老斗ツ、握飯施し申候、是ヲ初として村方餅・酒・はつたい面々夫々組合施し申候、其外思ひくニ施行致候而、尤撰待所茶たきハ毎日式人ツ、村方よりかわるく参り申候

「諸事記録帳」には、大和国葛上郡新庄村(現、葛城市新庄)の施行所における接待の様子が記載されており、食べ物以外に、銭も施されたことがわかる。銭やわらじが施されたことは、御所町をはじめ各地の施行所の記録にみられる。

があつたことが確実な御所市・橿原市北八木・大和高田市が含まれていない。これらは、市町村史に記載がないためである。これらの他に、未発見の施行所の史料、記録を残していない施行所等も考えられ、大和国だけでも相当数の施行所があつたことは確かである。

したがって、施行のみを頼りに参宮することは可能であつたと考えられるが、前述のように、施行を頼りに旅をすることは楽なことではなかつたように思われる。物価の高騰の問題もあり、自力で参宮できる人たち、すなわち、伊勢講に加入している人、ある程度経済力がある人等は、おかげ参りの期間中には無理をして参宮しなかつたと考えられる。

施行等の関係者が参宮したかどうかの問題もある。「寄進帳」の跋文に「施行も無なんにて相施し候御礼参りとして、惣世話人名代として伊勢太神宮様へ御礼参りの名前」として、八人の名前が書かれている。御所町の施行所では、お盆の三日間を除き、連続六ヶ月余りにわたって、食事と宿泊の世話、二ヶ所での昼食の施行等をしている。このためには、大勢の世話人が必要であつたと考えられる。これらの人たちは、右記の跋文が示すように期間中に参宮していないし、とても参宮できるような雰囲気ではなかつたと考えられる。また、町中をはじめ近隣の村々から、多数の人々の寄進を受けているが、これら寄進をした人たちも、参宮に代わるものとして寄進した可能性が高い。

前述の自力で参宮できる人たちのおかげ参り期間中の参宮の有無、施行の世話人や寄進者の参宮の有無等は、次節の参宮者を考える上において、留意すべきことである。

大和国施行初り、所々ニ施行宿、茶撰待所数多ク出来、茶撰待所ニおゐてハにぎり飯、餅、はつたい抔人別ニ是遣之、其外三文五文ツ、遣ス所も有、又ハわらし抔遣ス所も有

これら施行について書かれたものは多いが、共通して、施行を受ける立場と施行をする立場とで、記述内容にギャップがある。すなわち、施行を受ける立場では、施行が不十分で苦労したということであり、施行をする立場からは、精一杯の施行をしたということである。これらは、当事者にとつては、両方とも真実であると思われる。

#### 3. 御所町での施行

御所町での施行の様子については、「立山次第書」の序文に次のように書かれている。

北町には中飯の施行、東にもひるのにぎり喰、会所まへ町にハ泊り宿、毎夜くの参詣宿、百人式百人取持、世話方骨おりいわんかたなく、程なく秋の暮まで一夜もたままなく、泊れバふるの施行、暮れハ蚊のふせぎ、くつさみすれハ薬の施行、医の御見舞

食事付きの宿泊以外に、昼のにぎり飯や風呂の施行、病人には薬の施行をしている。その他、「寄進帳」には、銭一文・二文の提供のことが書かれており、多様な施行があつたことがわかる。「会所まへ町にハ泊り宿」となっているが、会所前町には蔵屋敷があり、これが利用されたと考えられる。第二章で述べた通り、当時は皆銀納であり、蔵屋敷は空いていたと推定される。

れ、比較的山間部を通る伊勢本街道と和歌山街道が合流したあとの渡しで、現在の渡会橋の少し上流にあった。図1で計測すると水域部分の幅は約八〇メートルである。

下の渡しは②として示す場所所で、当時、すでに橋が架けられていた。関西方面から平地部を通る初瀬街道と名古屋方面からの参宮街道が合流したあとの渡しで、現在の宮川橋あたりであり、水域部の幅は約九〇メートルである。

宮川の渡しに関し、延宝四年(一六七六)の定がある。全一三条であるが、ここでは、関係のある第三条から第五条および第七条の四条のみを示す。

宮川就両舟渡申付候定

一、中川原口之渡し守不断六人

舟三艘之内 老艘ハうかい舟、式艘ハ馬舟

一、中嶋口之渡し不断三人

舟式艘之内 老艘ハうかい舟、老艘ハ馬舟

右定之九人之人數ハ昼夜無透間舟場ニ相詰居可申候事

一、諸国御参宮人馳走之ため其外往還之諸人ニ至迄舟賃老錢

も取不申、少も無滞昼夜を不限即時ニ相渡し可申候事

一、人馬共ニ舟不相応ニ大勢取込のせ申間敷候事

これによって、普段は下の渡し(中川原口之渡し)は三艘、上の渡し(中嶋口之渡し)は二艘であったこと、渡し守は合わせて九人であったこと、参宮人を含め渡し賃が無料であったこと、昼夜を問わず乗船させたこと、過積載が禁止されていたことがわかる。ここに記載の「うかい舟」について、『近世伊勢湾海運史の研究』には、「鵜飼舟は「へさき」と「とも」の両方をとが

### 第三節 参宮者数

#### 1. 概要

本節では、参宮者数について検討をする。参宮者数については、「宮川の渡し」の渡船者の人数に基づいて論じられている。『文政神異記』、『雑記』等に渡船者数が記載されているが、先行研究等は、これらに書かれている人数を正しいとして、参宮者数を四〇〇万人から五〇〇万人としている。

まず、宮川の渡しについて延べ、史料に書かれている参宮者数をまとめる。また、先行研究では、参宮者数についてのどのように考えているかを調べる。そして、このような多数の人たちが、渡船することができるかどうかについて検証する。

#### 2. 宮川の渡し

参宮者数については、従来、宮川の渡船者数に基づいて論じられていることから、宮川の渡しについて述べておく。

関西や名古屋方面から陸路で伊勢神宮に行くためには、宮川を渡らなければならない。この宮川には、「上の渡し」と「下の渡し」の二つの渡しがあった。これらの下流に「汐合の渡し」があったが、街道には繋がっていない。明治二十五年(一八九二)の二万分之一の地形図を「宮川付近地形図」として示す。

上の渡しは図1に①として示す場所所で、地形図にはまだ渡船の記号が残っている。関西方面から来て榛原で初瀬街道と分か

らした形のもので、櫓がなく、竿と梶を用いた。だいたい二五俵積みで、長さ七間半、幅六尺五寸程度」とある。現代風に言えば、長さ一三・五メートル、幅二メートル弱、積載量一五〇〇キログラム程度の小船である。

#### 3. 史料に記された参宮者数

文政十三年おかげ参りの参宮者数について、『文政神異記』の序文に、「宮川上下渡者、総数四百八十六萬二千八十人」と記載されている。また本文には、閏三月初日から六月二十日までの各日の宮川の上の渡しと下の渡しを渡船者数が記載されている。『雑記』・『天保元年御蔭参』・『地名録』等にも人数の記載がある。

『文政神異記』と『雑記』に記載されている各日の渡船者数を表2に示す。『文政神異記』には六月二十日までの人数しか記載されておらず、残りは続編に記載するとなっているが、続編の存在は確認できない。また『雑記』の記載は四月末までで、表中にゴシックで示したように『文政神異記』とは所々違いがあるが、二つのデータはほとんど同じである。『文政神異記』には各月の(合計)が記載されているが、表2の「計」欄(筆者集計)に示している実際の合計とは少し違っている。

『天保元年御蔭参』に記載されている各月の合計を表の下部に記載した。総計および他の史料に記載のない六月・七月・八月・九月の合計がわかる。閏三月・四月・五月の各月の(合計)は『文政神異記』と一致しており、総計は同序文の数値と一致している。

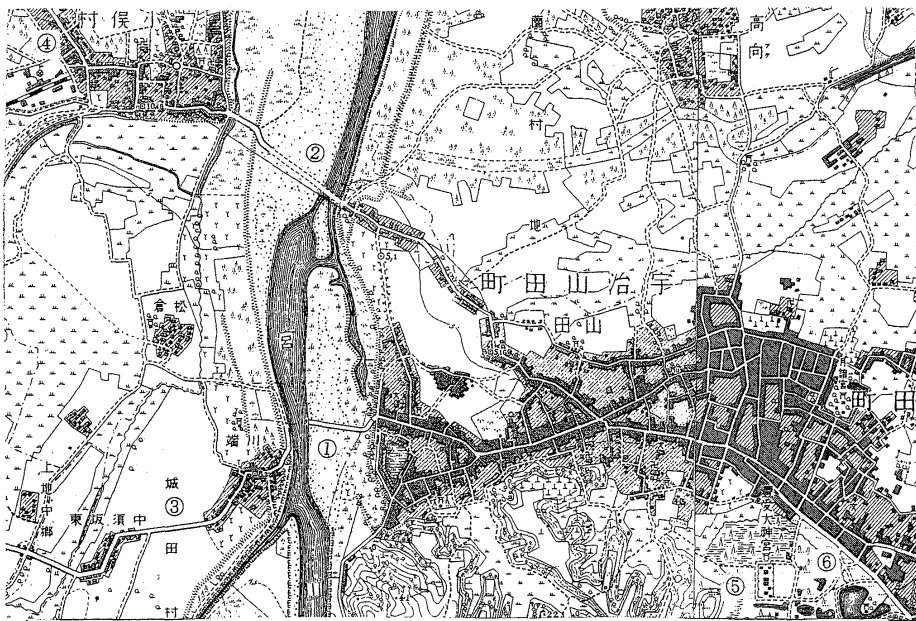


図1 宮川付近地形図(明治25年) ①上の渡し、②下の渡し、③至伊勢本街道・和歌山街道、  
正式二万分之一地形図集成(田丸町・山田) ④至初瀬街道・参宮街道、⑤外宮、⑥至古市經由内宮

『地名録』にも閏三月・四月・五月の各日の人数が書かれている。『文政神異記』と各月に二・三ヶ所の数値の違いがあるが、  
べは一致している。

以上のことを考慮すると、全てのデータの元は一つで、違いは転記ミスであるといえる。相蘇一弘氏はこのデータの出所について、『見聴集』に「三方会合小林奉行所へ上ヶ候写しなり」という記載があるので信頼できるとしているが、「奉行所へ上ヶ候写し」という一次史料の存在を確認することはできなかった。また、どのようにして、この史料が各種史料に転記されたかもわからない。

#### 4. 先行研究等の参官者数

先行研究では参官者数を、表2の総計の四八六万二〇八〇人としているものや、六月二十日までの合計である四二七万六五〇〇人を採用しているもの他、下の渡しの下流にある汐合の渡しや直接遠方から船で山田に着くルートを考慮に入れ、約五〇〇万人としているもの等がある。

先行研究のなかでも、藤谷俊雄氏、相蘇一弘氏および西垣晴次氏の成果がある種の固定概念となり、歴史辞典類の記述にも反映されている。それらの記述は、左記に引用する通りである。

- ① 藤谷俊雄氏の記述『国史大辞典』：次は天保元(一八三〇)で、閏三月一日阿波から始まり、地域は明和度に及ばなかったが、参加人数は遥かに多く八月末までに約五百万人に達した。

② 相蘇一弘氏の記述(『日本歴史大事典』)：文政度には奥羽

から南九州まで四六二万人余が参加する最大規模になった。

③ 西垣晴次氏の記述(『日本史大事典』)：三月に阿波から起った文政のお蔭参りは各地に急速に伝播した。閏三月から六月二十日までに宮川の渡しを渡った人員は四二七万六五〇〇人であった(『文政神異記』)。

右記のように辞典類には、四〇〇万人から五〇〇万人が参官したとしている。市町村史もこの数をベースにした記述になっており、博物館・歴史資料館等におけるおかげ参りの説明には、この数を用いられていることが多い。しかし、これらの数値の現実的可能性について検証した研究はない。

#### 5. 参官者数の推算

表2で一日あたりの最大の渡船者数は、閏三月二十六日の下の渡しの一二人である。そこで、一つの渡船場で一日に一二人が渡船可能かどうか、可能としても、それが往復か片道かについて検討してみる。

『文政神異記』・『伊勢参官名所図会』に宮川渡しみやがわの絵が掲載されている。これらの絵では乗船者数は二〇人から二五人である。前述の「うかい舟」の説明では二五俵積みとなっているが、一俵は約六〇キログラムであるので、約二五人乗りということになる。馬舟は、牛馬を積載出来る舟で、うかい舟より大きいと考えられるが、両方使われていることから、一艘あたり平均三〇人が乗船できるものと仮定する。

船の数に関しては、『地名録』の閏三月二十四日条に、「宮

表2 宮川渡しみやがわの人数

日	閏3月		4月		5月		6月		7月	8月	9月	計
	上	下	計	上	下	計	上	下				
1	合わせて											
2	2,000	1,000	3,000	17,000	85,000	114,000	400	7,000	7,400	250	9,000	9,250
3	6,000	5,000	11,000	12,000	96,000	109,000	400	6,000	6,400	350	8,000	8,350
4	13,000	10,000	23,000	13,000	96,000	106,000	400	6,000	6,400	350	10,000	10,350
5	25,000	37,000	62,000	10,000	96,000	106,000	300	5,000	5,300	300	10,000	10,300
6	23,000	42,000	65,000	10,000	96,000	108,000	300	6,000	6,300	200	8,000	8,200
7	19,000	53,000	72,000	7,000	79,000	86,000	300	7,000	7,300	300	8,000	8,300
8	13,000	46,000	59,000	8,000	80,000	88,000	300	9,000	9,300	350	7,000	7,350
9	14,000	39,000	53,000	8,000	60,000	65,000	400	10,000	10,400	300	6,050	6,350
10	13,000	42,000	55,000	5,000	65,000	70,000	300	9,000	9,300	300	6,500	6,800
11	12,000	40,000	52,000	4,000	63,000	67,000	300	8,000	8,300	250	6,000	6,250
12	11,000	38,000	49,000	3,000	50,000	53,000	300	8,000	8,300	200	6,000	6,200
13	13,000	40,000	52,000	2,000	43,000	45,000	300	9,000	9,300	200	5,500	5,700
14	13,000	42,000	55,000	1,500	40,000	41,500	350	10,000	10,350	200	5,400	5,600
15	14,000	50,000	64,000	1,000	36,000	37,000	400	13,000	13,400	200	5,500	5,700
16	19,000	75,000	94,000	1,000	37,000	38,000	400	16,000	16,400	300	2,900	3,200
17	20,000	100,000	120,000	800	30,000	30,800	500	18,000	18,500	400	37,000	37,400
18	21,000	76,000	97,000	1,000	23,000	24,000	400	18,000	18,400	250	15,000	15,250
19	24,000	85,000	109,000	800	18,000	18,800	500	19,000	19,500	150	8,000	8,150
20	23,000	98,000	121,000	600	15,000	15,600	500	18,000	18,500	300	8,500	8,800
21	24,000	87,000	111,000	700	16,000	16,700	400	17,000	17,400			
22	23,000	84,000	107,000	700	15,000	15,700	300	16,000	16,300			
23	26,000	90,000	116,000	600	17,000	17,600	300	15,000	15,300			
24	28,000	100,000	128,000	600	15,000	15,600	300	14,000	14,300			
25	27,000	110,000	137,000	700	15,000	15,700	300	12,000	12,300			
26	28,000	120,000	148,000	8,000	4,000	12,000	400	13,000	13,400			
27	23,000	98,000	121,000	留川	留川	0	400	14,000	14,400			
28	18,000	93,000	111,000	留川	留川	0	400	12,000	12,300			
29	19,000	98,000	117,000	500	7,000	7,500	250	11,000	11,250			
30				400	6,000	6,500						
計	513,000	1,767,000	2,281,000	134,000	1,304,400	1,438,400	10,400	332,000	342,400	5,350	181,350	186,700
『文政神異記』に記載のべ			2,281,200			1,440,400			342,400			4,862,080
『天保元年御蔭参』			2,281,200			1,440,400			342,400			4,862,080

少なくなることは確かである。

船頭に関しては、平常時であれば昼夜を問わない運航であっても、夜間の乗船者は少ないと考えられるので、船頭の交代要員は必要ない。しかし、一日に二四時間の連続運航をするためには、交代要員が必要である。一般的に船と船頭は一体と考えられ、船が調達できたとしても、連続運航のために必要な数の船頭を確保することは困難のように思われる。このように、船や船頭のことから、記録に残っている渡船者数は、往復としても過大である考えられる。

四月の中頃以降、上の渡しの渡船者は、留川の前後は別として一〇〇〇人以下であり、平常時の配船(定書では二艘)になつたと考えられる。また、下の渡しに臨時に調達された船も、徐々に渡しを離れて本来の業務に戻り、急な渡船者の増加には対応できなくなっていた可能性がある。六月十六日は前日の四倍以上になつており、人数の正確さが疑われる。

以上のことから、渡船者数のデータは、毎日の相対的な多少は別として、信頼性が低いと考えられる。データの信頼性が高ければ、前述の計算のように、宮川の渡船者のデータは往復であり、総数は半分の二〇〇万人強であるといえる。しかし、データの信頼性が低いことから、参宮者の実数を確定することができない。汐合の渡しの渡船者、藤谷俊雄氏が指摘している直接船で来た人等の加算要因を考慮しても、通説の四〇〇万人から五〇〇万人という数値は過大であり、かなり少なかったと考えるべきである。とはいえ、かりに一〇〇万人としても、「おかげ参り」が大衆的な群参であつたことには変わりはない。

川舟三十艘上下」とある。これは、上下二つの渡しを合わせたものであると考えられるが、一つの渡しの船の数を三〇艘とする。なお、前述の延宝四年の定書によると、通常の船の数は、下の渡しが三艘で、上の渡しが二艘である。また、明和八年(一七七二)のおかげ参りの記録である「いせ参御蔭之日記」には、「宮川の渡し、八艘より十艘位にてこし候由」とある。したがつて三〇艘というのは、例外的な数値である。

一艘あたりの乗船者数を三〇人とし、三〇艘の船を二四時間稼働させて、一日に一二万人を運ぶとすると、往復何分で運ばなければならぬかを計算してみる。

$$120,000(\text{人}) \div 30(\text{人}) \div 30(\text{艘}) \div 133.3(\text{回})$$

$$24(\text{時間}) \times 60(\text{分}) \div 133.3(\text{回}) \div 10.8(\text{分})$$

この計算では、往復約一〇・八分で運ばなければならず、片道は半分の約五・四分となる。三〇人の乗下船に必要な時間、流れに直角に約九〇メートルの航行、船の固定のための操作等を考えると、この時間ではとても無理である。特に、大勢の乗船待ちの人たちがいる状態で、秩序正しく短時間で乗下船ができるかという問題がある。このことから、片道とするのは不適切で、往復で一二万人であるといえる。そうすると、一日に下の渡しを渡つた参宮者数の最大は、半分の六万人になる。相蘇一弘氏は、『見聴集』の「今日入込人数を斗り見れば廿五六万人之群衆ナリ」を引用して、「廿五六万人」という数を肯定し、一二万人を片道としている。しかし、渡船能力を考慮すれば、この数値は大きすぎる。

ここまでの検討で、『文政神異記』等に記載されている文政

おわりに

本稿では、文政十三年のおかげ参りについて、波及範囲、施行の実態、参宮者数等の点から再検討した。大和国御所町における施行に関する史料が見つかり、おかげ参りについて調べていくうちに、これらに疑問が生じたためである。

波及範囲に関し、伊勢の近くまたはどこかの施行所で国名が記録されている国を波及範囲とするならば、ほとんど全国に波及したといえる。

御所町における初出を調べた結果、別の目的で出発した人がおかげ参りの流れに合流していたのではないかと推察される。従来、道中日記等によって、伊勢参宮とともに高野山参詣・西国巡礼等を行う例が多いと指摘されており、おかげ参りにおいても、同様と考えられる。

施行のみで参宮することができたかどうかの問題については、各所に施行所があり可能であつたと考えられる。しかし、施行を受けて旅することは楽なことではなく、自力で参宮できる人は、この時期に参宮しなかったものと思われる。また、施行の世話人や施行のために寄進した人たちも参宮しなかったと考えられる。

本検討のなかで、参宮者数が最も重要な問題である。辞典類には四〇〇万人から五〇〇万人と書かれており、先行研究や市町村史等もこの人数をベースにしている。本検討では、参宮者数は宮川の渡しの渡船能力から、実際にはその半分以上である

十三年の参宮者数は、宮川の渡しの渡船能力から、片道ではなく往復であるとした。次に、通説となっている四〇〇万人から五〇〇万人という参宮者数を半分にしていかにどうかについて考えてみる。

『文政神異記』等の人数の総数は四八六万二〇八〇人と細かい数値になっており、一見精度が高いように見えるが、表2からわかるように、各日の数値は大部分が一〇〇〇人単位であり、精度は高くない。また、一〇〇〇人以下であっても、全てが五〇人単位になっており、実際に計数した数値でないことがわかる。なお、八〇〇人の端数は詳細不明の九月の人数によるものである。さらに、何万人という渡船者をどのようにして数えたかについても疑問が残る。

渡船者数の推算において、三〇艘の船を二四時間連続で運航すると、下の渡しの一日の最大渡船者数を六万人とした。しかし、次の理由によって、その数でも過大気味であるといえる。

- ①片道一〇分あまりでも、時間的に無理がある。
- ②上下の渡しを合わせて、三〇艘である可能性が高い。
- ③二四時間、同じペースで運航できるとは思えない。
- ④過積みは禁止されていた。

特に、船と船頭の問題であると考えられる。計算では、下の渡しのみで三〇艘としたが、『地名録』の「宮川舟三十艘上下」という表現や船の調達のことを考えると、合計で三〇艘の可能性が高い。この場合、上の渡しと下の渡しの比率がわからないので、渡船者数を推算することができないが、推算値が

## 【註】

- (1) 江戸時代の全人口について、関山直太郎『近世日本の人口構造』(吉川弘文館、一九五八)は、宗門改帳から調べた文政十一年の人口を約二七〇〇万人(二二三頁)としている。速水融『歴史人口学で見た日本』(文春新書、二〇〇一)では、前記調査における武士等の漏れを約五〇〇万人(五七頁)とし、近世中期以降の人口を三〇〇〇万人強としている。
- (2) 本書、第七章の一九八頁の表1に「神宮町文書」の「おかげ中 毎日泊名前 施行所」(「毎日泊名前」という三冊の宿泊者数をまとめている。今後、この宿泊者数を用いる場合は註記を省略する。
- (3) 松井敬民編『御蔭群参地名録』(写本、神宮文庫所蔵)の一丁から七〇丁にてくる国名。
- (4) 『文政十三年御蔭参雑記』(写本、神宮文庫所蔵)。翻刻は神宮司庁編『神宮参拝記大成』(西濃印刷、一九三七)、五四九頁から五七一頁にてくる国名。
- (5) 『御蔭参宮文政神異記』上下二冊(版本は神宮文庫等所蔵) 翻刻は神宮司庁編『神宮参拝記大成』(西濃印刷、一九三七) 四九五頁から五三八頁にてくる国名。
- (6) 津田宣直『文政十三寅年伊勢御蔭参実録鏡』(写本、神宮文庫所蔵)。翻刻は神宮司庁編『神宮参拝記大成』(西濃印刷、一九三七)、五三九頁、および『日本庶民生活史料集成』第一二卷(三一書房、一九七一)(参照は後者の頁数) 一三三頁から一二七頁にてくる国名。

とした。参宮者数が実際に上回る数にされてきたのは、一つの史料に書かれていることがそのまま受け入れられてきたためである。宮川の渡しの渡船者数については、複数の記録があるが、それらは全て二次史料で一次史料は一つである。もとの史料が一つしかない場合、異なった観点から検証を加えることが必要であると思う。

おかげ参りの参宮者数は、通説よりかなり少ないことを指摘したが、参宮者数が少なかったとしても、おかげ参り全体の規模が小さかったというわけではない。参宮はしなくても、何らかの形で関わりを持った人たちが想像以上に多い。前述の施行の世話人やそのために寄進した人たちはその例である。御所町では施行が終わった後、町ごとに四八地点の立山等が製作されたが、その製作に携わった人々や近隣の村々から見物に来た人たちもいるのである。

伊勢に行く代わりに、その期間中に近くの神社等に参詣したという例もある。文政十三年九月頃、畠田村(現、奈良県北葛城郡王寺町畠田)に「送迎太神宮」という臨時の社が造られ、大勢の参詣者があったという。丹後国の真名井神社等、伊勢神宮以外の神社への参詣が盛んであったという報告もある。また、各地におかげ踊りが流行し、それにも多数の参加者があったとされている。

おかげ灯籠の建立ということもある。奈良県内には一五〇基ほどのおかげ灯籠が現存しているが、これらは、おかげ参りの参詣または施行の記念として建立されたとされている。しかし、「村中安全」等の銘があるものが多く、村中で参詣に出かける

- (7) 酒井一「文政十三年おかげ参り施行宿の一考察」(『今井林太郎先生喜寿記念国史学論集』、一九八八)の四五頁から四六四頁にてくる国名。

(8) 「橿原市恵比寿神社保管文書」(奈良県橿原市北八木町所蔵)(マイクロフィルムを橿原市立図書館所蔵)。宮本栄子「文政十三年お蔭参りと施行」(『史文』一〇号、二〇〇八)に集計が記載されているが、筆者独自で集計。

- (9) 矢野太郎編『浮世の有様二』(国史研究会、一九二〇)および『日本庶民生活史料集成』第一一巻(三一書房、一九七〇)一〇八頁(参照は後者の頁数)

(10) 西垣晴次『ええじゃないか―民衆運動の系譜』(新人物往来社、一九七三)二九二頁

(11) 藤谷俊雄『「おかげまいり」と「ええじゃないか」(岩波新書、一九六八)九〇頁、波及範囲の地図は八三頁。

(12) 相蘇一弘「おかげ参りの実態に関する諸問題について」『大阪市立博物館研究紀要』第七冊、一九七五)三一頁。

西垣晴次編『伊勢信仰Ⅱ』(雄山閣出版、一九八四) 一四五頁にも収録。

(13) 引用部分は「古市町はぐれ場所」となっているが、同書の別の所に「古市町はぐれ場所」とあるので、傍線部は写し間違いであると思われる。

(14) 本書、第七章、一九八頁

(15) 前掲(5) 四九五頁

(16) 前掲(4) 五四九頁

可能性は少ないので、参詣の記念とは考えにくい。また、街道から離れた場所に建立されているものが多く、施行の記念とも考えることができない。おかげ参りの参詣に代わるものとして、村中から寄付を集めて建立したと考えられる。したがって、村の人たちが関わったことになる。

刷り物にもおかげ参りが登場する。たとえば、神宮文庫には、「伊勢御蔭集」として、約一五〇枚の文政十三年おかげ参りに関する刷り物を収録したものがあつた。浮世絵・見立・づくし・かえうた・なぞかけ・狂歌等である。これらの出版に関係した人々、これらを購入した人たちがいるのである。

芝居では、大坂の角座でおかげ参りが始まった閏三月から二ヶ月間続けて、「伊勢音頭恋寢剣」が上演されたという川合賢二氏の報告がある。この芝居は、伊勢の古市における刃傷事件を題材にしたもので、おかげ参りに関連して上演されたものと考えられる。これらのことから、当時、おかげ参りについて、非常に関心が高かったことがわかる。

今までおかげ参りは、参宮者の多さのみが注目されてきたが、単に伊勢参宮ということだけではなく、それに関連する多様な側面を持っている。したがって、今後はこれらの関連の出来事も含めて、おかげ参りの全体像を解明していかなければならないと思う。

- (45) 前掲 (10)
- (46) 『国史大辞典』第二卷(吉川弘文館、一九八〇) 七二八頁
- (47) 文政十三年は十二月九日に改元し、天保元年になるが、ここでは原文のとおり引用する。
- (48) 『日本歴史大事典』(小学館、二〇〇〇) 1、四八八頁
- (49) 『日本史大事典』(平凡社、一九八二) 第一巻 一一三〇頁
- (50) 前掲 (5) 四九六頁
- (51) 薮間月『伊勢参宮名所図会』(寛政九年(一七九七)刊) 第四巻、二丁裏
- (52) 「いせ参御蔭之日記」(『日本庶民生活史料集成』第一巻、三一書房、一九七一) 一〇七頁
- (53) 前掲 (12) 三二頁
- (54) 前掲 (42) 地編、二四丁裏
- (55) 前掲 (11) 八九頁
- (56) 前掲 (25) 一六九頁、および「福知堂村手覚年代記」(『新訂王寺町史』資料編、二〇〇〇) 五九三頁(本文編、一九五頁に説明文)等に記載されている。送迎は地名。
- (57) 山形隆司「文政十三年おかげ踊りの再検討」(『奈良歴史研究』五五号、二〇〇一) 七頁
- (58) おかげ踊りについては前掲(57)の他に、左記等の研究がある。
- ・岩井宏美「大和の「お蔭参り」と「お蔭踊り」」(『大和文化研究』一五巻三号、一九七〇) 一頁
- (17) 前掲 (5) 四九八頁
- (18) 本書、第七章、一九五頁
- (19) 小野寺淳「道中日記にみる伊勢参宮ルートの変遷」(『筑波大学人文地理学研究』一六号、一九九〇) 二三一頁
- (20) 田中智彦『聖地を巡る人と道』(岩田書院、二〇〇四) 二六四頁
- (21) 金森敦子『伊勢詣と江戸の旅』(文春新書、二〇〇四) 三五頁。二二二頁に資料一覧
- (22) 『文政十三年庚寅改元天保元年御蔭参り』(写本、神宮文庫所蔵) 末尾
- (23) 「五、文政十二年御蔭耳目」前掲(9) 八八頁
- (24) 『文政十三年御影正見記』上下合巻一冊(写本、神宮文庫所蔵) 上巻、「第六 旅人施行」
- (25) 広吉寿彦編「吉川利右衛門古記帳」(『甚太郎一代記』清文堂出版、一九九四) 一六五頁
- (26) 「諸事記録帳」(『改訂新庄町史』史料編、一九八四) 四七〇頁
- (27) 本書、第七章、二〇四頁に寄進の詳細を表2としてまとめている。
- (28) 前掲 (11) 七一頁
- (29) 前掲 (12) 二五頁
- (30) 茨木啓子「文政十三年のお蔭参り・お蔭踊りについて―大和国を事例として―」(『ヒストリア』一四一号、一九九三) 一五一頁

- ・川合賢二「天保のお蔭踊りと村政改革―撰津国池田を中心として」(『ヒストリア』七六号、一九七七) 五四頁
- ・中島三佳「文政十三年のお蔭踊りについて」(『地方史研究』一六八号、一九八〇) 一一頁
- ・矢野芳子「文政十三年おかげ参りとおかげ踊り」(西垣晴次編『伊勢信仰Ⅱ』雄山閣出版、一九八四) 一一三頁
- (59) 荒井留五郎『奈良県の太神宮常夜燈』(自家版、一九九七)に、七五〇基余りの奈良県内の太神宮常夜燈の調査結果がある。そのなかで文政十三年四月から天保二年(一八三一)末までに建立された灯籠(おかげ等の銘がないものを含む)、および天保三年で「おかげ」の銘がある灯籠は一四九基である。これらを「おかげ灯籠」とした。
- (60) 「伊勢御蔭集」神宮文庫所蔵。序文に「文政十三庚寅歲、蓑笠軒」とある。各種の刷り物を貼って、縦三七・五cm×横二七・二cm、上・下巻各三五丁の冊子にしたものであったが、現在は各丁毎に裏打ちをして保管されている。
- (61) 大阪府立図書館編『芝居番付目録』(清文堂出版、一九七三) 一一頁
- (62) 川合賢二「大阪地方におけるお蔭参りとお蔭踊り」(『歴史手帳』一二巻七号、一九八四) 三八頁
- (31) 前掲(8)
- (32) 奈良県大和高田市の竜王宮(石圍坐多豆玉神社)には、施行の様子を表した絵馬が残っていた。一九九〇年に火災で焼失したが、大和高田市所蔵の複製がある。
- (33) 明和のおかげ参りについてであるが、前掲(11)の六四頁から六七頁に「物価騰貴」という一節があり、九八頁には文政十三年の状況が書かれている。その他、『御蔭参話の種』(写本、神宮文庫所蔵)。翻刻は『日本庶民生活史料集成』第一二巻(三一書房、一九七一) 二二九頁等、物価高騰について書かれたものは多い。
- (34) 『正式二万分之一地形図集成』中部日本二(復刻版、柏書房、二〇〇五) 図1は「田丸町」および「山田」を合成(原寸)
- (35) 『三重県史』(一九九八) 資料編、近世四(上) 九三三頁
- (36) 村瀬正章『近世伊勢湾海運史の研究』(法政大学出版局、一九八〇) 二四九頁
- (37) 前掲 (5) 四九四頁
- (38) 前掲 (5) 五〇六頁
- (39) 前掲 (4) 五四九頁
- (40) 前掲 (22) 一丁裏
- (41) 前掲 (12) 三一頁
- (42) 『御蔭見聴集』(写本、神宮文庫所蔵)、地編 二四丁裏
- (43) 前掲 (11)
- (44) 前掲 (12)

接支配した桑山氏の時代、すなわち、慶長五年（一六〇〇）から寛永六年の間であるとした。約四〇〇年前に造られた町並みが、現在もほとんどそのまま残っているということは、全国的に珍しいことである。この検証の結果が、町おこしの一助になればと思う。

検地が行われた寛保二年以降の石高の詳細および近世後期の人口の動向を明らかにした。これらの関係によって、商業中心の町であったと考えた。なお、検地以前の石高については、今後の課題である。

耕地は、現在の行政区と異なり、周辺部でかなり入り組んでいる。これについては、もう少し検証の必要がある。水利慣行に関し、元禄四年（一六九一）に決められた番破れの決まりが、昭和四十九年（一九七四）の吉野川分水の完成まで適用されていたということは驚きである。

元文五年（一七四〇）に起こった御所流れは、大洪水とされていて、今も葛城川の改修工事の口実に使われている。また、六軒町伝説は、御所まちの人たちが信用している最もらしい伝説である。御所流れの翌年の高名寄帳等によって、実際の被害はさほど大きくないと結論づけた。大洪水とされたのは、後年、葛城川の改修工事の申請のために書かれた大げさな数値が信用されたこと、諸堤のないところで起こったことをその理由とした。また、六軒町伝説は、明治二十三年以降にできたものであると考えた。六軒町伝説の否定は、御所まちの住人にとつて、受け入れ難いものかもしれない。

## 結 言

本研究は、大和国葛上郡御所町に残っている近世後期の地方文書等に基づいて、当時の町の実態、社会の情勢等について考察したものである。近世の御所町に関しては、『大和御所町誌』があるのみで、ほとんどわかっていない。『大和御所町誌』は、当時、御所中学校の校長であった日色四郎先生が、一人で編纂されたものである。「前がき」によると、校長としての職務のかたわら、半年あまりで完成させたものである。秋津村との合併が決まって、急ぎよ出版されることになったもので、ご本人も機会があれば、改訂増補したいと述べておられる。中学生の時に、日色先生にお世話になった。本研究が、町誌を改訂増補することになり、恩返しになればと思っている。

寛保二年（一七四二）に、御所町および近隣の村々の検地が行われ、その時に作成された検地絵図が三枚残っている。町誌に掲載されている絵図の写真は、赤塚家文書のものである。したがって、町誌の編纂には、赤塚家文書が参照されたと考えられるが、それらのほとんどがは行方不明である。『御所市史』には、古文書類が現存していると書かれているが（二六九頁）、御所町の宗門改帳の説明に、他村の宗門改帳の写真が掲載されている。市史の編纂のときには、すでに紛失していた可能性が高い。なお、その当時中井家文書は、存在が知られていなかった。御所まちでは、町おこしの一環として、毎年十一月に「霜月祭」というイベントを実施し、町家の公開を行っている。平成

## 第二章 年貢および町入用

年貢の対象となる毛付高は、町の高から石砂入の高および皆無の高を引いたものであるが、石砂入は、三〇年近く同じことが書かれていて、事実を反映していないように思える。また、水腐・早損の皆無は、免定と免割目録で違っており、納税者有利になっている。

毛付高、免、石代銀納等の推移をまとめた。不作で米が値上がりした年には免を低くする等、負担を軽減するようにしている。一般的に、支配者は無慈悲に年貢を徴収していたとされているが、ある程度、納税者のことを考慮していたようである。

付加税のうち、冥加金と運上については、決定方法がわからなかった。また、溜池等の年貢の半分を幕府が負担している。このような例が、他地域にあるかどうかも疑問である。これらについて、今後調べたいと思っている。

年貢の徴収は、役所からの免や石代納銀と異なる免と米の値段を設定し、付加税を含めて、合計額で徴収額と納入額が、ほぼ等しくなればよいという考えで処理されている。また、町入用との、いわゆる井勘定である。町役人の数と事務処理の量を考えると、合理的な処理方法であると思える。

町入用については、費用項目が多く、また、会所での費用、人足賃が多額であるという印象を持った。今回、調べなかった「免割小日記」によって、詳細を調べる必要がある。

## 第三章 高名寄帳に基づく近世後期の人々の動向

寛保三年（一七四三）から明治三年（一八七〇）の間の高名寄帳

十二年（二〇〇〇）の第二回るとき、何か古いものがあれば、出してほしいということで、家に訳のわからない書類が沢山あることを思い出し、それらの一部を出すことにした。それまで、技術関係の仕事をしてきたので、当時は、「地方文書」という言葉も知らなかった。そのうちの一冊を何気なく開いたとき、大塩平八郎一行の手配について書かれているのが見つかった。そこで初めて、これらの書類の重要性に気がつき、以来、調査を続け、ここに研究成果をまとめることができた。

平成十六年（二〇〇四）に、奈良女子大学と共同で町家調査を行ったとき、神宮町文書を発見した。修士論文は、それに基づいてまとめ、本書にも組み込んでいる。本研究で得られた結果で重要と思われること、または今後の課題は左記の通りである。

## 第一章 御所町の概要

支配の変遷について、桑山氏が改易になった直後および郡山藩本多氏支配の後半以外は、明らかにできたとと思う。桑山氏が改易になった寛永六年（一六二九）以降の数年間は、御所藩の陣屋跡に代官所が置かれていた可能性がある。現在も残っている「代官町」の由来に関係している興味があるが、解明できる史料がでてくる可能性は低い。

前述の検地絵図と現在の町並みを比べると、ほとんど変わっていないことがわかる。道路の幅は、二間（三・六m）または二間半（四・二m）で、現在の車社会になんとか耐えられるものである。また、家の裏側には背割下水が配置されていて、計画的に造られた町並みである。この町並みが造られたのは、直

人組は、ほとんど機能していなかったということである。このことは、多くの先行研究の主張を否定するものである。

#### 第六章 頼母子講および金銭貸借

頼母子講は、一三世紀頃から各地で行われていたとされているので、その仕方は、多種多様であったと考えられる。解析を行った三種類の講のうち二つの講は、講元は掛銀の運用を行い、参加者と講元の双方が利益を得ている。頼母子講は、庶民の相互扶助のためのものとされているが、当時の物価と現在の物価を比較した結果、掛銀は庶民が参加できるような額ではないことを指摘した。また、集めた資金の運用に関し、当時の利足を調べた結果、十分採算がとれることがわかった。

もう一つの講は、神社の復興を名目としたもので、掛銀が少なく参加者が多い。この講の場合、宝くじ的要素を持たせ、講元の利益を確定するとともに、参加者の満足を得るようにしている。頼母子講は、それぞれ工夫されていることに感心した。

#### 第七章 文政十三年おかげ参りに関する考察

神宮町文書に基づいて、文政十三年（一八三〇）のおかげ参りに関して考察した。この史料によると、大隅・隠岐・宍岐を除く全国の国々から御所町に来ていて、施行をした約六ヶ月間に、九七二九人が宿泊している。伊勢神宮より東の人や、摂津、河内等、伊勢へ行く街道から外れる人が来ている。これらの人たちは、参宮のついでに高野山や西国三十三所に参詣したものか、別の目的で出発した人たちが、おかげ参りの施行に便乗した等

の理由を考えた。

施行のために町内や近隣の村から、様々な寄進を受けている。それらの寄進をみると、各自が手近なものを分相応に寄進したことがわかる。この分相応ということは、現在の様な平等社会と比べて、いい面を持っているように思える。また、施行が広く住民に支持されていたこと、終わった後の行事等から、施行を一種のリクレーションと考えていたことが感じられた。

神宮町文書を調べていて、最も強く印象に残ったのは、この記録を残した御所町の先人たちの識字率の高さと勤勉さである。各地の市町村史等に施行の記録があるが、神宮町文書ほどの詳細な記録はない。このような記録を残すためには、多数の文字が書ける世話人が必要であり、また、六ヶ月間あまり記録をとり続けるといふ勤勉さが必要である。

#### 第八章 文政十三年のおかげ参りの再検討

文政十三年のおかげ参りの波及範囲について、広かったとする説と狭かったとする説がある。このように説が分かれているのは、参照した史料の違いによるものであることを指摘した。また、施行を受けるのみで参宮できたかどうかの問題についても、意見が分かれている。これについては、可能であるが、自力で参宮できる人は、おかげ参りの期間中に無理をして参宮しなかったとした。これらの結論は常識的なものである。近世史の研究では、史料をそのまま受け入れる傾向があるように思える。次に述べる参宮者の数については、その典型であると考えられる。

を調べた。高持の持高の分布を調べた結果、天保二年以降で、四〇石以上の高持の持高が大幅に増加し、一石未満の高持の数が大幅に減少している。この二極化傾向については、商品経済の発展としている先行研究等があるが、御所町の場合は、インフレーションがその要因であるとした。インフレーションの影響については、商業の場合は、個々の問題で、波に乗れるかどうかの問題である。一方、農業の場合は、自作でも小作でも一〇石以上の土地を確保していれば、対応できるものと考えられる。

高い高持の動向や持高の変化をみたとき、屋敷・田畑の取引は活発に行われている。これらのことから、「田畑永代売買禁止令」は実効性がなく、また、富裕層・貧困層の固定という概念等については、問題があることを指摘した。

#### 第四章 宗門改帳に基づく近世後期の人々の動向

宝暦二年（一七五二）から明治三年（一八七〇）の間の宗門改帳や関連史料等によって、近世後期の人々の動向について検証した。宗門改帳の作成基準や様式は、同じ幕府領であっても、その時の支配者によって異なっている。在籍の問題で、「現住地主義」と「本籍地主義」があるが、御所町の場合、時代によって異なっている。これは、先行研究等の江戸時代の人口統計に問題が生じる可能性がある。

人口は、調べた期間で大きな変化がない。この要因として、出生より死亡が多く、人口の自然減になっていた。御所町の場合、人口の増減の最も大きな要因は転入・転出であった。家族の人数は三人から四人で、時代が下がるにしたがって、

家持の割合が減少するとともに、借家の一人暮らしが増加している。一夫婦の子供数は、ほとんどの年で平均二人以下であり、子供一人の夫婦も多い。第一子との年齢差は、父親が三〇歳前後で、母親が二五歳前後であり、早婚とはいえない。独身の人も多く、具体的な数値を求めることができないが、合計特殊出生率は、現代と同じで二・〇未満であることは確実である。江戸時代は、早婚で子沢山とされているが、これは、人口が急激に増加した明治時代以降との勘違いのように思える。

人の移動に関し、時代が下がるにしたがって、地域内寺院の割合が少なくなっている。引越してくる人が時代とともに多くなったことを現しており、慶応二年では町内の寺院の檀家が半分以下になっている。

#### 第五章 五人組の機能に関する再検討

五人組は、年貢納入の連帯責任、犯罪防止のための相互監視等、江戸時代の悪いイメージの一つとなっている。しかし、年貢の連帯責任には矛盾があることを指摘した。年貢の未進に対しては、屋敷・田畑の物納で対応が可能であり、その例もあることを明らかにした。また、相互監視についても疑問があり、五人組帳前書の拡大解釈であると考えられる。

借財を残して家出した人の借財処理を五人組が実施した例を紹介した。この例では、五人組は金銭面での負担はせず、ただ処理を担当しただけである。五人組制度の実態についてまとめ、御所町では、五人組帳前書の読み聞かせも実施していなし、組合せについても、なんの工夫もされていない。すなわち、五



先行研究や辞典類等では、文政十三年のおかげ参りには、四〇〇万人から五〇〇万人の人たちが参詣したというだけで一致している。これは、一つしかない史料をそのまま受け入れられたことによるものである。本研究では、参宮者数は宮川の渡しの渡船能力から、実際にはその半分以下であるとした。これが、本研究のなかで最も重要なものだと考えている。

今までおかげ参りは、参宮者の多さのみが注目されてきた。しかし、単に伊勢への参宮だけではなく、いろいろな側面を持っているというのが、おかげ参りについての本検討の結論である。

中井家文書は七五〇点ほどあるが、ある程度検討が済んでいるが本書に入れなかったもの、未検討のもの等がある。ある程度検討が済んでいる項目として、高札と町定、綿作、文化十二年の洪水等がある。未着手の項目で、最も手間がかかると思われるのは「公用帳」、「御届帳」等の解析である。「公用帳」に書かれている触等の半分余りは、『京都町触集成』等に記載されている条項と同じである。しかし、独自のものとしてどのようなものがあるかが問題である。また、本書で参照した「御用地用集帳」の全文の翻刻、おかげ参りの「毎日泊名前」や「寄進帳」の翻刻等の仕事が残っている。

本研究は、御所町の歴史を明らかにすることと、先行研究で常識となつていることの再検討を目的としていた。本書の各章では、一応の成果をあげることができたと思う。今後、ライフワークとして、検討を続けるつもりである。前述のように、近

世史の先行研究は、史料に書かれていることをそのまま受け入れて、結論を出しているように思える。今後、検討するにあたっては、広い視野で、先行研究とは異なつた観点から検証することができればと考えている。

以上